

教化研究

2015年（平成27年）

No. 26

教化研究 第二十六号 ● 目次

平成二十六年研究活動報告

総合研究	総合研究プロジェクト	広報のあり方について	2
総合研究	総合研究プロジェクト	教化センターのあり方について	5
総合研究	総合研究プロジェクト	開宗850年に向けて①事業テーマ研究	9
総合研究	総合研究プロジェクト	開宗850年に向けて②過疎対策研究	13
総合研究	総合研究プロジェクト	寺院の公益性研究①仏教福祉研究	16
総合研究	総合研究プロジェクト	寺院の公益性研究②災害対応研究	19
応用研究	応用研究プロジェクト	法然上人御法語集第5集	22
応用研究	応用研究プロジェクト	浄土宗基本典籍の電子テキスト化	25
応用研究	応用研究プロジェクト	浄土宗基本典籍の英訳研究	28
基礎研究	基礎研究プロジェクト	浄土宗基本典籍の翻訳(日常勤行式)	31
基礎研究	基礎研究プロジェクト	法式研究	33
基礎研究	基礎研究プロジェクト	布教研究	36
基礎研究	基礎研究プロジェクト	教学研究Ⅰ(東京)	41
基礎研究	基礎研究プロジェクト	教学研究Ⅱ(京都分室)	44

研究ノート

過疎地域における寺院活動の現状と課題⑥

―北海道第一教区・第二教区の場合―

浄土宗における社会実践

―その理念と実践者について―

颯田本真尼を支えた人々とその背景

援助者によるクライエントの「受容」をめぐる

―法然の凡夫観をてがかりに―

無量寿経随聞講録巻下之二

開宗850年に向けて②過疎対策研究班……………48

寺院の公益性研究①仏教福祉研究班……………103

寺院の公益性研究①仏教福祉研究班……………107

寺院の公益性研究①仏教福祉研究班……………113

教学研究Ⅱ（京部分室）研究班……………118

……………118

平成26年度 浄土宗総合研究所活動一覽……………* 11

平成26年度 研究課題別スタッフ一覽……………* 7

平成26年度 研究プロジェクト一覽……………* 6

総合研究所運営委員会名簿……………* 5

浄土宗総合研究所研究員一覽……………* 4

編集後記……………* 3

【平成26年度】研究活動報告

広報のあり方について 活動報告

【研究の目的】

浄土宗の広報のあり方について総合的な視点より研究する。浄土宗の何を、誰に向けて広報し、どのように社会的責任を果たすのか、被包括寺院、檀信徒、社会、国際社会と対象を明確化し、効果的な広報のあり方を提言する。なお、これは宗務総長諮問プロジェクトである。

【研究会の内容】

浄土宗の広報のあり方について提言するために次の手順で活動を行った。(1) 他宗教教団広報のヒアリ

ング調査、(2) 広報を専門とする学識経験者の講師招聘、(3) 以上のヒアリング調査や講義内容を分析・検討し、報告書を作成した。

(1) 他宗教教団広報の調査

他宗教教団広報の調査を行い、各教団組織における広報の位置付けや規模に関するヒアリング調査を行った。調査した教団の対応部署は以下のとおりである。

- ・ 浄土真宗本願寺派 社会部社会情報担当
- ・ 曹洞宗 人事部文書課広報係
- ・ 立正佼成会 総務局外務部外務グループ
- ・ 真如苑 企画部広報課

(2) 学識経験者の講師招聘

広報に関連する学識経験者として、以下の講師を招聘し、広報における理念や意義について話を伺い、広報に関する知見を深めた。講師および講題は次のとおりである。

・中村甲（全日本仏教会総務部次長）

講題「やっぱり広報は大切」

・谷本篤史（株式会社電通）

講題「広報とメディア」

・西出勇志（共同通信記者）

講題「宗教とメディアについて」

・鵜飼秀徳（日経BCJ社記者、浄土宗教師）

講題「浄土宗の広報について」

・北村敏泰（中外日報社特別編集委員・取締役編集

局長）

講題「宗門の対マスメディア広報戦略に向けて」

【研究会開催日】

第1回研究会 平成26年4月7日 通常研究会

第2回研究会 平成26年4月21日 通常研究会

第3回研究会 平成26年4月23日 浄土宗本願寺派の

ヒアリング調査

第4回研究会 平成26年5月26日 立正佼成会のヒア

リング調査

第5回研究会 平成26年6月4日 真如苑のヒアリン

グ調査

第6回研究会 平成26年6月23日 通常研究会

第7回研究会 平成26年7月30日 中村甲先生、谷本

篤史先生講義

第8回研究会 平成26年8月4日 通常研究会

第9回研究会 平成26年8月18日 西出勇志先生講義

第10回研究会 平成26年11月24日 通常研究会

第11回研究会 平成26年12月8日 鵜飼秀徳先生講義

第12回研究会 平成27年1月13日 通常研究会

- 第13回研究会 平成27年1月19日 通常研究会
第14回研究会 平成27年2月2日 通常研究会
第15回研究会 平成27年2月16日 通常研究会
第16回研究会 平成27年3月16日 北村敏泰先生講義

【研究会スタッフ一覽】

主務 戸松義晴

研究員 名和清隆、東海林良昌

嘱託研究員 工藤量導

研究スタッフ 大蔵健司

【文責 戸松義晴】

教化センターのあり方について

【研究調査目的】

本プロジェクト「教化センターのあり方について」は、総合研究所規程第二条第六項「宗務総長から指示された教学、布教、法式、その他教化の諸問題に関する事項」のうち、その他教化の諸問題として調査研究を実施したものである。調査研究実施期間は平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの一年間である。

教化センターは昭和四十七年度、開宗八百年慶讃記念事業の一環として開設され、現在に至るまですでに四十年以上経過しているが、今現在、浄土宗教団によ

る教化活動が他教団に比較して活発であるとはいえない状況にある。特に現状での教化センターは教化活動の実施や教化推進活動の中心的存在であるかには疑問が残る。このような現状を背景として、本プロジェクトは教化センターの設立から今日までの経緯、活動状況と問題点等を調査分析し、他宗派の教化活動の状況等も参考にしながら、本宗における教化センターのあり方を提案することを目的としたものである。

【研究調査結果】

報告内容は以下の通りである。

1. 教化センターの現状

- (1) 浄土宗教化センター規程
 - (2) 地方教化センターの委員構成
 - (3) 地方教化センターの活動実態
 - (4) 地方教化センターの現状
- 2 浄土宗における教化センターの歴史
- (1) 教化センターの発足
 - (2) 初期教化センター活動
 - (3) 教化推進会議
 - (4) 教化研修会
 - (5) 教化センター活動の諸課題
3. 他仏教教団の教化センター
- (1) 曹洞宗
 - (2) 浄土真宗本願寺派
 - (3) 真宗大谷派
 - (4) 日蓮宗
 - (5) 各教団教化センター活動
4. 今後の教化センターのあり方
- (1) 教化センターが果たすべき機能 (目標)

- (2) 教化センター事業のあり方
- (3) 組織体制のあり方

【研究実施日、研究内容】

- 第1回研究会 平成26年4月14日 研究調査目的の共有、研究調査方法の検討
 - 臨時研究会 平成26年5月08日 宗務総長へのヒアリング
 - 第2回研究会 平成26年5月20日 教化に関する考え方について討議
 - 第3回研究会 平成26年6月09日 教化のあり方について討議
 - 第4回研究会 平成26年6月30日 曹洞宗宗務庁へのヒアリング
 - 第5回研究会 平成26年7月28日 社会国際局教化推進関連資料の分析
- 教化のあり方について個人発表。討議
- 教化のあり方について個人発表。討議

教化センターの歴史的動向の分析

教化センターの機能について分析

第6回研究会 平成26年8月04日 他教団教化セン

ターの組織と活動

教化のあ教化のあり方について個人発

表。討議

第7回研究会 平成26年8月31日 中間報告書の内容

検討

中間報告書の作成

第8回研究会 平成26年9月12日 宗務総長への中間

報告

第9回研究会 平成26年10月06日 中間報告会での間

題点の抽出と検討

第10回研究会 平成26年11月10日 他教団教化セン

ターの調査分析

第11回研究会 平成26年12月03日 他教団教化セン

ターの調査分析

教化センターのあり方の討議

最終報告書の内容検討

第12回研究会 平成26年12月22日 教化センターのあ

り方の討議

最終報告書の内容検討と執筆担当の決

定

第13回研究会 平成26年01月26日 他教団教化セン

ターの調査分析

教化センターのあり方の討議

最終報告書の内容検討

執筆状況の確認

第14回研究会 平成26年02月16日 他教団教化セン

ターの調査分析

教化センターのあり方の討議

最終報告書の読み合わせと修正

第15回研究会 平成26年03月16日 最終報告書の読み

合わせと修正

最終報告書要約の作成

【研究担当者】

主 務 今岡達雄

研 究 員 袖山榮輝、宮坂直樹、八木英哉

嘱託研究員 石田一裕

研究スタッフ 島田絵加

【文責 今岡達雄】

開宗八五〇年に向けて①事業テーマ研究

【研究目的】

本宗は二〇二四年に開宗八五〇年を迎え、本宗諸方面により記念事業が企画立案されるであろう。とはいえ残された時間は極めて限られていると思われる。そのなかで「誰に（事業対象）」「何を（事業内容）」「いかに（実施方法）」展開させるかを検討していかねば、記念すべき事業にミスマッチが生じかねない。

本プロジェクトは「21世紀の浄土宗の課題研究」を引き継ぎつつ、開宗八五〇年記念事業が企画立案されていくにあたって議論を深める環境整備を念頭に、事業理念から事業対象や事業の分類等を想定したうえで、

議論の土俵となり得る事業テーマのあり方を示すことを目的とする。

【研究内容】

研究一年目に当たる本年度は、上半期は主に基礎資料の収集と整理を行い、次いで下半期は基礎資料の整理、検討、評価を行った。さらに事業理念を想定する作業に取りかかった。

【作業大綱】

①本プロジェクトの方向性、作業内容について、今岡副所長より方針説明を求め、研究班内の共通認識

を深める。

②『新纂浄土宗大辞典』収載予定の年表データから、「開宗七五〇年」「開宗八〇〇年」記念事業に関する情報収集をピックアップして分類等を実施し、事業の傾向の把握につとめる。その上で、それぞれの時代背景を念頭に、過去の記念事業における理念等の読み取りにつとめる。また参考までに宗内の過去の周年事業についても前出年表データの情報をまとめる。以上の作業から、一般の記念事業を想定する際の前提を導くこととした。

③事業テーマの想定に向けての視野を広げるために、試みとして研究班内で個別に仮の記念事業を考案させ、記念事業を企画立案する際、いかなる課題が潜んでいるか、検討を試みる。次いで、試みに提案された事業案を類型別に分類する。ちなみに、ひとまず「地域開放体験型」「情報発信体験型」「情報発信型」「内部充実型」「組織調整型」といった視点を得ることができた。

④これら一々の視点から、どのような事業理念を導くことができるか、研究班内での議論を重ねる。以上の作業から、一般の記念事業のサンプル案と事業理念の想定まで導くこととした。

⑤基本作業として法然上人における立教開宗の精神とその視点を確認し、次いで対照すべき現代という時代の特徴について知見を深め、記念事業理念想定の背景にすることとした。研究班外からは齊藤舜健専任研究員より「デジタルアーカイブ」の概念について解説を求めた。

⑥研究班内での議論が拡散しないよう、研究初年度ではあるが、最終的な成果報告に向けた、章立て目次立ての検討をする。

⑦研究会とは別に情報収集活動を行い、研究班内で情報共有を図る。

【研究会等開催日と研究内容】

第1回 4月21日 作業大綱①

第2回	5月12日	作業大綱②③
第3回	6月23日	作業大綱③⑥
第4回	7月28日	作業大綱③
第5回	8月18日	作業大綱③
第6回	9月3日	作業大綱③
第7回	10月20日	作業大綱⑤⑥
第8回	10月30日	作業大綱③
第9回	11月11日	作業大綱⑤⑦
第10回	12月3日	作業大綱③
第11回	12月22日	作業大綱⑤
第12回	1月19日	作業大綱⑤
第13回	2月9日	作業大綱⑥
第14回	2月16日	作業大綱⑥
第15回	3月2日	作業大綱⑥
第16回	3月9日	作業大綱④
第17回	3月16日	作業大綱④
第18回	3月23日	作業大綱④
第19回	3月30日	作業大綱④

【情報収集活動】

・11月4日 本研究所公開シンポジウム

「僧侶 ―いかいあるべきか―」聴講

(京都・浄土宗事務庁)

・11月7日 浄土真宗本願寺派総合研究所公開講座

「農村（ムラ）のお寺 ―その役割と

可能性―」聴講

(講師 徳野貞雄 熊本大学教授

京都・西本願寺・聞法会館)

・2月6日 全日本仏教会 時局対策セミナー

「伝統仏教と人口減少」聴講

(講師 和田理都子 野村證券

金融公共公益法人部 主任研

究員

塚喜智志 野村證券

金融公共公益法人部 課長

東京・野村證券日本橋本社)

【文責
袖山榮輝】

以上

開宗850年に向けて② 過疎対策研究 活動報告

【研究の目的】

過疎地域における寺院の現状を把握するとともに、各寺院、組、教区が行っている取り組みを収集し共有化する。

【研究内容】

① 過疎地域の寺院へのアンケート調査(正住職寺院版・

兼務寺院版 H24年6月実施)の分析を進めた。兼務寺院版の分析については浄土宗総合学術大会での発表を行った。

② 寺院問題検討委員会(総務局所管)『いきいきお寺

事例集 べら活のすすめ』の原稿執筆

寺院問題検討委員会は、各地で顕著な活動をしている事例を集めた「事例集」を作成しているが、本研究班が事例の原稿執筆を担当している。「過疎地域の寺院へのアンケート調査」に見られた回答、また本研究班が過去に行った調査から得た事例を中心として掲載事例を選択し、電話での追調査をしたのち原稿化を行った。

③ 宮城教区主催ふるさと「縁〜enshi〜」大回向 東日本大震災追悼法要(平成26年10月11日)の参与調査、および参加者に対するアンケート調査を実施した。

④和歌山教区日高組主催「日高念仏大法会」(平成26年11月9日)への参与調査を行った。

【研究会開催日】

第1回研究会	平成26年	4月7日
第2回研究会	平成26年	4月14日
第3回研究会	平成26年	4月21日
第4回研究会	平成26年	5月12日
第5回研究会	平成26年	5月19日
第6回研究会	平成26年	6月2日
第7回研究会	平成26年	7月7日
第8回研究会	平成26年	7月28日
第9回研究会	平成26年	8月4日
第10回研究会	平成26年	8月4日
第11回研究会	平成26年	8月11日
第12回研究会	平成26年	8月18日
第13回研究会	平成26年	8月25日
第14回研究会	平成26年	9月1日

第15回研究会	平成26年	9月8日
第16回研究会	平成26年	9月22日
第17回研究会	平成26年	9月29日
第18回研究会	平成26年	10月27日
第19回研究会	平成26年	11月10日
第20回研究会	平成26年	11月17日
第21回研究会	平成26年	1月13日
第22回研究会	平成26年	1月19日
第23回研究会	平成26年	1月26日
第24回研究会	平成26年	2月2日
第25回研究会	平成26年	2月9日
第26回研究会	平成26年	1月19日
第27回研究会	平成26年	1月26日
第28回研究会	平成26年	2月2日
第29回研究会	平成26年	2月9日

【研究スタッフ一覧】

代 表 武田 道生

主 務 名和 清隆

研 究 員 東海林 良昌、宮坂 直樹、工藤 量導、

石田 一裕

嘱託研究員 石上 壽應、鍵小野 和敬

【文責 名和清隆】

寺院の公益性研究① 仏教福祉研究

【研究目的】

浄土宗寺院は地域の公益性にいかに関与しているかを研究することを目的とする。実際に活動している事例を取り上げその背景・意義等を分析考察し、浄土宗寺院への提言を行う。

【研究内容】

寺院の公益性とは何かということを根底に据えつつ、広く寺院で行われている社会活動の事例を調査した。教区ごとに全国浄土宗青年会に調査をお願いし、その中より注目すべき活動をピックアップして検討を加え

た。具体的には、ちょっとした工夫で行える実践や、公益活動の運営方法や運営に際して協力していただく方々との関係性について分析した。また「共生文化大賞」の資料についても分析を加え、その中より浄土宗寺院において実践可能な公益活動について検討した。

【作業大綱】

- ①事例研究 各教区の浄青より報告のあった事例の分析
- ②事例研究 共生文化大賞の分析

〈公開研究会〉

・第一回 六月二十三日

「五大院縁日と町おこし」 大正大学非常勤講師
鈴木行賢氏

・第二回 二月二十六日

「閻魔様の縁日について」静岡教区 山田雅宣氏

「寺院イベントの開催について」静岡教区 瀧沢

行彦氏

【研究会開催日と研究内容】

▼第一回 四月十四日

◇本年度の研究について

- ・寺院の活動調査
- ・共生文化大賞の整理
- ・その他の研究について

◇公開講義について

▼第二回 五月十二日

◇アンケート調査の項目について 石川基樹

◇共生文化大賞の整理 鷺見宗信

◇アンケートであげる事例について

◇谷山洋三氏「教区福祉の提案」について

▼第三回 六月二十三日

◇公開研究会

「五大院縁日と町おこし」 大正大学非常勤講師 鈴木

木行賢氏

▼第四回 七月二十八日

◇浄青に依頼したアンケート結果について

◇公開研究会について

▼第五回 九月二十八日

◇研究発表 「自己受容を考える」 郡嶋昭示

◇公開研究会について

▼第六回 十月二十七日

◇研究発表 「寺院における「講」の現状と課題―社会的活動の基盤としての可能性―」 曾田俊弘

◇仏教社会福祉学会発表報告

▼第七回 十一月十日

◇研究発表 「法然教学と社会実践」 曾根宣雄

▼第八回 十二月二十二日

◇研究発表「福田行誠上人における四恩説の受容に

ついて」吉水岳彦

◇公開研究会について

▼第九回 二〇一一年 一月二十六日

◇研究発表 坂上雅翁発表「颯田本真尼の布施行」

▼第十回 二月二十六日

◇公開研究会

静岡教区 山田雅宣氏「閻魔様の縁日について」

静岡教区瀧沢行彦氏「寺院イベントの開催につい

て」

▼第十一回 三月二十六日

◇熱海海福寺様調査、(滝沢行彦氏、山田雅宣氏)

【研究スタッフ一覧】

研究代表 石川到覚 主務 曾根宣雄

研究員 坂上雅翁 曾田俊弘 郡嶋昭示

研究スタッフ 藤森雄介 鷺見宗信 吉水岳彦

石川基樹 大河内大博 永田真隆

菊地結 田中美喜

【文責 曾根宣雄】

寺院の公益性研究② 災害対応研究

【研究の目的と内容】

災害が起きた時に寺院や僧侶はどのようにに対応するのか、平時より災害に備えてどのような準備をしておくべきかについての情報収集と整理を目的とする。時間を経過することによる変化についても考慮しながら、これまでの東日本大震災の際の被災地寺院での起こった出来事、救援活動での成果や課題に関する情報の整理を行うとともに対応策について検討することを目的とする。

その一環として、自治体や仏教会・寺院との「災害時協力協定」の締結の経緯と内容を調査研究している。

なおこの協定に関する調査は、文部科学省科学研究費助成事業である「宗教施設を地域資源とした地域防災のアクションリサーチ」（研究代表：大阪大学准教授・稲場圭信先生）に研究協力をしている。

【研究会実施日】

- 第1回研究会 平成26年4月14日
- 第2回研究会 平成26年5月12日
- 第3回研究会 平成26年6月2日（都庁聞き取り調査）
- 第3回研究会 平成26年6月9日
- 第4回研究会 平成26年7月28日
- 第4回研究会 平成26年8月6日（大本山増上寺様開

き取り)

第5回研究会 平成26年8月19日

第6回研究会 平成26年9月8日 (配島氏講義)

第7回研究会 平成26年10月6日

第8回研究会 平成26年11月10日

第9回研究会 平成26年11月17日

第10回研究会 平成26年12月15―16日 (大本山善導寺様聞き取り)

様聞き取り)

第11回研究会 平成26年12月22日

第12回研究会 平成27年1月20日

第13回研究会 平成27年1月29日

第14回研究会 平成27年2月9日

第15回研究会 平成27年2月24日

第16回研究会 平成27年3月2日

第17回研究会 平成27年3月4日―5日 (釜石市・大槌町聞き取り)

【研究進捗状況】

本年度は主に、自治体と仏教会や寺院の災害時協力協定に関する調査を行なった。昨年度実施した3か所の聞き取り調査（北海道三笠市・埼玉県寄居町・群馬県桐生市）の協定内容の整理と比較検討をし、浄土宗総合学術大会にて発表。また、東日本大震災の教訓をもとに結成された釜石市仏教会と、同様に震災後に締結された同会と釜石市役所との協定について、市役所担当者ならびに寺院（4カ寺）の聞き取り調査を実施した。

都市部での災害時の寺院の役割を考察するため、東京都危機管理監宮壽泰樹氏と担当課長を再訪し、災害時の寺院の役割についての聞き取り調査を行った。

総大本山の災害時の被災者受け入れ態勢の調査としては、8月に大本山増上寺様、12月に大本山善導寺様にて担当者からお話を伺い視察を実施。また寺院における災害時備蓄に関する研究（「畳半畳運動」）と関連

し、共生地域創造財団・セカンドハーベストジャパンの薮島氏とその実現可能性についてのシミュレーションを行うと同時に、同氏より平成26年8月に発生した広島土砂災害におけるボランティアの受援等についてご講義いただいた。その他、東北ブロック浄土宗青年会が実施する寺院での備蓄運動への意見交換と助言を行った。

【研究担当者】

代 表 今岡 達雄

主 務 宮坂 直樹

研 究 員 戸松義晴・袖山榮輝・曾根宣雄

東海林良昌・吉田淳雄

嘱託研究員 郡嶋昭示

研究スタッフ 小川有閑・高瀬顕功・小林惇道

問芝志保

【文責 宮坂直樹】

『法然上人のご法語⑤―制誠編―』刊行プロジェクト活動報告

【研究目的・研究内容】

本研究班は、平成九年から同一三年にかけて浄土宗から刊行された『法然上人のご法語』（以下、『ご法語』と記す）第一集から第三集に引き続き、第五集の刊行を目指している。これまで『法然上人のご法語①―消息編―』（平成九年三月発行、全二八四頁）、『法然上人のご法語②―法語類編―』（平成一一年三月発行、全四一三頁）、『法然上人のご法語③―対話編―』（平成一三年六月発行、全四八三頁）からなる三集を編訳・刊行してきたものの、いまだ法然上人の遺文類を網羅し得ていない。そのため、これまで取り上げら

れなかった法然上人のご法語について、引き続き編訳作業を進めている。

第五集は、これまで刊行された『ご法語』前三集に準じて、『昭和新修法然上人全集』（以下、『昭法全』と記す）「第六輯 制誠篇」を取り上げて、順次、研究会を重ねてきた。これまで刊行してきた三集は、説示内容に応じた適切な法語の配当、法話に資する適度な法語の分量設定、丁寧で分かりやすい現代語訳、豊富な語注と適切な索引などを施したことから、既に第一集が完売するなど、本宗僧侶の布教伝道資料として大いに活用され、あるいは、一般読者からも高い支持を得てきた。本書の刊行は、法然上人の選択本願念仏

思想の普及の一助となり、本宗の一層の教線拡大を促すこととなるであろう。

【作業大綱】

平成二六年度の作業大綱は概ね以下の通りである。

①引用法語の選定・編集―『昭法全』「第六輯 制誠篇」(七八一頁〜八一六頁)所収の各種法語について、法語の典拠調査、法語の典拠前後の内容確認、法語中の引用文献の調査、その法語が所収される各種異本等との校合作業などを研究員が分担して調査。以上の作業を踏まえた上で、一般読者向けの読みやすい文体を作成し、あわせて、引用法語についての必要な書誌情報を示す脚注の作成をする。

②選定法語の現代語訳―①を経た法語について、本書でもっとも重きを置いている一般読者向けの読みやすい現代語訳の作成。

③選定法語の配当―『こ法語』前三集の目次に沿った法語の配当。

④語注・索引作成―『こ法語』前三集に準じた語注・索引の作成。

以上が本年度の作業大綱である。平成二六年度末時点において、①の作業を終え、②の作業を順次進めている。平成二七年度は、②の作業の進捗を図ると共に、順次、③・④の作業を進めていきたい。

【研究会開催日及び研究内容】

・平成二六年…平成26年 9月22日

平成26年 10月20日

平成26年 11月10日

平成26年 12月22日

平成二七年…平成27年 1月26日

【研究スタッフ一覧】

・研究主務

林田康順 浄土宗総合研究所研究員

・研究スタッフ

袖山栄輝 浄土宗総合研究所専任研究員

石川琢道 浄土宗総合研究所研究員

佐藤堅正 浄土宗総合研究所研究員

東海林良昌 浄土宗総合研究所研究員

曾根宣雄 浄土宗総合研究所研究員

和田典善 浄土宗総合研究所研究員

石上壽應 浄土宗総合研究所嘱託研究員

吉水岳彦 浄土宗総合研究所嘱託研究員

大橋雄人 浄土宗総合研究所研究スタッフ

石田一裕 浄土宗総合研究所常勤嘱託研究員

工藤量導 浄土宗総合研究所常勤嘱託研究員

郡嶋昭示 浄土宗総合研究所常勤嘱託研究員

本報告をご一読いただいた大方の諸賢には、本研究
班へのご理解をいただき、広くご指導・ご鞭撻をお願
い申し上げます、報告にかえさせていただきます。 合掌

【文責 林田康順】

浄土宗基本典籍の電子テキスト化

【研究目的】

近年の情報化の進展に伴い、浄土宗学・宗教学・宗
教社会学などを含む人文科学分野の研究においても、
基本的な典籍について情報処理技術を駆使して調査分
析する方法論が一般的になってきた。しかし、このよ
うな調査分析方法を適用するためには、基本典籍が電
子的情報に変換（電子テキスト化）されていることが
必要条件である。

本研究会では、『続浄土宗全書』（以下『続浄』と略す）
の電子テキスト化を中心に研究を進める。仏教經典の
電子テキスト化では、大正新脩大藏経テキストデータ

ベースが使用する形式（以下S A T形式と略す）が事
実上の標準となっている。そこで、『続浄』の電子テ
キスト化に際しても、S A T形式を基本とし、『続浄』
独自の形式を付加し、調点・ルビ・割書等も含めた完
全な書籍情報を持つ電子データを作成する。その電子
データを用いて、『続浄』の検索システムの構築を目
指す。

【研究内容】

- ① S A T形式での『続浄』の、データ入力 of 継続
- ② 電子データの品質を高めるための検取作業
- ③ 『続浄』独自の形式に対応した入力ルールの検討

④ 『純浄』電子データを公開するための準備作業

⑤ 外部の有識者による講義や勉強会の開催

⑥ 研究所内の研究成果報告書、『教化研究』など、既に印刷物として発表された成果のPDFファイル化の

検討・実施

【作業大綱】

A 進捗管理

・発注済みの、『純浄』の第15～17巻の3巻分の電子データが納品された。

B 成果物検収

・電子データ中の訓点・ルビ・割書や、データ形式について検収を行った。

C 成果物公開

・『純浄』検索システム（試用版）を研究所内で試験的に公開・運用し、改良を続けている。また、総合学術大会のポスターセッションで発表し、デモンストレーションを行った。

D 講義および勉強会シンポジウム参加

・1/22 国立国会図書館のシンポジウム「デジタル文化資源の情報基盤を目標して：Europaと国立国会図書館サーチ」に参加した。

【研究会開催日と研究内容】

平成26年4月14日 新年度研究内容打合せ、21日 検索システムの検討、28日 データ入力業者と打ち合せ。
5月12日 検索システムの検討、19日、26日 XMLタグの検討。

6月2日 XMLタグの検討、9日、16日 データ検収方法の検討、23日、30日 検索システムの検討。

7月7日、24日 検索システムの検討。

8月4日 XMLタグの検討、18日、25日 総合学術大会発表の準備。

9月3日 データ入力業者と打ち合せ、8日 総合学術大会発表の準備、29日 検索システムの検討。

10月20日、27日 XMLタグの検討。

11月10日 事業テーマ研究会での発表。

12月5日 データ入力業者と打ち合せ、15日 X M L
タグの検討、22日 検索システムの検討。

平成27年1月19日 検索システムの検討、26日 国会
図書館シンポジウム報告。

2月2日、9日 X M Lタグの検討、16日 検索シス
テムの検討。

3月2日、16日 検索システムの検討、23日 データ
入力業者と打ち合せ、30日 検索システムの検討。

【文責 佐藤堅正】

浄土宗の基本典籍の英訳研究

・プロジェクト名

浄土宗の基本典籍の英訳研究

・研究目的

浄土宗劈頭宣言「世界に共生を」に基づき浄土宗の教えを世界に発信するため、『浄土宗聖典』の英訳・出版を目的とした研究会を開催する。『和語燈録』の英訳・編集・確認作業、『観経疏』英訳の集中研究会、Coats and Ishizuka S 『Honen The Buddhist Saint』のテキスト化、本文・脚注などの確認作業を行う。また仏教聖典英訳に関する国際学会・会議などに参加し、翻訳

に関する研究動向・現状を把握し、その成果をプロジェクトに反映する。英語ホームページに研究成果を公開し、世界に浄土宗の教えを発信していく。

・研究内容

- ① 『和語燈録』・『観経疏』の英訳
- ② 『四十八卷伝』英訳
- ③ 国際学会への出席

・作業大綱

- ① 『和語燈録』・『観経疏』の英訳については、平成二六年六月から七月に、カルフォルニア州立大学バー

クレイ校仏教学・マーク・ブラム教授を招聘して集中研究会を開催した。この集中研究会において、『和語燈録』のうち『三部経釈』の訳出を終える。『観経疏』は序文義の訳出が完了。

② 『四十八巻伝』英訳については、ワッツ研究員が一年を通して、コーツ・石塚訳の見直し作業に取り組み、本文の訂正作業と脚注の確認作業を進行させた。

③ 八月一日～二三日までオーストリアのウィーン大学で開催された国際仏教学会第十七回学術会議(The XVIIth Congress of the International Association of Buddhist Studies) に石田・高瀬両研究員が参加し、英訳三部経などについての学術発表を行なった。九月には発表報告をして、プロジェクトメンバーでの成果の共有を図った。

・研究会開催日及び研究内容

今年度開催された研究会は以下の通りである。

平成26年

4月1日・15日・22日

5月13日・20日

6月3日・9日・10日・12日・13日・16日・17日・18日

7月20日・23日・24日・25日・26日・27日・28日

7月1日・2日・3日・29日

8月5日・12日・26日

9月2日・9日・30日

10月7日・21日・28日

11月25日

12月9日

平成27年

1月13日・20日

2月3日・10日、24日

3月3日・10日

・研究参加者一覧

・代表 田丸徳善

・主務 戸松義晴

・研究員・スタッフ 石田一裕・小林惇道・佐藤堅正・

高瀬顕功・北條竜士・シヨナサ

ンワッツ

【文責 戸松義晴】

浄土宗基本典籍の翻訳（日常勤行式）

【研究目的】

浄土宗21世紀劈頭宣言に掲げられる「世界に共生を」を具現化していくため、日本語を母語としない方々に対して、日常の勤行に使用可能な日常勤行式を作成し、浄土宗の国際化の一助とすることを目的とし、そのための第一段階として現行の日常勤行式を英語、ポルトガル語、イタリア語、ドイツ語、フランス語、（現代）中国語に翻訳する。

【研究内容】

はじめに翻訳の準備作業として、日常勤行式の現代

語訳および解説書の収集・整理を行う。そして、この作業により作成された資料を参照しながら、また、既存の日常勤行式の翻訳（英語、ポルトガル語）や、英訳三部経・英訳選択集を参照しながら、ふさわしい訳語・表現について議論を進めていく。

翻訳作業に関しては、開教区あるいは外国人の実際の使用に堪えるものとするため、社会国際局に関係する開教区との関連のもとで行う。

【作業大綱】

翻訳およびその準備作業に先立ち、平成26年5月に開教区総監・開教師との面談の機会を得た。これにより、

翻訳方針に関連することのみに限らず、開教区での現状が国内での様々な問題を先取り、先鋭化したものであるという認識を持つに至っている。

翻訳の準備作業としての現代語訳および解説書の収集については、現代語訳23点、解説書32点を収集し対照資料を作成した。

上記の現代語・解説資料をもとに日常勤行式の英語、ポルトガル語、ドイツ語、イタリア語、フランス語への翻訳を進め、26年度末時点で懺悔偈の訳出まで完了した。

また、当プロジェクト発足後に、東アジア言語への対応が必要であるとの指摘を受けた。そのため、26年度には現代中国語への翻訳を始めるための体制を整えた。

9月16日、10月14日、11月18日、12月22日

平成27年

1月14日、2月4日、2月19日、3月18日

【研究担当者】

代表 表 戸松義晴

主 務 市川定敬

研究員 齊藤舜健、上田千年、井野周隆、田中

芳道、米澤実江子

嘱託研究員 八橋秀法、南宏信、米澤実江子

研究スタッフ 薊法明、西本明央、前田信剛、角野玄

樹

【文責 市川定敬】

【研究会開催日及び研究内容】

平成26年

4月15日、5月13日、6月17日、6月24日、7月15日、

法式研究班 活動報告

【研究の目的・内容】

法式研究班では、本年度は昨年度に引き続き「伝統的葬送儀礼」と新たに「『般舟讚』行法」という二つのテーマを研究対象とした。

(1) 伝統的葬送儀礼について

「伝統的葬送儀礼」では、全国的に消えゆく土葬を具体的に取り上げ、葬送の儀礼的な側面に関する調査を施して、記録保存することを目的とする。

昨年度までに、近年まで土葬が実際に行われていた地方を検索し、平成24年度に三重県伊勢地方（伊勢市

西豊浜町並びに矢持町菖蒲の二地区）、平成25年度に熊本県天草地方に赴き、その調査結果を『教科研究』24号および25号に報告した。

本年度は平成27年1月27日に埼玉県鴻巣市において調査を実施した。また、京都府相楽郡和束町の調査も行う予定であったが、日程の都合が付かず、次年度へ先送りとなった。今後、埼玉県鴻巣市の調査結果をレポートにまとめ、研究会を開く予定である。

また、以降は北関東、東北地方において現地調査を予定している。各地方地域の土葬文化の調査結果を精査し、最終的には全国的な比較研究を行うつもりである。それらの調査事例を詳細に解析することで、葬送

における引導作法の重要性を導き出し、現代の葬送儀礼執行の根柢と意義を再構築することで、現在省略されつつある葬送儀礼に対して改めてその本来の意義の有意性を提起するための試論としたい。

(2) 『般舟讚』行法について

『般舟讚』行法においては、教学的側面および法式的側面の両面からの研究会を共催し、行法としての『般舟讚』の再生復興を試みる。

まず善導の教学研究を専門とする柴田泰山師より、教学的側面から『般舟讚』に関する内容講義を受けた。それによれば、善導の著述のうち『般舟讚』と『観念法門』『法事讚』『往生礼讚』『観経疏』のそれぞれが相応する箇所を比較し、思想的関連性を考察すると、その成立順序は『観念法門』↓『往生礼讚』↓『法事讚』↓『観経疏』↓『般舟讚』であったと推定される。なお、善導著作の五部九巻のうち、教義を明かした『観経疏』を「解義分(教相分)」とよび、行儀作法を明かした『法

事讚』『往生礼讚』『観念法門』『般舟讚』の四部を合わせて「行義分」と通称する。このように、『般舟讚』は最後に成立した行儀作法を明かす著作であり、教義的にも善導浄土教の要点を提示した重要な典籍である。

行儀分に属する典籍のうち、法要等で用いられるのは『法事讚』および『往生礼讚』が主であり、『般舟讚』の行法は現在、本宗においてほとんど修されていない。他方、浄土真宗本願寺派の『勤行集』には「般舟讚前序」並びに「般舟讚」が掲載されており、現在も修されている様子がかがえる。

増上寺の経蔵所蔵資料によれば、少なくとも徳川家九代家重(惇信院殿)、十二代家慶(慎徳院殿)の新葬中陰二七日において、『般舟讚』が勤められていたことが確認できる。その他、将軍家の法事等においても『般舟讚』を抜粋した「称讚偈」が唱えられていた。すなわち、本宗では近世までは『般舟讚』は勤修されていたのであるが、その後、行法の伝承が途絶えてしまったのである。このような現状を鑑み、本研究班

では法要儀式としての『般舟讚』の再生復興の意義を提示するとともに、その行法を再構築することとなった。なお、一般寺院においても執行できる法要として提案することを念頭に入れており、『般舟讚』説示内容の意図を熟慮した上で重要箇所を抜粋しながら、次の構築を進めている。

平成27年度末の公開講座において、柴田泰山師による『般舟讚』の内容解説、および研究員によって新たに構築した次第にもとづく『般舟讚』行法を勤める予定である。

【研究会開催日】

- 第1回研究会 平成26年4月14日 通常研究会
- 第2回研究会 平成26年4月16日 通常研究会
- 第3回研究会 平成26年6月9日 柴田泰山師『般舟讚』講義
- 第4回研究会 平成26年6月16日 通常研究会
- 第5回研究会 平成26年6月23日 通常研究会

- 第6回研究会 平成26年7月7日 通常研究会
- 第7回研究会 平成26年7月28日 増上寺経蔵所蔵資料閲覧（『般舟讚』次第）

- 第8回研究会 平成26年9月10日 通常研究会
- 第9回研究会 平成26年11月10日 通常研究会
- 第10回研究会 平成26年12月25日 通常研究会
- 第11回研究会 平成27年1月15日 通常研究会
- 第12回研究会 平成27年1月27日 埼玉県鴻巣市の伝統的葬送儀礼の調査

- 第13回研究会 平成27年3月4日 通常研究会

【研究スタッフ一覽】

- 研究主務 中野孝昭
- 研究員 西城宗隆 荒木信道 柴田泰山 工藤量導
- 嘱託研究員 田中康真 中野晃了 大澤亮我 清水秀浩
- 板倉宏昌 八橋秀法 山本晴雄
- 熊井康雄 坂上典翁

【文責 中野孝昭】

布教研究

【研究目的】

1、宗派による法話の説き方の違いと特徴を浮かび上がらせる。

2、一般書店等で市販されている法話集を収集し、内容を調査し、現代社会における仏教の「救い」の違い等、各宗派が現代に説く世界観・人間観を探る。

3、所内講習会に各宗派で布教師（使）養成に関わっている先生方を招き、養成道場等における指導方針・内容・カリキュラムなどを探る。

【研究内容】

1、宗派による法話の解き方の違いを浮かび上がらせる。所内研究員が分担して、宗派ごとの布教方針・法話資料・法話実例集などを収集し、研究会において読み合わせを行い、それぞれの特徴を調査する。

後藤研究員 ↓ 浄土真宗本願寺派

八木研究員 ↓ 日蓮宗

宮入研究員 ↓ 曹洞宗

2、現代社会の不安への対処、葬儀式や年回法要で説

かれる法話例を、読み合わせてそれぞれの宗派の特色を浮き上がらせた。

資料…『最新法話データ大事典』（雄山閣出版）

『仏教法話大辞典』（名著出版）からピック

アップ

『古寺をめぐる こころの法話』朝日新聞

出版

3、各宗派の布教師（使）養成に携わる先生方を招き、

カリキュラムや指導内容を聞く所内講座を開催

する。

【研究会等開催日と研究内容】

平成26年

第1回研究会 4月3日

内容…『教化研究』成果報告原稿作成

第2回研究会 4月8日

内容…『教化研究』成果報告原稿作成

第3回研究会 4月16日

内容…『教化研究』成果報告原稿作成

第4回研究会 4月25日

内容…『教化研究』成果報告原稿読み合わせ、今

年度研究の足がかり調査

第5回研究会 4月28日

内容…『教化研究』成果報告原稿読み合わせ、今

年度研究の足がかり調査

第6回研究会 5月9日

内容…「各宗法話の違い」基本資料の調査・『仏

教法話大辞典』など

第7回研究会 5月14日

内容…『最新法話データ大事典』の「救い」「来世

観」読み合わせ

第8回研究会 6月10日

内容…『最新法話データ大事典』の「供養」「お盆」

読み合わせ

第9回研究会 6月18日

内容…『最新法話データ大事典』の「死後」をど

う説くかの法話を読み合わせ

第10回研究会 6月26日

内容…『仏教法話大辞典』の満中陰〜年回法話を

ランダムに選んで読み合わせ。

第11回研究会 7月1日

内容…宮入研究員より「曹洞宗の布教の特色」の

報告

第12回研究会 7月9日

内容…後藤研究員より「浄土真宗の教義のまとめ

と報告」

第13回研究会 7月22日

内容…浄土真宗、曹洞宗のホームページより、門

主の言葉、布教方針などを検索。

第14回研究会 7月29日

内容…ホームページコンテンツとして、パネルシ

アター「三祖良忠上人伝」の録画。

第15回研究会 8月28日

内容…後藤研究員より『拝読 浄土真宗のみ教え』

「人間」「阿弥陀如来」「名号」「聞即信」読

み合わせ。

第16回研究会 9月30日

内容…後藤研究員より『拝読 浄土真宗のみ教え』

「信の一念」「利益」「浄土の本質」「西方浄

土」読み合わせ。

第17回研究会 10月15日

内容…八木研究員より資料「日蓮宗の布教の特色」

「合掌〜檀信徒のくらしの中に根づかせる」

法話実例『日蓮聖人のことば』より

第18回研究会 11月19日

内容…日蓮宗のくり弁説教について（八木研究員

資料およびネット法話）

『古寺をめぐる こころの法話』CDブック

クシリーズ 朝日新聞出版

曹洞宗（永平寺布教部部长 西田正法上人）

日蓮宗（久遠寺 布教部長 吉村明悦上人）

浄土真宗本願寺派（執行長 橋正信上人）

臨濟宗建長寺派（管長 吉田正道上人）

第19回研究会 12月9日

内容…日蓮宗のくり弁説教について（八木研究員

資料およびネット法話）

『古寺をめぐる こころの法話』CDブツ

クシリーズ 朝日新聞出版

浄土宗（平等院住職） 神居文彰上人

高野山真言宗（高野山真言宗管長・総本山

金剛峯寺座主） 松長有慶上人

天台宗（総本山比叡山延暦寺長法臈） 小林

隆彰上人

DVD『法然上人御一代記』 貝祭文 加藤

善也上人

第20回研究会 12月18日

『古寺をめぐる こころの法話』CDブツ

クシリーズ 朝日新聞出版

浄土宗（総本山知恩院布教師会幹事長

中村晃和上人）

黄檗宗（宗務本院教学部長 荒木将旭上人）

曹洞宗（大本山総持寺布教部長 桂川道

雄上人）

平成27年

第21回研究会 1月14日

①碧海寿広『近代仏教のなかの真宗』より「第6章

法主と国家 真宗の信仰と国家」を読む。

②日蓮宗 野坂法行上人（池上本門寺）のCD法話を

聴く。

第22回研究会 1月29日

内容…作業 ↓ 授戒会アンケート協力寺院へお

礼状、教化研究抜き刷り発送

碧海先生に依頼状発送

第23回研究会 2月9日

講師…阿部信幾先生（浄土真宗本願寺派 伝道院

主任講師）

「浄土真宗本願寺派の布教法について」

第24回研究会 2月18日

内容…作業 ↓ 浄土真宗本願寺派、布教資料収集

第25回研究会 3月6日

内容…作業 ↓ 浄土真宗本願寺派、布教資料収集

今後のまとめ方、学術大会にむ
けての検討

『念』法然上人物語DVD鑑賞

第26回研究会 3月9日

講師…碧海寿広先生（龍谷大学アジア仏教文化研
究センター博士研究員）

「真宗法話における伝統と近代について」

第27回研究会 3月17日

内容…オックスブラッドと打ち合わせ（パネルシ
アター二祖三祖）

↓聴衆の目から見た法話の現状と課題―「各宗派法話

会におけるアンケート」調査より―

②視覚的布教法の研究

「二祖聖光上人伝・三祖良忠上人伝」パネルシアター
法話映像を撮影済み。

↓ 研究所ホームページにて公開すべく、
業者（オックスブラッド）に発注。

【研究スタッフ一覧】

研究主務 後藤真法

研究員 八木英哉 宮入良光

嘱託研究員 工藤暲導

研究スタッフ 大高源明 中川正業 藤井正史

宮田恒順

【その他】

【文責 後藤真法】

①浄土宗総合学術大会（平成26年9月11～12日）ポス

ターセッション

教学研究Ⅰ 活動報告

【研究の目的】

本研究班では、「宗学論」「円頓戒」に関する調査と研究を目標としており、個々のテーマの基礎的な整理を行う。

宗学論に関しては、関西の研究者とともに近世檀林教学の実態を調査した上で、これまでの関東および関西の宗学者とその研究内容を調査し、個々の研究者たちの問題意識や研究方法に関して検討を進める。これによって「20世紀浄土宗学の展開史」を構築することができ、現代における浄土宗学に関する学問的な議論、他宗の宗学との比較検討の素地が構築できる。

円頓戒に関しては、天台智顛『授菩薩戒儀』から湛然や最澄、そして安然などを経て、『古本授菩薩戒儀』および『新本授菩薩戒儀』にいたるまでの十二門戒儀

の変遷に関する調査を通じて、浄土宗における『授菩薩戒儀』の存在意義を考察する。また、この研究を通じて「戒体」に関する議論、あるいは「念仏」と「戒」との関係性の説明方法、「浄土布薩戒」の問題などへ対応が可能となるものと考ええる。

【研究会の内容】

宗学論に関しては、まず宗学論という議論自体の概念規定や諸々の問題点、そして浄土宗学の歴史と方向

性について研究会内で議論を行った。具体的には、

・宗学の研究領域（所求・所帰・去行の一貫性と通底性）

・宗学の内的問題（宗学の根源的な問い、浄土教および往生思想の存在意義、基礎宗学・応用宗学と現代など）

・宗学の探求対象（阿弥陀仏、浄土、往生、本願について）

・宗学の諸相（基礎宗学、古典文献学、解釈学、教団教学、護教的教學、信仰独自の教學）

・宗学論のありかた（伝統性、教団、近代仏教學、近代科学との関係性）

・開かれた宗学の可能性（宗教体験の言語化、宗教言語という位相、宗教社会学や文化人類学との対話）

・宗学とは何か（宗学という学問領域、学問としての可能性の有無、主体性の問題点、「宗学」という術語の歴史〈宗乗・余乗／宗学・仏教學〉、近

代大学制度からの発生）

・各宗における宗学のありかた（宗学論の形成、護教性・主体性・実践性、キリスト教神学からの影響）

・宗学に対する批判（方法論、無自覚的、無批判的、無理解的、非開放性と非対話性）

・宗学と仏教學および周辺領域との関わり（文献学的仏教學の課題、文化人類学的な仏教學の課題、解釈学的な仏教學の課題、周辺領域の学問分野との対話の必要性）

・宗学研究と宗学教育（理想的な宗学研究の態度と方法、宗学者の不足、宗学の教育理念と教育方法）

などのテーマについて議論を交わした。全体研究会とは別に南都浄土教に関する研究も随時進めている。

また、宗学研究に関連する講師を招聘し、意見交換を行うことで宗学論に関する議論を深めた。宗学研究の総括的な回顧という視点から、長年にわたって浄土宗学を対象として研究を継続してきた藤本浄彦所長に

「法然研究と浄土宗学論―現代の学問的趨勢のなかで」というテーマで講義をいただいた。さらに、各宗における宗学との比較を行うため、大正大学特任専任講師の神達知純先生に「天台宗の宗学」に関する講義をいただいた。今後は、真言宗、日蓮宗、曹洞宗、真宗大谷派、真宗本願寺派に所属する講師を招聘して研究会を行い、各宗の宗学論との比較を通じて、浄土宗学が蓄積してきた議論の意義を再検証したい。

円頓戒に関しては、「十二門戒儀の変遷」という視座を通じて、浄土宗における『授菩薩戒儀』の存在意義を考察した。本年はとくに円頓戒について網羅的な研究を行った。今後は念仏と戒との関係性や浄土布薩戒についても調査を進めてゆく予定である。

【研究会開催日】

- 第1回研究会 平成26年4月14日 全体研究会
- 第2回研究会 平成26年4月21日 全体研究会
- 第3回研究会 平成26年5月12日 全体研究会

第4回研究会 平成27年6月16日 全体研究会

第5回研究会 平成26年9月8日 個別研究会（柴田、

宮入研究員）

第6回研究会 平成26年9月29日 個別研究会（柴田、

齊藤研究員）

第7回研究会 平成26年10月20日 藤本浄彦先生講義

第8回研究会 平成26年12月1日 個別研究会（柴田、

坂上、宮入研究員）

第9回研究会 平成27年2月19日 全体研究会

第10回研究会 平成27年3月2日 個別研究会（柴田、

坂上研究員）

第11回研究会 平成27年3月30日 神達知純先生講義

【研究会スタッフ一覧】

主 務 柴田泰山

研究員 石川琢道、市川定敬、齊藤舜健、曾根宜輝

嘱託研究員 工藤暁導、石上壽應、坂上雅翁、江島尚俊

【文責 柴田泰山】

教学研究Ⅱ 活動報告

研究目的

本研究班は、現在の浄土宗のさまざまなあり方の基盤が確立するポイントが江戸期に存するという見立てに基づいて、江戸期の浄土宗の教学・法式・布教等がどのようなであったのかを明らかにすることを目的としている。

平成一九年度の発足時から基礎研究部門の一つの「近世浄土宗学の基礎的研究」として活動してきたが、26年度より「教学研究Ⅱ」と改称した。

個別の研究として浄土宗正所依の經典である『浄土三部経』が、近世以降どのように理解されてきたのかを

調査研究紹介すべく、義山良照『浄土三部経随聞講録』の読解研究を行なってきた（研究内容・作業大綱の1に相当）。

江戸期の浄土宗の教学等についてさらに広く解明するため、江戸期の浄土宗関連人物のリストアップと相互の関連調査、年表化作業を行っている（研究内容・作業大綱の2に相当）。

研究内容

（1）義山『浄土三部経随聞講録』の書き下し文を作成する。その際、浄全本の誤植などは修正する。出典を極力調査する。

(2) 現在の浄土宗への流れを把握することを念頭に置き、江戸期の浄土宗関連人物について、可能な限りできるだけ広い範囲で、人物、業績のリストアップと関連付けを行う。

作業大綱

本年度は次の作業・活動を行った。

(1) 『無量寿経随聞講録』巻下之二(『無量寿経』巻下五悪段から末尾までの釈)の書き下し及び出典注の作成。事前に研究員が各自分担して書き下し文及び註記を作成し、研究会において修正してゆく。

(2) 続浄所収の『蓮門精舎旧詞』の人名・寺院名等のタグ付けによる内容把握作業。

(3) 京部分室に設置された研究班として、本研究班および日常勤行式多言語化班は、26年11月4日、京都宗務庁にて開催されたシンポジウム「僧侶―いかにあるべきか―」の企画運営の実務を担当した。

研究会開催日及び研究内容

平成26年

04月15日、	04月22日、	05月13日、	05月20日、	06月10日、
06月17日、	06月24日、	07月01日、	07月08日、	07月15日、
09月16日、	10月14日、	11月18日、	12月09日、	12月16日、
12月16日				

平成27年

01月20日、	01月27日、	02月03日、	02月10日、	02月24日、
03月03日、	03月10日、	03月24日		

【研究担当者】

代表

主 務 齊藤舜健

研究員 上田千年、井野周隆、市川定敬、田中

芳道

嘱託研究員 八橋秀法、曾田俊弘、伊藤茂樹、南宏

信、米澤実江子

研究スタッフ 西本明央、角野玄樹、岩谷隆法、永田
真隆

【文責 齊藤舜健】

研究ノート

過疎地域における寺院活動の現状と課題⑥

―北海道第一教区・第二教区の場合―

はじめに

本研究班は、平成二十年度より国内開教班として「過疎地域における寺院活動の現状と課題」という研究テーマで研究活動を行ってきた。

初年度は、和歌山教区野上組・有田組・日高組を
実地調査し、『教化研究』第二十号に研究ノートとして
報告をした。平成二一年度は、山梨教区山梨組・八
代組・都留組と千葉教区安房組・東総組を対象に同様
の聞き取り調査を行ない、その成果は『教化研究』第
二二号に研究ノート「過疎地域における寺院活動の現
状と課題②」として報告を行なった。さらに平成二二
年度は、新潟教区佐渡組の調査結果をまとめ、『教化

研究』第二二号に、研究ノート「過疎地域における寺
院活動の現状と課題③」として報告を行なった。平成
二三年度は、石見教区と南海教区高知組の調査結果を、
『教化研究』第二三号に、研究ノート「過疎地域にお
ける寺院活動の現状と課題④」として報告した。

平成二四年度からは、「国内研究班」は、より明確
な研究目的に沿った「過疎地域における寺院に関する
研究班」と変更された。新たな名称となった研究班
の活動内容は、浄土宗総務局と連携した過疎地域の正
住職寺院と兼務寺院へのアンケート調査とその分析を、
またこれまでと同様の過疎地域の寺院調査も行なった。
平成二五年は、平成二五年三月に行った熊本教区第二

組（三ヶ寺）と第三組（八ヶ寺）に行なった聞き取り調査報告を、『教化研究』第二五号に研究ノート「過疎地域における寺院活動の現状と課題⑤」として報告した。今回の報告は、平成二五年七月に行なった北海道第一組（五ヶ寺）と第二組（七ヶ寺）の調査報告である。

北海道第一・第二教区の浄土宗寺院

江戸期においては、徳川幕府の宗教制度によって、寺請制度によって檀信徒関係が固定され、新寺の創建が禁止されていた。しかし新しい都市が作られ、住民の移住が進んだ北海道松前藩などでは、本土から僧侶が移り住み、寺院の建立が認められた。函館市の称名寺の場合は比較的古く、一六四四（正保元）年に伊勢から来た円龍が、阿弥陀庵を開いたのが始まりで、一六五五（明暦元）年に阿弥陀堂と改称し、一六九〇（元禄三）年に浄土宗光善寺の末寺として、寺号を現在の称名寺と公称した。有珠善光寺の場合は、

一六一三（慶長一八）年、松前藩主 松前慶広が旧来あった如来堂の再建を図り、その後、一八〇四（文化元）年、時の將軍徳川家斉によって蝦夷三官寺のひとつとして、正式に建立された江戸の芝増上寺の末寺である。三世の辨瑞上人は経典をアイヌ語に翻訳、布教をしていることは特筆することができる。

北海道の初期創建寺院には、明治以後も多くの僧侶が寄留し、そこから各地に布教所や開教所を作り、寺院を建立していった。当時北海道南部は開拓途上にあって、日本各地から人口も集中し始めていたからである。北海道の浄土宗寺院の多くがそうした時期に開教を始めている。たとえば札幌市の新善光寺は、明治一五年、大谷玄超が大本山増上寺特命開教師として北海道を巡教した際、札幌に寺院創立を企図し、同年新善光寺公称の許可を得て、一七年に開山した。小樽の天上寺は、開基石上皆應が明治一〇年に小樽に開教に入り、明治一三年に浄土宗函館中教院小樽出張所を設立し、同一五年に天上寺と公称した。

平成二七年現在、北海道全域で、浄土宗寺院は一三二ヶ寺ある。その寺院配置を概観すると、北海道の西（日本海）側に多くあり、東（太平洋）側は極端に少ない。

第一教区は道南地区で小樽以南、東は苫小牧までの八〇ヶ寺で構成されている。大げさに言えば、狭い地域に寺院が密集している。現在の人口の減少した状況からは考えられないほど、過去には本州との交易や漁業が盛んで、人口が急激に膨張していたことが想像できる。

第二教区は札幌以北の太平洋側を含む広大な地域の六八ヶ寺である。主に日本海側の海岸沿いに立地している。最北部は、利尻・礼文島、稚内市の沿岸に展開している。北東部は、紋別市、北見市に、中央部は旭川市に多く浄土宗寺院が建立されている。道東には、根室市・釧路市など歴史的にも漁業を中心とした地域に、比較的大きな都市が形成され、寺院数も多い。

現在の過疎状況を見ると、道南を含む日本海側を中

心に過疎指定地域の寺院が多数を占めている。今回の調査も、研究員の数と日数の制約から、全道寺院を調査することが困難であるため、第一教区は、函松組三ヶ寺、江差組一ヶ寺、中央組一ヶ寺の五ヶ寺を報告している。第二教区の方は、西組二ヶ寺、南組一ヶ寺、北組四ヶ寺についてそれぞれ報告している。

これまで調査してきた過疎地域は、どこも地域の産業構造の変化による人口の流出など、過疎地特有の共通した特徴を持っていることが明らかになったが、北海道も同様な傾向が窺える。次は、北海道の産業についてみてみよう。

北海道の産業の変遷

北海道の寺院は、産業の発展に伴う都市の成立と共に展開してきた。北海道開拓の初期の産業は、主に炭鉱開発による石炭の採掘やコンブ・アワビなど乾物の需要、大正・昭和期のニシン漁などだと思われる。以後、産業別にその変遷をたどってみよう。

炭鉱

北海道の石炭採掘は幕末の一八六〇年頃に始まった。きっかけは、幕府がアメリカ・イギリス・フランス・ロシア・オランダ各国と締結した「和親条約」と「修好通商条約」によって、各国が太平洋で操業する捕鯨船のための燃料並びに飲・食料の需要が生じたためであった。

明治以降、政府による官営炭鉱の本格的な開発が進み、その後、払い下げによる炭鉱の民営化が進み、輸送のための国営鉄道網、港湾開発が整備されていった。その間、落盤事故などの大事故があったものの、昭和に入り第二次世界大戦のため、活況を呈することにいった。

戦後は、復興事業のため政府による優先的な支援がなされ、新たな炭鉱開発も行われ、活況を呈した。

一九六〇年頃は、生産量も伸び、もつとも繁栄したが、中東で大規模油田が次々と開発されはじめた。原油の輸入の自由化が始まった七〇年代には中東で多くの油

田が大手石油メジャーによって開発され、日本にも大量に安い原油が輸入されるようになり、コストのかかる石炭は八〇年代以降、急速に閉山・廃鉱に追い込まれていった。炭鉱離職者は多数にのぼり、本州各地に離職者住宅などが建設され、多くの人々が炭鉱を離れることになった。

市町村も打撃を受け、たとえば、かつては石狩炭田の中心都市として栄えた夕張市の人口は一九六〇年には約一〇万八〇〇〇人だったが、二〇一〇年には約一万一〇〇〇人と九割も減少した。

漁業

一時、隆盛を誇ったニシン漁を見ても、同様のことがいえる。ニシンの漁場は移動するのが特徴でもある。

明治初頭は、秋田・青森沿岸がニシン漁の中心で、漁場は山形県から富山県に及んだ。一九二三年頃には青森県沖の漁場も不漁となり、本州日本海側の漁は消滅した。一九一〇年以降、北海道沿岸日本海側（小樽から稚内にかけて）で、急激に漁獲量が増えた。明治末

期から大正期の最盛期には一〇〇万トン近くの漁獲高があった。ニシン漁では近海での定置網漁法が主に行われた。北海道ではニシン漁で財を成した漁師による「ニシン御殿」が建ち並んだ。しかし、一九五三（昭和二八）年から減少が始まり一九五五年には五万トンほどまで漁獲量は激減した。北海道日本海側の漁師にとつて、夢のような時期は四〇年間ほどだったことになる。激減の原因としては海流あるいは海水温の上昇、乱獲、森林破壊などとする諸説がある。

これに対して、太平洋側の釧路の場合をしてみると、釧路市の漁業は、江戸時代の末期から明治のはじめにかけて海岸のコンブ漁に始まった。明治中期には函館や青森、秋田、新潟、富山など各地から多くの漁業者が釧路に来て、沿岸や沖合で小型船によるコンブやサケ、ニシンの漁を行うようになった。船は、手漕ぎ帆掛け船から、焼き玉エンジンの発動機船となり、さらにディーゼルエンジンへと移り変わるにつれ航海能力や漁獲能力も高まって、サケ・マスやスケトウダラ、

カレイ、マダラ、イワシなどが大量に漁獲されるようになり、全国でも指折りの水揚げを誇る港に発展し、北洋漁業の基地となった。

しかし、昭和五二年の二〇〇海里規制問題によって、北洋での漁業はだんだんと厳しくなっていくた。

現在では、北海道の各地で再び沿岸漁業が見直され、栽培漁業としてニシン（日本海北部）、ホタテガイ、エゾアワビ、エゾバフンウニ、キタムラサキウニなどの稚魚や稚貝などの種苗放流や、昆布やホタテ貝、カキなど大きくなるまで育てる養殖が行われ、安定的な漁獲高を目指している。

農業

今回の調査地には、大規模酪農等の地域は含まれていないが、触れておきたい。農業生産に関しては、その耕地面積が全国の二五%を占めていることもあり、十勝平野などでの大規模農業が大きな特徴となっている。インゲン、大豆、ジャガイモ、小麦、タマネギなどほぼ全ての野菜は北海道が生産量全国首位を占める。

米の生産量は、二〇一一年以来、新潟を抜いて第一位を占めているうえ、近年人気の高いブランド米を多く生産している。

また、耕地面積の五割近くが牧草地であることから、酪農が盛んなことは言うまでもない。生乳生産量は全国の一・一%、肉用牛頭数が二・〇%など、全国一である。

以上のように北海道の産業を見てくると、明治期の北海道開拓に伴う開教以来、寺院の建立されてきた地域の産業の変化が大きいことがわかる。浄土宗ばかりでなく、仏教寺院は、入植住民の葬儀、先祖供養、年中行事など宗教的な役割を担ってきた。佐渡や石見などの場合と同様に、石炭など採掘単価が高く危険性の高い鉱物資源よりも安く効率のいい原油などが採掘されたり、ニシンが来なくなったり、北洋漁業の政治的な制約などによって、地域から住民が流出する状況は共通している。その一方で、栽培漁業や養殖によって計画的に現金収入を獲得する道を見いだして、若者が

戻ってきている所もある。

人口移動

道内の札幌や旭川などの大都市や関東首都圏に移住する者たちも多い。高校、大学などが道内大都市に集中しているため、卒業後道外や札幌などに就職定住する者も多い。

今回調査をさせていただいた多くの寺院は、地元から札幌に出て行った人たちを檀家と数えていない。月参りに行けないからだという。北海道の寺院にとって、月参りは、経済的基盤であるばかりでなく、檀家との信頼関係を築く最も重要な手段だという。

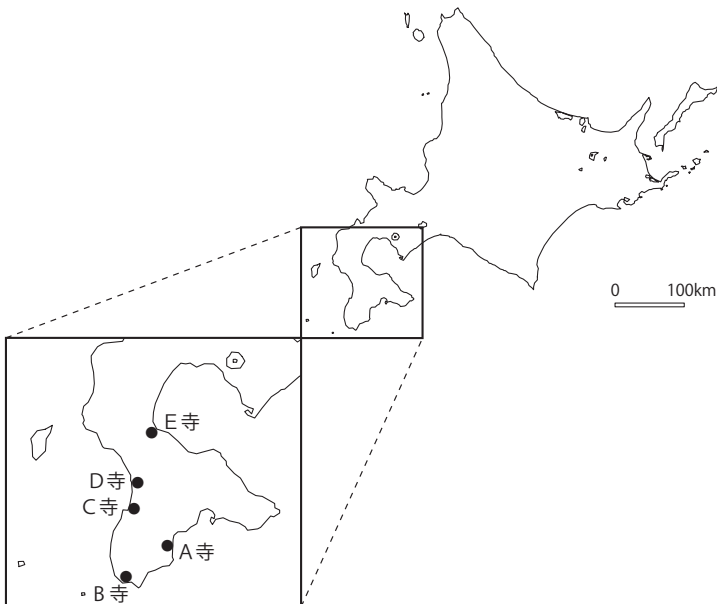
こうして、現在まで、札幌市だけが人口増加し続けて来た。しかしその札幌市にしても、市の統計予測によれば、それぞれの区は別として、市全体の人口は、二〇一五年を境に、一九五万人から減少に転じる見通しである。少子高齢化が急速に進み、高齢者割合は二〇〇五年の一七%から二〇三〇年には三二%まで上昇すると予測されている。その一方で、年少人口割合

は二〇〇五年の一二%から、二〇三〇年には八%まで低下する予測となっている。道内遠隔地の過疎地域から、札幌など大都市に移住した檀家への対応は今後極めて重要な課題となるだろう。

以下こうした厳しい変化のなか、それぞれの寺院はどのような状況に置かれ、どのような対応をしているのか報告したい。

(武田道生)

北海道第一教区 函松組、江差組、中央組



北海道第一教区函松組 A寺

はじめに

当寺は、函館市街から車で約一時間の距離に位置する、北海道上磯郡知内町にある寺院である。知内町は北海道では過ごしやすい気候で、積雪は通年一月から三月まで観測され、最深積雪はおおよそ五〇、六〇センチメートル程度である。調査当時、知内町には鉄道の駅があり函館まで鉄道での移動が可能であったが、平成二六年に知内駅は廃止され、現在は鉄道を使用するためには隣町である木古内町まで移動する必要がある。また路線バスを用いると、約一時間五〇分で函館市まで移動することができる。

住職について

当寺の住職は昭和二二年に、函館市の寺院に生まれた。昭和四五年に佛教大学を卒業し、昭和四九年より函館市にある大寺院で修行した。当寺が住職の修行し

た寺院と関係を有していたため、後継のいなかった寺に昭和五五年に晋山した。住職は、教育委員長や教誨師など地域の役職もつとめている。

地域の変化と現状

当寺が位置する知内町は農業、林業、漁業の一次産業や、発電所などの工場設備がある。農林水産業では、農業のニラ（ハウス）、漁業のカキ（養殖）が名産品となっている。知内町の人口は、二〇一〇年の国勢調査によると五〇七四人、一般世帯数は二〇〇六世帯である。一九八五年（一般世帯数・二一〇二世帯、人口七三八〇人。国勢調査）と比較すると、二五年間で世帯数は九六の減、また人口は二三〇六人の減となっている。住職の話によると、今後二〇年で人口は半減するという。

通勤圏である函館には仕事が多く、移住するならば職を求めて札幌や東京に移り住む人も多い。町内に小学校は現在三校あり、すべて複式学級（二学年で一

つの学級)で、全校生徒がどの校も二〇人ほどであるという。

中学は一校、高校も一校ある。住職は教育委員を長年務めているが「子供の減少は急激だった印象がある」と述べていた。

寺院の変化と現状

住職が就任した当初は、庫裡が住める状態ではなく、また本堂も荒廃した状況であった。晋山して二年後の昭和五七年に庫裡を再建し、その後本堂も建てなおした。現在檀家は約二五〇軒あるが、昭和五五年には約三〇〇軒の檀家があり、三〇年で檀家数が五〇軒減少した。

現在、檀家は現役世代が約半数、残り半数が年金生活者である。現役世代の職業のうち、農業は少なく、漁業関係者の檀家は二〇軒ほど、それ以外は工場や農協に勤務している人が多いという。農業や漁業に従事する家では、跡取りがいなかったり、親が家業を後

継することを望まないことも多いそうだが、漁業ではカキの養殖、農業では名産のニラを栽培している家には跡取りがおり、また経済的にも安定している。二世帯同居は一割ほどであるという。当寺では、遠方に転居した檀家とは特に連絡をとっておらず、寺を中心に一〇キロメートル四方に、ほぼすべての檀家が暮らしている。

葬式は、枕経、仮通夜、火葬、通夜、葬儀式、忌中引き(四十九日繰り上げ法要)で勤められる。以前は通夜で施餓鬼をする地域もあったが、現在ではほぼ行うことがなくなった。四十九日の繰り上げ法要は、住職が当寺に来たときにはすでに行われており、葬式のために遠くから集まった親族のためにこのような風習ができたとは住職は推測している。ただし繰り上げ法要を行なっても、檀信徒の家に七日七日のお参りをしており、四十九日も再び勤める。当町では納骨を四十九日に行うが、隣町では葬式後すぐに納骨をする。葬儀式を勤める人数は、以前は三人であったが、現在は

一人や二人で行なうことが多くなっており、他寺院への随喜も現在ほとんどない。葬式を行う場所は町内会館や寺院が多く、当寺には葬式を行うための祭壇が用意されており、これは庫裡を改築する際に寺院でも葬式が行えるようにと用意したものである。葬儀の参加人数は家によって異なるが、参列者の数は半分以上に減ったという印象を住職は持っており、また忌中引きの後の御膳をすることが減り、簡素化が進んでいる印象がある。転居した方が転居地で俗名のまま葬儀をして、その後、埋葬などの時に戒名をつけてほしいといわれることもある。

法事は自宅で行うが、家族のみで勤めることが増加した。四十九日法要では三〇人ほど集まるが、年々参列者は減っている。近年では転居にもなあって、墓地を改葬し遺骨を持っていく方もおり、また共同墓を作ってほしいという檀信徒からの要望もある。

当寺で行っている行事は、御忌会（四月）、春彼岸会（三月）、施餓鬼会（八月）、秋彼岸会（九

月）、十夜会（十一月）であり、それぞれ参加人数は六〇、七〇人で、法要終了後にお齋がある。お齋は当寺の婦人会員が一〇人ほど集まって用意する。不定期ではあるが、本堂で行う行事にあわせてコンサートや落語をすることもある。月参りは、住職が晋山してから始めたもので、半数以上の檀家を回っている。

今後の見通し

現在、檀家の半数が年金生活者であるが、家庭菜園等からの収穫によって家で食べる程度の食料を確保することは可能である。しかし、今後は金銭的余裕がなくなっていくであろうと住職は考えている。また、年配者の檀信徒には車の運転ができない方が多く、寺院に参詣するのが大変な現状もある。経済的にプラスの要素は少なく、しかしながら当地域に兼業するための仕事もない状況であり、今後寺院運営がますます厳しい状況になっていくであろうと住職は予想している。

（石田 一裕）調査日 平成二五年七月一日

北海道第一教区函松組函松組 B寺

はじめに

B寺は北海道松前郡松前町の寺院である。西側は日本海、南側は津軽海峡に面した渡島半島南西部に位置し、この地域の中核的都市である函館まで乗用車で二時間ほどの場所にある。公共交通機関は、JR松前線が昭和六三（一九八八）年に廃線となっており、現在はJR木古内駅からバスを利用する（一日六〜七便）。鎌倉時代にすでに開拓されて、江戸時代には蝦夷地を統括する松前藩の城下町として栄え、政治・経済・文化の中心地であったが、明治四（一八七二）年の廃藩置県によって松前藩は消滅する。地域の性格も城下町から漁業および観光の町へと変貌し、明治以降はニシン漁が盛んであったが、その後不調となり、人口も昭和三〇年以後は減少の一途をたどってゆく。観光のシンボルである松前城は桜の名所としても有名で、松前藩内室の菩提寺である当寺院もその一角をなし、多く

の参詣者を集める。B寺では、そのような観光資源を生かす方法を模索しつつ、寺院経営を行なっている。

住職について

住職は、昭和五九年（調査時現在二九歳）に先代住職の子息として生まれた。高校までは地元で過ごし、大正大学に入学した。卒業後は増上寺で寺院研修生を一年務めた後、秋田県の寺院に二年間随身した。平成二二年に先代住職が遷化したため、地元に戻り、若くして住職となった。現在まで兼職は行っていない。

もと準檀林であり、その頃は随身の弟子が多かったという。本堂は平成一三年に新築されたもので、それまでは長い間仮本堂であった。山門は現在修復中であるが、二五〇年ほど前に建てられたものである。

地域の変化と現状

当寺の周辺は半農半漁の地域である。農業は、米がとれないため、畑作や酪農（肉牛）などが中心である。

漁業はマグロやイカ、ウニやコンブなどが取れるが、冬期間は漁ができない土地柄のため出稼ぎが多かった。かつてはニシン漁が盛況で、昭和四五（一九七〇）年までは漁業を中心とする第一次産業の就業人口が六割以上を占めていた。その後、水産資源や漁業環境の変化などによって漁業が不調となり、代わって水産加工業や観光業の割合が増し、現在、第一次産業の占める割合はわずか一五%ほどである。漁師の後継者問題は深刻で「七〇代でも若いと言われる」とのこと。現在は函館などの他地域から捕りに来る漁船も増えている。観光業は、さくらまつり（五月）や松前城下時代まつり（八月）、松前城下マグロまつり（九月）などは道内を中心として多くの観光客を集めるものの、冬期の動員は少ないため旅館業等は厳しい経営を強いられている。函館に宿泊して松前町に足を伸ばす観光客が多いため、あまり地域にはお金が落ちないという。

松前町の人口は昭和三〇年には二万〇〇七二人であったが、平成二年には一万三五四六人、平成二六年

には八三七七人（高齢化率は四一・二%）と半世紀ほどの間に半減している。地域の高齢化が進んでおり、若い人たちは就学や就職のため札幌や函館、あるいは東京などに出てしまう。地域には小学校と中学校が各三校、高等学校が一枚である。住職の高校の同級生は三クラス一〇〇人のうち、地元に残っているのは一〇人程度で看護師や運送業、フリーターなどである。同世代には役所関係の就職者はおらず、漁師の息子も多いがほとんど継いでいない。後継者が同居しているのはおそらく一、二割程度ではないかとみている。月参りをしている檀信徒でも後継者がいるのは半々くらいだという。

寺院の変化と現状

檀家は二〇〇軒ほどで、大半が松前町に住んでおり、函館は一〇軒程度、札幌は数えるほどしかない。平成一三年に本堂建替えの普請を行なったときは、先代住職がもう少し広い範囲の三〇〇〜四〇〇軒ほどに

送っていたという。遠方檀家の割合は三割程度で、付き合いが薄くなっているため工夫の必要性は感じていないが、現段階で具体的な活動は行っていない。いわゆる護寺会費として御格料（おかりよう）をいただいているが決まった額はない。転勤などで函館や札幌など遠方に離れてしまった檀家にはお願いしづらいという。

墓地は隣接した寺院墓地に一三〇軒ほど、残りは地区ごとの共同墓地にある。共同墓地で埋葬する場合は連絡がくる。本堂に隣接する位牌堂（ロッカー形式）も設置されている。また、墓地の敷地内に計一〇〇〇軒以上の膨大な無縁墓が存在する。歴史的な価値があり、調査に来る人も少なくないため、どのように対処すればよいか頭を悩ませている。墓地の移動はここ二、三年で増えて、最近も二軒ほど札幌に移っていった。葬式は年間に二〇件ほどある。仮通夜、火葬、本通夜、葬儀式、忌中引きを行なう。以前は三人で勤めることが多かったが、ここ三年ほどの変化は大きく、一

人ないし二人の機会が増加している。一日で「通夜↓葬儀↓忌中引き」（計二時間）を勤めることも二割ほどあり、家族葬の場合はこの方法が多い。通夜で施餓鬼を行なう風習があり、以前はほとんどの方が行っていたが現在は二割ほどという。施餓鬼の場合は三人で勤めることが多く、近隣の浄土宗寺院に出仕をお願いする。通夜に集まる人数は、喪主が地元にいる場合で平均五〇〜六〇人くらいである。他宗派寺院へ出勤する機会はやや少なくなったが、それでも年間に数件の依頼があり、当寺院でも年間三件ほど他宗派寺院からの出勤をお願いしている。場所は町内会館が主で、本堂や自宅での葬式もわずかながら行なわれている。葬式の布施額は導師が一〇〜二〇万円、脇導師でおよそ八万円という。複数人で行なった場合、お布施は檀家がそれぞれに直接手渡しする。

法事はほとんどが自宅で行なわれる。土日に限定されず、平日の命日に執り行なわれることが多い。昔は大きな法事的时候は速夜を行なったり、「総下がり」

といって町内の各宗僧侶（八〜一〇名ほど）を呼んで行なったりしたこともあったが現在はまったくない。隣町の寺院では、現在も法事のときに施餓鬼を行なっているという。布施額は、以前は二、三万円だったが、最近は一万円が増えた。月参りは檀家の一割程度で、三〇〇〇円ほどである。三回忌くらいまでしか月参りを依頼しない檀家も多い。北海道は一般的に月参りをするが、松前の地域では昔からあまりその習慣がなかった。お盆の棚経はすべての檀家をまわる。地域的に青森県に近いため、法要に名越派伝承の節（三念仏など）が伝えられており、また本通夜の前に火葬を行なってしまうなど、津軽地域の風習と重なる点も少なくない。

年間行事としては、御忌会、花祭り、春秋の両彼岸会、盆施餓鬼会、十夜会のほか、除夜の鐘を撞いている。彼岸会には塔婆供養を行なうため一〇〇人ほどが集まる。先代住職の時は一五〇〇枚ほどあがった経木塔婆が現在は一〇〇〇枚ほどである。するめなどの

水産加工場に勤めている人は日曜日しか休めないため、お参りの数が少なくなった。花祭りは地域の仏教会が主催し、稚児行列が行なわれる。古くからの寺町であるため、宗派を超えた交流も割合多い。最近は写経会を開始して、一〇名ほどが集まっている。三〇、四〇年前には観音講や稲荷講なども行なっていたが現在は廃れてしまった。各種行事の際にはお斎を、住職の母と手伝いの方の二名で用意している。

おわりに

松前町は漁業衰退後、大きな産業の興隆はなく、観光業も春夏期への偏りが大きい地域であり、人口も大きく減少している。現段階では寺院運営に大きな問題はないが、将来的には檀家の布施収入だけで寺院経営していくことは難しいと予想している。住職は、拝観料などの観光収入も視野に入れてはどうかと考えている。とくに境内にある桜の木が観光資源としても有用であるため、それを生かせないかどうか思案している。

実際に、花見の時期にあわせて法事を行なうと多くの人数が集まるという地域性もある。また、修復すべき歴史的な建造物（経蔵や山門、位牌堂の地蔵）が多数残されているので、ひとつひとつ行なっていきたいと考えている。永代供養墓の設置も考えているが、まだ具体化はしていないという。

（工藤 暲導）（調査日 平成二五年七月一日）

北海道第一教区江差組 C寺

はじめに

C寺は檜山郡上ノ国町にある。上ノ国町は北海道西部に位置し、函館から西におよそ八〇km、車で一時間五〇分、電車で二時間以上かかる。調査時（平成二五年）はJR江差線が通っていたが、平成二六年五月に廃線となり、町内から鉄道路線が消滅した。

上ノ国の歴史は古く、北海道で最も早い時期に和人が定住した地であるとされ、一一八九年に源頼朝が奥州藤原氏を攻めた際に、津軽の人が上ノ国付近まで逃れたという。一五世紀初頭に道南十二館の花沢館が上ノ国に作られ行政の中心拠点となったが、江戸初期に隣の江差えさしに檜山番所えさしが作られると、上ノ国の役割は次第に小さくなっていった。

人口は一九六〇年には一万四五〇〇人いたが、現在は五六七〇人（平成二四年度）であるが、古い町であることから、浄土宗寺院は四ヶ寺もあり、C寺の本寺

の開基は嘉吉三(一四四三)年と北海道有数の歴史がある。

住職について

住職は昭和一八年生である。C寺のある地区の一般家庭に生まれたが、小学校五年の時にC寺前住職の養子となり、寺に住むようになる。前住職は地域の小学校の校長を務めていた。二〇歳の時に増上寺で加行を受け、三〇歳までは町内の他寺院で随身する。平成一五年に第一四世住職に就任した。今まで兼職はしたことはない。

地域の変化と現状

C寺のある地区は沿岸部にある五〇軒弱の集落である。かつて半農半漁であったが、三〇年ほど前から地元で漁業を行なうものはいなくなってしまった。農家は一〇軒ほどで、米作は専業農家として成り立っている。他には春先にさやえんどうなどを作っている。農

家には三〇、四〇代の後継者がほとんどいるようだ。

C寺のある地区の隣の地域では、最近ホッケ・イカ漁は不況であるが、ウニ・アワビ・ナマコの養殖が盛んで、漁師も三〇、四〇代が中心として頑張っている。アワビは二〇年ほど前から、ナマコは五年ほど前から盛んになり、イカの加工なども含め、加工業者が二、三軒あり、中国などにも輸出している。加工業者では主に女性が働いており、男性は年間通して東京や札幌などに出稼ぎに行っていることが多く、盆正月に帰ってくるくらいである。土建業者も上ノ国町内で仕事をするのでなく、他地域へ通い、あるいは泊まり込みの仕事をする人が多いそうだ。

住職が小学生であった約六〇年前は、一学年四〇、五〇名ほどの児童がいたが、現在は全校児童が三〇名ほどになってしまった。小学校も三、四ヶ所は廃校になったそうだ。遠くの小学校に通うため、親が送り迎えをしている。子どものいる家庭では一人っ子は少ない。町内には高校が一枚あり、隣の江差高校

には通えるが、函館の高校の場合は下宿することになってしまふ。そのため二〇代の八割以上は転出してしまつてゐる。子どものいる家庭は、三世代で暮らすところがほとんどであるが、高齢者だけの家も多い。

寺院の変化と現状

現在檀家数は六五軒で、少しずつ減つてきている。

檀家はC寺のある地区近辺に三五〜四〇軒、函館に一〇軒、札幌に三軒ほど、本州に二軒ほどで、残りは町内の他地区にゐる。檀家に漁師はなく、農家は三、四軒である。ほとんどは出稼ぎに出ており、年金生活者も多い。檀家は七〇代以上が多く、六〇、七〇代が三分の二ほどである。後継者世代は都会に出て帰つてこない。今後この状況が続けば、檀家の半分はなくなるのではないかと危惧している。

月参りは住職の代替わりをきっかけに始めたが、先代が行なつていなかったこともあり、檀家の賛同をなかなか得ることができず、新たに始めるのは大変だつ

た。近隣の寺院では檀家の九割近くに月参りに行くが、C寺では檀家の約三分の一にあたる二五件ほどしか行つていない。始めた当初は三〇件以上回つていたが、年数も経つたからもう来ないでいいと言われて、減つてきている。一周忌で月参りを止めるといふ檀家もあり、せめて三年くらいはやつた方がいいと伝えている。年始回りと棚経には当寺の檀家にはすべて行き、他宗派の檀家にも二〇軒ほど回る。祥月命日のお参りには色衣を着るようにしている。

葬式は年に多くても一〇件ほどで、枕経、仮通夜、納棺・出棺に立ち会い、火葬、通夜、葬儀式、忌中引き(百ヶ日繰り上げ法要)の順に行なうが、初七日から四十九日まで毎週お参りに行く。四十九日が三か月にまたがる場合は、悪いのが身に付く(みつき)という風習から、繰り上げて行なう。以前は近隣の寺院の住職と二人で行なう葬式がほとんどであったが、現在は一人で行なうことが増えた。乙部わとべ・江差など隣町からも年に一、二回呼ばれることがある。遠方の檀家の

葬式でもできるだけ行くようにしており、行けない場合は近くの浄土宗寺院を紹介している。最近は札幌・室蘭・函館まで行ってきた。遠方の檀家が都会で葬式をしてきて、四十九日の時に納骨だけに来るような事例は当寺ではまだないが、そういった場合、最低でも葬式だけはこちらであげるべきだと考えている。また以前までは、忌中引き後に会食があつたが、現在は会食も弁当もお膳料もなくなつてしまった。

墓地は寺院裏に境内墓地があり、七〇基強ある。最近一〇年で二〇基は建て替えられた。奥尻島沖地震で傷んだために建て替えた方が多いのではないかと思う。他宗の檀家の墓もあり、他宗の檀家からは維持費として二〇〇〇円頂いている。更地にして墓地を移動したのは最近一〇年で五軒ほど、無縁化しているのは一軒ほどである。

永代供養墓は三年前に作った。この地域にはもともと永代供養の習慣はなく、無縁仏の墓がなかったのに、今後の無縁仏の増加を考えて永代供養堂を建立し

た。宗派を問わず受け入れることにしており、現在二件入っている。生前から契約したいと考えている方もいる。今後無縁墓になつてしまう檀家のことも考えて、先祖のお骨を受け入れることも考えている。

定期法要は一月に修正会、二月に節分や涅槃会、三月に春彼岸、四月に御忌会や花まつり、六月に観音講、八月に盂蘭盆や施餓鬼会、九月に秋彼岸、一〇月に十夜法要や地藏講などを行なっている。御忌と十夜が最も盛大に行なわれ、随喜は六〜十二人、参詣者は速夜法要で五〇名ほど。地元の檀家はほとんど来て、他宗の檀家もお齋に参加することがある。満座法要に施餓鬼会も合わせて行なうが、随喜は法務の関係で若干減り、参詣者も半分ほどになる。盆施餓鬼は江差・上ノ国町の寺院では随喜はなく、水塔婆供養などの回向もやっているが、参詣者も一〇人ほどと少ない。

八月盆には境内墓地での墓回向を住職の代替わりを契機に始めたが、墓地は七〇基あるものの、もともとやっていなかったこともあり、一五件ほどしか頼まれ

ない。函館は七月盆のため、七月には函館の共同墓地で墓回向を三〇年ほど前から行なっている。他宗派の檀家の回向をすることもあるが、浄土宗の方の回向がほとんどである。回向数はかつて九〇件ほどであったが、現在は三分の一ほどになってしまった。両彼岸には墓回向を頼まれることもあるが少ない。

また不定期ではあるが、別時念仏会を行なっており、新たに慰霊碑供養・永代墓供養も行なうようになった。一月には檀家のおばあちゃんたちが近隣地区を一軒一軒托鉢して回る寒修行を七〇年ほど前から行なっており、約六〇年前に本堂を建て替えた資金はこの寒修行からそのほとんどを捻出したそうだ。

年回法要は町内、函館の檀家はほとんど自宅で行なう。住職は会食に同席することになっているが、会食をしない方も増え、お膳料をくれる方も中にはいる。遠方の方の場合は本堂で行ない、近くの料理屋に向向くことが多い。

今後の見通し

高齢者だけの世帯が多く、また空き家も年々増え、C寺のある地区には現在空き家が一一軒ほどあり、また最近一〇年で五軒の家を取り壊した。このまま減り続けると、一〇年後に集落があるか心配である。

また檀家で一人身の方がなくなると、檀家が一軒減っていく感じがする。後継者が遠方に住んでいるためで、数年後には墓を持っていくケースがあり、早い場合は四十九日直後に墓を改葬していくこともある。

上ノ国町には浄土宗寺院が四ヶ寺あり、人口に対して多いように見えるが、他宗派寺院は真宗の二カ寺しかなく、町内に一二集落あることを考えれば、それでも少ないのではないかと感じている。また上ノ国町南部から松前町までも浄土宗寺院の空白地帯となっていることを懸念している。

(石上 壽應) (調査日 平成二五年七月九日)

北海道第一教区江差組 D寺

はじめに

D寺は松前半島西部に位置する江差町にある寺院で、寛永元（一六二四）年に創建された北海道では古い歴史を持つ寺院である。江差町は江戸時代には北前船により大阪、堺との交易の要所として栄え、江差追分などの伝統芸能や生活文化が数多く伝承されている。またかつてはニシン漁も盛んであった。D寺の本堂は明治二〇年に一軒の檀家からの寄進で建立されたものであり、このことから往時のニシン漁の隆盛を窺わせる。

近年は、漁業をはじめとした第一産業の衰退に伴い、人口の流出が止まらない状況にある。江差町は函館まで車で約一時間半の距離であるが、冬は雪深いため通勤圏ではないという。札幌までは四時間半の距離である。また二〇一四年五月に江差線の江差―木古内間が廃止され、江差には鉄道がない状況になった。

江差町は生活保護の割合が高いことが特徴として挙げられる。二〇一〇年の千人当たり生活保護受給率は四八・三％であり、これは約二〇人に一人が受給者であることになる。ちなみに、同年の北海道全体での生活保護受給率は二九・〇％、全国平均一四・七％であることから、いかに江差町的生活保護受給率が高いかが分かる。

現在の人口は八五二五人（平成二六年三月三一日現在）であるが、昭和四五年の約一万四九〇〇人をピークとしてから減少が続いている。

住職について

住職（昭和二〇年生）は、先代住職の子息として生れ育った。九人兄弟の一番下（六男三女）であったが、兄たちは寺を継がなかったが、その理由を「檀家から米は多く上がり、食べるものには困らなかつたものの、現金収入が少なかつたからではないか」と住職は語っている。

住職は大正大学を卒業し、昭和四六年に住職に就任した。布教師（指定布教師）として県外にも布教活動を行っていた経験も持つ。兼職はしたことがない。住職婦人、また住職の娘も教師資格を取得している。

地域の変化と現状

かつて江差は漁業、農業で生計を立てる人が多かったが、現在では農家も漁師も、跡継ぎがいる家はほとんどない。漁師が減少した理由は、「魚が捕れなくなっただ」ことと、燃料費の高騰が大きな理由であり、住職に就任した昭和四六年には、檀家のうち漁師で生計を立てているのは一〇軒ほどあったが、現在は二軒（イカ漁）のみとなった。

農家も次々と農業を止めている状況にある。檀家のなかで農家は三〇軒くらいあるが、いずれも高齢者がその担い手で、自分が食べる分だけ作物を作り、あとは年金で暮らしている場合が多いという。昔は米農家も多かったが、ほとんどなくなった。かつては十夜

会では供物として米俵が山のようにあがったというが、現在ではかなり減ったという。地域のなかにはアスパラ、イモなどを栽培する大規模農家も見られるが、高齢化が進み、後継者がいる家はほぼない。

若い人は江差には残らず、東京近郊や札幌に出ていくという。なぜなら、地元の仕事がなく高校を卒業した人が就ける職は、公共事業を当てにした建設業くらいであるという。

江差町では、江差沖で座礁沈没した江戸幕府の軍艦「開陽丸」が復元、発掘資料が展示され、幕末の情緒を漂わせている。このため観光客が年間約三万八〇〇〇人訪れるが、平成二年をピーク（約八万人）として以降、減少を続けている。このように観光客は訪れてはいるが、経済効果はあまり期待できない。江差に来て見どころだけをみて、函館で宿泊するパターンが多いため、地元にはあまり経済的効果がなかったためである。そのため江差には旅館もほとんどなくなったし、街道沿いで店をやっている家もあるにはあ

るが、跡継ぎはいないという。

ただし、お盆の時期に行われる「姥神祭り」（八月九〜十一日）には多くの人が帰ってくる。山車が三基出る賑やかな祭りで、この時には八千人の人口が、二〜三万人に膨れ上がる。

寺院の変化と現状

檀家は約一八〇軒である。江差にいる檀家は六〇軒ほどで、江差以外に檀家が多く、一〇キロほど離れた二つの地区に多くの檀家がある。ほかに東京、札幌などに二〇軒くらいある。札幌の檀家（七軒くらい）には昔は月参りにも行ったことがあったが、今は行っていない。

現在のところ檀家数はあまり変わっていないが、今後二〇年で五〇軒以上減少する可能性があると考えている。檀家は高齢化が進み、老人ホームに入居している人もいる。老人ホームに入ると後継者は同居してないため、その家には月参りに行けなくなってしまう

という。

葬儀は年間八〜一八件くらいである。通夜での参列者は一〇〇〜一五〇人くらいが多く、昔ながらの結びつきが比較的残っているが、一部では近所に知らせない家も出てきているという。北海道では「おくやみ欄」に死亡を通知する慣習があるが、最近では「葬儀終了」のお知らせのみが載せられる場合も多くなってきたという。

葬儀の布施は二〇万円位が多い。かつては三〇万円くらいであったが、布施額が低下した。導師に二〇万円を納めるほか、脇導師には檀家が一〇万円を直接手渡す。最近では僧侶の人数も減ってきて二人で勤めることが多く、当寺では妻と二人で行うことが多い。

法事に参加する人数も減った。これには、隣近所の付き合いが減った、親戚が遠いところにいる、子どもが減ったなどの理由が考えられる。四十九日の法要にも、遠くの親戚は来ないことが多く、家族だけという四十九日法要もある。

D寺の年間行事は、新年の挨拶回り・春彼岸会・春彼岸での棚経・御忌会・盂蘭盆会・盆での棚経・施餓鬼会・秋彼岸会・十夜法要・除夜の鐘である。

御忌会、十夜法要は一〇〇人位集まる。供物や供米を持つてくるので、人は集まるという。その際にはお布施も持つてくる。もちつきも行うが、檀家、縁者の方が手伝いに来る（二〇人くらい、うち男性四人くらい。女性は御詠歌の講員）。お参りの人は寺に泊まる習慣がある。現在は五名程度しかいないが、昔は多くの人が泊りがけで楽しんだという。

毎月二五日の六時半から八時半には別時念仏会を開催しており、毎回五〜六人が参加している。これは平成六年に五重相伝会（約八〇人が参加）を開催したことを契機として始めたという。また住職婦人が御詠歌を教えており一三人の講員が活動をしている。

月参りは以前から行っており、八〇軒くらいを回っている。月参りでのお布施の平均は二〜三千円であるが、檀家の収入が減っているためか、布施も減って

きているという。夏の棚経、また正月参り（二月二〜五日）で地域にいるほぼ全檀家を回り、秋の彼岸参りでは月参りをしていない家を中心として一〇〇軒くらいを回っている。

寺報・定期法要などの案内・法要以外の行事案内を檀家に対して配布をしている。寺報は年一〇回発刊している。住職が世話役に渡し、世話役が配る。遠くの檀家二〇軒くらいには郵送している。この寺報によって年忌の案内も行っている。

三年前に新年会を始めた。宿泊はなしで宴会のみであるが、温泉で行い、五〇〜六〇人の参加がある。住職自らの余興もあり、好評であるという。

おわりに

「地元にはこれといった産業がないため、今後、加速度的に人口は減っていくだろう。」と住職は予想している。そのため、「現在のところ檀家の減少は顕著ではないが、今後の地元の状況を考えると、寺の将来

は明るくない。しかし、今は出来ることをすることが大切だ」と語っている。

(名和 清隆) (調査日 平成二五年七月二日)

北海道第一教区中央組 E寺

はじめに

当寺は、北海道八雲町にある寺院である。北海道渡島半島の北部に位置する八雲町は平成一七年に八雲町と熊石町とが合併して誕生したものであり、北海道南部の拠点都市である函館市と室蘭市の中間に位置する町である。八雲町の東側(旧八雲町地域)は内浦湾(噴火湾)、西は日本海に面し、面積は約九五六平方キロメートルで、渡島支庁管内で最大の面積をもつ。当寺は八雲町の中では役場や総合病院がある東側に位置し、八雲町中心部までは自動車で約一〇分の位置にある。近隣には函館本線の駅があり、高速道路のインターも一〇分ほど利用ができる。当寺から札幌市までは自動車で約三時間、函館市まで高速道路を使って約一時間、一般道では一時間半でそれぞれ行くことができる。八雲町の西側(旧熊石町地域)には鉄道の駅がなく、函館までは車で二時間、札幌までは三時間四〇分ほど

であるが、太平洋側にある高速道路に乗るために峠を越える必要があり、冬季は積雪等の影響でより時間がかかることもある。

住職について

当寺住職は昭和二二年に当寺に生まれた。大正大学を昭和四四年に卒業し、当寺に帰って来た。その後しばらく当寺に住んだが、近隣寺院の住職が遷化し、その寺院を当寺先代住職が代務し、その後現住職がその寺院の住職となった。平成一〇年に当寺先代が遷化してからは、当寺住職に就任した。

地域の変化と現状

八雲町の人口は、昭和三〇年（一九五五）が三万六一七一人と最も多く、それ以降減少し、昭和五〇年（一九七五）には二万六二九六六人、平成七年（一九九五）には二万二三一五人、現在（平成二七年二月）は一万七八三五人となっている。なお平成一七

年以前の人口は現在の八雲町に当たる地域（旧八雲町・旧熊石町）の人口を合わせて計算している。町には若い世代の就職先がなく、高校を卒業すると専門学校や大学に進学するため、札幌に出る人が多い。

町の主な産業は農業と水産業であり、農業では酪農を中心に、ネギやジャガイモなどの複合経営が行なわれている。漁業は、漁獲金額の七割を占めるのが、太平洋側で行われるホタテの養殖である。その他にサケやアカガレイなども多く水揚げされる。漁獲金額は多くはないが日本海側ではアワビの養殖に力を入れていく。しかしながら、住職の話によると、農業は下火で農家の数は減少しており、また漁業は住職が子供の頃は景気が良かったが、徐々に悪くなっていったそうである。

寺院の変化と現状

当寺の檀家は約一三〇軒で、寺院の位置する地区とその隣の地区に多く、多くが自動車で一〇分ほどの位

置に住んでいる。札幌や函館に転居した檀家に関しては、檀家の希望にもよるが、多くはその地域の寺院に任せ、一部は当寺から行事等の連絡をしているのとことである。この二〇年で二〇軒ほどが札幌などに転居し、離檀したとのことである。

檀家に漁師は一〇軒程度でホタテの養殖を営んでいる。東日本大震災の被害で漁師を廃業した人もいるが、七、八軒は後継者がおり、ホタテの養殖業は安定している印象がある。農業では、酪農をやっている檀家が三、四軒ほどあり、それ以外の畑作を営んでいる檀家はほほいなしのことである。酪農は大規模経営をしなければ生計が成り立たないそうで、このような家は後継者がいるとのことである。住職の印象ではその他の檀家の多くは年金暮らしの高齢者が多く、会社員なども一部いるとのことである。

寺院の墓地は町の墓地と併設しているが、町には当寺以外の地区にも墓地があり、檀家の墓地もそれぞれ居住する地区の墓地にあることが多い。

葬式は枕経、仮通夜、出棺、火葬、通夜、葬儀、忌中引きという流れで行われる。その後、七日七日の中陰法要を自宅で行うが、五七日と七七日のみ勤めた日、三七日・五七日・七七日を勤める場合もあり、家庭の事情に合わせて行われる。葬式はもともと二、三人で勤めていたが、この一、二年で一人で勤める法要が増えてきた。この一年で行った葬式の半数は住職一人で勤めたという。要因としては「家族葬」が増えてきたからではないかと住職は考えており、葬儀社でもそのようなプランを用意しているとのことであった。複数人で葬式を努める時は随喜の僧侶への布施は一人一〇万円とのことである。葬式の布施には、大きな変化は見られないという。寺院の隣の地区では、以前は通夜で施餓鬼を行なうこともあり、この場合は五人の僧侶が必要であったが、三、四年前から施餓鬼が行なわれることはまれになったという。町内会組織がしっかりとしており、通夜の食事などは地域の方々の協力で準備される。集まる人数は、通夜で一〇〇〜一五〇

人、葬儀式は半分ほどになるといふ。金銭的な面や日程の都合で、通夜と葬儀式を合わせて行なうこともある。この場合は、時間があれば仮通夜を行ない、翌日火葬して、同日の夕方から通夜式と葬儀式を合わせて勤め、少し間を取って忌中引きを行なうといふ。

法事に参加する人数は減っており、以前は大勢の人が集まるため当寺の本堂で行われていたが、家で勤められることが多くなつた。お互いに迷惑をかけないようにといふ心理で、声をかける人数を減らしているのではないかと住職は考へている。このような傾向は一〇年ほど前から見られるといふ。

月参りは檀家の約八割、一〇〇軒ほどを回っており、多い日には一日一〇数軒の月参りをすることもある。布施の額は平均すると三〇〇〇円くらいだといふ。

当寺の行事には御忌、棚経、施餓鬼、十夜、船魂祭かたまりまつり、龍神祭がある。御忌、施餓鬼、十夜は五〇、六〇人ほどが集まるといふ。施餓鬼は、檀家一人が施主となり、あるいは四、五人で施主となつて、それぞれ法

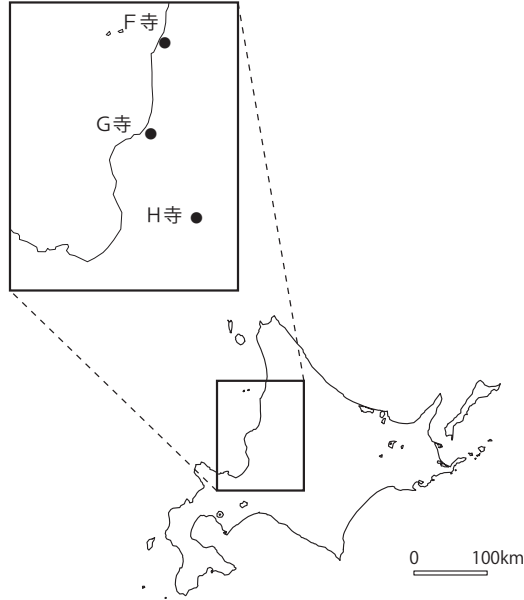
要が行われる。朝八時半から夕方四時頃まで、一〇分程度の施餓鬼法要が四〇、五〇回行われるといふ。船魂祭は一月に行われる漁師のための祭りである。また龍神祭といふ祈願会が行われ、三〇、四〇人が集まる。参加者は漁師を中心に、一般の方も集まり、豊漁や身心健全などの祈願が行なわれ、法要後はホテルに移動し宴席が設けられる。

今後の見通し

当寺の檀家には、高齢者や一人暮らしの方々が多く、後継者がいない家庭も多く見受けられ、住職は今後檀家が減少すると予想している。一方、檀家が増加する見込みはない。地域の子供も減少しており、今後この減少を止める術がないと住職は考へている。

(石田 一裕) (調査日 平成二五年七月三日)

北海道第二教区 西組、南組



北海道第二教区西組 F寺（兼務寺）
ア寺・イ寺・ウ寺

はじめに

F寺のある羽幌町は北海道の西北部、留萌管内の中

央に位置し、札幌市へは自動車で約三時間、道北圏中心都市の旭川市へは約二時間、地域行政の中心地留萌市へ約五〇分の距離にある。昭和六二年に国鉄羽幌線が廃止された後は、公共交通機関のバスと自動車が行き交うようになった。明治二十七年に苫前町から分村し、富山・福井県からの入植者が多い。昭和三〇年に天売村、昭和三四年に焼尻村を合併した。

産業はかつて鉱業が盛んであったが、昭和四五年に炭鉱が閉山となってからは、農業・漁業を中心とし、第一次産業の比重が高い。また豊かな自然を活かした観光産業も期待されている。

人口は昭和四〇年の三万二六六人をピークとし、炭鉱閉山以降、急速に人口減少が進み、平成二二年には八一七二人となっている。若年層の流出が著しく、平成一七年には高齢化率三〇・九%となっている。

住職について

住職は昭和一七年生まれ。第一世は愛知県から明治

三二年に開教のため入植し、説教所を作り、昭和八年に本堂を建てた。現在までに改築を重ねながらその威容を保っている。昭和二六年から託児所、昭和三八年から幼稚園も経営しており、昭和五六年には学校法人格を取得した。住職は大正大学卒業後、二七歳の時に自坊へ戻った。以来、経営する幼稚園に就職するかたわら法務に携わり、平成一〇年に第三世住職となる。長男が副住職をしており、幼稚園の経営と法務をしている。

地域の変化と現状

羽幌町は半農半漁で、農業と土建業や除雪業を兼業する人も多い。公務員などもいるが、営林所などの官公庁は減ってきている。また公務員は定年後、札幌などに移り住んでしまう人も多い。

町内には小学校、中学校、高校がそれぞれ一校ずつある。最盛期は近くに炭鉱もあったため、八校ほどあったがほとんど閉校してしまった。地元の羽幌高校

は卒業後進学する人が多く、地域には仕事があまりないので、一旦町を出てしまうと帰ってこない人も多い。当寺が経営する幼稚園では、昭和三〇年代は一三〇人定員で二〇〇人の児童を預かっていたが、現在は半分の一〇〇人弱になってしまった。幼稚園で働く保育士は地元近隣出身者が多いが、三〜五年で結婚などを理由に辞めてしまう人が多い。幼稚園にこどもを預ける方の職業は、公務員や漁業をやっている方が多い。預かり保育は毎日平均二〇名ほどいて、その方々は共働きの家庭がほとんどである。

寺院の変化と現状

現在檀家数は一五〇軒。最近五〜六年で三〇軒ほど減った。高齢者が単身になってしまうと、施設に入ってしまうか、遠方の都市部に移ってしまい、月参りに行けなくなってしまうことが要因の一つである。檀家は年金生活者が多く、職業としては、公務員・漁師・農家・サラリーマン・土建業などさまざまである。

檀家の中で同居している世帯がどれくらいいるかは把握していないが、同居していたとしても、定年後は札幌や旭川など都市部に移り住んでいく人もいる。ふるさと意識が強い方もいるが、転出していく人の数を考えると、全体としては弱い人が多いと感じている。

また、近隣に大病院がないため、高度医療を求めることも定年後の転出の要因の一つと考えられる。

分家で新しく檀家となることもあるが、今後離れていきそうな檀家はかなりいるように感じる。ただ檀家の気持ちとしては、金銭的な面で都会の寺は嫌だと思っている人もいるようで、位牌堂を残して都市部に出る人もいる。

遠方に出た檀家も、F寺に葬式を行なってもらいたいと思っているが、日程の都合がつかず、遠方の寺院を依頼するようになってしまうと、自然とそちらの寺院へと移ってしまうこともある。

墓地は地域の共同墓地であるが、主な納骨場所は寺院内にある納骨堂である。納骨堂をそのまま永代で使

用する檀家もいるが、他にも共同墓地を持っている人は、数年安置後にその墓地へ改葬する場合もある。墓地や納骨堂について、年に一〜二軒は札幌などに移動している。移動する檀家のうち都市部の寺院を紹介してほしいという方とそうでない方は半々くらいであるという。まだ納骨堂に空きがあるため、永代供養墓の必要性はないと感じている。また今後も都市部に移っていく方が増えることを考えれば、無縁仏ができてきても納骨堂で十分と考えている。

葬式は年間三〇件ほどある。寺の会館でやることほとんどで、一五〇名は入る会館になっている。今は町内の葬式組が準備運営を行なっているが、今後高齢化が進み、仕出しなどを頼むことになるのではないかと思う。また大手葬祭業者が町内に進出予定で、大きく変化していく可能性が高い。

葬式の僧侶の人数は二人である。四〜五年前までは三〜四人だった。二人にしてほしいという要望が檀家から急激に増えたため驚いている。おそらくは札幌な

ど都市部で一人あるいは二人の葬式をしている影響だろうと考えている。一人の葬式はできないと断っている。喪主が地元に残っている場合でも、都市部に住む息子娘が葬式を取り仕切る場合は、喪主の意向に反して息子娘の感覚で人数を指定されることもある。布施は三人の場合、導師一七万円、随喜八万円ほどである。布施の金額を聞かれることが多くなった気がする。また三人でやるが多かった時は、近隣の寺院の随喜も多くあり、他宗にも出勤していた。家族葬・直葬はまだないが、お金をかけずに行ないたい、という印象は強いという。

法事はほとんど自宅で行ない、寺で行なうのは一割程度である。寺で行なうと、花も大きくなり、いろいろとお金がかかると思っているからではないだろうか。一年間に正当する年回法要のうち、六〇七割はやっているようだ。昔は四十九日・一周忌でも町内の人を呼んで通夜のように盛大に行なっていたが、現在はそのようなことはなくなつた。法事の布施は三万円ほどで、

昔からあまり変わっていない。

護学会費は六〇〇〇円ほどで、月参りの時に集めている。この地域特有の行事としては六月にニシン供養がある。いわゆる万霊供養として、地域の他の寺院でも行われている。またJAでも家畜供養をしている。

詠唱会の講員は現在一二三人いるが、七〇代以上の方ばかりである。

兼務寺院 ア寺・イ寺・ウ寺

ア寺は羽幌から車で三〇分ほどの距離にある遠別町にある。三〇軒ほどの檀家がいて、年三回ほどお参りにも行っている。二〇年ほど前までは正住寺院であったが、先代住職が亡くなつてからF寺が兼務している。初山別村しよせんべつ村にあるイ寺は建物がなく、土地があるだけになっている。三〇四軒いた檀家が、我々だけでは維持が困難であるとして、F寺の檀家となった。また境内に墓地があるため、対処するにも手続きが煩雑で手を付けられずにいる。

天売島にあるウ寺は立派な本堂があるが、年一回の法要だけで、管理している檀家も高齢化が進んでいるため維持が非常に難しくなってきた。現在は何か草刈などもしてもらっているが、今後はどうかかわからない。また離島にあるため、悪天候時には葬式に行けないこともある。

これらの兼務寺院はニシン漁で栄えたときに建立したものであるので、ニシン漁衰退に伴い檀家数も減っていったそう。かつてはア寺の住職がイ寺・ウ寺を兼務していたが、現在はF寺が兼務している。

今後の見通し

当寺の寺院運営は、現状では問題ないが、大手葬祭業者が町内に進出予定で、当寺の会館使用が減少するなど、大きく変化していく可能性が高いかもしれないと考えている。

現在兼務に支障はないが、ほぼ実体のないイ寺は解散しようにも、土地の問題があり、なかなか手を付け

られないでいる。また、総代・世話人の高齢化で維持が難しくなりつつあるウ寺についても、今後どのように兼務していけばよいのか不透明である。

(石上 壽應) (調査日 平成二五年七月九日)

北海道第二教区西組 G寺

はじめに

G寺のある留萌市は、留萌管内の中心都市で、札幌市へは自動車で約二時間、旭川市へは約一時間二〇分ほどかかる。高速道路の延伸によりアクセスは向上している。

留萌市は明治期にニシン漁の北上に伴い漁村として始まり、大正期に炭鉱が発見され、隆盛を極めた。昭和二五年以降には輸入したカズノコやタラコの加工品など、水産加工業も盛んであったが、昭和三〇年代に炭鉱が閉山、また水産加工業も大都市近隣の企業にシェアを奪われ衰退した。さらに平成に入ってから留萌海運局の旭川への移転、留萌海上保安局の小樽への統合などが相次ぎ、市内の経済は公務員への給与と公共工事に依存する典型的な官依存の都市となった。

人口は昭和四四年四万二三〇〇人をピークとして減少を始め、平成一二年に二万八三二五人で過疎指定さ

れ、平成二二年には二万四四五七人となり、全盛期の四三%減になっている。

住職について

G寺の開山は明治二六年、寺号公称は明治三四年である。開山上人は青森県出身で、現住職は第四世で、昭和一一年生まれ、大正大学を卒業後、自坊に戻り、平成七年より住職となった。

副住職は昭和四〇年生まれ、東京の私立工業大学を卒業後、自動車会社に就職した。住職の意向で社会経験を積むべく一〇年間仕事をしたのち、自坊に戻り副住職となった。現在息子が二人いる。住職・副住職ともに兼職はしたことはない。

今回のインタビュは調査時（平成二五年）副住職にうかがった。

地域の変化と現状

留萌市は公務員が圧倒的に多い。しかし自衛隊や

国・北海道などの出先機関に勤める人が多く、留萌出身ではないので、公務員の方が檀家であるということ
はほとんどない。

昭和三〇年頃からニシン漁が不漁になり、近年になつて七〇代くらいの漁師がやめてからは、漁師はほとんどいなくなつてゐる。五年前にはイカ漁師もいて、檀家から一箱単位でイカを頂くこともあつたが、現在では皆無になつてしまつた。これまでの漁船は白熱灯を用いていたが、燃料費が高騰し、またLED化に対応することもできず、早期に引退してしまふ漁師も多いそうだ。現在停泊してゐる漁船も、そのほとんどは道外籍の船で、留萌の船は一〜二隻くらいしかないだろうと、副住職は語つてゐる。

市内に高校は二校あるが、三〜四年後に合併する予定である。地域に大学も短大もないため、二〇歳前後の人口が極端に少ない。また大学で市外に出てしまつと、公務員か教員となる以外、ほとんど地元には戻つてこない。副住職は留萌の公立高校出身だが、高校時

代は一学年四五〇名ほどであつたが、現在は一学年一六〇名ほどにまで減つてしまつた。

寺院の変化と現状

現在檀家数は二五〇軒ほどである。一七〜八年前は三〇〇軒ほどあつたが、年間五軒減り、二軒増えるような状況が続いている。檀家はほとんどが七〇代で、年金生活者が最も多く、ついで個人事業主、漁師は高齢化のため檀家にはいなくなつてしまつた。

月参りは一ヶ月に二回伺う檀家もいるため、二五〇〜三〇〇件ほどまわつてゐる。棚経では車で二時間離れた札幌にも出向いており、一〇件ほどまわつてゐる。現在の月参り等の法務は、一人では厳しいが、二人だと余裕がある程度の忙しさであるとのことである。

次世代にまで月参りの習慣が続くかどうかは、さまざまなケースがあるためわからない。なぜなら七〇〜八〇代の檀家であれば、当然のように月参りに来てくれるものだと考えているが、五〇〜六〇代の檀家では、

そうとも限らないからである。

葬式は必ず二人で行なうようにしており、一人での葬式を依頼された場合、一人だと木魚を叩けないし、七条袈裟をつけることができないと言くと、一人ではできないことを納得してもらえらる。三人で務める葬式は総代くらいで、組内の寺院に随喜をお願いする。他の寺院の葬式の随喜は年間二〜三回ほど。一七年ほど前に三人の葬式から二人に変わったそうだ。

一〜三年前までは寺での葬式が多かったが、最近ほぼ葬儀会社の会館で行なっている。また七〜八年前までは町内会が葬儀を取り仕切っていたが、現在は葬儀会社にとって代わっている。葬儀委員長を立てることも減ってきており、現在は三割程度しか委員長を立てていない。葬式の布施は一〇〜一五万円で、維那は五〜八万円。初七日以降のお参りの布施はおよそ三〇〇〇円、四十九日で五〇〇〇円ほど。お食事代がつくこともまれにあるが、五〇〇〇円がほとんどで、一万円のことにはほぼない。

会葬者の人数は減ってきている。地元の留萌新聞に大きな死亡広告欄が掲載されることが多く、それを見て集まる会葬者もいるが、掲載することも少なくなってきたかもしれないと、副住職は語っている。

札幌など遠方の檀家の葬式は、まずG寺に相談してくれる檀家が多い。行けない場合は、戒名だけ授けることもあるが、檀家に任せる。あるいは葬儀会社に任せる場合もある。どこかの寺院を紹介することについてはしていない。

市内に住む高齢者夫婦のうち、一方が亡くなり、独居になった場合、女性は一人で残ることが多い。男性は子どもに引き取られて転出することもあるが、施設に入ることも多いという感触がある。

法事はほとんど自宅で行ない、布施は一〜二万円である。最近夕方の法事や祥月命日のお逮夜が増えた。その場合は夕方五時から行なうことが多い。

納骨は寺院の納骨堂にすることが多く、納骨壇が二〇〇基ほどある。納骨堂内には合葬墓がある。無縁

仏を永代供養として受け入れることもあるが、永代供養とは別のものとして、納骨壇に入りきらなくなった遺骨を改葬することもある。

その他の檀家は市営墓地に埋葬する。市内の墓地は平成に入ってから建てられた新しいものが多い。それは、昭和初期に作られた墓は石狩軟石という石材が用いられており、耐久性に乏しく、四〇年ほどで朽ちてきてしまい、そのため昭和末期から平成にかけて建て直されたからだと思われる。

年間行事は一月に新年会、二月に涅槃会、三月に春彼岸、四月に御忌会、六月に魚鱗供養（永代供養）、八月に盆施餓鬼、九月に秋彼岸、一〇月に十夜、一月に仏名会を行なっている。参詣者は平均七〇名ほどで、盆施餓鬼が一番多く一五〇名ほどの参詣者が来る。お斎は毎回の法要ごとに行ない、地区ごとの当番制になっている。

今後の見通し

この地域で今後檀家が増える要素はないと考えている。他地域で勝手に葬式をあげてくるということはないようだが、葬式の数は檀家の減少に比例して減ってきているので、今後も間違いなく檀家数・葬式数ともに減少していくと思われる。

副住職は今いる檀家の満足度を上げるために様々な努力をしており、地元に戻ってきてからは、副住職が自らスライド・映像を作成して、法要の際にはプロジェクターでお経や木魚の打ち方などを投影している。その甲斐もあって檀家のほとんどはお念仏を合間打ちで称えることができる。また、顔をあげてお参りすることができると、檀家の声が大きく出るようになった。檀家が「お経のカラオケ」が出ると、自慢げに他寺院の檀家に語っているようだ。これをきっかけにお経に触れる機会が増えたように思うと、副住職は語っていた。

また、法事は自宅で行なうことが多いので、その方々がお経に触れやすくするために、QRコードを読み取れば、お経が画面に出てくるようになるスマートフォンアプリを製作中である。

(石上 壽應) (調査日 平成二五年七月九日)

北海道第二教区南組 H寺

はじめに

当寺は北海道芦別市あしべつに位置し、昭和二六年に寺号公称を受けた戦後の開教寺院である。芦別市は北海道のほぼ中央に位置し、札幌市までは電車で二時間程度、車であれば約一時間四〇分であり、また北海道第二の都市である旭川市までは車で一時間ほどの場所に位置する。北海道でも降雪量が多い地域であり、年間降雪量は約五m、最深積雪は約一mに達する。当寺は芦別市の中心地に位置し、芦別駅から徒歩約一〇分、また芦別市役所、市立病院、高校なども徒歩圏内にある。

住職について

当寺の住職は昭和二八年に芦別市に生まれた。その後、地元の高校を卒業し、大正大学に入学した。昭和五〇年に大正大学を卒業し、その後、仙台市の鍼灸専門学校に進学し、昭和五三年に当寺に帰省し、赤平市

立総合病院に就職した。なお赤平市は芦別市の隣の市であり、当寺から赤平市立総合病院は自動車で約三〇分の距離である。平成一八年に同病院を退職し、当寺住職に晋山した。当寺には住職の息子である副住職と、当寺の開山上人で現住職の父である先代住職が同居している。

地域の変化と現状

芦別市は明治三三年に歌志内村うたしなむらから独立し、以後、昭和一六年に町となり、昭和二八年に市となった。開拓当初より炭鉱の町として興隆し、大正二年に三菱鉱業が本格的に開鉱したのを契機に徐々に拡大し、昭和三四年には人口が約七万五千人に達した。しかし、昭和三〇年代半ばから炭鉱の開山が続き、昭和四四年には約四万五千人（十年間で四割、三万人の減少）、昭和五四年には約三万四千人、平成元年には約二万六千人と減少し、現在では人口が一万五千人余りとなった。最も人口が多かった昭和三四年と比較すると、八

割（約六万人）の減少となっている。この間に高齢化も進み、昭和三五年は人口における若年比率が二四・五％、高齢者比率が三・二％であったが、平成一七年には若年比率が一一％、高齢者比率が三四％となった。現在、市は農林業を産業の中心としつつ、観光業や企業誘致、産業振興に力を入れている。農業は稲作を中心に畑作や花栽培を合わせて行う複合経営が主となっている。またボイラー燃料に木質チップを使うなどの木質バイオマス利用を行なっている。

寺院の変化と現状

当寺は、昭和二五年に教会として創建され、翌年に寺号公称を受けた戦後の開教寺院であり、現住職の父である先代住職が開山である。先代住職は大正九年に芦別市の隣市である滝川市の寺院に生まれ、昭和二二年に大正大学を卒業、その後当寺を開創した。それ以来、芦別市の社会教育委員長、民生委員会会長などの役職に就いた。また昭和三二年から平成八年まで芦別

市の保護司を務め、その間、芦別市保護司会会長、札幌保護司連合会会長、全国保護司連盟監事などを歴任した。先代住職はこのような社会活動に従事しつつ、そこで築いた人間関係をもとにして当寺の檀信徒を増やし、また地域における当寺の信頼を高める役割を果たした。

開山当初は一二、三軒の檀家から始まった。この檀家は先代住職の生家である滝川市の寺院の檀家で、芦別近郊に住む方々だった。寺院のみの収入で生活することが難しかったので、庫裡の二階を下宿にするなどして生活していたという。現在は約一二〇軒余りの檀家があり、芦別市や赤平市に住む方が多いという。住職の話によると、新しく檀家になった方は、先代住職が保護司やPTAなどの社会活動を通して知り合った方が多いそうである。檀家の増加は、炭鉱業が栄え芦別市の人口が増加した昭和三〇年代中頃まで続き、この頃までに現在の檀家数となった。それ以降はほぼ横ばいで現在に至っている。檀家の職業は林業、炭鉱

関連、工業製品の製造会社など様々である。これらの檀家は平均すると月額一二〇〇円の護寺会費を収めている。

葬式の流れは、通夜、葬儀式、火葬、忌中引きと行なわれ、その後は初七日と四十九日はほぼすべての家が行なうが、それ以外の中陰法要を行なう家の数は減少し、半分ほどである。葬式は葬祭場で行なう場合と、町内会館で行なう場合とがあり、おおよそ半々で行われる。参列者は通常約一〇〇人であり、それ以上は大きな葬式である。多くは通夜に参列し、葬儀式の参列者は通夜の半分ほどになるという。

葬式は平成一〇年頃までは二人でやるのが通常であったが、それ以降一人で行なうことが増加した。また近隣浄土宗寺院の法要随喜の依頼も減少したという。葬式の布施は導師に二〇万円、二人の場合は協導師に一〇万円である。その後の初七日は月参りと同様程の金額の布施（三〜五千円）が多く、四十九日は平均すると一〜二万円である。

法事は寺院・自宅とホテルで勤める割合が半々とのことで、参加人数の増減はそれほど見られない。ホテルでの法事は、ホテル開業当時（一九八九年）頃から見られ、現在はホテルが「法要プラン」を用意している。

当寺には納骨・位牌堂があり、檀家の多くは遺骨をここに納骨する。また市営墓地に墓地をもっている檀家も少ないが、納骨堂から遺骨を引き取って、離檀する場合は、納骨堂から遺骨を引取って置くそうである。また平成一九年には今後、後継者のいない家などの増加に対応するために永代供養塔を建立した。

年間行事は御忌・涅槃会・春彼岸・盆施餓鬼・秋彼岸・十夜を行なっている。行事の参加者は七〜八代が多く、六〇代はまだ働き手なのでお寺には来ないとのことである。行事の中で涅槃会は住職が近所の檀家以外の家も含めた二〇軒ほどを回り寄付を募り、団子を作成し、本堂で団子まきを行なう。また寄付をした方で本堂に来ることの出来なかつた方には団子を配布

する。この団子まきは、芦別市では様々な宗派の寺院で行われている一般的な行事とのことである。十夜は逮夜法要と日中法要の二座が行なわれる。これ以外に地藏尊法要とメレヨン島戦没者の供養法要を行なっている。地藏尊法要は四月に行われ八〇人前後が参加する。また市が行なう交通安全の啓蒙と連携し、市内の高校生が法要に合わせて交通安全運動を行なう。この法要は新聞なども必ず取材するなど、市の恒例行事となっている。メレヨン島戦没者の供養法要は芦別市の多くの宗教施設で行われていたが、戦後五〇年を区切りに行われなくなった。当寺は戦没者の位牌を安置していることもあり、現在も秋彼岸に合わせて法要を営んでいる。供養法要の参加者は、メレヨン島の慰霊会会員三〇人ほどに案内を送付し、五〜六人が参列するという。

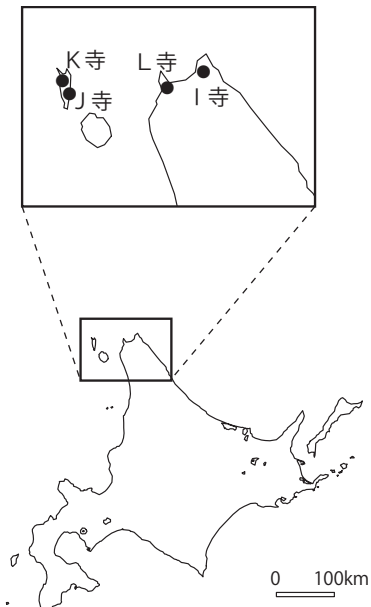
今後の見通し

先代住職は寺院も住職の退職金や年金の整備をする

必要があると考えており、当寺では住職などの保険・年金を社会保険や厚生年金としている。また開教寺院として住職は法話や読経の研鑽を積む必要があり、当寺は先代住職の教化が功を奏し、信者となった方が中心となって本堂の再建を果たした。

(石田 一裕) (調査日 平成二五年七月二六日)

北海道第二教区北組



北海道第二教区北組 I寺

はじめに

I寺は日本最北端の稚内市宗谷わっかない そうやにある寺院である。
I寺は安政三(一八五六)年、有珠の善光寺七世が開山した寺で、函館奉行が北方警護で亡くなった人の供養のため、また網走から留萌までを管轄するためであった。幕府から年間二〇両を「回り両」として賜り、地域全体の役所のような役割を果たしていたという。

稚内市は毎年約五〇〇人が減少している過疎地域であるが、宗谷地区に限っていえば人口はあまり減少していない。これは昭和四〇年代から始まったホタテの栽培漁業、また近年ではナマコ漁が好調なためである。そのため、このI寺の例は、「過疎地域」においては特殊な例といえる。

住職について

住職は(昭和二二年生)、I寺の次男として生まれた。大正大学で教師資格を取り、その後、神奈川県にある寺院で三〇歳まで修行をしていた。長男がI寺を継ぐものだと思っていたが、その長男が道内他寺院の後継として決まったことにより、現住職がI寺を継ぐことに決定し、三〇歳の時に北海道へと戻ってきた。北海道に戻ってから兼職はせず法務一筋であり、平成七年に住職に就任した。

地域の変化と現状

宗谷は漁業を産業の主としている地域である。寛政年間(一七九〇年代)には、宗谷に和人が進出しニシン漁を始めた。ニシンは食用として、また肥料として重用されたため、地域が経済的に潤っていた。しかし昭和二五年頃からニシンが急に取れなくなったことにより、地域全体が貧しくなったという。そのため、現住職の同級生では漁師の跡を継がなかった人が多かった。先代住職は昭和一八年に青森から来てI寺の住職となったが、地域が貧しくなったこともあり、寺院護持に大変苦労したという。

昭和四五年頃、ホタテの栽培漁業が始まったことにより漁業が急激に好転した。稚貝を船から撒く形式の栽培漁業であり、安定してホタテが獲れる。現在は漁師の家に生れた男子の多くは漁師になり、次男以降には新たに船を作り分家させるほどの経済的余裕もある。このため、「漁師の家に嫁ぎたい」という他地域を含

めた女性の声を聞くことがあるという。

ほかに毛ガニ漁、タコ漁も盛んで、最近一〇年は中国からの干しナマコの需要が上がったため、ナマコ漁も盛んである。干しナマコの加工も自分の家で行い販売しているため利益率が高く、最近は「ナマコ御殿」が建ち始めている。

寺院の変化と現状

現在の檀家数は約七五軒であり、地元である宗谷には約五〇軒の檀家がいるが、そのほとんどは漁業従事者である。その他の檀家は寺から車で三〇分圏内の稚内市街地や猿払村さるふちにいる。稚内市街地に移動した檀家は、住職と同世代の人々が仕事のために町に出ていった場合が多く、それは、当時は漁師で食べていけないからだという。

この地域では地域の人々のつながりがまだ強く残っているという。そのため、通夜には多くて三〇〇人くらいが参列する。家族葬はまだほとんど見られず、特

殊な事例を除けば、家族葬で行うということはない。

また仏事も丁寧に行う傾向があるという。葬式は、枕経、仮通夜、通夜、葬儀、火葬、その後式場に戻り還骨法要を行うという流れであるが、その後初七日まで毎日家に行き、読経を行う。また法事は五〇回忌までしっかりとやる習慣が続いている。

I寺は九割以上の檀家に対して月参りを行っている。月参りのほかにも、新年の挨拶回り、春彼岸の柵経、盆での柵経、秋彼岸の柵経と、年に四回の檀家参りをしている。「月参りなどの檀家回りをまめにやっているからこそ、家庭のことが分かるし、相談もされる」と住職は考えている。だからこそ、読経は一五分でも、お茶を飲みながら一時間くらい話を聞いてくるという。月参りをやむを得ず休む場合にはハガキで連絡し、日をずらして行うようにする。簡単に休んでしまつと、習慣が途絶えてしまうからであるという。

年間の行事としては、御忌会、春彼岸会、盂蘭盆会、施餓鬼会、秋彼岸会、十夜法要を行っている。行事の

参加率はおおよそ四〇〜五〇人程度であり、七割程度の檀家が行事に参加をする。土日に行事を執行する場合は参加率が高いという。また、海が時化している時には参加率が高くなるというのは、漁師町ゆえであろう。十夜法要の時に合わせて「お檀家ギャラリー」を開催している。これは檀家から作品を募集し、その作品を庫裡に展示している。また、生け花の作品展も一緒に開催しており、これらを楽しみにお参りする方が増えていくという。

おわりに

檀家数は七五軒と多くはない。しかし、「少ないがゆえに、手厚いフォローができていく。だからこそ、檀家の顔、家の状況がすべて分かっているし、信頼関係で結ばれている」という。その意味で「檀家との関係は本当に良い」と思えるし、「次世代に寺を継がせたい」と思えるという。

僧侶は地元とのつながりを沢山持っているので、そ

の縁を大切にすることが大事であると考えている。また「檀家とどのような寺を作っていきたいか」というビジョンを持ち、過疎だから無理というのではなく、「過疎だからこそ」という面を活かす工夫が必要であると住職は考えている。

(名和 清隆) (調査日 平成二五年七月二一日)

北海道第二教区 北組 丁寺

はじめに

丁寺は、稚内市の西方六〇キロメートルの日本海上に位置する日本最北の離島の礼文町れぶんにある。島は大別して南部に香深地区かふか（旧香深村）、北部に船泊地区ふなとまり（旧船泊村）に分かれ、当寺は香深地区から乗用車で一〇分ほどの場所にある。

島の北東に礼文空港があり、かつてはエア―北海道が自治体の支援を受けながら運航していたが、利用者が少ないために維持が困難となり、二〇〇三年（平成一五年）に廃止されて以後、定期便はない。現在のところ、稚内および利尻島を結ぶフェリーだけが島外に出る手段であり、港は香深地区にある。稚内までの所要時間は二時間ほどで、夏期間は四便、冬期間は二便である。

人口は昭和三二年一万〇〇九九人をピークとし、昭和五五年には五九九〇人と減少傾向が続き、現在の人

口は、三〇七八人、世帯数一三五四戸、六五歳以上が九四六人（三〇・八％）（平成二二年）である。

住職について

当寺は明治一六年に島内に浄土宗布教所が設立されたことを創始とする。その後同二八年に寺号公称が許可された。同四二年にはその一部が他地区の檀信徒のために設立されたK寺へと分離された。

住職は昭和二一年生まれ。昭和四四年以降、少年期より活動していたボイスカウトの指導者であった師僧の寺院に下宿しながら、社会福祉施設の指導員として勤務していた。師僧が丁寺の兼務住職となった縁で、現住職が礼文島に常在赴任することとなる。その後、教師養成講座を経て僧侶資格を取得し、昭和四九一年に丁寺の第七世住職に就任した。住職は布教の研鑽を積み、現在は布教師として全国各地に赴いて活動をしており、その収入を寺院護持のために充てている。

地域の変化と現状

礼文島は、明治初頭に東北地方（青森県、秋田県）、北陸地方（富山県、新潟県）より、ニシン漁を目的とした移住者が多く入植した。東北地方出身者は漁業に従事するものが多く、北陸地方出身者は漁業のほかに商業を営んでいる。ニシン漁場確保のため島内各所に拠点を置き、集落ごとに同郷・血縁者が定住した。

移住した島民の元々の宗派の様式で葬祭を行ってほしいという要望があり、それぞれの地区に各宗派の寺院が建立された。香深地区には真宗大谷派、真宗本願寺派、曹洞宗、日蓮宗、浄土宗（当山）の寺院、船泊地区には真宗大谷派、曹洞宗、日蓮宗、浄土宗寺院があり、現在は創価学会、天理教の教会も設立されている。住職によれば、集落ごとに出身地が異なるため、各寺院で檀家の職業に偏りがあり、真宗大谷派は北陸出身者で商工業従事者が多く、曹洞宗、浄土宗は漁業従事者が多く、日蓮宗は両者が混合しているとのこと

である。

昭和四〇年代は本州方面への冬季土木作業に従事する出稼ぎが増加したが、現在は高齢化と求人減により少なくなっている。昭和四〇年代後半から観光客の増加により、民宿・旅館等の観光業従事者が増加した。しかし、昭和三〇年代から人口減少が起こり、過疎・高齢化が進行し始めた。

主幹産業は漁業であり、農家はほとんどない。エゾバフンウニや利尻昆布の産地として有名であり、礼文島はウニの発祥地とも言われる。漁業従事者の約半分が専業で、小型船舶がほとんどである。観光業も盛んで、海拔ゼロメートルから咲く高山植物の島、花の浮島として知られる。昭和四九年に国立公園の指定を受けて以来、順調に観光客を増やしてきたが、平成一四年度の三〇万人をピークに減少が続いており、平成一八年度で約二〇万人となっている。

寺院の変化と現状

年間の法要は、春季彼岸会、御忌会、魚鱗供養会、盂蘭盆施餓鬼会、秋季彼岸会、十夜会の六つである。檀家の推移については、昭和四七年に一〇七軒あった檀家は現在一〇二軒で、そのほとんどが島内にいる。後継者がいない檀家が六割にものぼる。

月参りはほぼ全檀家を訪問している。葬儀は年間二〜一〇件あり、葬儀出仕僧は二名以上で、島内同宗派の僧侶に依頼し執り行っている。葬儀の布施は大半が二〇万円以上で、中陰等の繰上げ法要は行わない。護寺会費は、一部世帯を除き定額としており、工事等の檀家負担は総額を均等割りしている。

墓地は、昭和五〇年以降、隣接する土地に墓地を造成し、現在檀家の八割が建立している。納骨兼位牌堂も備えており、全檀家統一規格のものを序列なく配置している。

おわりに

住職は、礼文町の将来人口が一〇年後には現在の半数（一五〇〇人）になると推測している。単純に計算すると、檀家数も半減するので、寺院を維持することが困難となる。町内においては、今後、後継者のいなくなった宗派の寺院から順次廃寺となり、檀家は残った他宗寺院に移動せざるを得なくなると住職は予測している。近年、後継者がいなくなった寺院が、宗派の異なる寺院に吸収されたこともあり、危機を感じて後継者の育成が急務と考えるようになった。

また、J寺と縁の深いK寺には後継者の予定が無く、もしどちらかの寺院の住職が法務困難になった場合、当面はどちらかが兼務寺院になることが予想され、K寺の住職もそれに理解を示している。現在住職は住民と同じ目線に立ち、檀信徒の結束・地域のつながりを維持することが、寺院存続の鍵になると考えている。

（東海林 良昌）（調査日 平成二五年七月二二日）

北海道第二教区北組 K寺

はじめに

K寺は、北海道礼文島にある寺院である。K寺は、明治四二年に地区に布教所ができた布教所が基となり、その後、大正四年に寺号を取得した。初代住職は現住職の祖父であり、先に開山していた「寺上人より、「地区に寺が無いので住職になってほしい」と乞われていることであった。その後、父から現住職へと継承され、三代にわたり寺を護っている。

住職について

住職は昭和一二年生まれ。同島の生まれで、住職歴は二一年以上である。兄がいるが別職に就いたため、次男である現住職が継承した。現住職も住職就任以前は別職に就いていたが、四四歳の時に教師資格を取得し寺に入った。同島にある「寺住職と助け合いながら檀信徒教化にあたっている。

地域の変化と現状

主幹産業は漁業である。漁船漁業ではなく磯舟で捕る小規模なものである。ニシンが取れなくなった昭和二九年を境として、人口が減っていった。ニシンが取れていたころは、町が賑やかであった。子供であっても、繁忙期は学校が休みになり、家の手伝いをした。青森から「やんしゅう」と呼ばれる若者が働きに来て、町にも映画館や歓楽街があるなど賑わいがあった。

昭和三〇年代から、島外への出稼ぎが始まった。島内では公共事業などの土木仕事を請け負って従事する人もいたが、バブルがはじけたことにより土木仕事もなくなった。近年では高齢化が進んでいることもあり、島外への出稼ぎも少ない。

寺院の変化と現状

船泊地区の世帯主の職は殆どが漁師である。商店街などもあまり無い。地域特性や檀家の職業は同島「寺

ときわめて類似している。檀家はほとんどが漁師の家であるが、一部ではあるが漁師をやめて旅館を営んでいる檀家（三軒）やサラリーマン家庭もある。檀家は八〇〜八五軒。ここ二〜三年高齢化や後継者不足、島を離れることにより離檀するケースがある。他の寺院も離檀が増えているようだ。これまでは檀家の減少はあまり見られなかったが、これからは急激に減少すると住職は考えている。

また檀家の子供達が定年を迎えた後、島に戻ってくるようなケースは見られない。診療所が地区ごとに箇所ずつしかないため簡単な診療しか受けられないことが一因であると考えられる。現状では、高度医療となれば札幌市、緊急の場合はドクターヘリで運ばれる。葬儀は、枕経、通夜（日数がある場合は仮通夜も行う）、葬儀・告別式、火葬、収骨の流れで行う。葬儀は丁寺住職と二人で行う。葬儀の布施は二〇万円位で、他宗寺院に比べると低いほうである。近年は通夜のほうが会葬者が多く、葬儀は近親者家族が中心であ

る場合が多い。通夜の後は、寺で夕方六時ぐらいから数時間、皆で宴会のように過ごしている。葬儀の準備は、自治会でなされ、集落総出で手伝いをする。五〇〜六〇代が中心となって世話をする。葬祭業者はいるが、霊柩車などのリース業が業務内容の中心である。島外からお盆の帰省のときにあわせて年忌法要を行うことも多く、その時は若い方達も来ている。しかしその一方、家族だけの法要が多くなっている。

他宗寺院との付き合いはあまり無いが、海難慰霊法要は共同で行う。かつては宗派ごとの僧侶ではなく、地域の他宗の僧侶を集めて葬儀を行っていた。

年中行事は、御忌会、春彼岸、魚鱗供養、地藏尊供養、施餓鬼（お盆）、秋彼岸、十夜会、観音法要であり、それぞれお斎を設ける。大法要で行なうお斎は交流の場であり、材料費は担当する地域の当番が負担している。行事がおこなわれる際には、町内放送で流し流れる。

最近法要には高齢者に代わって若い世代が出てくる

ことも増えてきた。そのほとんどが女性で、基本的に男性は寺参りに来ない。漁師の祈願法要であっても、男性ではなく女性が参加することが多い。「寺のことは女性」という慣習で、法要の際の帳場も女性が担当している。

盆には島外から皆帰ってくる。八月一三日には檀家が位牌堂、納骨堂にお参りに来て、住職は棚経に行く。一五日、一六日には施餓鬼法要がある。御忌と十夜には五〇〜六〇人ぐらいの参詣者がいるが、漁の時期と重なれば二〇名ほど少なくなる。

また、大正時代以降、地域の人々による観音講、地藏講があった。これらの講は、講員の代替わりによってなくなってしまったが、現在も法要のみ参加する元講員がいる。

おわりに

この地域では、次世代と同居している家は少ない。これは働く場所がないからである。後継者が同居して

いるのは二割ぐらいであり、残りの八割は二〇年後には絶家になる可能性がある。

寺院の後継に関しても同様で、他宗の寺も含めて後継者がいない寺院が多いことを鑑み、礼文島全体の仏教寺院の将来を憂いている。また後継予定者がいても、継がせようとしていない場合も見られるようだ。今後、宗派を超えて合併するケースも増えるかもしれない。「最後は島全体で一〜二カ寺ぐらいしか残らないのではないか」と住職は島の将来を憂慮している。

(東海林 良昌) (調査日 平成二五年七月二二日)

北組 上寺

はじめに

上寺は北海道稚内市の寺院である。日本最北端に位置する稚内市は宗谷海峡をはさんで東はオホーツク海、西は日本海に面しており、当寺院はその市内中心部にある。稚内市は戦後、水産・酪農・観光を三本柱として北海道北部の中核都市という機能も果たしてきた。人口は順調に増加を続けて、昭和五〇年のピーク時には五万五四四人を数えた。ところが、昭和五二年の二〇〇海里漁業専管水域設定（以下、二〇〇海里問題）により主要産業であった水産業が衰退すると人口は減少を続け、平成一二年には四万三七七四人となり、ピーク時と比較すると二五年間で一万一六九〇人の減少になり、平成一四年より過疎地域の追加指定を受けた。

このように上寺は比較的近年、過疎地域に指定された地域の市内中心部に位置している。

住職について

住職は、昭和一九年（調査時現在六九歳）に先々代住職の孫として生まれた。高校までは地元で過ごし、大正大学に入学した。卒業後はすぐに地元に戻り、先代住職と共に法務を勤め、平成四年に住職となった。現在まで兼職は行っていない。副住職が郷里に戻ってくるまでは、住職一人で月参りなどのすべての法務に対応しており、かなり大変だったという。

上寺は明治一八年の開基である。漁場としては宗谷のあたりがもともと栄えていたが、徐々に住宅地がこの地域に広がってゆき、宗谷の下寺の縁をもって現在の場所に創建されたという。

地域の変化と現状

漁業については、この地域も元々はニシン漁が盛んであったが、昭和二七、八年頃からまったく捕れなくなった。昭和三五年頃から遠洋漁業へと転換し、樺太

の方まで行って、スケソウダラなどを底引き網で大量に水揚げした。この時期には水産加工業も伸び、地元

の女性が担い手となり収入も大きかった。遠洋漁業に使う底引き網船は一艘あたり一五〜二〇人ほどが乗る

大型船であるが、往時には六〇隻以上もあったという。

その後、二〇〇海里問題が勃発してからは急激に衰退し、政府の減船政策も加わって、現在はわずか八隻となった。底引き網の漁師は地元よりも他地域から来た人が多かったため、一時的に人口が増えた時期もあったが、漁業が振るわなくなつてからはほとんどの人が引き揚げてしまった。それに伴って水産加工業も下火となり、経済的なダメージはかなり大きかったという。

住職の同級生はクラスの半分くらいが高校に進学し、残りは集団就職であった。集団就職先はまだ道内には少なく、多くは東京方面に出た。就職先で技術を身につけて帰郷した人はわずかで、ほとんどは戻ってきていない。現在、稚内に残っている同級生はクラス四〇人中一〇人程度である。また、長男である副住職の同

級生一五〇人ほどのうち、地元に残っているのは二〇人程度である。

寺院の変化と現状

檀家は三三〇軒である。昭和二〇年ごろに比べれば、分家や他の地域から来た人がいて檀家数は一〇〇軒ほど増えているが、住職に就任してからは増加数と減少数が均衡しており、ほぼ横ばいである。檀家のうち、後継者がいないのは五〇〜六〇軒程度とみている。

昭和二〇年代のニシンが取れていた頃は檀家の八割以上が漁業関係者だった。ニシンが捕れなくなつてからはコンブ漁に切り替わったが水産業の衰退は進み、現在、檀家で漁業関係者は一割未満となった。檀家のほとんどは地元勤める会社員である。農業関係者はもともと檀家にはほとんどいなかった。

月参りをしている檀家のうち、地元に残っている家は三、四割程度である。法要の案内を出すのは札幌に住んでいる檀家で、大体三〇通ほどを送る。親世代

を地元に残して、若い世代が札幌に住んでいる場合もある。若い世代は定期法要にはなかなか参加しないが、両彼岸やお盆などはお墓や納骨堂のお参りに来る。

この地域では墓地を持つという習慣があまりなく、納骨堂だけの檀家が九割以上で、墓地は共同墓地にあるが三〇基に満たない程度である。住職によれば、他地域から流入した人たちが、後にいつか郷土に持って帰りたいという思いがあり、そのために移動しやすい納骨堂が好まれたのではないかという。実際に郷土に遺骨を持って帰った檀家も少なくない。先々代の住職も、継承されない墓地よりも納骨堂を積極的に勧めたという。また、昭和二五年に先代住職がつくった共同の納骨堂があり、後継者がいなくなったり、道外の地方へ出て行ってしまった家のお骨を一〇〇〜一五〇霊ほど納めている。これらの方々は護寺会費を払っており、時々お参りにも来ている。また、転勤で稚内に来た人で、地元墓地があるため、し寺に納骨堂を持っていないといった檀家も少しいる。永代供養

を希望する檀家もいるが、積極的には勧めないようにしている。

葬式については大きな葬式は少なくなった。昔は出仕する僧侶が三人で当たり前だったが、最近は稚内では二人が多く、札幌などの都市圏ではほとんど一人である。新聞に死亡広告を出す場合は一〇〇人以上の参列者が来るが、最近は死亡広告を出さずに身内だけの家族葬を行なう人も増えている。以前は町内会館などを使っており、町内会長などが仕切る地域共同体の組織も機能していたが、七、八年前に斎場ホールができてからは葬儀社が取り仕切ることが増加している。葬式の順序は、枕経、仮通夜、本通夜、火葬、葬儀である。七日ごとのお参りは自宅で行ない、四十九日とときに納骨を行なう。なお、初七日までは毎日行く。

札幌などの遠方の檀家の場合は、知人の浄土宗寺院に通夜・葬儀までを依頼し、その後、四十九日もしくはそれよりも早くし寺に持ってきて納骨を行なう。法事は基本的に本堂で行なう。会社員の家庭は古くから

の土地の方が多いため、五〇回忌までしっかり行なう檀家が多い。

年中行事の参加者は、御忌会が五〇〜八〇人ほど、春秋の両彼岸会が八〇人ほど、盆施餓鬼会が少し多くて一〇〇人ほどである。休日にあたりやすい彼岸会はやや若い方の参拝者が多い。花祭りは仏教会で一〇年に一回の当番制である。ニシン漁が盛んだった頃は、大漁祈願会や漁師の方々（檀家以外の方も多かった）による龍神講も行なわれていたが現在は行なわれていない。水子供養は市内で行なっているのが当寺院だけということ、また新聞広告も出しているため、檀家以外の申し込みも多い。一昨年初めて五重相伝を行ない、三〇人ほどの参加があり、その後、数回行なった勉強会への出席率も高い。青年会組織は二〇人ほどいるが年齢層がかなり上がってしまった。観音講が行なわれていた頃は婦人会のような機能を果たしており、三〇人ほど参加していたが、現在は行なわれていない。

おわりに

し寺のある稚内市内はニシン漁の衰退や二〇〇海里問題など、水産業関連の変化が大きい地域であった。ただし、当寺院が市内中心部に位置していることもあり、現在の檀家の多くは漁業関係者ではなく、古くからこの土地に住んでいる会社員の家が中心である。今後、地域の人口減少に伴って檀家数も減少してゆくと考えているが、現段階では急激な減少とまではいかず、ゆるやかな下降をたどると予想をしている。

今後の見通しとしては、住職の代は法務が忙しくて新しいことに着手できなかつたので、副住職の活動や提案に期待をしている。副住職は東日本大震災の支援に積極的に携わっており、大要要の際には本堂を使って震災支援に関連した写真展を開いている。最近はお寺を使ったコンサートの申し込みなどもあるため、今後は積極的にお寺をどんどん開放していきたいと考えている。また、一昨年初めて行なった五重相伝の反響

が大きかったため、近いうちに再び五重相伝を行なうことを計画しており、積極的に檀信徒教化をしてゆく予定である。五重相伝を受けた人を中心にして、本堂を使った葬式を積極的に勧めるなど新たな提案をしている。

(工藤 量導) (調査日 平成二五年七月一日)

浄土宗における社会実践

―その理念と実践者について―

浄土宗の社会実践が法然上人の姿勢より学ぶべきこと

曾根宣雄

一、はじめに

仏教における社会活動は、大乘仏教の「上求菩提・下化衆生」の精神に基づき、菩薩道の実践を行うことであるとされることが多い。しかしながら、浄土宗学の立場から社会実践を考察する際には、次のようなことが問題となる。そもそも法然上人（以下祖師の敬称を略す）の浄土宗開宗は、従来の「悟りの仏教」から「救いの仏教」へと仏教を転換させたものであった。いう

なれば浄土宗開宗は、私達凡夫が現世において菩薩道を実践し悟りに到達することはできないという認識よりなされたものであった。そうであるとするならば、いわゆる「悟りの仏教」の立場から示される社会実践ではなく、「救いの仏教」の立場から示される社会実践こそが、私達凡夫にとって必要であり求められることになる。今回は、法然の姿勢に基づいた場合、どういった視点が導き出せるのか考えてみたい。

二、法然の姿勢に学べること

法然の浄土宗開宗以前の状況について『四十八卷伝』には、次のように記されている。

悲しきかな悲しきかな、いかがせんいかがせん。

ここに、我等ごときは、すでに戒定慧の三学の器に非ず。この三学の外に、我が心に相応する法門有りや。我が身に堪えたる修行や有ると、万の智者に求め、諸の学者に訪いしに、教うるに人もなく、示す輩もなしⁱ。

この言葉は、それまでの仏教の規範と凡夫の現実との乖離を告白したものである。これは、教え（法）が素晴らしくとも、実践する者の性質や能力（機）に相応していなければ現実の場においては意義を持ち得ないことを示している。このことより私達は、社会実践の場において菩薩道が有益であるとしても、凡夫である以上実践しえない状況があり得ることを学ばねばならない。また法然は大原問答の際に次のように述べている。

上人法相・三論・華嚴・法華・真言・仏心等の諸宗に亘りて、凡夫の初心より仏果の極位に至るまで、修行の方軌、得度の相貌具に述べ給い

て、「これらの法、皆義理深く利益優れたり。機法相応せば、得脱踵を廻らすべからず。ただし源空ごときの頑愚の類は、更にその器に非ざる故に、悟り難く惑い易し。しかる間、源空発心の後、聖道門の諸宗につきて、広く出離の道を訪うに、かれも難く、これも難し。これすなわち、世下り人愚かにして、機教相背く故なりⁱⁱ。

ここでは機教が相応しないという現実を指摘し、機教が相応する法門の必要性を指摘している。そのようなかで法然は、『要義問答』に示されるように、「教を簡ぶにはあらず、機を料らうなり」ⁱⁱⁱという立場に立つて、浄土門に帰入した。つまり「教えを選ぶ」という法門の深勝性を第一とする立場ではなく、「機をはかる」という自らの存在の認識とそれに相応しい教えを模索する立場に至ったのである。このことは、理想的な立場から現実を直視した実存的な立場に転換したことを意味している。社会実践を考える上でこういった、法然の法門の選びの姿勢は大きな示唆を与え

てくれる。すなわち、

①私達がどのような存在であるのか。

②私達に実践可能な活動のあり方とは何なのか。

という視点が重要であることを学びとることができるのである。

周知のように法然は、善導の「一心専念の文」によって機教相応の教えである浄土門に帰入した。『津戸三郎へ遣わす御返事』には、

その故は念仏の行はもとより有智無智に限らず、
弥陀の昔誓いたまいし本願も遍く一切衆生のためなり。

無智のためには念仏を願じ有智のためには余の
深き行を願じたまう事なし。十方衆生の句に広
く有智無智、有罪無罪、善人悪人、持戒破戒、
賢愚、男女、もしは仏の在世の衆生、もしは仏
の滅後のこのごろの衆生、もしは釈迦の末法万
年の後三宝みな失せての終りの衆生までもみな
こもれるなり^{iv}。

と述べられている。ここでは、阿弥陀仏の選択本願念

仏に基づく救済が「有智無智、有罪無罪、善人悪人、

持戒破戒、賢愚、男女」「仏在世から法滅後の衆生」

までの一切であるとしている。阿弥陀仏の本願につい
ては『念仏大意』に「かくのごときの末代の衆生を阿

弥陀仏予ねて解りたまいて、五劫の間思惟して四十八
願を発したまえり^vとあるように、末法の衆生の状
況を深く鑑みた上で五劫思惟して建立されたものであ
ることが示されている。これらは「無智、有罪、悪人、

破戒、愚」「法滅後の衆生」という劣機の衆生の救済
こそが阿弥陀仏の真意であったことを示すものであり、

阿弥陀仏の聖意に基づくならば、浄土宗の教えは劣機
の衆生のためにあることが確認できる。それ故に浄土
宗は「末法の凡夫のための教え」であると位置づけら
れるのである。ここで考えねばならないことは、自力
得道しえない凡夫とは、真に自立・自律しえない存在
なのであり、そういった凡夫こそが社会的な援助を必
要とするということである。このことから、学べるこ

とは、

③社会的援助を必要とするのは凡夫である。
ということであろう。

三、まとめ

法然は浄土宗開宗に際して私達がどのような機根であるのかを問い、その上で阿弥陀仏が実践可能な行として称名念仏を本願に定められていることを提示した。

こういった法然の姿勢に社会実践の場が学べることは「①私達がどのような存在であるのか」「②私達に実践可能な活動のあり方とは何なのか」ということを問うということの必要性であろう。つまり、「凡夫の自覚」と「凡夫による社会実践という視点」が重要となってくる。また、阿弥陀仏の救済から学べることは「③社会的援助を必要とするのは凡夫である」ということではないだろうか。このことは、浄土宗が劣機の凡夫こそを救いの正機としている以上、浄土宗の社会実践は劣機の凡夫を前提とするという視点を忘れてはならない

いことを意味しよう。

私達の人生は「挫折・失敗・敗北」等々の連続であるが、阿弥陀仏の救済はそういった凡夫にこそ向けられている。当然のことながら、私達は罪悪生死の凡夫なのであり、救済者阿弥陀仏のあり方と私達のあり方を同列に論じることは厳に慎まねばならない。しかしながら、浄土宗の教えの本質が「挫折・失敗・敗北」を体験せざるを得ない劣機の者を対象にしていることは、重要な意味を持つ。何故ならば、劣機の者とは、私達凡夫のことに他ならないからである。したがって、浄土宗の社会実践は、「挫折・失敗・敗北」等の渦中にある凡夫こそをその対象とすることを第一義とし、それを看過しないことが特色となるのではないだろうか。

註

- i 『聖典』六・六二頁
- ii 『四十八卷伝』第十四卷（『聖典』六・一五五頁）
- iii 『聖典』四・三八二頁

v iv
『聖典』 四卷・四一六頁
『聖典』 四卷・三四二頁

颯田本真尼を支えた人々とその背景

坂上雅翁

一、はじめに

明治から大正期にかけて、三河徳雲寺にあって、大災害のたびに現地へ駆けつけ、念仏結縁しながら救援活動を行った颯田本真尼（1845～1928）、その活動期間は明治24年（1891）から大正13年（1925）までの34年間、災害救援で訪れた被災地は、北は北海道から南は鹿児島県までほぼ全国にわたっている。その内容は地震、津波、火山噴火、大火等で被災した23都道府県におよび、救援物資を届けた戸数は6万件に及ぶ¹。本稿では一人の尼僧がこれだけ広範囲の地域、数多くの被災者に対して救援活動を行えた背景、とくにその活動を支えた人々とその背景についてみる。

二、布施行を支えた人々

持律堅固な颯田本真尼の布施行を支えた外護者は以下のように分ける事ができよう。

1. 師僧や近隣寺院住職
2. 災害支援を通じて縁ができた寺院住職
3. 雲照律師、夫人正法会会員
4. 近畿、関西圏の地縁・血縁を通じた外護者
5. 信徒

1. 師僧や近隣寺院住職

明治23年（1890）に三河を襲った高潮で徳雲寺が被災する。このことが、本真尼を災害への布施行の契機となった。これ以降、明治24年（1891）から34年間にわたり被災地への救済活動を行う。一方で、颯田本真尼自身は浄土律の流れをくみ、戒律を厳しく守りながら厳しい修行と清貧をもととし、100人近い弟子も育成した。

明治23年（1890）に三河を襲った高潮で徳雲寺が被災し、近隣にも多くの溺死者がでた。徳雲寺にはこのときの出来事が「溺死人霊名記」として遺され、そこには子供を含む数百人の名前が見られることから、高潮災害の規模がいかに大きかったかが知られる。この出来事が、本真尼を災害への布施行に向かわせたきっかけとなったとみてよいであろう。事実、本真尼の救済活動はこの翌年の明治24年から始まっている。

明治24年に起こった濃尾大地震の際には、本真尼自身へ寄せられた信者の勧募に合わせ、当時、岡崎の昌光律師にあつた志運和上の信者を通じて勧募したものを罹災者へ施している。これから見ても、当初は被災者への救済事業の規模は小さなものであつた。

2. 災害支援を通じて縁ができた寺院住職

この後しばらくは小規模な救済活動が続くが、転機となつたのは明治27年（1894）の庄内地震（酒田大震災）と、それに続く大火災であつた。この大火災

では、酒田市の8割が消失している。このときに建立された「酒田震火災横難死霊碑」(酒田市瑞相寺)には、「三河国幡豆郡吉田村 颯田本真」と連名で「美濃国羽栗郡笠松町 志知称円」の名が見える。この称円とは、浄土宗西山禅林寺派に属する笠松善光寺の第五世の称円浄尼のことと考えられる。

善光寺は、もともと浄土宗西山派禅林寺・光明寺両本山に属した専養寺の末庵「智暁庵」から興った。現在、善光寺があるこの場所は、以前、笠松陣屋の牢屋があり、罪人の処刑場で、今も牢屋敷というのはこのことによる。

この寺は、斬罪された罪人の霊を供養するため、元文元年(1736年) 恵澄居士・恵教尼夫妻が敷地560余坪を寄進し庵を結んだことに始まる。五世の称円浄尼は、明治13年(1880年)に入庵し、廢寺同様に荒れ果てた庵の再興を図り、同15年より町墓地の管理をつとめ、同17年善光寺如来を勧請奉安した。ついでその後官有地となっていた斬首場を、同19年払

い下げを受け、境内135坪を拡張している。明治24年の大震災で建物全部が倒壊したが、同27年に善光寺仮本堂として間口四間奥行き五間の平家造りを建て、同37年には濃尾大震災の死者3000余人の菩提供養追善のために、金1400余円を投じて釈迦如来の銅像を建立している。²⁾

推測の域を出ないが、本真尼は濃尾地震の際に、明治24年には2900戸に、翌25年には1300戸に対して布施行を行っているので、本真尼がこの期間に善光寺に対して救済事業を行い、称円尼との交流が始まったのではないかとみられる。

濃尾地震の例を見ても本真尼の救済活動当初は、師僧や縁のあった近隣住職を通じて、信徒からの寄進を中心としたものであった。

3. 雲照律師、目白僧園夫人正法会会員

やがて、本真尼の救済活動は規模が急速に拡大していく。それに伴って、酒田大震災、大火に続いた明治

29年（1896）の三陸大津波の際の救援活動が本真尼の布施行にとつての転機となり、布施行を支える外護者にも変化が見られる。

このときには、本真尼の受戒の師であった雲照律師をはじめ、目白僧園の夫人正法会の会員を通じて集められた施物を私財とともに被災地へ届けている。この夫人正法会の会員は、華族や貴族院議員の夫人たちが多く、これを契機として被災地への救済活動の規模が大きくなっていく。

雲照律師とは本真尼の実弟、三宅善苗師が弟子になったことから交流が始まったと考えられ、本真尼も弟子とともに雲照律師より受戒している。雲照律師の戒律学校（のちに目白僧園と改称）には十善会と夫人攝受正法会（夫人正法会）があったが、それぞれ、機関誌として「十善寶窟」、「法の母」を発刊している。この両機関誌には、本真尼と夫人正法会の関係をたどる上で貴重な記事が多く見られ、これまで明らかにされていなかった被災地救援活動が拡大していく過程を

確認することができる⁴。本真尼は雲照律師を戒律の師として、目白僧園の道場にて弟子たちとともに授戒している。目白僧園の雲照律師は、夫人正法会の会員の婦人たちへ、つねづね、「戒律については私の方が詳しいが、布施については本真尼の方が上だ」と話していたという。この目白僧園での受戒を機に、華族の人々も多く名を連ねた夫人正法会との交流が始まったとみられ、これが被災地救援の規模拡大の契機となつたとみることができる。

4. 近畿、関西圏の地縁・血縁を通じた外護者

また、本真尼の布施行に賛同した篤志家も、のちに本真尼による関東布教の起点となった慈教庵（現在の本真寺）の土地を提供した東京の紙間屋である細川糸子（伊都子）の東京の細川家、江戸松坂屋を足がかりとして静岡から江戸に進出した伊藤次郎左衛門の伊藤家、京都の阪根家、山形の財閥本間家、本真尼の妹である諦真尼の京都泉谷西寿寺の復興に寄与した名古屋

の岡谷家、馬渡島復興に貢献した大阪の泉谷家をはじめとして全国の有力者の間に増えていった。

また、本真尼の被災地への救済事業は、一人の尼僧が個人で行える規模を遙かに超えているが、その業績を資料から裏付けた研究は、管見の範囲では見当たらない。その理由は、本真尼自身が陰徳を常とし、自らの業績を人に話さず、記録を残さずになされたことにその理由があると言えよう。

5. 信徒

もちろん、本真尼の活動に対しての信徒の布施行も見逃すことができない。徳雲寺に所蔵される災害時の布施帳には、近隣の寺院の布施に混じって、信徒の名前も多く見られる。その中には、かつて被災地で布施行を受けた地域の信徒の名も多く見える。

現在でも、徳雲寺のある地域では本真尼の教えが伝えられており、百年の時を隔ても布施行を通じた念仏結縁の教えは、信徒の中に受け継がれている。

三、むすび

戒律を厳しく保ちながら（颯田本真尼の場合はもちろん念仏結縁の中でということになるが）、慈善救済活動をする先例は、中国の三階教に求めることができまる。自らが戒律を厳しく保ち続けることを内側に向けた行とするならば、持律僧が慈善救済活動をすることは、社会性を持った外側に向けた行ということがいえよう。さらに、被災地への救援物資を届けるに当たり、間違いなく被災者の手元に届くという信頼に足る人物として、戒律堅固な尼僧に物資を託したとみて間違いのないであろう。

日本においても、叡尊、忍性などは南都律の中で慈善救済活動を行っており、江戸時代、天台宗の安樂律、日蓮宗の正法律などでも同じ動きが見られる。

さらにいうならば、戒律を厳しく保ち続ける姿に共感する信者、財政的支援者等が存在したことも、慈善救済活動を継続できた一因であろう。

信仰の面からみれば、颯田本真尼の慈善救済活動は、被災した人々への念仏結縁であったといえる。救援品を届け、被災者とともに念仏をして、法話をしたという話も多く伝わっていることはこのことを物語っている。

一例を挙げれば、明治27年の酒田地震以来、秋田県の酒田をたびたび訪問し、念仏結縁を施したので大勢の信者ができ、本真尼が亡くなった後に有志が分骨を受け、酒田の浄徳寺境内に舍利塔を建立し納めていることはそのことを端的に示している。

註

- 1 矢吹慶輝編『本真老尼』（昭和10年4月25日、慈教庵）、藤吉慈海『颯田本真尼の生涯』（旧版タイトル『布施の行者颯田本真尼』、平成3年12月10日、春秋社）によって本真尼の布施行は世に知られることとなった。

- 2 笠松善光寺HPによる。

- 3 颯田本真尼の父、颯田清左衛門には12人の子供がいたが、本真尼の兄弟のうち6人が出家している。なお、善苗は三宅姓を名乗っているが、兵役の關係で長男が別姓を名乗ることがこの時代にはあったようである（颯田洪氏よりの聞き取り）。

- 4 雲照律師は夫人正法会会員に対して、施与品等を勧募した。

相談支援におけるクライアントの「受容」とカウンセ

ラーの「自己覚知」をめぐる

―法然の凡夫観をてがかりに―

浄土宗総合研究所 郡嶋昭示

1、はじめに

援助者、ケースワーカーには、クライアントを受け入れる「受容」が必要とされている。それは無条件に全てを受け入れることであり対人援助に当たっては重要なこととされている。しかし、実際の現場にあつて、援助者にはクライアントを本当に無条件にありのままにすべてを受け入れられるのか否かという想いがあるのではないだろうか。

本稿ではこのような点について、法然の凡夫観を応用し、受容できない私達はどの様にして対人援助をするべきなのかということを考え、具体的な手立てとして浄土宗僧侶の立場からカウンセリングを行っておられた中原実道氏の「凡夫が凡夫によりそう」という理

論を提示して論じていきたいと思う。

2、「受容」の必要性を説く先学の研究―ロジャーズとバイステイック―

クライアントの全てを受容する必要があるという説として、ロジャーズとバイステイックの説がある。ロジャーズは援助者の「6つの条件」の中で、「無条件の肯定的な配慮 (unconditional positive regard) を経験していること」(佐治守夫ほか編『ロジャーズクライアント中心療法』、有斐閣、1983) また、バイステイックは「ケースワーカーが否定したくなるような、クライアントの持つ側面を彼の現実として捉えると同時に、クライアントに対する尊敬の念をも保ちつづけるということである。(尾崎新ほか訳『ケースワークの原則』、誠信書房、2006) といっている。これらの説を基に、カウンセリングに携わる際に、クライアントがどんな考えを持っていようと、無条件にすべてを受け入れ、尊重することがカウンセリングにおいて必要なことであるとされている。

このようにクライエントを平等に無条件に受け入れることはカウンセリングにおいて理想的なことであるが、先述の通り援助者はクライエントを前にして、全ての人を平等に無条件に受け入れることができるのだろうかという想いを抱えているのではないだろうか。

3、法然の人間観―人は皆凡夫―

このような想いに対する解決策として、我々が本来的にどのような存在なのかということを変更して見据えること、つまり法然の「人は皆凡夫である」という人間観が指摘できると考えるのである。法然は『選択集』で「深心」を論ずる部分について、善導の『観経疏』の「一には決定して深く、自身は現に是れ罪悪生死の凡夫、曠劫より已来、常に流転して出離の縁有ること無しと信ず」、「二には、決定して深く彼の阿弥陀仏の四十八願をもて、衆生を摂受したもう疑いなく慮いなく、彼の願力に乗じて定で往生を得と信ず」（『浄土宗聖典』以下「聖典」、三・一四〇）という説を引用

し、我々は罪や悪を造り、輪廻から離れることが現状では不可能であることを自覚すべきとし、そしてそんな我々であっても阿弥陀仏は浄土へ救うということ信ずべしとしている。これは、

①自身は凡夫であることを信じる ↓信機（機を信じる）

②阿弥陀仏の救いを信じる ↓信法（法を信じる）
として体系づけられ、後の門弟などによっても論じられていく。さらにはその理由として、

ただし後の信を決定せんがために初の信心をば挙ぐるなり。その故は、もし初の信心を挙げずして後の信心を出したらましかば、諸の往生を願わん人、たとい本願の名号をば称うとも、みずから心に貪欲瞋恚等の煩惱をも起し、身に十悪破戒等の罪悪をも造りたる事あらば、濫りにみずから身を僻めて却りて本願を疑いそうらいなまし。
（聖典四・五三七頁）

といい、信機なくして阿弥陀仏を信じることがあれ

ば、自身は凡夫ではないので阿弥陀仏が救うのだという誤った信心におちいり、煩惱や罪を作ってしまった場合には、こんな私を阿弥陀仏は救うはずがないとして阿弥陀仏の本願を疑うことにつながりかねないからだといっているのである。このように、阿弥陀仏の本願を信じて念仏行を行う上では、自身が凡夫であることを自覚することが必要であり、この自覚が信心を深めるためには不可欠なものとして規範的なものとして主張されているのである。

このような法然の説は、全ての人を平等に無条件に、そして尊重して受け入れることは理想ではあるが、全ての人に対しては実践不可能だということを示し、それに気付いて自覚することが、規範的であるという価値観を提示していると受け取れるのである。つまり、全ての人を平等に無条件に受け入れられないという自覚をもって活動することは、むしろ重要で規範的なことであるといえるのではないだろうか。では、全てを受け入れられない私たちは具体的にはどうすればいい

のだろうか。一つの答えとして中原実道氏の説を取り上げてみたい。

4、中原実道氏の説 ―「精一杯の姿」の受容―

中原実道氏は浄土宗僧侶という立場からカウンセラーとして活動した人で、岡山いのちの電話の評議員、岡山刑務所の教誨師を勤めている。中原氏は「より添う心」（『仏教とカウンセリング』三二一、一九九七）において、次のように述べている。

まず打ち壊してめっちゃめっちゃに変えなきゃならないのが、その頭の中にある、自分が今まで生きてきた経験でもって何か気のきいた「助言」でもしてあげようということなんです。自分の経験、自分の力を超えた問題が相談されたらもうだめ、たちまち行き詰まる。…中略…どうする。凡夫が凡夫をカウンセリングするって、一体どういうところなんだ。お釈迦さまのように解脱された方が、それを乗り越えられて悟られた方な

ら導くことができるでしょう。だが、導くどころか一緒に迷い続けている私たちが、カウンセラーとして生きていくには一体どうしたらいいのか。

(六三頁)

という体験を述懐している。自分がクライエントよりも優れていて、豊富な経験を持ち、その経験や知識で導こうと考えているのならば、本当の受容はかなわないとしている。このことに立ち向かうならば、自分自身がどういう人間かをしっかりと見据えて受容することができなくては、援助者としてカウンセリングをすることはできないと主張している。そして、クライエントの受容に関しては、

ほかの人たちは、よくないことだ、だめなことなんだ、改めさせようという見方をするんですが、私たちは、先ず「それがあなたにできるたった一つのことなんだなあ」。ほかのことができるなら、ちゃんとほかのことをしています。それが

今のあなたにできるたった一つのことなんだなあ。…中略…そして、二番。「それが悲しいまでの精いっぱい姿なんだなあ」。たった一つの精一杯の姿なんだなあ。このように受容してゆくんです。ありのままに、無条件に、大切に。

(六四頁)

と述べ、クライエントによりそう凡夫である自分は、クライエントの「精一杯の姿」を受容していくほかにないという姿勢を主張しているのである。この説は、先の法然の凡夫観を応用して論じた、全ての人を平等に受け入れられないことの自覚を持った上での活動として、指摘できるもと考えるのである。

おわりに

以上のように、対人援助において必要とされる「受容」を考える時、自分はクライエントと違って、豊富な知識を持ち、その知識で導こうとする考えを捨てるということは凡夫の自覚の上にたつものであり、実

存的な自己受容であろう。そんな私でもできることが、クライエントの精一杯の姿を受け入れることなのではないだろうか。

このように、中原氏が提唱した、我々は阿弥陀仏のような存在ではなく、クライエントのすべてを受け入れることが理想でありながら、それができない凡夫であり、そのような凡夫である自分には他者を全て受け入れることは難しいという自覚を持ったうえで、受容を考えるべきであるという説は、法然のいう凡夫の自覚（信機）に該当し、規範的な行為であると見ることができる。そして、クライエントの考えや置かれた環境や知識すべてを受け入れることが理想的でありながら、そのような凡夫である援助者は、無になることや共感ができなくとも「精一杯の姿」の受容こそが現実的にできる数少ないことであり、これに力を注ぐべきであると理解することができよう。さらには、凡夫である自身も何かのきっかけでクライエントと同じ状況になる可能性があるという自覚をもつことにもつなが

り、クライエントと援助者の対等な関係が築かれることも期待できるのではないだろうか。

付記 本稿は同誌に掲載されている曾根宣雄氏の論考と同様に、平成二十六年十月二十五日に逝去された中原実道先生の霊前に捧げ、心より追悼の意を表するものである。

無量寿経随聞講録下二コラム

義山『浄土三部経随聞講録』は浄土三部経の逐語的な註釈であるため、私たち浄土宗教師が触れることのある様々な言葉や、考え方についての解説が多く見られる。

今回、そのような箇所を五箇所取り上げて、読物としてみた。これをたよりに『随聞講録』本文に興味をお持ちいただければ幸いである。

「当来之世」について

『無量寿経』下巻の流通分に、「当来之世、経道滅尽せんに、我れ慈悲をもつて哀愍して、特りこの経を留

めて、止住すること百歳ならん」と説かれる。宗祖の『選択集』第六章に引用されるところである。『選択集』ではこの「当来之世、経道滅尽」の時を、善導大師の『往生礼讃』により末法万年の後と解釈している。これは、釈尊入滅後の五百年間は、その教えと、教えに順ずる行、そしてその結果としての悟り（証）が実現する「正法」の時代であり、次の千年の間は教えと行のみが在る「像法」の時代、最後の一万年は教えのみが残る「末法」の時代とする、正像末の三時に基づく捉え方である。つまり、『選択集』や善導大師等はこれの『無量寿経』の「経道滅尽」の時を末法の後の時代であるとするのである。

ところが、義山はこの『無量寿経随聞講録』において、これとは異なる説についても指摘している。それは、新羅の僧、憬興が記す「増劫七万歳」説である。すなわち、仏教では、循環するこの世界の生成から消滅を、成劫（世界と衆生が生成する期間）・住劫（世界と衆生が安定する期間）・壞劫（世界と衆生が壊滅していく期間）・空劫（世界と衆生すべてが壊滅し何もない期間）の四つの期間に区切る捉え方があるのであるが、憬興は、『無量寿経』の「経道滅尽」の時を住劫における増劫（寿命が次第に延びていく期間）において衆生の寿命が七万歳に至った時であるとする考えを採用している。そして、『随聞講録』は「経道滅尽」の時を「末法万年」とする説と、「増劫七万歳」とする説の両者を肯定する、つまり「経道滅尽」は二度起こるという懐感と聖問の説を採用していると見て取れる。

さて、振り返って我々自身を見てみよう。末法ということに関していえば、我が国では一〇五二年からこ

の時代に突入したと言われている。法然上人の浄土の教えが広まったのも、この末法に対する人々の不安に能く応えるものであったからということは言うまでもない。現代はそれから一千年弱を経ている。また、「増劫七万歳」についても、厚生労働省による平均寿命の推移を見るならば、一九九〇年から二〇一三年においても五歳の延びを見ることができるといえる。我々は「増劫」のただ中にいるといえるのかもしれない。

キリスト教神学では神の存在証明がひとつの大きな問題として議論されるところであるが、宗教哲学者ジョン・ヒックは、人類の歴史において宗教的超越者に対する懐疑というのは一七世紀以降に広まったものであり、それ以前は、人間にとって超越者の存在は、その存在証明など必要としない自明のことであったと述べている。法然上人が浄土宗を開きその教えを説いた時代、念仏は日本中に広まったという。当時の人々にとって、阿弥陀仏や極楽の存在はというのは自明のことであったのかもしれない。対して我々自身はどう

であろうか。末法万年であれ増劫七万歳であれ、経道滅尽へと歩みを進めているという危機感是人ごとではなさそうだ。
(市川定敬)

「十日十夜」について

月影や 外は十夜の 人通り (正岡子規)

『無量寿経』巻下に「ここにおいて善を修すること、十日十夜すれば、他方諸仏の国土において善を為すことと千載するに勝れたり」

とあり、この言葉は、浄土宗において十夜法要を勤める際の教義的裏付けを持たせるものである。つまり、この娑婆世界での十日十夜の修善の功德は、仏国土における千年の修善の功德より優れているというのだ。

そこで、問題となるのが、「修善」の「善」が具体的にどのような行為を指すのかということである。これについて、古くから浄土宗では、この「善」の行為を念仏と理解されてきた。たとえば、観徹の『無量寿

「経合讚」巻下末において「於此修善」を注釈する中で、「上来諸説の三輩の諸善および五戒・八戒等、別しては、すなわち本願念仏を指して修善という」とあり、具体的な「善」の行為として念仏があげられている。しかし、これに対し義山は『無量寿経随聞講録』巻下之二の「於此修善」を注釈する中で、「上来、(比校顕勝)に明す所の布施施惠等の六波羅蜜、及び齋等なり」と述べ、具体的な「善」の行為については、本願念仏ではなく、あくまで布施や持戒などの六波羅蜜と八齋戒によるものとしている。そして、さらに割注においては、「合讚」の釈、其の義、穩やかならず」と述べ、観徹の解釈を排斥しているところは興味深いといえよう。
(井野周隆)

「法式」について

「法式」は、「法要儀式に関するすべての方式をいう(『浄土宗大辞典』)」と定義されるように、威儀作法を

意味する言葉として用いられている。このような意味での用法は、1901年（明治34）4月17日付の当時の野上運海浄土宗管長の訓令に見られるものが最初のようにある（『浄土宗大辞典』「法式」の項参照。「法式」という語自体は良忠上人の『伝通記』（「玄義分」）などに散見されるが、三経一論五部九卷二集では『無量寿経』下巻の用例が唯一である。辺地胎生往生した者の不利益を列挙する中、「菩薩の法式を知らず」というのがそれである。『随聞講録』では、この法式の語を「上求下化、之を法式と謂う。之を知らざる故に六度を行ぜず」として、上求菩提下化衆生のことを法式というのだ、とする。続けて異訳の『大宝積経』「無量寿如来会」の「菩薩の威儀法則を知らず」を引用する。ここまでの積は了慧『無量寿経鈔』、観徹『無量寿経合讚』の積と全同で、そのまま引いたものと思われる。『随聞講録』ではこれに加えて、「蓮華から出れば功德を積むことができるが、辺地胎生往生した者（華中に停めおかれている）は胎内あるのでそれができないの

だ」とコメントする。『随聞講録』では例えば十日十夜の修善の積のように、『合讚』等の既存の積に反対することもあるが、このようにそのまま踏襲する場合も多く見られる。その際にも、何がしかのコメントを加える場合が見られ、読者の理解を助けてくれる。

（齊藤舜健）

「祝聖文」について

「祝聖文」と聞くと、その偈文が頭に浮かんでこないことはあるが、「天下和順の文」と聞けばだれでもわかる。この偈文は『無量寿経』下巻にあり、『無量寿経随聞講録』ではそれについて詳しく註釈している。了慧『無量寿経鈔』、観徹『合讚』の記述と概ね重なる記述であるが、『随聞講録』では語義解説の典拠など、さらに詳細なものとなっている。以下、『随聞講録』に依りながら解説しよう。

「祝聖文」を理解するためには、まず「七難」を理

解する必要がある。七難は、『薬師本願經』などに説

かれる次のようなものである。①人々が病にかかる災難、②他国の侵略を受ける災難、③自国内に反逆がおこる災難、④星の運行に異変が生ずる災難、⑤日蝕月蝕がおこる災難、⑥季節はずれの風雨による災難、⑦乾季が終わっても雨の降らない災難、である。

「天下和順」の文は『孝經』にもあるように、「天下和順にして災害生ぜず、禍乱起こらず」を願う文である。つまり、天下が泰平になり（天下和順）、太陽も月も清らかに輝けば（日月清明）七難の第五の難は続かず、時節よく雨が降り、風が吹けば（風雨以時）七難の第六と第七の難は無い。災害や疫病が起こらなければ（災厲不起）七難の第一の難が無いから、国民が豊かで安穩に過ごすことができ（国豊民安）、武力を必要としなければ（兵戈無用）七難の第二と第三の難は無い。したがって、人々が他人の徳を尊び、互いに思いやり（崇徳興仁）、つとめて礼儀正しく振る舞い、また譲り合うこと（務修禮讓）を願うことが、この偈

文の意味である。

我々は毎日、宗祖、祖師、歴代の諸僧、また亡者のために回向するのであるが、その中でもこの「祝聖文」は、我々が生きているこの世界が、戦いや災害がなく、安穩に過ごせるために、日々の回向と並べて唱える偈文なのである。（田中マルコス）

『法住記』について

『法住記』は、『無量寿経随聞講録』卷下之二の、「当来の世」並びに「止住百歳」の説明のために、憬興の『無量寿経連義述文賛』において引用されている（浄全14卷、525、527頁）。

『法住記』の具名は『大阿羅漢難提蜜多羅所説法住記』（玄奘訳）『大正蔵』第四九卷所収）である。

釈尊滅後八百年の内に、慶友（阿羅漢難提蜜多羅）が世に出て、仏の教えがこの世にとどまる時期を心許なく思う人々に対して、「仏陀は般涅槃の時、自身亡

き後の世界において、仏法が消滅し尽くさないように、教えを十六人の大阿羅漢と眷属に付属し、護持させるようになさった」・「仏滅後には、仏法が滅没する度毎に、仏法を護持する大阿羅漢等が現れ、人々に法を説き、出家させ、また利益を与える」等と述べて、大阿羅漢等による教えの実践によって、仏法は徐々に興隆することを明かす。そして、「人々の寿命は十歳・百歳・六万歳・七万歳・八万歳等と推移し、終には弥勒が出現し、人々は善行を修し、声聞は弥勒の法を聞いて正覚を得る」等と語る。

このように『法住記』は、釈尊滅後の仏法は、やがて完全なる法滅の時を迎えるのではなく、長い時間の経過の中で繰り返される仏法の滅没を、仏法を護持する大阿羅漢の出現によって克服（仏法興隆）しながら、弥勒の出現とその教化の時を迎えることを説き、仏法は不滅であることを示す。

（米澤実江子）

『無量寿経随聞講録』 下之二 書き下し

[463b]

無量寿経随聞講録卷下之二

仏告弥勒等とは、上來は厭離の境の中に三毒を拵ぐる、即ち能起の煩惱なり。已下は業を明す。是れ所起の業道なり。謂わく、此の五悪は彼の三毒に依りて起る所の業なり。今、斯に在家の五悪を説く。此れ、今『経』所彼の機が故なり。亦た、好む所、在家は別して五悪に在り。出家は其の次なれば、先づ在家の五悪を説く。此れ、上三に言うが如く、浄土教の意は、本為凡夫兼為聖人なり。其の中に、又た、本為在家兼為出家の故なり。扱、諸師及び鈔主、五悪を捨て此の

五善を持するを、即ち五戒とす。此の義、経意に契わず。大いに非なり。其の由は、五戒を以ちて五悪を制すると言うときは、則ち、戒善の衆生と為る。然も本願の中、十方衆生の衆生は更に戒善の衆生に非ず。先づは処中の善人、兼ねては戒善に通ずべし。若し今の善を戒善と言わば、則ち無戒・破戒は皆、悉く除かる。若し爾れば本願の十方衆生の内が、少々カケルホドニ、カケルホド二百が中に稀に一二を得、千が中に稀に三五を得べし。是れ、経意に契わず。故に五戒を説くとは存ずべからざるなり。宗家「観念法門」廿五紙に五善性人・五悪性人を釈するも、是れ処中の善人なり。先づ此の意に違す。次に西河の意、亦た同じ「安樂

集上、四十四紙。「五戒・十善、持し得る者、甚だ希なり

」^四、と云えり。又た、元祖も『選択集』の中に上冊、八

紙、特留念仏の下「此の經に持戒の言有りと雖も、未だ持

戒の行相を説かず。持戒の行「*hōga*」相を説くことは、

大小經律に在り^五」と釈す。此の『經』は唯、念仏

を説くと言えり。若し今、斯を五戒を説くと言わば、

今『經』に戒相を説くと為る故に、亦た此の釈に違

す。然れば則ち、今『經』の五善は是れ処中の善なり

と、之れを定判すべし。諸師は聖道の學者なるが故に、

謬りて之れを釈すべし。鈔主、亦た之れに准ず。一盲、

衆盲を曳く。其の過、遁れ難きのみ。若し処中の善人、

進みて戒善の人と為るは、甚だ望む所、所論の限りに

非ず。扱、浄土の教意は、本為凡夫、本為在家、本為

悪人なり。爾るに、今、処中の善を勧むるは、教意

に違うに似たり。此の義、云何。謂わく、浄土の行人

は、極悪最下と雖も、若し悪を作るときは、則ち念仏

の為に、障を作す。是の故に、五悪を消化して作さざ

るを、即ち五善と云う。必ず作法受得に非ず。縦い浄

土の機は、極悪にもセヨ、処中の善、無きときは、則

ち往生を得ざるなり。若し悪を造らば、其を誤りては

亦た本の善に立ち還り悔いる者の様ナルヲ、処中の善

と云う。此れが、元來悪人ナレバなり。ソレマデモナ

キ悪人ナラバ何ぞ往生を得ん。総じて悪人が念仏申す

と云う事は無し。一念慚愧の処デコソ念仏は申セ。サ

アレバ浄土往生の人は、皆、善人なり。善人ナレども

処中の善人にして戒善の善人には非ず。是の如く意を

得れば、則ち浄土教の意に違わざるなり。其の上、何

かナル仏法ニカ廢悪修善を立てざるの仏法有りや。若

し浄土宗、仏法の外ナラバ格別、仏法の内ナラバ諸悪

莫作ハ諸仏の通誡なり「七仏通誡の偈」。茲に因りて、日域

の仏法最初弘通の太子、六歳の時、初めて「*464b*」言

わく、「夫れ仏法は、唯、真諦俗諦を教えて、有にも

非ず、無にも非ず。諸悪莫作衆善奉行、是れ、内無く、

外無く、究竟の真法なり」と「聖莫末記」上巻、七紙、「旧事本記」

第三十五卷なり^四。又た「平氏太子伝旨書」十紙^五、其の意同ジ。又た『五

憲法』の中、「釈氏憲法」の第九条に曰わく、「諸悪莫

作衆善奉行自淨其意、這の教の大道なり。大道は、當に普く訓ずべし〔三〕と。太子の炳誠、誰の人か之れを誣いん尤も勸誡アルベシ。去り乍ら、末世の在俗、何ぞ戒善を具せん。熟々思うに、今『經』の五善〔四〕、之れを謬りて戒善とすること勿かれ。『大經聞書』第八卷に云わく、「問う。五善を持つとは正因の行を勧めんとせんや。答う。説の次序、且く業苦の過を挙げて之れを厭離せしむるのみ〔五〕」。生因の行は、正く三輩の文に出づ。然るに、此の持善を廻すれば、亦た生因とす。經文の次、科を逐いて知るべし。

●端心正意とは、是れ、次上に「仏の重誨を受く〔六〕。」と云うなり。「端」は『玉』に云わく、「正なり〔七〕。」なり。今言うところは、三有流轉の事を懼れて專正に出離を願ずる心を「端心」と云う。三業の非悪を作さざらんと欲する意を「正意」と云う。義寂の云うが如き、「其の菩提に趣むくを〈端心〉と名づく。余事を求めざるを〈正意〉と名づく〔八〕」と已上。心と意との差別を言わば、心は衆生の本性、諸識の由る所なり。意は

心の發動する所の情識なり。然りと雖ども、今言う所の端心の心は、本覺の心に非ざるが故に、本性とも諸識所由とも云い難し。今、謂わく、心は業の主、是れ善惡の由りて生ずる所なり。心端しき則は、自から惡をなさず。其の義、応に知るべし〔九〕。次下に「或いは端心正意とは、其の持戒を明す〔一〇〕」と云う。此の義、今の所用に非ず、具さには上來之れを辨するが如し。

●衆惡とは、五惡を指すなり。

●至徳とは、至極の徳と云うことなり。『論語集註』「泰伯篇」四の二十に「至徳とは徳の至り極まりて、以ちて復た加うるること無きものを謂うなり〔一一〕」。又た『孝經』に、孝を称して「至徳の要道」と云えるに準ぜば、孔安国が注に、「至徳は孝徳なり〔一二〕」と。今、是れを仏家に寄せば、仏の化益を敬うに在り。故に至徳と云う。仏の因位に謙苦セシガ致す所、ソレハ仏教に順ずれば、即ち孝行と云ウモノなり。上來、二義共に用うべし。

●十方世界とは、是れ浄土なるべし。謂わく、此の世に於きて衆惡を作らざるは、十方浄土にも亦た比倫無

し。然る所以は、浄土は由来善根界の故に、所有の人

天、素ヨリ悪を作らず。只、是れ土風のみ。穢土に於きて衆悪を作らざるは最も希有と為す。例せば、穢土

の一日の修行、浄土百歳の行に勝るが如し。今、言うところは、穢土を取らず、穢土を穢土に対する道理無

きが故に、穢土に於きて善を修する者は、十方浄土の菩薩に対するに最も倫匹無しと云うことなり。倫匹と

は、倫は比倫、匹は『玉』に云わく、「輩なり」^{〔9〕}。今、倫匹と云うは、穢土の衆生の方を云うなり。

●諸仏国土とは、諸もろの浄土なり。

●自然作善とは、嘉祥『疏』三十五紙に云わく、「勝縁有る故に、善報果の故に、自然に善を作す已上」^{〔10〕}。自然とは国風のみ。

●不大為悪とは、現起の悪を謂いて大とす。是れ種子の微細に対するのみ『望見聞』七卷、八紙の意^{〔11〕}。今、云わく、

是れ少しは悪を作すか、ナド、穿鑿スベカラズ。大の字は言うところは、便りに置くなり。

●易可開化とは、穢土は逆流に棹さすが如く、浄土は

順流に棹さすが如し。其の義、応に知るべし。

●於此世間とは、此の娑婆世間に時節を云フ、第九減劫五濁雜亂の時の仏出世なり。五濁は人壽二万歳の時ヨリ始まるなり。

●為最劇苦とは、五悪等の中に示現したまう故に且く劇苦と名づく。苦受有るに非ず。今、云わく、五濁の衆生を教化する能化の教主は甚だ艱苦なり。諸仏浄土の教主とは更に違エリ。

●令捨五悪令去五痛令離五焼とは、「五悪」は是れ悪因、「五痛」は是れ華報、「五焼」は是れ果報なり。淨影の云わく、「此の五悪を造れば、現世の中に於きて、王法、罪を治して、身、厄難に遭うを、名づけて五痛と為す。此の五悪を以ちて、未來世に於きて、三途に報を受くるを説きて、五焼と為す」^{〔12〕}。興師これに同じ^{〔13〕}。又た、

法位の意は、「痛とは、地獄の苦、焼とは苦具」^{〔14〕}と云云。嘉祥の「五悪」の義^{〔15〕}、淨影に同じ。「痛・焼」は位に似たり。今の所用、影と興との義なり。又た、

余經所説の五痛、具に『合讚』に挙ぐるが如し^{〔16〕}。

●**降化其意**とは、五悪を作る衆生の其の意を降伏し教化す。

●**令持五善**とは、鈔主の意、前の五悪を翻す、即ち五戒なり。此の義、今の所用に非ず。悉く向に弁ずるが如し。

●**獲其福德**等とは、先づ淨影の意は、五善を持つ人は、現在世に於きて他人の為に讚歎せられ、或いは國王・國主、其の人を尊敬す。是の如き等は、現世の福德にして、是れ、前の五痛に翻ずる現世の華報なり。〔度世〕の下は、後に淨土に生じ、終に涅槃を得る、是れ後世の果報なり。又た、義寂の意は、惡の華報と善の華報と、其の時分、各別と存ず。惡の華報は現世に約し、善の華報は來果に約す。是れ則ち所得の果の中に長寿を華報とし、涅槃を正果とす。鈔主は義寂に朋なう。次下の『鈔』十六紙に云わく、「獲其福德」とは、現世の安穩。〔度世〕已下は後生の安穩。即ち是れ往生し成仏する故なり。又た、嘉祥の解有り。云わく、「降化其意」とは、怖心、道に入

る。〔令持五善〕とは、教に順じて修行す。〔獲其福德〕とは、遠近の二果を挙げて其の行を成ずるなり。

●**度世**等とは、「度世」は即ち涅槃なり。涅槃の斷徳を成ずるが故に分段、變易の二世間を超過す。次の句の「泥洹之道」の泥洹も、亦た、是れ涅槃、即ち斷徳なり。言う所の道とは、即ち智なり。菩提の智徳を成ずるが故に、無為涅槃を獲得す。畢竟、智斷二徳を成就して、二轉の妙果を獲るを「度世長寿泥洹之道」と曰うなり。〔度世〕とは、出なり。言うところは、所詮、有為の世間を出過して、出世無為涅槃の極樂に生ずることを得るを「度世長寿泥洹之道」と云う。問う。今の長寿とは穢土の事を指すとせんや。別説の中に於きて「上天」と云うが故に。答う。爾らず。下の別説の中に「上天」と云うは、彼土の長寿を且く上天と名づく。余方に順ずが故に。實には上下共に彼の土の長寿を指す。

●**消化五惡**とは、仏日の化益は五惡の霜を消せしむ。故に「消化」と云う。扱、何が故ぞ、今、但、此の五

悪を明すや。謂わく、此の五悪は世人喜びて造るに由るが故に、偏に彰すのみ喜の意。或いは云わく、凡そ他力門は大小権実、自力の化度に漏るる所の浅機を本とす。故に但、五悪を離れて念仏するとき、則ち足りぬ。微細の起惑は、必ずしも遮する所に非ざるが故に。例えば仏、初め成道して提謂等の為に且く「480b」五戒十善人天の教門を説くが如し。

仏言其一悪者とは、殺生の悪を標す。是れ第一の悪と云う事なり。太賢、云わく、「世間、畏るる所、死苦を窮とす。損他の中、奪命に過ぎたるは無し〔5〕」上。故に第一に、之れを標するのみ。扱、此の五悪を止むれば、即ち五善なり。爾れども五戒善とマデハ存すべからず。其の義、具に向に弁するが如し〔6〕。此の五善は念仏・余行に通ず。其の由は、若し五悪有れば、三輩九品の方行、何れも心に染まらざる故に、一行として成ずること能わず。念仏も亦た然なり。故に此の悪、通じて往生の路を塞ぐ。是の故に、念仏・余行に就きて之れを捨てしめたまうなり。又た、此の五悪は

尊卑・貴賤、皆、スキコノム処の生まれ付きの悪ニテ、嫌う者は一人モ無シ。サレバ此の五悪が根本とナリテ、念仏・余行を障うる故に仏、別して之れを制したまう。然れば此の五を根本と為して其の余の悪も、随分に捨て去るベキトなり。扱、影・興二師の意、五悪は、謂わく、殺・盜・邪姪・妄語・飲酒と次第す〔8〕。鈔主、依用せり〔9〕。又た、義寂は二義を存す。一義は二師の如し。「二義に云わく、身業の三悪を以ちて初めの三とす。口業の四悪を合して第四と為す。意業の三悪を合して第五とす。此の五の中、但、彼の根本の業道を撰するのみに非ず。亦た、加行・後起の諸の不善法を取る〔10〕」と。又た、法位の意は、此の五悪に七支を撰す。身三を三とす。口四を合して第四とす。飲酒を第五とす〔11〕。今、云わく、諸師の解は、恁他ともあらばあれ、総じて此の五悪には一切の諸悪を撰すると見るべし。一切諸悪の中に、此の五は別して衆生、好みて多く之れを造る。故に「〔12〕」五を挙ぐるなり喜の意、向の如し〔13〕。扱、悪とは三性の中に果を引く者は善

と惡となり。無記は果を引かず。其の惡の体を云ワゞ、第六識相應の染汚の思の心所を体とす。此の思は、日傭頭の様ナ物ニテ、手下の煩惱を使ウなり。ソコデ余の煩惱と俱ナウテ、惡を作す処ヲ業と云ウなり。但し同時俱起の諸惑、之れを撰して体とせず。是れ正く思の心所を惡業の体トハセザレドモ、上首ナルガ故に、爾か云ウナリ。前五識相應の思も業ナレドモ微劣ナルガ故に独り果を取ること能わざれば、業を感ずること無し。第六に力を与エラル、時、果を引き業を感ずるなり。思に就きて、審慮思・決定思・動發勝思の三種の思、有り。此の三、相應せずんば、業を成ざざるなり。又た、加行・根本・後起の三種有り。此の三ソロウ時、正く果を引く業の体とナルコトなり。扱、無記は果を感ぜざる者なり。喩えば楊枝を削り箸をケヅリ掃除をスル等、或いはナグサミニ經を読み、仏を拜み、念仏申す等なり此ニハ尚ヲ論アリ。但し、善惡の二はキツト果を感ずるなり。扱、惡は惡業シワザニテ、身口の所為なり。其の一二を云ワゞ、殺は命を断つ時、業を

結す。此に三種有り。殺サント思い立ちて、種々に手立をスルハ加行なり。正く殺スハ根本なり。殺シテ已後、安堵して喜ぶは、後起なり。盜は畳を毛髮バカリモ離レバ、業を結す。亦た、此の畳ヨリ彼ノ畳が間〔罅〕、尚お加行なり。正く取るは根本なり。後に悔いずして、ソレヲ喜ぶは後起なり。姪は抱く等、或いは姪水漏れ漏れざるに依らず、男根、〔NOT〕産門に入らざる間は、加行なり。若し、男女の根、毛髮バカリモ互いに入る時は、業を結す。此の時ハ不淨を漏らさざれども、結業にして正く是れ根本なり。姪を行じ已りて後、喜ぶは後起なり。

●諸天人民煥動之類とは、此の二句は能殺の体を挙ぐ。「欲為」の下は、殺惡の質^{スカク}を出す。殺惡の事、人畜等に通ず。但し、今は人の殺惡を戒むるに在り。故に、「諸天」等と曰う。

●欲為衆惡とは、「為」とは作なり、造なり。「衆惡」とは、正には殺惡なれども、殺惡、余惡を助成するが故に「衆惡」と云う。此の二句は、総じて殺惡を云う。

「強者」已下は、殺悪に三類有ることを明す。

●強者伏弱とは、『礼記』『菜記篇』に曰わく、「強き者は弱きを脇おひやくし、衆き者は寡を暴す」^[82]。

●転相剋賊とは、興の云わく、「剋は殺なり。賊は害なり」^[83]已上。今、云わく、殺は命をタチキルなり。

害は、ソコナウなり。

●残害殺戮とは、『増韻』に周傷なり。又た、害なり

「三」。「害」は『説文』に「傷なり」^[84]。『論語』「子路篇」

七卷、七紙に、「以ちて残に勝ち、殺を去るべし」^[85]。「殺」

は、『玉』に曰わく、「断命なり」^[86]。「戮」は、音、禄

殺なり。『書経』「泰誓下篇」に「威を作し殺戮す」^[87]。

●送相吞噬とは、「送」は『彙』に「互なり」^[88]。「吞」

は咽なり。餐なり。「噬」は齧なり。「仲長が『敖覈

性の賦』に曰わく、〈君臣朋友、志、乖き、怨、結

ぶ。鄰国郷党、務めて相い吞噬す」^[89]。『字彙』^[90]。義寂の

意^[91]、上来「転」等の三句は三類相い侵す。謂わく、

「転相剋賊」とは、下を以ちて上を侵すなり。「残害殺

戮」とは、上を以ちて下を刑するなり。「送相吞噬」は、

等倫相伐なり此れ殺悪に三類、有ることを明すなり。或いは、畜生

の残害の相ならん。上に「煖動之類」と云うが故に。修善とは、不殺を本とす。兼ねて余善を摂す。

●惡逆 [468d] 無道とは、「逆」とはサカウニテ、理に背き人の道に違うを「逆」と云う。故に「無道」と

云う。天地は、物を生じ生を養育するが道なり。爾る

に、人を殺し他を害するは実には惡逆無道なり。

●後受殃罰とは、「殃」は禍なり。「罰」は罪なり。此

れ痛を明す。即ち現在の華報にして当来に非ず。

●自然趣向とは、此れ焼を明す。即ち当来の果報なり。

惡を作して地獄に回向せざれども彼に往く。故に「自

然」と云う。誠に、惡因惡果は理数の常ナレバ自然に

惡道に趣向する、煙の必ず天に上り、水は必ず低きに

下るが如し。皆、是れ自然の理なり。

●神明記識とは、「識」は音、至。記なり。「神明記識」

に内記、外記有り。外記とは、同生同名なり。『新華嚴』

第六十 [天疏] 六十卷 五十一紙に曰うが如し。「人、生まれ

已れば則ち二天有り。恒に相い随逐す。一を同生と曰

い、二を同名と曰う。天は常に人を見れども人は天を見ず〔8〕。同生同名、是れを俱生神と云う。『業師經』に「俱生神、具に罪福を書きて、閻魔王に与う〔9〕」と是なり。『正觀私記』八卷、十三紙〔10〕。今「鈔

首に之れを引く〔11〕。嘉祥の曰わく、「神明記識」とは、名籍先づ定めて蹉跌せざるなり。一切の衆生、皆、二神有なり。一を同生と名づけ、二を同名と名づく。同生は女なり。右の肩の上に在りて、其の作悪を書く。同名は男なり。左の肩の上に在りて、其の作善を書く。四天の善神、一月に六反、其の名籍を録して大王に奏上す。地獄亦た然り。一月に六齋、一歳に三覆、一載に八掎、差い錯らざらしむ。故に犯者有れば赦さざるなり〔12〕」

已上。同生同名の事、『光明文句記』一卷、六十六紙〔13〕。『正觀』八の二卷、三紙〔14〕。『竜舒浄土文』九卷、十六紙〔15〕。扱、一月六齋の事、『大論』十三〔16〕・同六十五〔17〕・『十住毘婆沙』八二紙〔18〕・『大法数』三十五卷〔19〕等。〔400〕又た、『四天王經』初紙に依るに、一月六齋に、毘沙門天王、其の太子と及び使者とを下して天下を案行せしめ、人民の善悪を記する〔20〕等、皆、今、「神明記識」に撰するなり。『新

婆娑』百三十三・三十五紙に云わく、「城寬外の西南の角に大善法堂有り。三十三天、常に半月、八日・十四日・十五日に於きて此の堂中に集いて、詳に人・天、及び

阿素洛、如法・不如法の事を制伏することを弁す〔21〕と小良日の齋日及び布薩、对客廿五紙〔22〕。一歳三覆の事、覆とは審なり。又た、『法華』「信解品」に「覆ひそかに自ら念す〔23〕」。『注』に「隱義密思也〔24〕」と『業師書』に出す〔25〕。三覆とは、正月・五・九月の各おの、朔日に之れを掎す。之れを三長齋日と言うなり。『珠林』第百卷十三紙〔26〕、「提謂經」を引きて具に之れを積す。因みに亡者の為に追福するに、即ち三時有

り。春時は正月、夏時は五月、秋時は九月。『優婆塞戒經』〔27〕に出す。委しくは『珠林』七十四卷、十四紙〔28〕に引く。一載八掎の事、此れを八王日と云う。謂わく、立春と春分と立夏と夏至と立秋と秋分と立冬と冬至となり。『浄土三昧經』第二に之れを説く。『珠林』七十七九紙〔29〕、『諸經要集』十九四十一紙〔30〕、『経律異相』四十九五紙〔31〕、『觀念法門記』下七紙〔32〕等、各おの具に経文を引く。往きて見よ。又た、『弁正論』第一廿二紙に、『浄土三昧經』を引きて曰わ

く、「八王とは八節日を謂うなり。言うところは、天王、奏する所の文書、一歳に八たび出す。故に八王と称す。

此の日、最も急なり。歳の終り、事、畢りて考課結定して、天帝に上言す。三十二臣・四鎮・司命・司録・

閻羅・所司・神明、聴察して罪福を疏記す。尊卑を問わず、一月に六たび奏す。六斎日、是れなり。一歳三

覆、即ち三長斎日なり。今の人の左右の肩の上に左右の契有り。左神は男にして、右〔399〕神は女なり。

男神は善を疏し、女神は悪を疏す。先前の一日夜半に、天に上りて罪福を授定し、毛髪をも差えず。如来

の大悲、彼の苦を抜かんが為に斎戒を勧修して、其をして樂を得せしむ〔400〕。已上、三十二臣は『勝鬘經寶窟』下末、五十六

紙〔401〕。内記とは、第八の自識内に薰じ付くるを内記と云う。上來、内外二記を明し畢りぬ。扱、上件の談

ずる所、外記の事、豈に啻だ我が仏の教のみならんや。『詩』に曰わく、〈神の格る、度るべからず。矧んや、

射うべけんや〔402〕。『中庸註』に曰わく、「格は来なり。矧は況なり。

射は厭なり。言うところは、厭い意りて敬むるなり。思は語辞〔403〕。同『頭書』

に楊明が云わく、「詩」に言うところは、幽独の中、鬼神、亦た至らざることを無

し。存疑して云わく、神之格思は、亦た是れ此の類の神、但、祭祀の時に就きて言

わず〔404〕。『天竺』に「陳氏、曰わく、言うところは、神明の來る、觀れども見え

ず、聴けども聞こえず、皆、得て測度るべからず。況や厭敬いて敬せざるべけんや

〔405〕。孔子、曰わく『中庸』「鬼神の徳為る、其れ盛んなるか」。『洋洋乎として其の上に在すが如く、其の左右

に在すが如し〔406〕。『中庸注』に云わく、「徳と為れば、猶お性情功効と言

うがごとし〔407〕。『天竺』に、「朱子、曰わく、性情は乃ち鬼神の情状。能く天下

の人をして斉明盛服して、以ちて祭祀を承けしむ。便ち是れ功効〔408〕。○性情は、

便ち是れ二氣の良能。功効は、便ち是れ天地の功用〔409〕。已上。又た、『中庸註』

に曰わく、「洋洋は流動充滿の意、能く人をして畏敬奉承せしむ。發見昭著、此の如し。乃ち其の物に体して遺すべからざるの驗なり〔410〕。『礼記』「祭義篇」

に曰わく「宰我が曰わく、吾れ鬼神の名を聞き、其の所謂を知らず。子、曰わく、氣とは、神の盛なり。魄とは、鬼の盛なり。鬼と神とを合するは、教の至りなり。衆生は必ず死す。死して必ず土に歸す。此を之れ鬼と謂う。骨肉、下に斃れて、陰れて野土と為り、其の氣、上に發揚して、昭明・君蒿・悽愴を為す。此れ、

百物の精なり。神の著なり〔88〕。「性理字義」下、廿五紙〔89〕。「孔子家語」四卷、十八紙〔90〕。又た『中庸大全』に、許東陽が曰わく、(焜は香臭を謂う。蒿は氣の蒸し出る貌を謂う〔91〕)。朱子の謂わく、(昭明は、是れ人の死する時自ら一段の光景有り〔92〕)。君蒿は、是れ、其の氣、升騰。悽愴は、是れ人をして悽慄感傷せしむの意〔93〕)。「中庸頭書」三十三紙左〔94〕、往見せよ。夫れ儒家の本は『六經』なり。『六經』の説ニハ人ノ死スルヲ〔95〕鬼ト云エリ。何ぞ泯然として散滅スト云う事アラン。『礼記』ノ「祭法」「祭義」「祭說」「祭運」諸篇に先靈を祭り祈る事を記セリ。『易』「上繫辭素本」下の三二ハ「遊魂、変を為す〔96〕」と云いテ、ソノ情状ヲ出す。情状アラバ何ゾ形ナカラン。『詩』ニハ「三后、天に在り〔97〕」と云ウ。神、滅セバ何ぞ升靈ライワン。『書經』に云わく、周公、鬼を祭りて病を瘳す〔98〕。周公アニ妄語ナラン。昔、周の武王、御惱の事アリシ時、周公、旦、ツ、シミテ冊書ヲ作りテ、御先祖の三王に祈り玉ウニ、翌日、ヤガテ平愈マシマシタリ。其の事、委しく『書經』「金縢篇」にアリ。況や『礼記』「表記篇」に、「夏、鬼に事え、神を敬す〔99〕」ト云ウ。大禹、ア

二虚誕センヤ。然るに、「晦庵が謂わく、死する者は形、朽滅し、神、飄散して泯然として跡、無し〔100〕」と。世に一統の庸儒有り。庵が此の語に封執せられ、鬼神の説を罔す。若し爾らば上件の『六經』に出す所、如何が之れを明さん。加之、孔子「家語」第四章に曰わく、「祭るときは則ち鬼、之れを饗く〔101〕」。其れ誰れの祖考ぞや。『易』に「遊魂、変を為す〔102〕」と。其れ何の残魂ぞや。唯、孔聖のみに非ず、尽く諸子百家・聖經・賢伝の中に載す。吁、深く此の理に達せば、以ちて真伝と為すべし。「晦庵、又た曰わく、(死するときは則ち氣、散ず。泯然として跡無し。生を記する者有り。是れ偶然として聚り得て散ぜず。又た去りて那の生氣に湊む。亦た能く再び生ず〔103〕)と。既に死する者、形、朽滅し、神、飄散して、泯然として跡無しと謂う。何物か生氣に湊著りて再び生ぜんや。此れ等の語言、晦庵自ら相い矛盾して能く解釈すること莫し〔104〕」上乗『福元直指』下の七紙、廿六紙以下併せ見よ〔105〕。見ざるや、元藉、嘗て『無鬼論』作る。藉が兄の孫に瞻というもの有り。「毎に『無

鬼論』を執る。忽に客有り。之れに詰る。言、鬼神の事に及ぶ。客、乃ち理屈す。色を作して曰わく、「鬼神は、古今の賢聖、共に許せり。君、何ぞ独り無しと言う。即ち僕は是れ鬼なり」と。遂に形を変じて滅す」

『弘決 二之二卷 十四紙』¹⁰²。『原人論統略 上の廿九紙右 三十五紙右』¹⁰³。

併せ見よ。蓋し鬼神の説、其の詳なること此の如し。実に恐れざるべけんや。

●**犯者不赦**とは、「赦」とは『広韻』に云わく、「宥なり」¹⁰⁴と。宥はナダムルナレバ、善悪を大目に見て、書記セスト云うコトハ更に無しとなり。嘉祥の所謂、「二月に六斎、一歳に三覆、一載に八技。差い錯らざらしむが故に、犯者有れば赦さざるなり」¹⁰⁵と。即ち此の謂いのみ。

●**故有等**とは、已下は兼ねて等流果を明すなり。

●**貧窮下賤**とは、是れ異熟果の上の等流果なり。謂わく、若し殺業に抛らば、先づ三途に墮し、獄業尽き已りて後、人中に生ずる時、多病・短命なり。即ち是れ等流果なり。貧窮聾盲等は、兼ねて等流を受くる

なり。今、「貧窮」と言うは、乃ち是れ盜業の招く所。

然るに今、殺の中に盜業を明す意は、凡そ殺を為す者は、必ず施恵を好まず、横に他身の皮肉を盗用する等、是れ偷盜に準ずる故に、兼ねて貧窮の苦を受く¹⁰⁶。已上、法位の意¹⁰⁷。『頌疏』十六卷、十紙に云わく、「殺生の加行は

貧に由りて起るとは、彼の身分を得んと欲するが為、或いは、財を得るが為、或いは戯樂等の為に殺生の加行を起すこと有るが如し¹⁰⁸」と已上。言うところは、多欲に住して殺業を行なうが故に。施を行すべからざるが故に。殺業の等流、兼ねて貧窮の苦を明すなり。此れ自りして已下は、還りて人中に生ずるも亦た、此の「[470b] 報を受く。蓋し、皆、殺業の余殃のみ。

●**乞冑**とは、乞は『説文』・『字彙』・『玉篇』並びに、「乞は求なり」¹⁰⁹。「冑は乞なり」¹¹⁰と。『經音義』

第二卷に曰わく、『蒼頡篇』に曰わく、「乞は行きて請求す。冑は字の体。人従り亡に従う。言うところは、人、財物亡ければ、行きて求め冑うなり」¹¹¹と。

●**孤独**とは、『孟子』¹¹²「梁惠王下篇」一卷、四十五紙に曰わく、「老

いて妻無きを鰥かんと曰う。老いて夫無きを寡かと曰う。老いて子無きを独どくと曰う。幼にして父無きを孤こと曰う。

此の四の者は、天下の窮民なり「三」と曰上。今、云わく、前世に魚・鳥等の其の親・其の子を殺す類の如き、皆、是れ等流果なり。

●**聾盲**とは、「聾」は『彙』に「耳、聞くこと無きなり」[12]と。「盲」は、『説文』に「目に眸子無きなり」[13]と。

●**瘖瘖**とは、「瘖」は声無くして言うこと能わざるなり。「瘖」は、声有りて詮表無きなり。法位の釈 [115]。

●**弊惡**とは、「弊」は、『広韻』に「困なり、悪なり」[36]。今、云わく、総じて悪性ナル者を弊と云う。或が云わく、「按ずるに、応に蔽の字なるべきか」[37]と。『論語』

「陽貨篇」第九卷、七紙に曰わく、「女なんじ、六言の六蔽を聞けるや」[38]と。『註』に「蔽、遮掩なり」[39]と。言う

ところは、其の道に由りて好む所有りと雖も、其の理を明さざるときは、則ち各おの蔽する所有り。今、云わく、愚痴にして理に昧く偏屈なる、是れ蔽惡の義な

り。

●**至有**とは、猶お乃至と言うがごとし。通途に乃至という文章の意に見るべし。此の「至有」の語ニテ、其の品類アルコトヲ知ラルベシ。

●**尪狂**とは、「尪」は音、汪。『説文』に「跛なり、曲頸なり、短少なり」[20]。是れ瘠癯なり。偏曲を謂うなり。「狂」は『彙』に「心病なり」[21]。『玉』に「癩痴なり」[22]。一本に「尪」に作る。音、汪。曲なり、屈なり。憬興の云わく、「尪は羸なり。弱なり。狂は性意を變ずるなり」[23]。今、云わく、「尪は尪弱の類ニテ、物のヨハヨハシキ人を云う」[47a]なり。或いは一寸坊主の類なり。或いは手ナエ足ナエノ類、或いは手足マガレル類。此等は、皆、此の内に入るべし。狂は、性意を變ずれば、狂乱の類なり。此の「尪狂」には三病人の類も入るべきなり。

●**不逮**とは、義寂の云わく、「事に触れて人の後に在るなり」[24]と。言うところは、不及の意ニテ、他の才能に逮はず、何ニテモ物の頭にナラヌ類、人の後に

在る者なり。

●又有尊貴等とは、此の一段は不殺の等流果を明す。是れ乃ち得を挙げて失を顕すのみ。

●尊貴豪富等とは、此れ亦た不殺を本とす。尚お余善を撰す。不殺の故に人中に生じて之の如く尊貴等なり。

●慈孝とは、慈仁孝行なり。

●修善とは、不殺を本とす。余善有ることを顕す。

●世有常道等とは、此れ、現世の痛相を明す。三途の菓は実トシテハ、先づ華の咲くが如し。「常道」とは、

天地開闢已來、悪を罰すること、王法の常の道ナリ。

其の王法の治罪は、五刑等なり。五刑とは、一には墨

刑、頰ひたいに字を刺して涅くにするに、墨を以ちてす。二に

劓刑、其の鼻を截る。三に荆刑、刑の趾を斬る。四

に宮刑、男子は勢を割き、婦人は幽閉す。五には大辟

「死刑なり。辟は法なり『孝經 第八章注』」。又た、辟は

罪と訓するなり。死は是れ罪の中の大なる者なり。故

に大辟と称す。『玉蘭盆新記』上、五十紙に云わく、「此れ、

古の五刑なり。笞・杖・徒・流・死、今の五刑為り『』」

已上、五刑の事、委しく『天経科註』六卷六紙に之れを出す。往きて見よ。

●牢獄とは、『玉』に曰わく、「三王より始めて獄有り。殷には菱里と曰い、周には圜圜と曰う。又た之れを牢

と謂う『』」。『広韻』に「臯陶が造る所なり『』」。『正字通』『』に曰わく、「牢は謂わく、罪人を拘うる所以」

となり。獄は狂獄、繫囚する所以、[471b]臯陶自ら始まる。桎・梏して身を拘え獲て牢獄に入る。髡刑、

法を受けて終に釈すことを得ず。二犬に従うは守る所以なり。冏師云わく、『宗門千字文註』に云わく、「獄

は狂獄。狂、亦た狂に作る。乃ち悪獣の名なり。狂の物為る、山に登るときは則ち虎豹を食らい、水に入り

て蛟竜を啖らう。此の獣を以ちて名と為して狂獄と云う。今人、略して獄と呼ぶ。造る所の牢獄の門、即ち、

此の獸、口を張りて人を食らうの状に作る。其の囚人をして茲の口従り入らしめ、此の獸に与えて之れを食

わしむるが如し『』『天経科註』六卷、七紙に之れを引く『』」。

●入罪とは、王者の法、即ち五刑なり。蓋し其の属い、三千有り。

● 寿終後世等とは、已下、当来の果報を明す。即ち焼なり。

● 尤深尤劇とは、義寂、云わく、「尤は甚なり。其の現世王法の痛に比するに、後世の獄焼、甚だ深劇為り。時劫、長くして、苦具、重きを以ちての故に已上〔32〕」。今、云わく、現在一世の痛苦に対して後世の獄焼は、等活は五百歳、乃至、無間は一中劫。苦具、亦た随いて重きが故に尤と曰う。

● 転生受身とは、文、互いに踵すのみ。人間生を転じて地獄の身を受くるなり。

● 譬如等とは、義寂、云わく、「犯に随いて罪を受く。一往相い似たり。故に引きて喩とす。嘉祥の云わく、王法の罪を治する、先づ杻械して市に詣きて之れを殺すが如しく、先づ、現報、後に地獄に入る故に〔33〕」。極刑とは、刑とは法なり。以ちて人の罪を正す。治罰の総名なり。凡そ五品有り。今、極刑とは、五刑の中、大辟、是れなり。大辟は即ち死罪なり。其の類、二百あり。

● 故有自然等とは、已下は悪道の不虛を明す。

● 転貿其身とは、貿は『玉』に曰わく、「市売なり〔34〕」。

『經音義』〔42a〕 五卷に云わく、「説文」に「換易なり」。謂わく、衣を更うるなり〔35〕。今、云わく、改転貿易ニテトリカエルコトなり。或いは天の身を人に貿う。人の身を天に貿う。或いは三途の身に換うる等なり。

● 改形易道とは、易は入声に呼ぶ。易道とは、人道を地獄に易うる等なり。

● 或長或短とは、其の三途の寿を云うなり。

● 魂神精識とは、『覺經』四卷、二紙に「魂神命精〔37〕と云う按ずるに、此の文、魂と魄との義なり。先づ、魂神とは、『説文』に云わく、「魂は陽神、魄は陰神なり〔38〕」と。故に魂とは神なり、陽なり、気なり。魄とは精なり、陰なり、形なり。『淮南子』九卷、初紙に云うに「天の気を魂とし、地の気を魄とす〔39〕」。『白虎通』に云わく、「魂とは法なり。猶お法法（伝伝）として行きて休まざるがごとし。魄は迫なり。猶お迫迫として人に著く〔40〕」。朱子の云わく、「其れ口鼻の嘘吸する者を以ち

て魄とす。耳目の精明なる者を魄とす。蓋し、血気の類を指して以ちて之れを明す【二三】凡そ嘘吸出入する者は気なり。故に口臭の嘘吸は氣を以ちて言う。耳目の精明は精血の盛なり。故に血を以ちて言う。所詮、氣血の精英なる者、是れを魂魄と云う。今の『鈔』【二〇】に河上公

が説【二〇】を引く。之れを以ちて知るべし。又た云わく、魄は形の神、魂は氣の神。魂魄は是れ形。氣の精英、之れを靈と謂

う。又た云わく、天地陰陽の氣、交ごも合して便ち人と成る。氣は便ち是れ魂、精は便ち是れ魄なり。得て

將に死なんとするに到り、熱氣、上り出づ。所謂、魂、升るなり。下体、漸く冷なるは、所謂、魄、降るるなり。魄は天に歸し、魄は地に降りて、人、死す。『老子翼注』に曰わく、「筆垂に云わく、古は魂魄、或いは合して之れを言う。『左氏』に、〈心の精爽、是れを

魂魄【二三】と云う、是れなり。或いは分ちて之れを言う。『左氏』に、〈人の生まれ始めて化するを魄と曰う。既に魄を生ずる陽を魂と曰う【二三】、是れなり。大氏

清虚なるときは則ち魄即ち魂為り、住著するときは則ち魂即ち魄と為る。【472b】水、凝るときは則ち水と

為り、洋るときは則ち水と為るが如し。其の実は一なるのみ【二〇】已上、上来、今『經科注』六卷、八紙【二〇】。全く斯を写す。備道圖書 其の説、甚だ広し。茲に尽すべからず。尚お、追て之れを考え、書記すべ

し。爾るに嘘吸の氣なるや、精微の神なるは、魂なり。耳目の明なるや、血気の盛爽なるは魄なり。氣血の神を魂魄と曰う。精爽なるを靈と曰う。測らざるを神と

曰う。『広韻』に神の精明なるを靈と曰う【二〇】云云。『朱子語録』の意【二〇】。次に精識は凡そ物の純至なるを精と曰う。『増韻』に〈真氣なり〉、〈靈なり〉已上、字彙【二〇】。『郭

知玄が云わく、〈精は靈なり。識は人の靈神なり〉【二〇】。上来は外典に拠りて之れを弁ず。今は則ち第六識を魂神と名づく。第八識を精識と曰うなり。經文の面は且

く俗書の語に依りて之れを翻訳す。

●当独値向等とは、自業自得、之れを「独向」と謂う。能殺・所殺、俱に皆、悪ならば、同じく一所に生ず。報復して苦を受く、故に「相從共生」と曰う。若し能

殺、悪にして、所殺の者、善ならば、独り能殺の者、悪報に沈流す。今は則ち能所俱生に約するのみ。能・

能殺、悪にして、所殺の者、善ならば、独り能殺の者、悪報に沈流す。今は則ち能所俱生に約するのみ。能・

能殺、悪にして、所殺の者、善ならば、独り能殺の者、悪報に沈流す。今は則ち能所俱生に約するのみ。能・

所、更相に生を経て報答する故に、「更相報復」と曰う。『礼記の註』に曰わく、「復は猶お償のごとし〔12〕」。

又た『周礼の註』に曰わく、「復は猶お報のごとし〔13〕」。

『大阿弥陀經』下、十七紙に云わく、「転た相い報償して、当に相い還復すべし〔14〕」。今、云わく、能殺・所殺、俱に悪なるは、其の義、解し易すし。能殺悪、所殺善なるは、独り能殺のみ悪報を感ず。暗に非情に対して其の業果を受く。地獄の鬼、實に是れ非情なるが如し。能所相従して生を経て報答す。故に「相従共生」と曰う。具には前に弁ずるが如し。畢竟、業、現じて所対と為る、其の相手、相手を指して「共生」と云う。

●不得相離とは、業力、未だ尽きざれば、所対の者、相い離れざるなり。

●展転其〔473a〕中とは、殺業、一に非らざれば、軽重有るべきが故に、重獄、輕獄に転ずる等なり。或いはいうべし。地獄より餓鬼に至る、餓鬼より亦た畜生に至る等、三途展転トモ見ルベシ。

●天地等とは、已下は業力の虚しからざることを明す。

●自然有是とは、義寂云わく、「悪を作して苦果を樂欲せずと雖も、苦果自ら応ず。善を修して樂果を希望せずと雖も、樂果自ら応ず。義、影響に同じと。然るに此の『經』に多く自然と言は、因果の決定法爾を顯さんが為なり已上〔15〕」。

●率暴とは、憬興の云わく「忽なり〔16〕」。

●善惡之道とは、業力として然る故に。

●歸之とは、造惡の人の身の上に歸スルト云うコトなり。「之」の字、人を指して言う。

●勤とは、謂わく、勞なり、憂なり。

●譬如等とは、穢土少分の火を以ちて、獄中の火に喩う。尚お、是れ分喩なり。

●大火とは、劇火を云う。『覺經』に云わく、「愁毒、呼嗟、比えば劇火起きて人身を焼くが如し〔17〕」。

●人能於中とは、言うところは、此の五惡世の中、殺生充滿スル処ト云う気味なり。

●制意とは、殺生の意を制伏するなり。若し、浄土を願う志有らん者は、此の五惡世間の中に於きて、随分

に制意セヨトなり。

●端身正行とは、『広韻』に「端は正なり」^{【8】}。『論語』

に『子路篇』第七卷、九紙「子、曰わく、苟しくも其の身を正

せば、政に従うに於きて何んが有らん。其の身を正す

こと能わずんば、人を正くすること如何せん」^{【9】}。今、

云わく、不殺に居する処は「端身」なり。正く不殺を

行う処は、「正行」なり。

●独作とは、「独」の字、字眼なり。此れ勸誡の語な

るのみ。言うところは、此の五悪世の中に、作悪の者

は多く、修善の者は少なし。故に分に従いて捨悪修善

セヨトなり。若し、『478』然らば、身独り度脱して、

其の福德・度世・上天・泥洹の道を獲んとして、更に

後世は面々カセギナレバ、親子・兄弟・妻子・眷属に

もカマハザレトなり。総じて、善根は勸ムルト云ウコ

トハアレドモ、其れを勤るニハ他の功を仮らざるなり。

誰だれも能くよく思ウベシ『合讚』に「独作とは、猶し專作と言わ

んがごとし」^{【10】}。若し、此の義の如くんば、次の「身独度脱」の身の字、消し

難し。更に思振すべきなり。

●諸善とは、不殺生を持して、亦た余善を以ちて不殺を資助す。故に「諸善」と曰う。即ち是れ行善なり。

●不為衆悪とは、即ち是れ止善なり。衆悪の言は、善に翻じて知れ。

●福德とは、其の痛苦に対して現世の安穩なり。

●度世等とは、三途の焼に対して後生安穩なり。

●上天とは、浄土の寿命無量なれば、彼の土の長寿を

天の長寿に比して、且く上天と云う。此れ余方に順ず

るが故に。又た、上の文に「度世長寿泥洹之道」と云

うが故に、即ち是れ往生と成仏との果なり。扱、『鈔』

の意、「福德は現世の安穩、度世・上天は後生の安穩、即ち往生を指す。〈泥洹之道〉とは、即ち成仏なり」^{【11】}

八紙 右 詳く見ルベシ【10】。

仏言其二悪とは、有主物に於きて、若しは多、若しは

少、与えずして取るを以ちて此の悪と為す。故に下の

文、「常に盗心を懷きて他の利を恚望す」^{【12】}と云う。

但し、文中に余悪を造作すること有りと雖も、起悪の

法、諸悪相い従う。義寂の云うが如し。「劫盜を宗弁

して兼ねて余悪を挙げて以ちて盗過を成す〔83〕。

●父子兄弟室家夫婦とは、此れ、造罪の人を明す。已下の四悪、文は人趣に届ると雖も、義は則ち余趣に通ず。〔474a〕第一悪に「諸天」「蠕動〔84〕」と説くが如し。

●都無義理不順法度とは、憬興の云わく、「更相に盜窃す。故に義理無し。非理に財を求むるが故に法軌に順ぜず〔85〕」法位、之れに同じ〔86〕。言うところは、盜罪は皆、義理無き従り起るなり。他人、許さざるを奪い取る、是れ義理無きを以ちてなり。故に「不順法度」と云う。「度」は、音、徒、法なり、則なり〔子集〕〔87〕。

『説文』に「法制なり〔88〕」。『孝経』に曰わく、「節を制し、度を謹む〔89〕」。『註』に「〔節を制す〕とは財用の節を制す。〔度を謹む〕とは法度を謹み守るなり

〔経〕一章。『孝経大義』頭書本の十一紙〔90〕。又た孔安国が『註』に曰わく、「進退周旋、礼法に越えざるるときは、則ち度とすべし。〔度〕は其の礼法なり」〔71〕已上。『論語』〔堯曰篇〕第十卷、十二紙に曰わく、「権量を謹み、法度を審かにす」〔72〕。

●奢姪とは、「奢」は『説文』に侈なり〔91〕〔玉篇〕之れに

同じ〔92〕。「姪」は『玉』に喜なり〔93〕。『説文』に「私逸なり〔94〕」。法位の云わく、「貪心を勸えざるを奢と名づく。財に耽りて得ることを樂しむを姪と名づく

〔95〕」興師之れに同じ〔96〕。言うところは、奢はオゴリニテ我が意をオサヘズ、心マカセニスルなり。姪はヨロコブナレバ、財に耽りてタノシムを云うなり。

●僇縦とは、「僇」は恣なり、逸なり。「縦」は恣なり、放縦なり。

●任心等とは、此れ自り已下は盜犯の相を明す。「任」とは盜心に任ずるなり。

●心口各異言念無実とは、心に欲有りと雖も、口に足れりと言ふ。内外乖反し心口別異なり憬興、法位の意〔97〕。合讚師云わく、「止盜者ただのみにあらず。名利の人、多く此の事有り。誠に慎むべきなり〔98〕」。

●佞諂不忠とは、憬興の云わく「口に善言を出し心に悪計を懐く故に佞と云う。自性を覆蔵す故に諂と云う。行を為して信無し、故に不忠と云う〔99〕」法位、大に同じ

「佞」は謂わく巧語口才なり。語は『唯』[474b] 識論に六卷、廿五紙曰わく、「他を網めんが為の故に矯しく異なる儀を設けて險り曲るを性とす」[82]と。『百法抄』に云わく、「他意を取るが為に、他の気色に随いて自の本儀を現さず。矯しく随いて他の異儀を設く」[83]と。「不忠」とは私曲なり。上来の意の云わく、我が意にワダカマリアルニ、口ニテハ能ク言いナシ、外ニ知レヌ様にシテ居るを佞と曰う。其の内心をカクシ外は他の意に随う様にスルヲ諂と曰う。是れ皆君に事え人に交わるにオモノリヘツラウ類なり。佞諂の人は行を為すに必ずマコトナキモノナレバ、不忠と曰う。忠とは直なり。私無きなり。事を慎しみ行を直し私を忘れて君に事ふる、是れを名づけて忠とす。不忠は之れに翻じて応に知るべし。

●巧言諛媚とは、「諛」は諂なり。『尚書』「罔命」集註下、十四紙に曰わく「僕臣諛えば厥の後、自ら聖なりとす」[84]。「媚」は諂媚なり。又た曰わく、「言を巧にし色を令くし、便辟側媚を以ちてすること無かれ

「[86]」。『註』に「媚は諛説なり」[87]。意の云わく「巧言」とは主人の前にテ氣に入る事ノミヲ云うなり。「諛媚」とはヘツライコブルナレバ、眉をソビヤカシ首を伏テヘツライ貌ヲスルなり。

●嫉賢とは、『楚辞の註』に「賢を害するを嫉と曰い、色を害するを妬と曰う。」「[88]」字彙、全同「[89]」。孟子に曰わく、「言、実の不祥無し。不祥の実は賢を蔽す者、之れに当る」[90]。『楊明が註』に曰わく、「〈者〉の字、言を指して人を指さず」[91]第四卷、三十五紙。

●陷入冤枉とは、「枉」は『広韻』に「邪曲なり」[92]。憬興の云わく、「枉は横なり」[93]。義寂の云わく、「冤枉は侵犯なり」[94]。『王法政論経』に、王過失十種を明す中に、第六受邪佞言を説きて曰わく、「潜謀ハカコトの輔佐は佞心偏党にして善」[95]政を修さず。賢良を妬嫉し、王は財宝を務むるを虚く善政と称し、並に皆衰損す」[96]。今、云わく、冤枉は侵犯ニテ、善人賢良を讒しては横に邪曲に入る等なり。

●主上不明等とは、此れ従り已下は互いに、己を厚く

することを明す。「至上」とは『老子』に曰わく、「天下を有ては天下の主なり」^[28]。今、云わく、通途は天子の名に届る。今は主人を呼びて至上と云う。此の『経』、翻訳の時節は総じて主人を指して、至上と云うなり。「不明」とは佞忠を弁えざる不明の君、是れを暗君と云うなり

●任用臣下とは、孔子の曰わく、「家に仕えるを僕と曰う」^[29]「礼記」礼運篇に出づ。素本二卷、四十六紙^[30]。『鈔』に孔氏に作るは「^[31]、非なり。君不明の故に、臣下の佞にナスルヲ任用と云う。

●機偽多端とは、義叔の云わく、「機は謂わく幻惑、偽は謂わく虚詐なり。妄に不实を構えて幻惑多端なり」^[32]。已上。今、云わく、機は『説文』に「巧術なり、変なり」^[33]と。機はアヤツリト訓ズレバ、色々の事をナスヲ云うなり。偽はイツワルナレバ、畢竟、人をば苦しメテ、我ニハ利にアルコトヲ作スコトなり。多端トハ、ハシオオキなり。

●踐度能行とは、「踐」は謂わく履踐、「度」は謂わく量度、

入声に呼ぶ。法位の云わく、「言を巧にし、色を令くし、曲げて君の情を取る。能く機偽を行い、君の形勢を知りて正諫することあたわず」^[34]。輿論、これに同じ^[35]。今、云わく、「踐度」はフミハカルナレバ、好く君の意をシタシク量るコト、喩えば地を踐むが如し。地をフムホドシタシキコトハ無きなり。之れに由りて、君、己を厚くる行をナスヲ能行と云うまろ。

●知其形勢とは、二意有り、法位の意ナレバ、「形」は形状ニテ、君のアリサマナリ。又た「[45b]」形勢」とは顕わに君の命に藉る、之れを形と謂う。密そかに君の力を憑む、之れを勢と謂う^[36]。言うところは、主人の勢に乗ジテ、顕著に主人の命なりと云いて、己を厚くする事をナスなり。此れ、主人の威勢に依りて、物を己レガ佞に能く成ズルコトなり。『論語』陽貨篇九卷、十一紙に、「子の曰わく、利口の邦家を覆^{くが}者を悪む」^[37]。『范氏の注』に「利口の人は是を以ちて非とす。非を以ちて是とす。賢を以ちて不肖とす。不肖を以ちて賢とす。人君、苟も悦びてこれを信ずるときは則ち国家

の覆ることや、難からず^{〔26〕}。

●在位不正為其所欺とは、法位の云わく、「良に君と為して正しからざるに由る。故に臣の欺を被る^{〔26〕}」。

●妄損忠良不当天心とは、又た云わく、「天は意、平均にして、辜無きを伐せず、既に妄りに忠良を損す。故に〈不当天心〉と云う^{〔26〕}」^上。言うところは天

意は平等にして、直なるモノなり。『尚書』咸有一徳に曰わく、「克く天心に当り、天の明命を受く^{〔26〕}」

と。蓋し是れ訳家、且く語を儒に仮るのみ。孔安国が曰わく、「明王は一人の為に其の法を枉げず、天に法て徳を合わせ、地に象りて欠ること無し。日月の私無き

に取るときは、則ち、兆民、其の徳に頼るなり^{〔26〕}」。

●臣欺其君等とは、君臣、義無きが故に君を欺くこと有り。父子、親無きが故に父を欺むくこと有り。長幼

序無きが故に相い欺誑す。夫婦、別無きが故に欺誑す

上來『孟子』の意、『滕文公上篇』。『集註』第三卷、十八紙^{〔26〕}。今、云わく、正に盗まんと欲して、臣タルモノハ其の君をアナドリ

アザムイテ己を厚くす、故に盗心を指して「欺」と曰

う。父子兄弟夫婦、皆、亦た然なり。次下に「各懷貪

欲」等と云うを以ちて之れを見るときは、則ち「欺」とは盗心を云うナルベシ。

●中外とは、「426」内戚外戚なり。次の如く父母の親族なり。具に上に弁ずるが如し。

●知識とは、朋友なり。

●更相欺誑とは、「誑」は「玉」に「誑惑なり^{〔26〕}」。

アザムキタブラカスなり。『中庸』に云わく、「天下の達道、五つ。曰わく、君臣なり、父子なり、夫婦なり、

昆弟なり、朋友の交りなり^{〔26〕}」。此の五倫の道、若し仁義を去りて、利を懐きて、相い接し、然して亡ぜ

ざる者は、未だ之れ有らず。

●各懷貪欲瞋恚愚痴とは、貪欲を本と為して、瞋恚・

愚痴を生ずるなり。意の云わく、貪に由りて瞋恚スルコトハ、或いは主人ヨリ物を得るに、少シキトキハ瞋

恚シ、或ハ兼て盗まんと欲するに、思ふ俣ナラヌ時ハ瞋恚スル等なり。皆、是れ愚痴従り生ズレバ、此れ貪

欲相應の恚痴なり。

●欲貪多有とは、財宝を指すなり。

●破家亡身等とは、此れ従り已下、貪に由りて前後を忘るる過を明す。

●不顧前後とは、『鈔』に云わく、「過去を前と云い、未来を後と云う〔233〕」と。或いは現在の中に於きて、家を破り身を亡ぼす等、前後の過失を顧みざるなり。

今『鈔見聞』七の廿紙意なり〔234〕。『科註』に云わく、「前とは先祖を辱むることを顧みず、後とは子孫の相続を顧みざるか〔235〕」。今、按ずるに、唯、是れ、前後左右を顧みざるのみ。

●親属内外とは、父の族を「内」とす。母の族を「外」とす。委しく上に之れを弁す。

●坐之とは、「坐」とは由なり。

●或時等とは、是れ従り以下は終に怨を結ぶの過を明す。時に当りて有るが故に、或時と曰う。

●室家知識とは、家室の朋友なり。

●郷党市里とは、憬興の云わく、「郷とは一万二千五百家なり。党とは五百家なり。市とは交易

の所〔476b〕居なり。五家を鄰と為す。鄰の五を里と為す〔236〕と已上。党は『広韻』に「輩」なり〔237〕。『増韻』に「朋」なり〔238〕。

●愚民とは、義寂の云わく、「頑嚚無識にして狗畜に類同するを謂う〔239〕」と。

●野人とは、凶暴不仁の性、野干に比す。故に「野人」と曰う。又た『論語の註』「先進篇」第六卷、初紙に「野人とは郊内の民を謂う〔240〕」と。今、云わく、シワザノイヤシキ者ヲ云なり。憬興の云わく、「『論語の註』に云わく、野とは鄙陋を謂うなり〔241〕」と。『集註』に非ず。何の

『註』か考うべし。

●転共従事とは、盗犯の事に従うなり。是れ夜盜ナンドセントテノ事なり。

●更相利害とは、義寂の云わく、「計りごとし合わせ、事を共にし、順う則是相い利し、違う則是相い害す〔242〕」と已上。意の云わく、既に盗犯を成し已えて後、其所盗の物を配分スルニ、多く得る方を「利」と曰う。少なく得る方を「害」と曰う。或る本に「殺害」

と云うは、是れ不正なり。識と謙と同じく訳して「利害」と曰うが故に。

●富有慳惜等とは、此の四句は労苦の過失を明す。

●不肯施与とは、君子、自から富むる則べくんば、能く急に周うす。然るを、惜みて与えずんば、豈に天心に当らんや。

●愛宝貪重とは、貪心の重き、仁を忘れ、義を忘る。

而も、富有なれども亦た数有ることを知らず。今、云わく、貪重とは重を貪してト点じて、財宝を重んずる意なり。此れ上の愛宝の二字にカケテ、対して見るべシ。宝を愛し重を貪じてト点ズルなり又た合韻師の意は「愛宝貪重して」と点す。其の意、今と少異なり。

●心労身苦とは、徒らに守護を為し、心身を労苦す。

惑の甚しきなり。今、云わく、是れ主銭の奴と云うが如し。

●如是等とは、已下は、所持無きの過を明す。

●至竟とは、命終に至る時なり。

●無所持怙とは、『毛詩』「蓼莪篇」に云わく、「父無くん

ば、何をか恃まん。母なくんば、何をか〔477a〕怙〔281〕ん〔281〕と今、功德善行ノ、ヨクタクノムベキナシ。

●無一隨者とは、義寂の云わく、「悪を作すの時は、

郷党、転たた共にす。果を受くるの時は、一りも隨う者無し。業に乗じて報を受く。人の相い代わる無し〔281〕と。

●善惡禍福追命所生とは、義寂の云わく、「善惡の因

及び禍福の果、皆、命根の生ずる所の処を追うなり〔281〕と。又た、憬興の云わく、「命とは、謂わく、業なる所なるが故に〔281〕。今、云わく。寂の意、「命」は命根なり。興の意、「命」は業なり、但し、命根という義、可なり。第八識は命根に依りて、即ち持すれば、第八識を指して命根と云う。

●或入苦毒とは、毒は『広韻』に「痛なり、害なり〔281〕

已上。毒に内外有り。『釈要抄』六十一紙に云わく、「一切の諸毒とは、外は則ち一切の悪病、一切の冤家、一切の諸難。但、己を饒益せざる事をば、皆、毒と名

づく。内は則ち貪瞋痴の毒なり〔285〕已上。今、云わく、毒は總じて物を損スルモノノ故に、身を苦むルヲ毒と云う。今は猛火・獄卒等を以ちて毒に喩うるなり。

●然後乃悔等とは、『正法念処經』第十三に、閻羅人、罪人に答えて云わく、「汝、前に已に悪を作る。後、何ぞ思量することを用いん。前に痴の為に誑らる、今、悔ゆとも何ぞ及ぶ所ぞ。苦中の大苦、大火、汝が身を焼く。痴人、已に悪を作す。今、何ぞ悔を生ずることを用いん〔286〕」。

●世間人民等とは、此の六句は慙愧無き過を明す。

●心愚少智とは、善悪の因果を知らざるの愚人なり。

●見善憎謗等とは、是れ無慚の作す所、所謂「善」とは三字の師長なり。此れ等の善に於きて敬うこと無く、崇むこと無く、憎謗を生ずるなり。無慚とは、謂わく、〔477b〕自と法とを顧みず、賢善を軽拒するを性とす。能く慙を障碍して悪行を生長するをもて業と為す。

●但欲為惡等とは、是れ無愧の作す所、所謂「惡」

は善士の厭う所、此の罪惡に於きて怖畏を見ず、非法を作すなり。無愧とは、謂わく、世間を顧みず、暴惡を崇重するをば性とす。能く愧を障碍して悪行を生長するをもて業と為す。今、云わく、上来の意、皆、是れ盜を本と為すが故なり。

●常懷盜心等とは、此れ従り已下は求懼を生ずるの過を明す。「怖」とは、『玉篇』に「念なり〔287〕」。

●消散糜尽とは、「糜」は『玄扈音義』第九に曰わく、「按ずるに散なり。亦た碎なり〔288〕」。『彙』に「爛なり〔289〕」。『孟子』に曰わく、「其の民を糜爛す〔290〕」。又た、註主〔291〕、以為えらく、「糜は当に靡に作るべし〔292〕」。『彙』に「靡は散なり、爛なり、滅なり〔293〕」。『科註』に「糜と靡と通ずるか。未だ知らず。今は糜の字、其の意、順ず〔294〕と」。

●而復求索とは、所盜の財宝、消散して亦た求索するなり。

●邪心〔295〕不正懼人有色とは、『鈔』に云わく、「盜心を起す時、邪思惟を生ず。即ち他に恠しみ知る色有

ることを恐るが故に『30』。今、言うところは盗心は

不直邪曲の心なるが故に「邪心不正」と云う。「有色」

とは、總じて物のメキキスルヲ色と云う。爾れば他人

が盗人のメキキヲナシテ之れを知らん。故にソコヲ懼

ル、トなり。『台讚』に云わく、「盗犯を為す者は、自

ら邪心を知るをもて、人を恐るるの氣、顔色に顯る

こと有り『31』と『台讚』の如きは、「邪心を以ちて正しからず、人を懼

れて色、有り」ト点ヌ『32』。此の意は、是れ能盜の人、自ら邪心と知り、人を恐

るるの氣色有りとなり。『鈔』の意は、他人の方カラ盗心を知らんか『33』と。還

りて其の色有らんことを恐るるなり。取捨ハ学者ノ意に任す。

●不予思計等とは、予め慚愧無きが故に、痛及び焼に

至りて乃ち悔ゆるなり。『論語』「衛靈公篇」第八卷、八紙に、「子

曰わく、人、遠き〔478〕慮り無ければ、必ず近き憂

ゝ有り〔34〕」。

●受其殃罰とは、罪の輕重に隨いて其の殃罰を受くる。

●因其前世等とは、盜罪に由りて既に地獄に落ちて異

熟果を受く。今、復た人に在りて、彼の等流に依りて、

尚お、盗心有り。故に「今復為惡〔35〕」と曰う。惡は、

盜を指す。為は『玉』に云わく、「造作なり〔36〕」。

●天神は第一惡に積するが如し〔37〕。

●剋識とは、「剋」は剋扱にテ、エラフ氣味なり。「識」

は誌記なり。

●別其名籍とは、『説文』に「簿書なり〔38〕」。簿は『彙』に、

「裴古の切、音、簿。籍なり。又た、手版なり。古は

簡策を以ちて事を記す〔39〕と已上。『史』に「尺籍」

という〔40〕。然れば籍箇の長、一尺なり。『玉篇』、「簿

は帳なり〔41〕」。然ればフダの事ニテ、此の方の帳なり。

宗家の『咒願の文』に云わく、「天曹地府、罪障消除し、

善名を注記せん」『法事讀』下、三十六紙〔42〕と。

●独作諸善とは、不盜を主として諸行を修す。故に

「諸善」と云う。已下、之れに準ぜり。余文、前に弁

ぜしが如し。

仏言其三惡者とは、愛欲・邪淫を以ちて此の惡とす。

義寂、以為えらく、「姪嫉を本とす。兼ねて余惡を挙

げて以ちて姪過を成ず〔43〕」。鈔主の云わく、「夫れ

姪欲は、流轉生死の根元、遠離解脱の因縁なり〔44〕」。

『智論』 十六卷、廿七紙に曰わく、〈姪欲、衆生を悩まさずと雖も、心、繫縛するが故に大罪とす〔88〕〉。『瑜伽論』

に曰わく、〈諸愛の中に欲愛を最とす。若し能く彼を治せば、余は自然に伏せん。強力を制すれば劣は自ら伏するが如し〔第十二卷 四紙 取意〕〔89〕〉。然るに此の欲法に

三種の過有り。苦みて楽に似たり。故に味、少くして、災、多きが故に、不浄にして浄に似たる故に『梵網古述』

下本、三十四紙〔90〕。忍空の『勸心往生論』 六紙に云わく、

「我れ、心に問いて『48b』曰わく、玉箱に鬪鬪を納れ、錦囊に腸胃を裹む。汝、之れを耽翫して抱持せんや否や。心の曰わく、此の間を作すこと勿れ。且つ怖れ、且つ穢る。尚お近づくべからず。況や翫ぶべけんや。詰りて曰わく、厭う所の穢しき物は、即ち男女に在り。

彼の箱囊と何の不同有りて男女を愛して還りて玉錦を棄つる。当に知るべし、此の身は怖るべし、穢るべし。尚お、近づくべからず。況や姪楽をや。何に況や禁姪の思を以ちて三途の苦に比せば、算分も喩分も譬と為すべからず。云何んぞ、不浄の骸骨に著して、猛利の

大苦を受けんとするや〔91〕」已上。鈔主、云わく、「斯の言は至要なり。行者、心を措け。何ぞ利那の微楽に耽りて応に永劫の大苦を受くべきや〔92〕」已上。誠な

るかな、是の言や。宗家の云わく、「財を貪し、色を愛して厭足すること無し。虚華幻惑、詐きて相い親しむ。財、尽き、色、落つれば、相い嫌いて恨む。須臾

に義、断じて、屠怨の若し。屠怨、娑婆の内に遍満す。有識・含情、皆、亦た然なり〔法事譜〕下、廿七紙〔93〕。上

来の義の如きを以ちての故に、戒律には姪欲を制するを以ちて初めとす。扱、此の悪は、在家の一边を説くが故に、在家の邪姪、出家の非梵行に預らず。凡そ姪に二種有り。出家を非梵行不姪を謂うなりと名づく。在家を邪姪と名づく。是れ、正姪を許す故に。縦い正姪と

雖も、亦た邪姪と為る有り。謂う所の其の妻、或いは穢下の時、或いは病有る時、或いは胎、円満の時、或いは児に乳を飲ましむ時、或いは齋戒を受くる時、或いは堂塔伽藍の処、或いは日月星の照す所、或いは靈廟塚間の処、或いは諸の尊重の集会する所の処、其の

相、広く律の如し。

●相因寄生とは、法位の云わく、「男女相い因る故に氣を受けて生ず已上^[382]」。『玉篇』に云わく、「寄は託

[479a]なり。依なり^[382]。「序分義」に「相い因りて生ずれば即ち父母有り^[382]」と云うが如し。今、云

わく、父母能生の因縁に依りて託生する故に相因寄生と云う此の語は、『ラフライシ』ト云う書に出でタリ。何の書と云うことを知ら

ず。宗家ノ釈ニモ有ル故ニ、古キ文字ナリト。爾るに、『鈔』に、「又た親子相因りて生を受くるなり^[382]」と。此の義、不

可なり。「序分義」の意は、父母能生の因縁、相因りて子を生ずるの義なるが故に。

●天地之間とは、三才を云うトキ、人は天地の中に居するなり。

●処年寿命無能幾何とは、寿命長短、処年を以ちて論ず。今時の寿命、百歳に処すと雖も、中に於きて、

死縁亦た多く現前す。今日、保つと雖も明日期し難し。故に処年等と云うなり。今、云わく、「処年」とは、

処とは『彙』に「居なり^[382]」。然れば、業力に依り

て人間界に処する寿命を処年と云う。スレバ処年が之の寿命なり。此の下、『鈔』所引の義寂の釈^[382]は隠やかならず。

●上有等とは、一切の人類を且く上中下の三品に分かつなり。先づ徳と位と俱に尊きを名づけて上倫とす。

徳と位と俱に賤きを名づけて下倫とす。位有りて徳無きを名づけて中倫とす。然るに姪姪の過を起すこと、

正く中倫に有り。其の由は、賢明尊貴の類は、徳位有るが故に濫りに姪姪を行ぜず。貧窮の類は、貧苦を

以ちての故に徳義無しと雖も、姪楽の境、少きをもちて且く徳義有るに似て、此れ亦た姪姪に耽らず。是の

故に、尊貴と貧窮との類、俱に邪惡の境、少なし。故に之れを取らず。只、中倫不善の人、富有にして姪楽

を恣にするが故に、今、之れを取るのみ。此の義を以ちての故に、文中、中倫に抛りて過を顕す。応に知る

べし。上來、義寂の意なり^[382]。

●賢明とは、智恵明達にして、徳有りて賢明と曰う。

を長者と曰う。此の方ニテ八十徳の中、唯、富貴ナル

ヲ呼びて長者と曰う。或いは、一国一村の首タル者、

或いは、總じて物の首をスル者ナドヲ皆、長者と云う。

●尊貴とは、天子の類等なり。

●豪富とは、諸侯の類、或いは富強にして威勢アル類なり。長者・尊貴・豪富は、具に「上卷」三十八紙の処に之れを弁す。縦い、是の如き尊貴豪姓の類も、若し

姪姪に耽る時は、此れを中倫に撰するなり。

●貧窮等とは、此等の人、先づは位無き方に約して下倫とするなり。本と自り下倫は、徳と位と俱に無き

と雖も、今は且く位無き方に約す。徳無き方に約して、下倫とするに非ず。又た、若し徳無きと雖も、位有る

人は、上倫の内に撰するなり。

●厮賤とは、「厮」は陋なり。僕の中にも尤もイヤシキ者なり。具に「上卷」五十五紙の処に之れを弁す。

●疋劣とは、疋は弱なり。ヨハヨハシキモノ、羸なり、ニテ病ニテヤセオトロヘタル類、具に第一惡に之れを

弁するが如し。

●愚夫とは、『科註』に「愚は、昧なり」。

に云わく、(是を非とし、非を是とす。之れを愚と謂う)。

又た、庶人、役に往くを夫と曰う。今の愚夫、此の類なり。愚と夫と二類とするに非ず。只、是

れ賤者の類を愚夫と云うのみ。又た、總じて教誨に順ぜざる者を下愚と云うなり。然るに今の『鈔』の考文は、

只、是れ男子を夫と称するの証なり。但し、丈夫と愚夫の夫、其の意、大いに別なり。此の註、尤も允當なり。

●中有不善之人とは、上来に言うが如きの中倫を指して不善人と云うなり。若し理に拠れば、設い上下と雖

も姪姪無きに非ず。然れども、義「48a」寂の意は強き辺に従うが故に中倫と云うか。有るが義に云わ

く、「中」とは内なり。謂わく、上下の内に不善の人

有りて常に邪惡を懐く。若し此の時は上倫の内デハ位有り、徳無き方を取り、下倫の内デハ金銀の徳有る方

を、一分取りて此の内に撰すなり。

●常懷邪惡とは、「邪惡」とは邪姪なり。此れ正姪に

簡す。即ち次下の姪姝を指すなり。凡そ姪欲に於きて

其の二種有り。一には欲邪行、二には非梵行。今は則

ち邪姪なり。所謂、非処、非道、非境、非時、非量言

迹下本、三十九紙 [32]。『頌疏』十六卷、十三紙 [33]。『藏義』十四卷、廿

四紙 [34]。『同見』七卷、四十七紙 [35]。異説アリ。爾るに今、昼夜

念念事事の境界、唯、女色を思う。故に「常懷」と曰う。

●但念姪姝とは、人、常に忘れず。故に「但念」と云う。

姪は姪樂。即ち樂の正しからざるを云う。姝は蕩なり。

樂のトロクルヲ云うなり。又た私逸スルなり。ホシ

イママニスルヲ云うなり。興の云わく、「樂なり」[36]。

總じてアシキタノシミヲ言うニハ姪姝の字を用うるな

り。

●煩満曾中とは、常に姪姝を思念して胸を塞ぐ。父母

兄弟には之れを秘して、只、胸中に思い煩う。未だ得

ざれば、之れを得んと欲し、已に得タルニハ亦た心の

カハラン事を思い計り、或いは他人の知らん事を恐る。

斯の如く種種の煩い常に胸中に満つるトなり。

●交乱とは、心の内に、煙の巻き籠もるが如く、愛欲

の思いに乱るるなり。

●貪意守惜とは、未だ得ざるを得んと欲するを貪意と

曰う。既に之れを得て後、之れを守るを守惜と曰う。

深く所愛を持して思念移らざるは是れ守惜なり「守惜」は、

俗に云わく、愒気の意なり。人にも見セス様ニスルヲ云うなり。

●唐得とは、興師の云わく、「唐は虚なり」[37]。今言

うところは理有り。アテド有ル「[40b]」ハ唐得に非ず。

只、無理に我有とせんと欲するなり。何の用に立つる

と云うことモ無く、アテドモナキニ、只、我が手に入

れんと思ウヲ唐得と云う「合韻」に「牆を踰え、壁を穿ち、非理にし

て得る故に唐得と云う」[38]。今は其の意別なり。

●眇疎細色とは、「眇」は『説文』に、「邪視なり」[39]。

言うところは、目を挙げ人を見るに何意もナキ様にツ

ラリト見レドモ、内に姪欲の情、熾盛にシテ見る故に、

ドウヤラ思^げう事有り^げ二眼中に盗み目見ルなり。昧は

目瞳正しからざるなり。又た傍視なり。言うところは

は、瞳ヲ正中に置かず、ワキヘ寄せテ、シリメヲツカ

イ盗目に見ることなり。「又た字書を按ずるに、二字

共に、目、偏合するなり。又た傍視なり。義寂の云わく、〈外視を眇と曰い、内視を睐と曰う〔88〕〉〔89〕己上、釋註〔88〕。『孟子』「離婁上篇」に曰わく、「人を存する者は、眸子より良きは莫し。眸子は其の悪を掩うこと能わず。胸中正しければ則ち眸子瞭らかなり。胸中正しからざれば則ち眸子、眊くらし。其の言を聴きて其の眸子を観れば、人焉ぞ瘦かさんや第四卷、十八紙〔89〕」。細色とは、男女の好色なり。

●邪態とは、態は、謂わく、情態にテ、心の働くを態と云う。故に細色を眇睐して姪姝に心をハタラカスルヲ「邪態」と曰う。興師の云わく、「態は古文の態の字。意、恣なるなり。謂わく、能く人情を度はかる状なり〔90〕」。

●外逸とは、上の邪態は意に欲するなり。此れは邪情恣に求めんと欲する故に、外に洋溢して身口に流る。故に「外逸」と曰う。逸は『広韻』に「縦なり、奔なり〔91〕」。自ら心を放して、外相、己に逸するなり。

●私妄入出とは、自妻は父母の許す処なるが故に公に

出入スルなり。私は公に非ず、翻して応に知るべし。爾るに「妄」の字、何れの經本も妄に作る。若し妾の字の誤ナランか。此の「妄」時は妾家に入出入する義なり。妄の字ニテモ其の義理通ずと雖も私妾に作すときは、則ち上句の自妻と相對して其の義、弥いよいよ顕なり。私妾トハ、カクシメカケノことなり。

●費損家財とは、私妾有るときは則ち為に其の家財を損失すること、世間目前の事なり。

●事為非法とは、上来の如くんば、一一の有様、事々の境界、皆、非法ナルモノなり。畢竟、姪姝の為に万事非法を成す者なり。『菩薩訶色欲法經』一紙の文なり。羅

什の訳「賢聖集」の中に入る〔92〕。「引文私考」に全文を載す〔93〕。見よに

曰わく、「女色は世間の枷鎖、凡夫、恋著して自ら抜すること能わず。女色は世間の重患なり、凡夫は之れに因りて死に至るまで免がれず。女色は世間の衰禍、凡夫、之に遭いて、厄として生せずということ無し。行者、既に之れを捨つることを得よ。若し復た顧念せば、是れを地獄從り出づることを得て還りて復た

入らんことを思うとす〔80〕と已上、『鈔』所引〔81〕。「或觀身不淨」

已下は『資持記』の釈なり。中の一之四卷、五紙〔82〕。鈔主、此の文を

引きて、終に云わく、「大聖の金言、訶する所、斯の

如し。然るに今、性に任せて但、姪姪を念ず。何の救

う所か有らん〔83〕と已上。加之、『仏所行讚經』第四卷

三十三紙に曰わく、「寧ろ暴虎の口、狂夫の利劍の下に

在るも、女人の所に於きて愛欲の情を起さざれ。女人、

姿態を顕す。若しは行往坐臥、乃至、画ける像形、悉

く妖冶の容を表し、人の善心を劫奪す。如何ぞ、自ら

防がざる。啼笑喜怒、体を縦て、肩を垂れ、髪を散し、

髻り傾くを見るも、猶尚お、人の心を乱す。況んや復

た容儀を飾り、以ちて妙姿顔を顕し、莊嚴して陋形を

隠し、愚夫を誘誑す。迷乱して悪想を生じ、醜穢の形

を覺らず〔84〕已上。

●〔85〕交結聚會等とは、淨影、以為えらく、已下

は「姪の為に殺盜等の事を造作するの過を明す〔86〕」。

意の云わく、或いは他人の妻女を奪わんと欲する時、

若し叶わざれば、同輩の者をカタライ合わせテ、推し

て之れを得る等なり。又た一義に云わく、已下は家財

を費損し、事、非法を為すの状を挙ぐ。謂わく、家財

已に竭く。因りて師を興して強奪して、以ちて淫樂の

費に擬すなり。意の云わく、姪姪の為に、悉く財宝を

費し尽す。故に友をカタライ、亦た金銀を奪い得んが

為に、劫盜推し込みて成ず。斯の如きの事、唯、独り

成ぜず。野人等を交結するなり。「交」は『彙』に「互

なり、更なり〔87〕」。「結」は、興師の云わく、「期な

り〔88〕」。「聚會」とは同輩の者ト約束して上来の事を

カタラウヲ云うなり。

●興師とは、或る本に、師に作る。鈔主所覽の本には

帥に作る。按ずるに、師に作りて可なり。總じて軍

の手下の兵を師と云うなり。『彙』に、「師とは衆なり。

五旅を師とす。二千五百人なり〔89〕と。ナレドモ五

人十人ニテモ徒党シ交結聚會スルヲ師と云うなり。軍

のとき、兵の多少に随いて軍・師・旅の三名有るなり。

『彙』に、「凡そ行軍多き、之れを軍と謂う。次を、之

れを師と謂う。少きは則ち旅と曰う。又た春秋の兵は

万の衆を累ぬと雖ども、皆、師と称す〔381〕と。「帥」

は『彙』に、「今、借りて将帥の字とす〔380〕」。毛氏が曰わく、「凡そ兵を主る者を称して将帥と為すときは、則ち去声なり。音、衰なり。又た、兵を領し師を帥い

ると言うときは、則ち入声。音、率なり〔383〕。『科註』

に云わく、「今、経意を按ずるに、帥帥の二字、共に経意に通ず。然るに、今『鈔』に通帥と師の二字を分別せず、二字の字註を錯雑して、之れを釈す。其の義、荒量なり〔382〕」。

●攻劫とは、『482a』「攻」は『広韻』に、「撃なり、

又た伐なり〔383〕」。孔安国が云わく、「攻劫を寇と曰う。

人を殺すを賊と曰う〔384〕。今、云わく、攻劫はセメカスムルナレバ、二字トモ二同じ意なり。若し各おの別に解セバ、「攻」はヒソカニスルなり。「劫」はアラハニスルなり。

●殺戮とは、二字共にコロスなり。第一悪の処に解するが如し。

●強奪とは、ツヨクウバウナレバ、公然とアキラカニ

劫め取るなり。

●不道とは、左道に物を取る。即ち非道なり。上來は、姪の為に、或いは妻女を奪い、或いは金銀等を奪う事を云うなり。

●悪心在外等とは、已下は姪の為に盗心を起すことを明す。「悪心」とは盗心を指すなり。「在外」とは、常に内心に、他の財宝を心に懸けて、外ヨリ取らんとハカルなり。財宝は外に在る物ナレバ、「在外」と云う。

●不自修業とは、心、常に徼幸に在る故に、自から産業を修せざるなり徼幸は非分にウカガイ求め、或いは利を求むるに止まず。幸は当に得べからざる所にして得ル者ヲ幸ト云うなり。今、云わく、此の処、興師の解〔385〕、隠かならず。窃とは盗なり。此れはコヌスミなり。趣とは『大般若の音訓』に「趣は僅なり〔386〕」と。興師の云わく、「窃は私隠なり。趣は人の覺らざるを伺いて、以ちて他物を求む〔387〕」と已上。

●欲繫成事とは、興師所覽の本は、撃に作る。此の本、可なり。憬興の云わく、「撃とは、司馬彪が云わく、〈撃

は動なり』^{〔308〕}と。已上『韻会』に「撃は動なり^{〔309〕}」と。

『彙』に「撃は扣なり。打なり^{〔310〕}」と。爾れば撃て事を成さんと欲して、ト点ズベシ。「成事」とは、盗事を成すを言うなり。言うところは、初め盜窃する財宝は、趣かに得る故に、尽くツカイ終わる。不足を以ちての故に、亦た更に、之れを撃ちて他人をして恐熱

迫脅せしめ、奪い取るを「欲撃成事」と云う。『大阿弥陀経』^{〔482b〕}下、十九紙に云わく、「偷窃して趣かに得れども、肯て生を治めず。当に求むべき所の者、肯て之れを為さず」。「繋けて事を成さんと欲して、勢を恐れて迫脅して、持ち帰りに家に給して共に相い生活す^{〔311〕}」^{〔覺經〕}四卷、四紙^{〔312〕}全同と。上来の経本、皆、「繋」の字ナレドモ、「撃」の字の意に用いて之れを解するなり西管上人所覽本も「撃」の字と見タリ。西師、総州下河辺の庄、大野の郷の談義処に於きて、隅田の性阿弥陀仏に授けし玉う所の校合の本を以ちて、雄管上人、八十七歳、寛永十七年三月十四日、板行せしめ、知恩院に寄付し玉う経本、「撃」に作る。其の外、古板、往住、「撃」に作る本、之れ有り。又た、「繋」は、音、係。縛なり。「欲繋」と点ずるトキハ、欲心、縛

して、盗事を成ずる気味なり。又た、「縛なり」の訓ニテ、「縛つて事を成さんと欲す」ト点じてモ、義理は通ズレども、「撃」の字、其の義、宜し。

●恐熱迫脅とは、恐怖し熱惱するを「恐熱」と曰う興師の意^{〔313〕}なり。威力をもちて相い逼るを「迫脅」と曰う寂師の意^{〔314〕}也。玄応の云わく、「脅」は、謂わく、威力をもちて相い恐れ懼るなり^{〔315〕}王篇、全同^{〔316〕}。興の云わく、「苦具、身に逼るを迫と曰う。威を以ちて物を陵すを脅と曰う^{〔317〕}」と已上。『彙』に「脅は恐迫なり^{〔318〕}」。今、云わく、恐熱迫脅セシメテノ意なり。其の盜まるる人をオドシセメテ、財宝を出サシメテ取るなり。「脅」は威力をもてシエタグル気味なり。

●婦給妻子とは、自ら業を修せず、唯、他を恐逼して、以ちて妻子に給す寂師の意なり^{〔319〕}。「婦」とは、饋なり。

『論語』陽貨篇 第九ノ初に曰わく、「孔子に豚を帰れり^{〔320〕}」、^{〔註〕}には、「帰は字の如し。一に饋に作る^{〔321〕}」已上。『彙』に、「食を尊に進むるを饋と曰う^{〔322〕}」。「給」とは、『彙』に、「瞻なり。『漢書』に〈家、給し、人、足る^{〔323〕}〉。又た、

「瞻なり。『漢書』に〈家、給し、人、足る^{〔323〕}〉。又た、

供給なり〔327〕と。『韻学集成』に、「給は付与なり〔328〕」。今、云わく、饋はカレイヒヲオクルなり。給はニギワスなり。帰給の二字ニテ、ニギワストモ訓じ、畢竟、衣食を以ちてニギワスなり。

●恣心快意とは、義寂『梵網の疏』に云わく、「恣〔329〕」心とは、仏の所制に於きて顧憚する所無く、自ら愚情を縦にし、縁に随いて造作す。快意とは、内に逆謬無く、外に逼切無し。了了の心を以ちて、姪事を行ずるなり〔330〕取意。今、云わく、「恣心」とは、心に法度を立てず、愚情に任せ、縁に随いて造作するなり。「快意」とは、心の内が、ボケテウツカリト迷いて作すには非ず、我が心に能く合点して快く作すなり。快意殺生の快の字の気味なり。所詮、心に慥かにシテ、謬りて作すニハ非ざるヲ云うなり。

●極身作楽とは、『鈔』に云わく、「極は謂わく疲なり〔327〕」。此のトキハ身を極してト点す。言うところは、精気を漏らして、身をツカラシテ姪を行ずるを、「作楽」と曰う。或が云わく、『鈔』の極は謂わく、疲な

り。此の訓、未だ考えず。『広韻』に「至なり〔331〕」。『増韻』に「終なり、窮なり〔332〕」。言うところは、物の終窮する、之れを極と謂う。是れ、応に姪酒美食を以ちて身に至し集む、之れを楽と謂うべし。『大阿弥陀經』下、二十紙には「行を極め、樂を作す〔333〕」に作る。今、云わく、身を極めて樂を作すの意に見レバ、別異無し。『覺經』四卷、四紙にも「極身作樂〔334〕」に作る。

●或於親屬等とは、法位の云わく、「此れ、姪貪、盛なるが故に親屬の中に於きて並びに能く殺・盜・姪を行ずるを明す〔335〕」已上。『覺經』四卷、四紙に「他人の婦女を行乱し、或いは親屬に於きて尊と卑と長と老とを避けざるをもて、衆、共に憎悪し、家室中外、患いて而も之れを苦しむ〔336〕」。今、云わく、此れ、姪樂に溺れて親屬を分かず、之れを行ずるなり。

●尊卑とは、「尊」は母姨・母姉等なり。「卑」は妹・姪等なり。

●亦復不畏等とは、痛の義、前前、悉く説く。故に今、爰には略説するなり。「禁令」とは、制禁教令なり。『広

韻」に「禁は制なり、止なり」「令は命なり、律なり、法なり」〔337〕。『前漢書』第四卷、六紙、師古が注に曰わく、「[337b]」令は此の詔書を謂う〔337〕。又た第八卷、十紙「今の詔書を謂う〔338〕」。

●著於人鬼とは、義寂、云わく、「顯の中に作す者は、人に著され、隱の中に作す者は、鬼に著さる。『莊子』者は、人、得て之れを誅す。不善を幽闇の中に為す者は、鬼、得て之れを誅す」〔338〕。今、云わく、人は之れを指して外に悪名を呼び、鬼は之れを視て内に之れを記識す。著は明なり。記述なり。

●日月照見神明記識とは、止、人鬼、之れを著すのみに非ず、日月、亦た照見する。止、日月、之れを見るのみに非ず、諸天、亦た記す。造悪の人、豈に免る所有らんや。

●一心制意とは、夫れ、姪は三欲の内ナレバ、欲界受生の者、皆、姪心有るべきこと、勿論なり。然れども既に西方願生の人なり。流転の根本タルモノヲバ断ズ

ベキ事なり。若し、姪を断ずるときは則ち、必ず生を引くこと無し。若し姪心を恣にし、之れに耽るときは、則ち浄土の心行も、自ら成ぜず。爾らば、何ぞ順次の往生を遂げん。是の故に、之れを制す。実に慎むべきのみ。

●独作諸善とは、邪姪を本とす。之れを助くる諸善なり。余文、前に準ぜよ。

仏言其四惡者とは、義寂の云わく、「弁じて口四を宗とし、兼ねて余惡を挙げて以ちて口過を成ず」〔339〕と。憬興及び淨影、以為えらく、「此れ、妄語を積するなり」〔340〕。謂わく、「口の四過、法に応ぜず。故に通じて妄語と名づく」〔341〕。『善生經』の中に妄語、亦た綺語・兩舌・惡口を撰す〔342〕。即ち、斯の謂いなり。或いは余の三を挙げて以ちて妄語を成ず。例せば余段の如し。義寂の意は、總じて五惡の中に十惡を撰す。故に口の四を以ちて一惡と為す、と。蓋し斯〔343〕の謂いなり。今、云わく、興・影の二師、妄語の惡と積するは、是れ五戒と定むる故なり。然れども、經文、分

明に口四の悪を説く。上来、經文の次第、七支の業

と見て、此の口四の悪を皆、第四惡と爲すべし。是の

故に、寂の意、還りて是なり。凡そ此の妄語は、世

人、熹み犯して來報を顧す。南山の曰わく、「此の戒

人、多く熹んで犯すことは、良に妄業、重く積み、識

種、尤も多きに由る。故に、塵境に隨いて、動もすれ

ば便ち虚構して反流の始めを思わず、但、畢世の終り

を願ひ、此を以ちて生を安するを要とす。当に死なん

とすべし。定めて業を排するに非ず。良に悲しむべし

〔382〕。行基の云わく、「口虎、身を害し、舌劍、命を

斷つ。口をして鼻の如くならしめば、死して後、咎無

し」〔種類集〕九卷、四十四紙・〔付法伝〕十九紙〔383〕に出す。行基菩薩、音

原寺の東南院ニシテ終りヲ取り給ウル時、弟子、共ニ、此の語を以ちて誡め教へ玉

ウ。是れを書き留メテ、彼ノ遺言と名ケテ今ニ伝ワ、ト。又た『養生經』に云わく、

「口をして鼻の如くならしめば、身を終るまで事勿らしむ〔384〕」。又た『老子伝』

には、「多言は身を害す、多事は神を害す（已上）〔385〕」。『十訓抄』上の三の卷〔386〕

之れを載す。又た『弁意長者子經』に云わく、「爾の時、世尊、獨頌を以ちて曰わく、

人の心は、是れ、毒の根。口を楯の門とす。心に念じて口に言う。身、其の罪殃を

受く〔387〕。又た『報恩經』に云わく、「人、世間に生ず。禍、口従り生ずと〔388〕。

已上の二經は、天台惠聖師『童子教諺解』上卷、十二紙〔389〕に之れを引く。

●**転相教令**とは、是れ漸漸に見習ひ、聞き習ひて妄語

スルコトヲ云うなり。或いは親のナス妄語を聞き習ひ、

或いは産業の為に父、其の子に妄語を許す。或いは他

人の妄語を聞き習う等なり。上の文に「転た相ひ承受

するに、父、教令を余す〔390〕」と云うの意なり。「教令」

は教化令命なり。

●**両舌**等とは、此れ、正く造惡の体を挙ぐ。両舌とは

新には離間語と云う。彼此、鬪乱して他をして破せし

む。天台『菩薩戒義疏』下卷、三十二紙に云わく、「**遘**〔391〕て彼此

を扇ぎて和合を乖くが故に〔392〕」。

●**惡口**とは、新に麤惡語と云う。非愛語を発し、他を

毀訾するなり。

●**妄言**とは、新には〔393b〕虚誑語と云う。『梵網』

に云うが如く、「見ざるを見ると言ひ、見るを見ずと

言ふ〔394〕」。元照、云わく、「言、ことば實に称うに非ざるを

妄とす。彰して口に在るを語とす〔395〕」。已上。『智論』

十三卷、十六紙に曰わく、「妄語とは、不浄心をもちて他を誑さんと欲し、実を覆隠して異語を出だし、口業を生ず。是れを妄語と名づく」^[394]。

●綺語とは、新には雜穢語と云う。一切染心所発の諸語なり。然るに綺語に多種有り。『瑜伽論』第五十九十七紙、左に曰わく、「若し舞に依りて歌詞を発すること有るを、名づけて綺語とす。或いは作樂に依り、或いは復た俱に依り、或いは俱に依らずして歌詞を発すを、皆、綺語と名づく。若し仏法の外に能く無義を引く所有の書論を愛樂心を以ちて受持し讚美し、大音声をもちて諷誦を為し、広く他人の為に開示し分別するを、皆、綺語と名づく。若し鬪訟諍競に依りて言を発し、或いは楽いて衆に処して王論・臣論・賊論広説、乃至国土等の論を宣説するを皆、綺語と名づく。若し妄語、或いは離間語、或いは龐惡語を説き、下、思わず扱はず、無義の言を発するに至るまで、皆、綺語と名づく。又た、七事に依りて綺語を発す。謂わく、鬪訟諍競語・諸もろの婆羅門の惡呪術語・苦所逼語・戲

笑遊樂の語・処衆雜語・顛狂語・邪命語、是の如きの一切を綺語罪と名づく」^[395]。已上。法位の云わく、「雜心には義に非ず、時に非ず、法に應ぜざるの言は、隨いて一切の惡口に入る。亦た独頭の綺語有り。謂わく、歌詠等なり」^[396]。已上。『十業道章』に云わく、「若し不染心にして文詞を綺飾し、実徳を歌讚するは不善に非ざる故に」^[397]。已上。今、云わく、世間無用の語を吐くも、皆、綺語の「485a」内なり。但し余の三は重く、綺語は輕し。

●讒賊等とは、已下は造惡の過を明す。中に於きて初めの三句は両舌の過を挙ぐるなり。「讒賊」とは、「讒」は『正字通』に「譖なり。惡言を崇飾し、善を毀り能を害すなり」^[398]。『荀子』に「良を傷るを讒と曰う」^[399]。『説文』に「譖なり」^[400]。『論語』「顔淵篇」第六卷、廿六紙に曰わく、「浸潤の譖、膚受の愬」^[401]。『註』に「譖は人の行を毀つ」^[402]。郭知玄が云わく、「邪言をもちて正を害し、曹らを賊なう。賊は害なり」^[403]。今、云わく讒は、心の内に巧ミモウケテ、惡言をもちて人を

ソシルハ讒なり。賊は、ソコナウナレバ、畢竟、人を讒し害に及ぶなり。

●賢明とは、上に弁ず卅九紙 左 [385]。

●於傍快喜等とは、已下の三句は、悪口の過を挙ぐるなり。「傍」は、憬興の云わく、「傍とは夫婦なり」[385]と已上。或いは、婦なり。或いは、近侍なり。或いは、傍妻なり。今、云わく、或いは云わく、夫婦の居処を傍と曰う。二親は、家の正殿に居す。即ち是れ母堂と云う。父も母堂に居するなり。此れは家の半ヨリ北の方に造るモノなり。又た、一説に家の西南の角に室を作り妻を置く。奥様と云う是なり。又た、一説に家の西北の角に室を作り妻を置く。北の方と云う是なり。今は正殿に対して傍と曰う。爾るに、正殿は父母の在すヲモ顧りみず。唯、傍に在りて妻と共に快喜してノミ居スル。是の故に不孝二親と曰う。

●不孝二親とは、『孟子』「離婁下篇」第四卷、四十八紙の曰わく、「世俗の所謂、不孝なる者五つ。其の四支を惰たり父母の養を顧みず、一の不孝なり。博奕し飲酒を好み父

母の養を顧みず、二の不孝なり。貨財を好み妻子を私して、父母の養を顧みず、三の不孝なり。耳目の欲を縦にし以ちて父母の戮を為す、[485] 四の不孝なり。勇を好み闘狼して以ちて父母を危くす、五の不孝なり [386]。

●師長とは、親子承るを「師」と名づく。同伴の中に勝れたる者、及び家兄を「長」と名づく。所詮、己に長ずる人を云うなり。『論註』に云わく、「長とは有徳の人、及び兄党なり」[序記 三卷、廿二紙左 387]。

●朋友無信等とは、已下の二句は、妄語の過を挙ぐるなり。「朋友」とは、『礼記』に曰わく、「門を同するを朋と云う。志を同するを友と云う」[88]全文は、云羊伝の注二十五卷、廿二紙、唐本定四年十一月の伝に出す [388]。又た、『周礼注疏』十卷、十八紙註に云わく、「師を同するを朋と曰う。志を同するを友と曰う」[389]。「疏」に云わく、「朋は疎くして多く、友は親くして少しなり」[391]。

●尊貴自大等とは、已下の四句は、綺語の過を挙ぐるなり。「尊貴自大」とは、是れはオノツカラ綺語スルなり。「自大」の「大」の字は、フトル気味ニテ、自

からオ、ハイガオタルコト、高プリフトルなり。『漢書』「馬援傳」に曰わく、「子陽は井底の蛙なり。爾るに、妄りに自ら尊大す〔32〕」。

●横行威勢とは、「横」の字の意は理すじを正さずして通行スルなり。喩えば、ヤブノ中を棒を横に通るが如く、世間ニテ無理と云う、是れなり。スズメニ非ルヲ云うなり。

●浸易とは、「浸」は『韻学集成』に曰わく、「玉篇」に陵なり已上〔33〕。「陵」は『玉篇』に「犯なり」〔34〕。「易」は「軽なり」〔35〕。「彙」に「軽は易なり」〔36〕。寂の云わく、「浸易は、謂わく、他を犯し軽する悪なり」〔37〕。今、云わく人ヲ軽シメアナル気味なり。上来、口四の過、且く経文に配す。必ずしも局るべからず。謂わく、善人を憎嫉して悪口罵辱し、妄語欺誑し、賢明を敗壞し、師長を輕慢して綺語調弄する等、之れを思いて知るべし。「於傍快喜」等の三句の中、「輕慢師長」の句、尤も重し。故に今、之れを取りて反対するなり。

●不能自知等とは、已下、総じて口「400a」過を挙げ

て顯すなり。「不能自知」とは、元來、道有りと雖も、頑愚智不了にして、自ら正理有ることを知らず。是の故に自らの非を知ること能わざるなり。爾るに此の自知と云うが、至極の肝要なり。容易く此の位に至ること能わず。人々常に心頭に安きて、正く、須からく工夫すべし。

●為惡無耻とは、是れ無慚の心なり。『俱舍』四卷、十紙に曰わく、「所造の罪に於きて自ら觀て耻づること無きを名づけて無慚と曰う〔38〕」。

●自以強健とは、自ラ財宝有る威勢を以ちてウデタテヲスルなり。『大阿弥陀經』には下卷、廿紙「自用頑健〔39〕」に作る。

●敬難とは、「難」は『広韻』に「憚なり」〔40〕。『覺經』に云わく、「人をして承事敬畏せしむ〔41〕」。今、云わく、「敬難」は、ウヤマイハハカルなり。難の字、『鈔』に云わく、「今は憚の訓を用う〔42〕」と。

●不肯作善とは、師有りて教示スレドモ肯がわず。

●難可降化とは、知識朋友も皆て近づかざる故に。

●**優僂**とは、『左伝』哀公六年注に、「優健は驕傲なり」「優」

已上。「**釈名**」に「優は蹇なり。優息して臥して事を執らざるなり文」〔385〕。蹇は「**釈名**」に、「蹇は跛蹇なり。痛みて事を作すこと能わざるなり」〔386〕。『広雅』に、「大

嬌なり」〔387〕。鈔主の云謂わく、「自ら高大にする貌なり」〔388〕。今、云わく、我が心ヨリ思い立テテスルヲ

「自用」と曰う。「優僂」は自ら高大にスル貌ニテ、只、立居振舞に大ヘイニスルヲ云うなり。王維が詩に、「科

頭にして箕踞す、長松の下。白眼にして他の世上の人を見る」〔389〕と。此の詩の意なり。三体絶句 卅紙〔390〕。此

れは崔処士が事を作る詩なり。「科頭」とは冠せざるなり。「箕踞」は両脚を伸ぶれば其の形、箕の如くなるを謂う。

●**謂可常爾**とは、是の如きの人は天地は尽くるトモ我が大ヘイ顔はヤメマジキトなり。

●**僇慢**とは、『婆沙』四十三卷、六紙に云わく、「僇とは、謂わく、他に方べず、〔486b〕但、自ら種姓・色・力・

財・位・智等に染著して、心、傲逸なる相なり。慢とは、謂わく、他に於きて種姓・色・力・財・位・智等

に方べて、自ら拳持する相なり」〔391〕。『俱舍』四卷、十二

紙に云わく、「僇は、謂わく、自法に染著するを先とす。心をして傲逸ならしめ顧みる所無き性なり」。『慢は、謂わく、他に對して、心、自拳する性なり」〔391〕。

●**頼其前世頗作福德等**とは、已下は經文の模様は、世間、常に多く有る事ニテ、而も人、之れを疑う。此

の經文を能々熟讀して因果の理を鑑み、邪見を生ずること勿れ。「頼」とは恃なり。恃は依なり。「頗」とは

多なり過半の義なり。而るに「小善」と言うは、是れ、世善の故に貶して小善と云うのみ。謂わく、宿世の小善

に依るが故に、善神宮護す故に、「助之」と云う。今、造悪を以ちて、宿善滅する時、善神捨て去る故に「離

之」と云う已上「鈔」意〔392〕。嘉祥、以為えらく、「頼の意は蒙なり。頗の意は少なり。前身少の作善を蒙るが

故に、善神、之れを護り彼を助けく。作悪、止まざれば、善神捨て去る」〔393〕此の釈、今の「鈔」と其の意、少異なり。

●**小善扶接**とは、『鈔』の意は、貶して小善と云う〔394〕。嘉祥の意は、少の義を小善と云う〔395〕。「扶」とは助

なり。「接」とは持なり。過去の小善が、今日、且く此の身を扶接するが故に、上乗の如き有様なり。此の小善、尽きざるの間は、善神も且く營護シ玉ウ。「營」とは、回旋するを營と曰う。或いは戦場にヤウガイラスルヲ營と曰う。「營護」とは、『観念法門』上三紙に云わく、『灌頂經』に依るに、若し人、三帰五戒を受持すれば、仏、天帝に勅すらく、（汝、天神六十一人を差して、日夜年月に受戒の人を随逐し守護して、諸の悪鬼神、横に相い悩害することを獲せしむること勿れ已上〔88〕。『四天王經』に云わく、「戒の〔89〕多少に隨いて、若し一戒を持せば五神をして之れを護しめ、五戒具すれば二十五神をして門戸を營衛せしむ。凶疫衆邪陰謀、消滅す〔90〕」。

●各共離之とは、淨影の云わく、「宿善尽滅すれば、善神捨て遠ざかる。身に依倚無く、多く厄難に遭う。是れ其の痛なり〔91〕。『鈔』に云わく、「今世に厄に遭う。此の厄を痛と為す〔92〕」と。今、云わく、現世の内福徳尽きヌレバ、善神、皆、共に離れ、或いは貧窮とナ

り、或いは病者とナリ、或いは厄難に遭う等、是れ皆、一生の福力、持たざる故なり。俗に果報を取り越すと云うなり。或いは命終迄、福力の尽きざるも有り。ソレハ命終の時、離るるなり。「之」とは其の人の身を指す。

●身独空立とは、『孟子』〔梁惠王下篇〕に「一夫紂」と言うが如きの意なり。

●所歸とは、己が身に歸するなり。

●迫切とは、「迫」は窘なり、逼なり、急なり。「促」は速なり、催なり、速なる貌なり。言うところは、己れ己れの業果が悪趣に往くベシトテ、セメウナガスなり。

●共趣とは、業と共に、此の身、惡道に趣くなり。

●頓之とは、憬興の云わく、「頓とは至なり〔93〕」已上。「之」とは惡道を指すなり。一本に、「奪之」に作るは非なり。

●記在神明とは、淨影の云わく、「鬼神、撰録して、將いて惡道に入る〔94〕」と。

●無從捨離但得前行とは、憬興の云わく、「従とは処なり。得とは依なり」[481]。已上。今、云わく、「前行」とは、人間一生の中の悪行なり、即ち牽引の業なり。

●火鑊とは、「鑊」は烹器、釜の属なり。獄中の苦具。

今、其の一を挙ぐるなり。『地藏本願経』上十七紙に曰わく、「或いは地獄有り、鑊湯盛沸して、罪人の身を煮る」[482]。『観仏経』第五に曰わく、「十八の鑊湯地獄、十八の火車地獄あり」[483]。

●天道とは、[487b]一義有り。一義に云わく、玄応の云わく、「日月星辰陰陽変化、これを天道と謂う」[484]。法位の云わく、「天道と言うは世俗に就いて等しきことを言う。天道布き行きて廢すべからざるが如くなるが故に」[485]。已上。是れは世間の天道に就きて解するなり。一義に云わく、憬興の云わく、「天とは業なり。悪業の道の故に。『瑜伽』に亦た〈業天〉と云う。蓋しこれに同じ」[486]。已上。是れは業道を指して、天道と言うなり。『瑜伽論』第九三紙に曰わく、「若し諸の菩薩、大悲心を以ちて一切貧窮困苦業天に悩ま

るる衆生を觀察す」[487]。已上。同、第十九二紙に曰わく、「一切愚夫、無量の差別あり。自体展転及び因展転。作者無しと雖ども、而も生死に流る」[488]。已上。『鈔』所引の論文[489]は、両処の取意か。上来、天道の二義、両義共に之れを用ゆ。

●蹉跌とは、「蹉」は去声、足跌なり。「跌」とは差なり。『通俗文』には、「躡むことを失うを跌と曰う」[490]。師古が曰わく、「足の扱を失なうなり」[491]。已上。『広韻』に、「蹉跌は又た、差跌なり」[492]。『広雅』に「差跌に作る」[493]。已上。興、云わく、「業報の運数、終に参差せざるが故に。即ち違わざるの義なり」[494]。今、云わく、蹉跌はフミタガウルなり。善を作して悪果を得、悪を作して善果を得る等の、フミチガウコトハ無シトなり。

●独作諸善とは、淨影・憬興に準ずれば、妄語戒を以ちて本とす。之れを助くるの諸の善なり。若し義寂に準ずれば、則ち口四の過を防ぐなり。其の資助を論ずるときは、則ち或いは余の諸善、或いは四か中の三、宜しきに随いて之れを助く。余文、前に準ぜよ。

仏言其五惡とは、飲酒の悪を標す。次下の文に「耽酒嗜味^{〔416〕}」と云う。然るに「^{〔488〕}余悪を挙ぐるは、酒過を成んが為のみ。今、云わく、飲酒は七支の業罪に非ずと雖ども、身口七支の悪、皆、酒の過に従いて生ず。況や人、尤も好む所なり。故に之れを挙げ、第五惡と為す。『行事鈔』中の三の三卷、廿九紙に『四分律』を引きて曰わく、「若し我を以ちて師とする者は、乃至、草木を以ちて酒中に内れ、口に滴ることを得ざれ。因に、酒に十過有りと説く^{〔417〕}」等云云。『四分律』第十六四紙に曰わく、「仏、阿難に告げたまわく、自今已去、我を以ちて師とせば、乃至、草木の頭を以ちて酒中に内著し、口に入るることを得ざれ^{〔489〕}」已上。加之、『出曜經』第八卷、二紙に三十六の失を説く^{〔419〕}。『沙弥尼戒經』二紙、之れに同じ^{〔490〕}。『大論』十三廿一紙、三十五の失を出だす^{〔491〕}。『四分律』に亦た三十六の失を説く^{〔492〕}。『観念門記』に『善惡所趣經』の三十六過を引く^{〔493〕}云云。鈔主の云わく、「是の如き等の大過失有る故に、是れ遮罪なりと雖ども、道俗、俱

に断ず。諸教、同じく制す。今『經』の意、蓋し斯に在るのみ^{〔494〕}」。遮罪とは、『頌疏』十四卷終に云わく、「造罪多しし雖ども、飲酒の過、重し。謂わく、酒を飲む者は、心、多くは放逸にして、必ず律儀を犯す。律儀を護らんが為の故に、飲酒を遮す。酒は性罪に非ざれども、仏教に遮制して、飲ましむことを許さず。遮に違わば罪を得。故に遮罪と云う。殺生等の如きは、未だ戒を制せざる時も、聖は必ず不犯の故に性罪と名づく。性、是れ罪が故に^{〔495〕}」(已上)。「糶鈔」四十三卷、廿紙^{〔496〕}、「直隸」八卷廿、二紙^{〔497〕}に之れを引く。『材綱』の輕戒第二に云わく、「若し仏子、故らに酒を飲まんや。酒は過失を生ずること無量なり。若し自身、手ずから酒器を過して人に与えて酒を飲めば、五百世、手無し。何に況んや自飲をや^{〔498〕}」(已上)。「吉述」に云わく、「五百無手と言うは、極増上の悪心を以ちて過すが故に。善心等には非ず^{〔499〕}」。『撮要』に云わく、「利益の心に非ざるが故に悪心と曰う。悪に輕重有り。今、重者を指すが故に極増上と曰うなり^{〔500〕}」(已上)。法藏『疏』に云わく、「五百世無手は、杜順禪師、釈して云わく、(俱に是れ脚なるを以ちての故に無手と云う。即ち畜生、是れなり^{〔501〕})」(已上)。「指塵鈔」二卷七紙石、之れを引く^{〔502〕}。天台旨成『注』中卷、六十六紙^{〔503〕}、同じく之れを引く。雲棲の『發隱』、四卷、七紙に云わく、「問う。飲酒の戒、昔の犯必ず多からん。無手の人、今、見るに、何ぞ妙きや。答う。無手とは、必ずしも人中に両手無きにはあらず。蛇地蚶蚶鱗の属、皆、無手の報なり。問う。沈酒の流れ

も、理として応に無手というべし。云何ぞ、器を過して、便ち斯の殃を獲ん。且く、君父の壽き、臣子、觴を称るが如き、豈に誠敬の心友をして、悪劣之報を招くことを得ん。答う。凡そ罪と言うは、[488b] 皆、菩薩戒を有する者の為に言うなり。已に菩薩の大戒を受く。當に菩薩の大進を行じ、大心を発して大果を証すべきに、乃し、吾が君父を壽する所以は、杯酒の敬にして敬の少き者なり。然り而して無手の報、此の類の所感に非ず。彼の感報は、蓋し是れ痴器を執持して痴業を斟酌し、痴人を誘誘して痴業を成就するのみ。豈に夫の、觴を君父に稱すことを、大敬と名づけずと雖も、終に誠敬の為の心を失せざるに比せんや。無手の報、此等に加えんことは、則ち忠臣孝子、必ず憤慨する所、不平なる者有らん。吾れ故に表して之れを出す[48c]。曾て、林氏道春、評論して云わく、「黃帝は酒を以て漿とスレバ、人、疾病とナルト、『素問』にアカセリ。夏后氏は酒をニクンテ、儀狄をウトメリ。周公旦は酒誥を作りテ、国をイマシメテ、只、祭リノミ酒ヲ飲メトノ玉エリ。君も臣も沈酒シテ身を亡ボシ、国を破る。古今、少ナカラズ。誠にイマシメテソルベキナリ。然レども、注樽杯飲は、是れ礼の始めナリ。イカンゾ玄水ヲステンヤ。其の上、「量リナケレども、乱にオヨボサズ」トアルハ、『魯論』に見ヘタリ[48d]。堯夫神晦モ三盃の微醺、興セズシモアラズ。酒は賓主の悦ビラマジヘ、隣里の好ヲ修スルモノナレバ、捨ツベカラズ。又太過スベカラスト『徒然草』の「野鐘」に書ケリ[48e]。『文段抄』六卷七紙、之れを引く[48f]。又た、天台の惠空師、参考七卷、

八紙、自解を加釈して、常道と權道との二義を以て分別セリ。今、且く取意シテ之れを言わば、酒を誡むルト許すト、相違ナル様ナレドモ、彼の孟子イヘル、「嫂メ水にヲポルトキハ手ヲ取レヨ[48g]」ト教ハラレシガ如シ。仏も常道を教ヘ玉フ時ハ、飲酒戒ヲ立テ、深ク其の罪ヲセムルト云ヘども、權道ヲ示シ玉フ時ハ、彼ノ末利夫人・祇陀太子ノ如シ。『梵網の古述』ニモ、『未曾有経』ヲ引きて、「若シ酒ヲ飲テ心ヲ悦ハシメ善ヲ生スルこと有ラハ、飲メども犯戒ナラズ。況ヤ菩薩戒ハ利アレバ犯スルこと無し[48h]」ト。又た、『瑜伽論』ヲ引きて、「善心ニテ人ニ酒ヲ施スハ、布施ノ行ニオサム[48i]」ト云ヘリ。雲棲大師ハ、菩薩戒ノ師トシテ「自知録」ヲ撰し、其中ニ、「父母ヲモテナシ、正賓ヲムカヘ、或いハ菓ヲ煎スルナド、酒ヲ用イルコトハ罪ニ非ズ[48j]」ト云ヘリ。誠ニ是レ酒ハ人ノ正念ヲミダスモノナレバ、小乗ノ教ニハ、草葉ニテスクイアゲテモ飲ムベカラズ、トモ見エ侍レドモ、本ヨリ性罪ニハ非ズ。只、遮罪ナリ[48k]。ト「俱舍」ニ見ヘケル上ハ、時宜ニ隨いて、タトヘ飲ムこと有レドモ、正念ヲ失ハヌヲ以テ本意トスルナリ。『黑谷語灯録』「和語」五卷十四紙ヨミ侍リシニ、或人、法然上人ニ、「酒ノムハ罪ニテ候カト問ヒシトキ、実ニハ飲ベクモナケレドモ、此の世ノナライ[48l]」ト、答ヘ玉フ。此の意、ヨク叶エリト。今、私に云わく、惠空師の意モ、且ク開邊を存す。夫れ実ニハ、堅ク之れを制禁す。凡そ酒肉ノ縁に、權有り、実有り。酒ノ權実とは、權教には且く機に依り、飲酒を許す。彼の祇陀・末利の縁の如し。実教には、始終飲

酒を許さず(云云)。因みに、肉の権教を明さば、権教ニハ且らク三種ノ淨肉を許

す。謂わく、一ニハ殺を見ず、二ニハ殺を聞かず、三ニハ己れが為に殺すカト疑わ

ず。或いハ、五淨ト云うハ、自死肉及び鳥ノ残肉を加う。実教ニハ仏涅槃ノ砌リニ、

始終一切の肉を許さず。『楞伽』・『梵網』並ニ、皆、『58』之れを制す。『涅槃』第

四卷「四相品」の説「〔本〕・〔釋〕」与威ノ〔注〕中卷、六十七紙「〔55〕」・「〔名義集〕

二卷、四十七紙「〔45〕・〔觀念門私鈔〕」上、三十三紙「〔47〕」・茲に因りて「〔大威一覽〕

第四卷、五十七紙、『諸経要集』第十七卷、七紙「〔48〕」を引きて曰わく、「〔未曾有〕

經」の飲酒を開く。計るに、此れ乃ち仏の初成道ノ時、衆生の機を量る。頗かに断

じ、頗かに制すべからず。所以ニ漸ク開シ漸ク制し、後ニ、衆生ノ機、熟スルヲ知

り、便乃チ、水ク断ジ水ク制して、纖毫モ許さず「〔49〕」已上。『涅槃經』ニハ、「酒

ハ、不善 諸惡根本とす。若シ能ク断除スルハ、則チ衆罪に遠からん「〔50〕」已上。

『要覽』中、十四紙、之れを引く「〔51〕」・『大莊嚴論』ニハ、「仏、身口意三業の悪行

ニハ、唯タ酒ヲ根本としたまう「〔52〕」と、已上。『名義集』三卷、四十五紙所引

「〔53〕」。又た、『正法念經』第八卷、十紙「〔獄卒、罪人を呵責して、傷を説きて曰わく、

「〔仏の所に於きて痴を生じ、世・出世の事を壊り、解脱を焼くこと、火の如くなるは、

所謂、酒ノ一法ナリ〔54〕」已上。『要集』上本、八紙、之れを引く「〔55〕」。此の外

大乘の諸経論、多ク飲酒を戒む。具眼の人、何ぞ夫レ願せざらんや。昔シ、宋朝紹

興年間、一鬼、五僧を度すの縁、誠ニ、因果昭然タル者ナリ。出家修道ノ人、尤ト

も恐るべし、恐るべし。『帰元直指』下、八十九紙「〔56〕」、往披せよ。又た、齊二酒

を勧むる過失の事、『正法念經』第七卷、十二紙に曰わく、「若し人、酒を以ちて会

僧衆に与え、若シハ戒人の出家比丘、若ハ寂靜ノ人、寂滅心の人、禪定業の人に与

うれば、身、壊シ、命終して悪處、叫喚大地獄ニ墮す「〔57〕」已上。記主の云わ

く、「此の文の如きは、僧に供えんの時、酒を勧むと。甚だ之れを恐るべし。今『經』

に云わく、「与会衆僧」と云うが故ニ「〔58〕」ト。『要集記』一卷、三十三紙左、「指

摩抄』二卷、六紙左「〔59〕」・「〔古迹〕」に云うが如し。「乃至、四逆、此れ従り生ず。唯、

破僧を除く。故に今制するなり「〔60〕」已上。『薩婆多』第一卷、十二紙に曰わく、

「飲酒を以ちての故に、四逆を作す。惟だ僧を破すること能わざるのみ「〔61〕」已上。

尚お、委しく次下の文中に弁すべし。上來飲酒の過失、管見に任せて、粗ぼ之れを

記す。誠に恐るべきの甚しきこと、是れ従り大なるは有るべからざるのみ。

●徒倚懈惰とは、已下は酒に依りて懈怠することを明

す。「徒倚」は「〔広韻〕」に、「猶お徘徊のごとし「〔62〕」

と。義寂、云わく、「〔循循〕として徘徊するなり「〔63〕」興

師「〔64〕」、之れに同じ。今、云わく、「徒倚」はタチモドナル

なり。「懈惰」はラクタルナリ。是れハ飲酒の有様を

説くなり。酒を飲ム人ノクセトシテ、常にアチラハハ

行き、コチラハハ行きテ、ブラメクモノなり。故に出

世及び世間の業を作さざるなり。

●治身修業とは、治生産業、皆、モノウキなり。

●飢寒困苦とは、淨影の云わく、「飲酒の人は善業を修せず、家業を事とせず」[58]。已上。今、云わく、家業無きに由りて衣食に乏し、故に「飢寒」と云う。[489b] 畢竟、身を治め業を修せず。故に妻子眷属等も飢寒困苦するなり。

●父母教誨等とは、已下は酒に由りて違反することを明す。

●怒麿とは、「麿」は、謂わく、言を以ちて問に對するなり。

●言令不和違戾反逆とは、「言令」とは、即ち父母の教令なり。言うところは、父母の命令に和せず、或いは親の教を受けざる故に、親子の中も不和ナルなり。『礼記』「玉藻」に曰わく、「父、命じて呼ぶときは、唯して諾せず。手に業を執るときは、之れを投ぐ。食口に在るときは、則ち之れを吐く。走りて趨らず」[58]。『釈名』疾行、趨と曰う。疾趨、走と曰う「[59]」。又た『曲礼』上篇に

曰わく、「父、召すときは諾すること無し。先生、召すときは諾すること無し。唯して、起つ」[60]。又た『内則』に曰わく、「父母、過、有るときは、氣を下し色を怡ばしめ、声を柔にして以ちて諫む」[61]と。今、此の儀に背く。故に「違逆」と云う。「戾」とは乖なり。モヂリソムクなり。

●取与無節等とは、已下は酒に由りて節無きことを明す。「節」とは『礼記』の「註疏」に、「法度なり」[62]。『礼記』「礼器」に曰わく、「内に節無き者は、物を觀て之れを察かにせず」[63]。『註』に云わく、「内に節無しとは、言うところは、胸中、礼の節文に通達すること能わず」[64]。又た「学記」に曰わく、「節を陵ず、施すを孫と謂う」[65]。『註』に云わく、「節は、節候の節の如し」[66]。礼に礼節有り、楽に楽節有り。人に長幼の節有り。皆、分限の在る所を言う。節を陵えずして施すとは、幼者に教うるに長者の業を以ちてせざるを謂う。之れに準ずるに、今、「取与無節」と言うは、取るべからざるを之れを取り、与うべからざる

を之れを与うを謂う。又た、『孝経』に曰わく、「庶人章」

「身を謹み、用を節にして、以ちて父母を養う」^{〔5〕}と。

『註』に曰わく、「身を謹しむとは、敢て非を犯さざる

なり。用を節すとは、約して奢らざるなり。非を為さ

ざる則は、患い無し。〔400〕奢を為さざる則は之れ

を用うるに、身に患い無くして、財用、終に足りて以

ちて其の親に恭い事う。又た、云わく、君と為しては

患あり。父と為しては即ち慈あり。臣と為しては忠あり。

子と為しては順ず。此の四の者は、人の大節なり

〔401〕。言う所の無節、之れに反して応に知るべし。今、

云わく。「取与無節」トハ、世間ニテ我ガ酒友達や酒

相い手ニハ、何モカモヤルヨウナ類。其の程無けれバ

是れ無節なり。

●衆共患厭とは、彼の酒友達や酒相い手の類は、厭う

べからざれども、其の余の人は彼のアリサマヲ見テハ

皆、患い厭うなり。

●負恩違義とは、「負」とは、『広韻』に「担なり。又

た、貸を受けて償わざるを負と曰う。又た、恩に背き、

徳を忘るを負と曰う」^{〔402〕}〔字彙、全同〕^{〔403〕}。

●無有報償之心とは、恩を為して報いず、貸をけて償

わず。此れ、皆、恩に負き、義に違うを以ちて故なり。

「償」とは、『広韻』に「報なり、還なり」^{〔404〕}。

●不能復得とは、報償せざるを以ちての故に、定めて

富有なりと思つに、而モ、皆、酒ノ代ニシテ、亦た常

に貧窮困乏なり。

●辜較縦奪等とは、已下は酒に由りて縦奪すること

を明す。「辜較」とは、義寂、云わく、「辜とは固なり。

較とは専なり。言うところは、其れ、大固専略の利な

り」^{〔405〕}已上。『玄心音義』八廿四紙に曰わく、「較、又た

権に作る。同じ。音、角。辜は較固なり。大なり。較

は亦た等なり。専ら其の利を略す」^{〔406〕}。言うところは、

官家大固、酒利を取る『壘』に権の字の注に、「木を横にして水を渡す

を権と曰う。漢の天護三年の初、酒酷を権す。韋昭が曰わく、民酷を禁じて独官開

置して、道路の如く木を設け、権とす。独り利を取るなり」^{〔407〕}。『後漢書』^{〔408〕}「靈

帝紀」に曰わく、「貴賤近臣子弟、辜権して奸利を為す者、

の買売を障して自ら其の利を取るなり〔85〕。又た「檀

童紀」に曰わく、「百姓を辜較す。〔490b〕盗と異なること無し〔86〕」。『注』に「辜較と辜権と、義同じ〔86〕」

已上。今、云わく、「辜較」とは他人の得べき所の利の障碍をナシテ、非理に手前へ取るコトなり。非理ニシテスアエヲ取ルヲ辜較と云うなり。較は専ナレバ、ホシイマ、ニスル気味なり。「奪」とは盗なり。

●放恣遊散等とは、寂、云わく、「已下は辜較縦奪の相を明すなり〔87〕。興の云わく、「散は行なり〔88〕」。

●串数唐得とは、『玄応音義』に云わく、「串は習なり。数は頻なり〔89〕。今、云わく、数は頻リニシテ、シバシバナレバ、タビカサナルヲ云うなり。串は習ニテ、其レヲナラウヲ串と云う。縦奪ヲ、ヒタモノシツケルコトナレバ、習ウト云うなり。

●自用賑給とは、興の云わく、「賑は富を損して貧を補うなり〔90〕。寂、云わく、「賑は濟なり。給は資なり〔91〕。今、言うところは、数しば申いて他の財物を盗みて、以ちて自ら賑給して快意と為す。畢竟、縦

奪して己にニギワシタスヲ云うなり。

●耽酒嗜美飲食無度とは、已下は当段の正悪を明す。

中に於きて此の二句は正く飲酒の相を明す。「耽酒」とは、耽を俗に耽に作る、非なり。『彙』に、「過ぎて楽しむ、之れを耽と謂う〔92〕」。『嗜美』とは、嗜は『説文』に「喜びて之れを欲すなり〔93〕。『孟子』「告子上篇」六卷士紙に曰わく、「口の味に於けるなり。同じく嗜むこと有り〔94〕。美は『彙』に「嘉なり、好なり、甘なり〔95〕」。

●飲食無度とは、「度」は音、徒。則なり。又た、音鐸、量なり。両訓、共に通ず。『鈔』に云わく、「醉飲飽食は、蓋し酒の過なり〔96〕」。『左伝』に曰わく、「子皮の族ら、酒を飲むこと度無し〔97〕子皮は鄭の大夫」と。

『孟子』曰わく、「酒を楽しむて厭うこと無し。之れを亡と謂う〔98〕」。『註』に、「亡は猶お失のごとし〔99〕。言うところは、時を廢し、事を失うなり。上件の二句、〔491a〕一段の骨子なり。修道の人、必ずしも忽緒に見過ごすべからず。合讚師の云わく、「凡そ人の物に

於ける、愛悪、情、異なれども、唯、口腹の欲のみ概

然として別なること無し。常に滋味を嗜み、量を過こして飽満す。是れに由りて病を發し、道を妨たげ、過失、甚だ多し。今、為に説を引ききて是の人を鍼藥す

『50』と。即ち『修行道地經』「曉了食品『51』」と及び

『阿育王經』第九廿紙『52』を引く。学者、熟讀して須く

經意を窺うべし。又た『行事鈔』「对施篇」に『四分』

に曰わく、食、上足を知れば、故苦消滅して新苦生ぜず。有力無事にして身をして安隱ならしむ。『増一』

に曰わく、多食するに五苦あり。一には大便、数々。

二には小便、数々。三には睡眠多し。四には身、重くして修業に堪えず。五には多く食、消化せざるを思う。

故に仏の言わく、食は節量を知るべし。同じく偈を説

きて云わく、多食は病苦を致し、少食なれば氣力衰ウ。

中に処して食する者は、秤の高下無きが如し『53』已

上。『教誡律略疏』三卷、卅一紙に之れを引く『54』上。『要覽』上、六十三紙『55』、

往きて見よ。今、云わく、食に分量有り。時に時節有り。

世間の食は朝夕二時を度とす。爾るに今、耽酒嗜美飲

食、度無し。謂いつべし、子皮が類か。

●肆心蕩逸等とは、已下、造悪の過を明す。中に於きて四段あり。一に魯扈の過を明す。「肆」とは、『広韻』

に「恣なり、放なり『56』」。『蕩』とは、『彙』に「水勢、広平なる貌『57』」。水の堤をサイテ、バツト流ル、貌

なり。「逸」とは、奔なり。又た、佚と同じ。縦なり、

放なり。埒を給せずして、馬、走ルガ如キヲ云うなり。

●魯扈抵突とは、寂、云わく、「魯は魯鈍、謂わく識知する所無きなり。扈とは、跋扈、謂わく、縦恣に自大するなり『58』」異睡、之れに同じ『59』。魯は『増韻』に「愚

なり『60』。『彙』に「草行を跋と曰う。後『491b』從

を扈と曰う。司馬長卿が『上林の賦』に曰わく、〈扈

從横行は、言は、天子に隨從して、獸を逐いて横行するなり〉。師古が『注』に、〈跋扈は縦恣にして、行は

是に非ず。蓋し扈從は隨侍の義なり。跋扈は強梁の義

なり。天子に隨侍する時に当たりて、強梁自肆する

の態たり。豈に、人臣の宜しき所ならんや『61』已上。

『左伝』胡文に曰わく、跋扈の臣、主の威に仮り仗りて

『左伝』胡文に曰わく、跋扈の臣、主の威に仮り仗りて

仗りて、中外を脅かし制す〔52〕。已上。『注』に「跋扈は強梁なり。顔師古が曰わく云云〔53〕」。右の如し。今、云わく、「魯」は魯鈍ニテ、智無き者なり。「扈」は自大にして、恣ニスルモノなり。世間ノヤツコ、或いハ男ダテヲスル者ニ理を知り、智有ル者ノハ無キモノなり。爾レバ大ヘイニシテ、スイヲスル者ヲ魯扈と云う此の熟字、面白シ。「牴突」とは、前に弁ずるが如し〔54〕。物ニフレモトルなり。『止観』四の一巻、四十五紙に曰わく、「魯扈牴突して悪道を畏れず〔55〕」。『輔行』同巻、四十六紙に曰わく、「魯扈とは不慚不順の貌、人情とは、人のコ、ロヤリなり〔56〕」。

●強欲抑制とは、人の之れを欲するを作さしめず、欲せざるを亦た作さしむるなり。只、人のコノム事ヲバサセズシテ、イヤガル事ヲバ無理ニサスルハ此れ皆、狂酔の故なり。

●見人有善憎嫉惡之とは、『覺経』四卷六紙に曰わく、「唯眇強制にして、人の喜び有るを見ては、憎嫉して之れを恚る〔57〕」已上。唯眇は、瞋視跋扈の貌。

●無義無礼とは、『釈名』に云わく、「義は宜なり。事物を裁制して宜しきに合わしむなり〔58〕」。『礼記』「喪服四制篇」に曰わく、「人情に順ず。故に之れを礼と謂う〔59〕」。又た、曰わく「曲礼上篇」「夫れ礼とは、親疎を定め嫌疑を決して同〔60〕」。異を別へ、是非を明す所以なり〔61〕。又た、曰わく、「礼は節を踰えず〔62〕」。今、云わく、義は事物をヨキホドニ裁制して宜しキニカナワシムルなり。人情ヲ破らず、之れに順じ、物の事にノリヲコエザルヲ云うなり。

●無所顧難とは、「難」は憚なり。ヲソレハバカルコト無キヲ云うなり。

●自用職当とは、「職」は職と同じ。「職当」とは、之れを掌れる貌なり。『広韻』に、「職とは、主なり〔63〕」。『爾雅』亦た、同じ〔64〕。『博雅』に「業なり〔65〕」。『科註』に云わく、「専なり。執り掌るなり。当とは、主当・至当なり〔66〕」。常は去声。中なり也の訓。今、云わく、「職当」とは、人許さざるに自ら高ブリ、己れ、能有りと思ひフトルコトなり。或いは、一町の年寄、或いは一村一

郷の中ニテモ、老分の者ノ類モ又た、家一軒の主人ナレバかまじ寵將軍スル等なり。

●不可諫曉とは、上の如く、頭タル者ニハ人モイサメザレバ、「不可諫曉」と曰う。『切韻』に、「諫曉は言説を以ちて人に示すなり」〔52〕。『周礼註疏』に云わく、「諫は礼義を以ちて之れを正すなり」〔53〕。已上。彼の殷の紂が酒を好みて淫樂シ、智は以ちて諫を距るに足り、言は以ちて非を飾るに足るが如し。是れ其の類なり。

●六親眷属等とは、已下は二に恩を念ぜざる過を明す。

「六親」とは、父母兄弟妻子『覺經』四卷、七紙〔54〕。『律新学名句』〔55〕。或いは、父母伯叔兄弟釋論吉述下末、廿一紙〔56〕、散記三卷、三紙〔57〕。「眷属」とは、六親の外を眷属とす。

●所資有無とは、『鈔』に云わく、「六親眷属は所持の資具なり。然るに、今、彼が有無を思わざるなり〔58〕」。今、云わく、言うところは、六親眷属の資用の有無を思わざるなり。

●不能憂念とは、夫れ、人の義の爲るや、宜しく常に父母諸親資用の〔492b〕有無を憂念して、各おの其の

分に随いて、恵施養濟すること、齊の晏子が、父の族、車に乗らざる者の無く、母の族、以ちて衣食に足らざる者無く、妻の族、凍餒の者の無きが如くなるべし。而るに世の人、色を好み酒に耽りて、衣食奉養、一己のみに止めて、族の人、壺瓢を操りて溝中の瘠と為らんことを顧みざる者、聞ま、多し。実に痛むべきかな。

●心常念悪等とは、此の念悪・言悪・行悪の「悪」は、皆、酒を指すなり。

●曾無一善とは、三業不善にして少善も無きなり。

●不信先聖等とは、已下は、三に善悪を信ぜざる過を明す。意の云わく、酒に由りて冥まざる故に、仏經をも信ぜず、亦た善悪因果の道理をも信ぜざるなり。「先聖」とは『覺經』四卷、七紙に云わく、「賢明先聖有ることを信ぜず、善を作し道を作せば度世を得べきことを信ぜず、世間に仏有ることをも信ぜず」〔59〕。『大阿弥陀經』之れに同じ〔60〕。此の文に準ずるに、今、「先聖」とは応に是れ菩薩なるべし。「行道」とは、「道」は即ち善行の因なり。

●不信死後神明更生とは、言う所の「神明」とは神識

を言うなり。「輔教篇」二卷、廿二紙に曰わく、「人、死して、其の神、死せず。神の人に在る、猶お火の薪に在るが如きなり。前薪、火と相い燼くると雖も、今、火なる所以の者、曷ぞ嘗て燼きんや」。『経』に曰わく、一切諸法、意を以ちて形を生ず。此の謂なり〔58〕已上。『慈氏菩薩大乘縁生種幹論經』四紙に曰わく、「此れ從り滅して余処に生せず、業報相感の因縁有りて闕けざるが故に。譬えば薪無ければ火則ち生せず、薪有れば則ち火生するが如し。業煩惱所生識種子、彼の生処に從いて、相續して名色の芽〔59〕、転ずることは是の如し〔60〕已上」。

●作善得善為惡得惡とは、今家の曰わく、「若し善因を作せば即ち苦果を感じ、若し樂因を作せば即ち樂果感ず。印を以ちて泥に印するに、印、壞して、文、成るが如似し。疑うことを得ざれ〔61〕已上。是の如く因果報心の理に迷惑す。故に「不信」と云う。

●欲殺真人等とは、已下、四に逆罪を起す過を明す。

「真人」とは阿羅漢なり。『玄応音義』八十二紙に曰わく、

「真人は即ち阿羅漢なり〔62〕」。『瑞應經』上八紙に云わく、「羅漢とは真人なり〔63〕」。『文句疏記』三の二卷、十八紙に云わく、「証真の人なる故に真人と曰う〔64〕」。『鈔』に云わく、「太賢の云うがごとし。乃至、四逆、此れ從りして生ず。唯、破僧を除く〔65〕已上。法位の曰わく、「此の文の中に但、四逆を出す〔66〕」と已上。爾るに今の文中に、唯、三逆を出す。『覺經』四卷、七紙に曰わく、「羅漢を殺し、比丘僧を闘わしめんと欲す〔67〕」と。此の文に准するに、「闘乱衆僧」とは両舌罪なり。『四分律』第十一十紙に曰わく、「両舌とは、比丘、彼此を闘乱す〔68〕」と此れ合讚師の一義〔69〕。「問う。何が故ぞ今の文、唯、二逆を出して余の二を挙げざるや。答う。按ずるに、此の教は以ちて末世滅後を撰するを本とす。故に出仏身血を除くならん。又た、今の文は是れ在家五惡の相を説く、何ぞ破僧に及ばん。縦ひ出家に通ずとも、末世の出家、多くは是れ無戒破戒なり。然るに破僧は必ず是れ持戒の人を須ゆ。破戒の者

は羯磨、成ぜず、破することを得ざる故^上、『合懺』⁵⁴⁶。然りと雖も同類の破僧は亦た滅後に通ず。『俱舍論』^{第十八卷}に五無間同類業を明す頌に曰わく、「奪僧和合縁と、是れ破僧罪の同類なり⁵⁴⁷。『光記』に云わく、「僧の資縁を奪い、僧をして離散せしむ。是れを破僧同類の罪『493b』体と名づく⁵⁴⁸。『頌疏』に云わく、「和合縁とは謂わく、僧の資具等なり」。『549』是の故に鈔主『捨因記』上^{四十二紙}に云わく、「破僧等とは、必ず仏世に非ず。設い滅後と雖も唯、僧中に於きて和合を破す。故に正逆に非ず⁵⁵⁰」と已上。故に知りぬ、出仏身血を除きて四逆と云うと雖も、理、実に三逆なり。若し同類を論ぜば四を具することを得。「鬪乱衆僧」の句、両舌の罪と言わば、是れ一義なり『觀經合讚』末^{五十六紙}『81』。『捨因』第二因、同『記』、六紙、右⁸²。『同新鈔』中、五紙⁸³。『釋鈔』廿九卷、四紙⁸⁴、併せ見よ。然るに『鈔』所引の『古迹』並びに法位の釈、總じて四逆は飲酒従り生ずるの義辺に約して之れを引く⁸⁵。其の旨、經論の所説、顯著なればなり。『薩婆多』一卷、十三紙に曰わく、「飲酒を以

ちての故に能く四逆を作る。惟、僧を破すること能わざるのみ⁸⁶」と。又た『大報恩經』第六の文、全く『薩婆多』に同じ⁸⁷。之れに依りて鈔主は且く通途に約して『太賢の釈』を引く⁸⁸。若し当段の文に約せば、意、実に唯、三逆なり。破和合縁は滅後に通じ、破僧は滅後に通ぜず。『捨因記』の釈、意、分明なり。何ぞ之れを混雜せんや。但し『法位の釈』に至りて既に「此文中⁸⁹」と云う。故に其の義、解し難し。さて、『鈔』に云わく、「酒過、最も重し。断ぜずんばあるべからず⁹⁰」。誠なるかな、是の言。彼の五戒の優婆塞、飲酒に由りて一時の間に五戒を犯するが如し^{毘婆沙論}の說⁹¹。『天藏一覽』三卷、十七紙⁹²。『珠林』百十卷、六紙⁹³。又た中比、男ダテガ、隱元禪師の鬚を手ニギリギリト巻きテ、ヲノレハワタ持の釈迦ジャト云うガ餌ニハ何を食わム、ト云うが如く、実に飲酒は逆罪モ起こすベキモノなり。

●憎悪とは、「悪」は去声ニ呼ぶ。

●願令其死とは、狂醉の人を指して『94a』其と曰う。

●如是世人等とは、痛を明す中に二つ。已下ハ初めに
朦味不了を明す。

●心意俱然とは、『俱舍』には集起を心と名づけ、思量を意と名づけ、了別を識と名づく」と談ず〔541〕。「若し大乘の中に八識を心と名づけ、七識を意と名づけ、六識を識と名づく〔542〕云々、『名義集』六卷、十八紙。又た外典に由りて、心意を弁ぜば、『彙』に曰わく、「心は身の主。意は志なり、思なり。心の嚮う所なり〔543〕。『小補韻会』に、「心に从い、音を察して意を知るなり〔544〕。『大徐』が曰わく、「之れを外に見るを意と曰う〔545〕。『大』学誠意の註」十紙に曰わく、「心は身の主る所なり。意は心の発する所なり〔546〕『教養総録』に曰わく、「身の主宰を心とし、心の発動を意とす。〔547〕。『古今大全』に云わく、「明の海蘊縮が云わく、心は猶お水のごとし。意は猶お水のごとし。水体、常に流布して、一結して水と為れば則ち其の常流の性を失う。水体、本と正し。而して一発して意と為れば則ち其の本性の体を失う。然れども全く水は是れ水、水を捨てて水を見ず。全く意は是れ豈に意を断ちて以ちて心を正さんや〔548〕〔二〕(云云) 上来「天学首書」、これに出ず〔549〕。

『性理字義』上、廿紙に曰わく、「意は者心の発す所なり。

思量運用の意有り〔550〕」已上。今、云わく、「心意俱然」とは、飲酒の人は心意、皆、然なりト云うことなり。

●愚痴朦味とは、朦と蒙と通ず。『玉』に曰わく、「眸子有りて見ること無し〔551〕。『文選』「呉都賦」左太中に曰わく、「迴かに眺れば、冥蒙〔552〕。『註』に、「不明の貌。朦、亦た目瞳不明なり〔553〕」已上。『揚子法言』「学行篇」注に、「蒙とは頑愚なり〔554〕」已上。当卷、次上廿五に「朦冥抵突」と云うの処にも、之れを弁ず〔555〕。今、云わく、「愚痴朦味」とは酒は般若の正智をクラマス邪智ヲ増上スルモノナレバなり。

●而自以智恵とは、正智は朦味にして、邪智を起す。即ち邪見を生ずるなり。言うところは正智をクラマシテ、次に邪智生ズルモノなり。

●不知生所從來死所趣向とは、「生所從來」は過去生を指し、「死所〔494〕趣向」は未来生を指す。『玉鑰』上、六紙に云わく、「凡夫、狂酔して、我を生める父母も生の由来を知らず。生を受くる我が身も、死の去る所を悟らず。過去を顧れば冥々として其の首めを見ず。未

来を臨めば、漠漠として其の尾を尋ねず。三辰、頂に戴すとも、暗きこと狗眼に同じく、五岳、足を載すとも、迷うこと羊目に似たり。日夕に當宮として、衣食の獄に繋り、遠近に趣り逐いて、名利の坑に墜つ〔〇三〕已上。三辰は日月星の時を謂うなり。日は昼を照らす。月は夜を照らす。星は天を運行して、民、其の時節を取ることを得るなり。狗眼羊目は其の愚痴に譬うなり。

●不仁不順とは、『莊子』『天地篇』、四卷、三十六紙に曰わく、「人を愛し、物を利す。之れを仁と謂う〔〇二〕。』『中庸』第二章頭書、四十三紙に曰わく、「仁は人なり〔〇二〕。』『大全』西真氏が曰わく、「人の人為る所以は、其れ此の仁を以ちてなり。此の仁有りて、而して後に之れを命じて人と曰う。然らざれば則ち人に非ず〔〇三〕。』『孟子』『尽心下篇』、第七卷、四十紙に曰わく、「仁とは人なり〔〇三〕。』『集註』に曰わく「仁は人の人たる所以の理なり。然して仁は理なり。人は物なり〔〇二〕」〔〇七〕『中庸』四十三紙、頭書索引に云わく、「仁は人なり。『孟子』の（仁也者人也）と同じからず。彼の専ら心の徳を以ちて言う故に、（人の人たる所以の理）と曰う。『中庸集注』に、「人は人の身を指して言う。此れは生理を具して自然に便ち惻怛慈愛の意有り。深く味してこれを味う。見るべし〔〇三〕」〔〇七〕」彼此不同、其の義、須らく知るべし。「不順」とは、『左伝』第廿六十一紙に曰わく、

「慈和、徧く服するを順と曰う〔〇三〕」已上。不順は之れに反す。知るべし。今、云わく、人を愛し物を利するを仁と云うナレバ、若シ仁無キ時ハ、人情ニソムクナレバ不順と云う。

●惡逆天地とは、仁は天なり。順は地なり天地は仁順ナルモノなり。今、反して知るべし。

●而於其中とは、此の人、世間の中にシテ、而も上来の如きの有様ノ中ニオイテト云うコトなり。

●悻望僥倖とは、「僥倖」は、通じて徼倖に作る。又た、倖を幸に作る。『切韻』に、「僥倖は非分に窺い求むるなり〔〇三〕。』『小補韻会』に、「利を求めて止まざる貌〔〇三〕。』『増韻』に、「得べき所に非ずして〔〇三〕」得。又たび免がるべからずして免がるを幸と曰う〔〇三〕」〔〇三〕」に、幸の字注、全同。『中庸』第十四章に曰わく、「君子は易に居りて以ちて命を俟つ。小人は險しきを行きて以ちて幸を徼む〔〇三〕。』『注』易は去声に、「易は平地なり。易に居るとは、位に素くして行くなり。命を俟つとは外を顧りみざるなり。徼は求なり。幸は得べからざる所、得る者

を謂うなり〔88〕」『蒙引』に云わく、「險しきを行くとは、その当に為すべき所を為さず、必ず私智を馳せ、聰明を作す。以ちて奸邪の事を為す。此れ險の道

なり。正に易に居ると相い反す〔89〕」。僥倖の二字、韓退之が「李

愿が磐石に帰るを送る序」及び歐陽永叔が「昼錦堂の記」に在り『古文後集』上巻に出す〔90〕。今、云わく、己が分に非らざる物をも非理ニしてウカガイ求メ、其の求むルこと止まらざるを僥倖と云う。

●欲求長生とは、生類ヲ打子殺シテハ、我カ寿ヲ長クセントス。或いは、牛羊ヲ焼キ、魚鳥ヲ煮テ食ライ、而して長生ナラントス。豈に其れ然ランヤ。

●慈心教誨等とは、已下、二に教誨を受けざることを明す。

●心中閉塞等とは、『小学』の「嘉言」に、程子の曰わく、「醉生夢死して自から覺らず〔91〕」。陳選が『注』に曰わく、「言うところは、迷溺の深き、酔の如く、夢の如し。生自り死に至るまで悟らざるなり〔92〕」已上。『竹窓隨筆』一卷、廿八紙に、「醉生夢死論」有り〔93〕。問う。上來、皆、是れ造惡の過にして、王治無し。何ぞ痛の

文に属するや。答う。淨影の云わく、「痛の中に、其れ現に愚痴闇障有りて、心を覆いて知曉する所無きことを明す。之れを以ちて、痛と為す。亦た、応に其の王法の治罪有るべし。文、略して説かず〔94〕」。

●大命將終等とは、已下は焼を明す。中に五。一に臨終の悲悔を明す。「大命」とは、義寂の云わく、「死生を大命と為し、窮逼を小命と為す〔95〕」已上。言うところは、臨終を大命と云う。〔96〕其の外、常恒に刹那刹那、寿命ツツマルヲ小命と云う。憬興の云わく、「命は是れ天地寿の三大の中の一なり。故に大と曰うなり〔97〕」已上。今は義寂に朋なん。『毛詩』に曰わく、「大命近づきぬ〔98〕」と。

●悔懼交至とは、命終わらんと欲する時、獄火来現す。此の相を見る時、懼を生じ、悔を生ず。悔懼、俱に有り。故に「交至」と云う。

●不予とは、「予」は『彙』に「先なり。早なり〔99〕」。●臨窮とは、「窮」は『彙』に「竟なり〔100〕」。『小補韻会』に『詩経の箋注』を引きて曰わく、「窮」は猶お終の

こ)とし [603]と。

●天地之間等とは、已下は、二に因果の無差を明す。

義寂の云わく、「天地の間、五道生死、因果分明なり。

横に十方を觀るに、恢廓として浩浩たり。其の辺際を

得ず。豎に三世に望みて、窈窕として茫茫たり。其の

端底を尋ね難し [604] 已上。

●恢廓窈窕浩浩茫茫とは、「恢廓」とは、「恢」とは大

なり、「廓」とは空なり。大なり。広大の貌。「窈窕」

とは、「窈」は『説文』に「深遠なり [605]」。「窕」とは、

『説文』に「幽間なり [606]」。『彙』に、「窈窕、幽深間

靜の意なり [607]」。「浩浩」は『彙』に「大水の貌。又た、

広大の貌なり [608]」。『中庸』に曰わく、「浩浩たる其

の天 [609]」。『注』に、「浩浩は広大の貌 [610]」。「茫茫」は、

興の云わく、「冥味の貌 [611] 已上。又た、広遠の貌。今、

云わく。「恢廓」は横に広きを云うなり。「窈窕」は豎

に幽間下、カスカニ深遠とフカクシテ、顕処ヨリ此れ

を見レバ、冥途の幽闇にナルヲ、窈窕と云うなり。「浩

浩」は大水の貌ナレバ、幽冥のカスカナル処の広きを

云うなり。「茫茫」は遠き貌。冥味の貌ナレバ、草樹
沢辺ナドニ水ノヒタヒタニ有リテ、ハルカナルヲ云う
なり。

●善惡報応とは、其の報の応すること、谷響の如し。

●相承とは、「承」は「406a」受なり、継なり。

●当之とは、「当」は受なり。

●数之とは、興の云わく、「数は理数なり [612] 已上。『彙』

に又た、「理、数なり。蓋し理は数に因りて顕れ、数

は理に従りて出づ。故に理数、相倚るべくして、違う

べからざるなり [613] 已上。『論語』「莛」に曰わく、「莛、

曰わく、咨、爾、舜、天の暦数、爾が躬に在り [614]

と。『注』に、「暦数は、帝王相繼の次第、猶し歳時氣

節の先後のごとし [615] 已上。「数」は『説文』に「算

数なり [616]。今、云わく、「数」は理なり。理数の数、

算用のカズノ違わざるなり。「理」は道理の常と云う

ことなり

●応其所行とは、「行」とは業なり。

●追命とは、興の云わく、「命は業なり [617] 已上。或

いはいうべし、命とは命根を言う。謂わく、今日果報の体が命根なるが故なり。次上卅七紙左、經文に「追命所生」[68]と云う。興の意は業なり。寂の意は命根なり。委しくは上に弁ず。照応して見るべし。

●善人行善等とは、此の三句は、二には善の因果を明す。義寂の云わく、「從樂入樂とは、謂わく、善の異熟、相い繼ぎて生ず。從明入明とは、善の等流果、無間にして起る[69]」。

●惡人行惡等とは、此の三句は、三に惡の因果を明す。義寂の云わく、「苦と冥とは惡の二果に配す[70]」已上。意の云わく、「從苦入苦」とは、惡の異熟、相い繼ぎて生ず。從冥入冥とは、惡の等流果、無間にして起る。總じて上來の意を弁せば、一業の中に異熟・等流の二有ることを明す。謂わく、從樂入樂とは、人中の樂處從り天上の樂處に入るは、是れ、善の異熟果なり。從明入明とは、天上從り人間に來生して、壽命長遠、亦た富貴豊饒、是れ善の等流果なり。又た從苦入苦とは、此世の痛苦從り三惡苦處に入る。是れ惡の

異熟果なり。從冥入冥とは、「[70b]」三途を離れて人間に來生して、尚お、壽命短促、貧窮下賤なるは、是れ惡の等流果なり。自余の善惡、皆、準じて知るべし。或いは三途の中を展轉スルモ有るべし。或いは人中ニテ展轉スルモ有るべし。

●誰能知者等とは、四に知不知を弁ず。義寂の云わく、「是の如き因果の理趣、幽邃なり。九十六術、皆、其の端に迷う。唯、我が世尊のみ独り其の原を知りたまう[71]」。

●教語開示等とは、此の四句は、三に聖化を信ぜざることを明す。

●信用者少とは、聖化、理、深し。故に信する者、希なり。

●如是世人等とは、此の二句、惡を結し多を顯す。

●難可具尽とは、是の如き造惡不信の輩、世間、甚だ多し。故に具に説き尽くスベカラズトなり。

●故有自然三途等とは、已下、正く燒を明すなり。

●言行相副等とは、此れ、三業相應の眞実を明す。若し理に準ぜば、上の四段に於きても、亦た此の文有る

べし。文、此れに局ると雖も、義、則ち上に通ず。上

の文に「心口各異言念無美」と説くに翻するが故に。

「副」とは、興の云わく、「称なり」〔副〕已上。「広韻」

に「佐なり、称なり」〔副〕去声に呼ぶ。又た、入声のトキハ、割なり、

判なり、裂なり、折なり。今ノ所用に非ず。

●**独作諸善**とは、不飲酒を本とす。之れを助くる諸善なり。余又、前に準ず。凡そ上来の所説、五悪を捨て、

五善を作さしむることを顕す。若し五善を成ぜずんば、

則ち順次の往生を得べきこと、難し。三心は善心なり。

悪心を生ずる時は、必ず俱起せず。其の義、具に前に

之れを弁じ竟りぬ。学者、心を措け。謬解すべからず。

仏告弥勒等とは、已下は前に挙ぐる所の五悪を重ねて

之れを演説したまう。是れ、仏意、大〔阿〕「悲深重

の故に、衆生をして五悪五痛五焼を離れしめんと欲し

て、亦た、更に丁寧に之れを説くなり。扱、此れ従

り已下は總じて相生を明す。謂わく、五悪、痛を生じ、

後ち三塗の焼を受く。亦た、三塗従り直に人中に生ま

れ、亦た、五悪を造る等の義を明せり。所説、重重な

り。文に臨みて解すべし。

●**展転相生**とは、問う。五悪、五痛を生ずとや為ん。

五痛、五悪を生ずるや。答う。爾らず。只、是れ因果

相望して、以ちて相い生ず。謂わく、五悪を因と為て、

必ず先づ五痛を生ず。而して次に必ず五焼を生ず。故

に「展転」と云うなり。有るが云わく、「五痛、焼を

生ず」〔展〕。此の義、非なり。理に応ぜざるが故に已上、

「鈔」の意〔展〕。

●**皆悉自然入諸惡趣**とは、此れは五悪従り直に五焼を

生ずるを言うなり。此の処に亦た痛も有るべしと雖も、

今は先づ王法牢獄等の痛を受けざるの者に約して説き

給うなり。此の如き者も有るべし。其の類、一に非ず。

故に次に「或」と曰う。若し痛を受くべき者なれば、

則ち上来の所説の五悪の次第の如し。今、彼を簡ぶが

故に経文に焼痛と次第して之れを知らしむなり。

●**或其今世等**とは、是れは焼従り痛を起すに非ず。悪

従り痛を起すを説くなり。次上は悪従り直に焼を起す

を説く。今は上の五焼に対して痛を名づけて「或」と

す。又た、次上の五焼の果報に対すときは則ち此れは華報なるが故に或と曰う。華報は不定なるが故に。

●先被殃病とは、難治の悪病なり。上の文に痛を説くに王の治罪を挙げ、或いは愚闇を示す。然るに痛相、一に非ざるが故に、此に殃病を説きて彼此、互いに彰すのみ。

●罪惡所招とは、是れ自然の理ナレバなり。

●示衆見之とは、「示」とは現なり。五惡、現に〔497b〕痛を得る、人、見ざること有ること無し。故に「衆見」と云う。

●身死隨行等とは、已下は焼より惡と痛とを生ずることを明す説相なるが故に、先づ初めに焼の苦毒を説き、次に焼、惡を起し、惡、亦た痛を起すことを説く次第なり。次に五焼有るべしと雖も説かざるは、只、是れ略のみ。是れ則ち展轉相生なり。今、展轉と言うは、因より果を生じ、果、亦た果を生ずる等なり。是れ習因習果トテ、有る事なり。言う所の行とは、興、云わく、「業なり」〔88〕⁸⁸。即ち十二支の中の第二なり。

自下は世尊、重ねて略して五惡五痛を説示したまう。是れ世世生生展轉相い結びて免出の期無きことを明す。

●苦毒とは、苦とは身ヲ苦シムルコト、毒ノ能ク物ヲ指スガ如クナレバ、毒の字を用イテ苦毒と云う委しくは次上、卅八紙の處、之れを弁す。

●焦然とは、焦は「彙」に、「音、焦。焦と同じ。焦は火に傷む」〔89〕。『五音集韻』に「灼と同じ、焼なり。熱なり」〔90〕。然れば「彙」に「焼なり」〔91〕。『玉』亦た同じ〔92〕。是れ、自業に依りて火を感じて焼かるなり。今、且く火塗に約して説く。畜生ヲモ撰して見るベシ。

●至其久後とは、焼の異熟、已に竟りて等流の時を言うなり。此れ、前世の等流に由りて五焼の果、亦た五惡の果を生ず。是の如きの果、亦た果を生ずること、習因習果と云いて有るコトなり。扱、「久後」とは、先づ三塗を廻り、終りて、業、尽てノ後、今、人中へ生ゼシ時ナレハバ、先キノ異熟ヲ受ル間ダ、尤も久シキガ故に、「久後」と云う。

● 共作怨結等とは、已下は略して五悪を明す。此の三句は、先づ殺生を拵ぐ。謂わく、異熟終れども、尚ヲ等流有りて人中に生じて復た前の所殺と「[408]」共に怨結を作すなり。殺は瞋に由りて究竟するが故に怨結と云う。

● 從小微起とは、三塗を隔て、已前の人間の時の怨なり。前世小微の殺生、段段展転して今、大悪と成る。

● 遂成大悪とは、微従り著に至り、現在世に於きて遂に大悪と成る。所謂、大悪は即ち復た、殺生なり。是れ則ち殺生の悪を焼生すなり。

● 皆由貪著等とは、此の二句は盜悪を起こす。盜は貪に由りて究竟するが故に由貪と云う。財色とは、財、即ち色の意ニテ財宝の上にオヒテ美ナルヲ色と云う。世間ニテ道具ニスキナル者は、好キ道具ヲ欲求スルカ如キ、其レヲ財色と云う。或いは、色ヲ女色と見るは非なり。女色は次下の邪淫の処に在るが故に。

● 痴欲所迫等とは、此の四句は邪淫の悪を起こす。淫は貪に由りて究竟す。故に欲所迫と云う。痴は愛と

俱ナル無明なり。無明は通じて諸惑と相応す。故に亦た痴と云う。欲は愛欲なり。貪相應の欲なり。愛は貪に由りて生ズルモノなり。爾レバ畢竟、貪欲なり。本ヨリ通じて貪瞋に亘る。故に今、痴と云う。爾レバ愛は、貪と痴とに由りて淫欲を起こす。故に貪と痴とに約して淫欲を説くなり。殊更に、淫欲は愚痴、甚キヨリ起ルモノなり。己レヲ薄シ不淨ナルヲ喜ブ等の故に、今、別して痴欲と説く。此の痴欲の二字、実ニ工夫スベキことなり。内の痴煩惱ヨリ攻め立て蒸し立つる故に淫欲も熾盛ニナルなり。斯を「所迫」と云う。若シ此レニ負クルときハ業を造る。此レニ勝つときハ自ら「[408]」業を造らず。若し攻め立て蒸し立つ湯ニ水ヲサス如クニシテ是レヲ抑うベキモノなり。然れば則ち造業に至らざるべきなり。又た、律藏の中ニハ淫ハ七毒に通ず云云。『大部補注』十二五紙(32)。

● 隨心思想とは、上乗の如くして蒸し立てらるる故に。妄りに業を作し必ずしも思想の煩惱に蒸立てラル、ニ隨うマジキなり思とは、造作を以ちて性とす。想とは境に於きて像を取る

を性とす。

●無有解已とは、『鈔』に云わく、「已は休なり」^{〔232〕}已上、未だ出處を得ず。『字彙』・『玉篇』に、「已は止なり」^{〔233〕}。意の云わく、シバラレヌ前方は左も右も物事仕易し。結縛セラレテカラハ最早シニクキ物なり。誰モ誰モ用心スベキことなり。

●厚己諍利無所省録とは、此の二句は妄語の悪を起す。語の悪は、通じて三毒に由りて究竟ス。今且ク貪を挙ぐ。故に「諍利」と云う。又た、解スラク、「厚己」と言うは、貪の究竟を挙ぐ。諍利と言うは、瞋の究竟を挙ぐ。痴は二に相応す。故に三毒有り。今、云わく諍の字、正く悪口に当るべきと雖も、兼ねて妄語等の四に通ず。凡そ人情の常、人を薄し己を厚して唯、我利有らんことを欲す。故に妄語等を作すなり。「省録」とは、省は『説文』に、「察なり。視なり」^{〔234〕}。録は『広韻』に、「記なり。采なり」^{〔235〕}。顏師古の曰わく、「之れを省録して其の情状を知んこと」^{〔236〕}已上、言うころは内に自ら省て記する所以。是レ、他の好悪、相否を察記するなり。義寂、云

謂わく、「悪事に於きて省察する所無し。善法の中に於きて、撰録する所無し」^{〔237〕}已上。今、云わく、畢竟、罪科是非ヲ分別スルこと無キなり。

●富貴榮華等とは、已下は飲酒の悪を起す。凡そ飲酒銘酩は、富貴の「*apra*」致す所、若し其れ之れを縦にすれば、数ます瞋恚を増し善行を懈怠す。理に准ずるに此れも亦た貪に由りて究竟す。若し、加行に従えば、五悪、皆、三毒に由りて起こるなり。今、云わく、飲酒、先づは富貴の家に在り。故に「榮華」と曰う。富時とは、何事ゾニカコツケテ飲酒ヲ好ムことなり。●不能忍辱とは、若し上釈に準せば数ます瞋恚を増すの意なり。又た、一義に堪忍スレバ止めラルレども堪忍せざるに依りて数ます飲酒ヲ樂シムノ意なり。●不務修善とは、飲酒に由るが故なり。善は世間・出世の善を言うなり。

●威勢無幾等とは、五悪を造作して威勢未だ幾ならず、四相遷變して遂に磨滅に帰す。按ずるに此の二句、先づは飲酒を説くの文なり。然れば、義、總結に当

る。故に上の四悪を繋て見るべし。又た或る義に云わく、此の一段は必ずしも五悪に分配するにあらず。總じて焼より五悪の報を生ずることを明す。文の中に所謂「共作怨結遂成大悪」とは殺に局らず。

●貪著財色等も亦た、余の邪婬及び妄語飲酒にも通ずべきなり。其の義、応に知るべし。

●身坐勞苦とは、此れは前の五悪に由りて身に痛苦を受けることを明す。興の云わく、「坐は由なり、受なり」〔287〕已上。意の云わく、前の五悪に坐りて、王法の為に牢獄に入りて痛苦するなり。此れは「由なり」の訓のときなり淨影の意〔288〕。若し具に説かば、此の段に上の如き五悪を明すべし。説かざるは文の略のみ。又た「坐は受なり」の訓ナレバ、身、勞苦を坐うけての意なり。「由なり」の訓のときハ、身に坐まりて勞苦するなり。

●久後大劇とは、苦、増して息まず。王法、許すこと無く、終に死刑を受く。故に「久後大劇」と曰う。

[969b]

●天道施張等とは、痛苦の相を明す。「施」は『玉篇』に、「舒移の切、施張なり」〔289〕。「張は弓絃を施すなり」〔290〕。言うところは、「施張」は弓絃をハル如くに真直ニマガカラヌヲ云うなり。夫れ天の道は直ナルモノなり。影の云わく、「凡そ世間に在りて天下道理自然として、施立す。是の故に名づけて天道施張とす」〔291〕已上。『老子』に曰わく、「天の道、其れ猶お弓を張るがとききを、高き者は之れを抑え、下れる者は之れを挙げ。余り有る者は之れを損じ、足らざる者は之れを補う。天の道は余り有るを損じて足らざるを補う。人の道は然らず。足らざるを損じて、以ちて余り有るを奉ず。孰れか能く余り有るを以ちて天下に奉ぜん。唯、有道の者は之れを以ちて、聖人は為して恃まず。功成りて居らず。其れ賢を見ることを欲せず」〔292〕已上。是れ、訳人語を『老子』に仮りて業道の自然を彰すなり。然るに

『覺經』四卷、九紙に、「王法施張〔293〕」と曰う。「天阿彌陀經」廿四紙も亦た同じ〔294〕。是れも亦た異訳にして同じからざる

のみ『鈔』の頭書〔295〕に云わく、「今、『老子』の語を引く。天の道の語を以

ちて「天道施張自然糺拳」を証すのみ。經文は「天道施張綱紀羅網」ト云ハリ。「老子」の語は、「天の道、其れ猶若弓を張るがごとし。事、既に各別なり。故に「張弓」等ト云うは、同文故來ナリ。是の故ニ異訳の兩経、同じく王法施張と説きて、天道施張と説かず。是れ其ノ証なり。今ノ所謂、天道トは、自然法爾の道理なり。

●自然糺拳とは、影の云わく、「造惡、必ず彰ワルヲ「自然糺拳」と名づく〔55〕」已上。「糺」は『彙』に、「糾」に同じ。督なり。督は正なり〔56〕。「拳」は「揚なり〔57〕」。今、云わく、凡そ善惡の道は、天の然らしむる処ナレバ自然と曰う。「糺拳」はタダシアグルナレバ、ハカリクラブルヲ云うなり。「糺」は惡を糺し、「拳」は手前カラ持出ツルなり。又た「糺」は察なり。其の過非の事を察拳して、法に依りて断治す。故に「糺拳」と曰う。

●綱紀羅網上下相応とは、此れ、糺拳の品を明す。〔58a〕「綱紀」は『白虎通』に曰わく、「大なる者ヲ綱とし、小なる者ヲ紀とす〔58b〕」。『韻會』に曰わく、「大を綱と曰い、小を紀と曰う。之れを總じて綱とし、之れを周て紀とす〔58c〕」。『彙』之れに同じ〔58d〕。「羅網」は「羅

は『説文』に、「糸を以ちて鳥を罟するなり〔59〕」。「網」は『彙』に、「結びて以ちて漁する所の者なり〔60〕」已上。影の云わく、「身から法網に当たる。是の故に名づけて〈綱紀羅網〉とす。貴賤上下、之れに従わざること莫し。是の故に名づけて〈上下相応〉とす〔61〕」已上。今、云わく、貴賤上下、過の輕重に隨いて皆、此の五刑三千の綱紀羅網に預らざるなきなり。

●榮榮忪忪とは、「榮」は『彙』に、「惇と同じ。独なり。兄弟の依るべき無し〔62〕」。『詩』「小雅」に、「此の惇独を哀れむ〔63〕」。又た、惇惇は憂うる意なり。『詩』の「小雅」に、「憂心惇惇〔64〕」と。「忪」は興の云わく、「懼心乱動なり〔65〕」已上。『玉篇』に、「心、動じて定らざる貌、又た驚なり、又た違遽なり〔66〕」。「忪忪」は当卷廿一紙の処ニモ之れを弁ず〔67〕。影の云わく、「罪ある者、之れに帰く、人の伴ない匹る無し。故に榮忪」と云う〔68〕」已上。上來「綱紀」等の釈、憬興も亦た同じ〔69〕。然るに義寂の異解は皆、燒に約するが故に今の所用に非ず〔70〕。今、云わく、『鈔』所引の『玉篇』

に、「榮は単なり」[80]。爾レバ「榮榮」は単独の貌ナレハ所依無く独リスゴストシタル体ナリ。「忪松」は心乱動して定まらざる貌ナレバ、意、サハガシクイソガハシキなり。

●当入其中とは、必ず当に其の王法の刑罰の中に帰入すべし

●古今有是痛哉可傷とは、合讚師、勸示して云わく、「従上の経文、猶お明鏡を執りて自から面像を見るがごとし。如来誠諦の説、糸毫モ差うこと無し。請う、諸の行者、時時これを読みて務めて省察せよ。尚お廢悪の心を発さずんば、此れは是れ、『500』惡道の余殃、尽きず。宜く懺悔、念仏すべし」[80]。

●仏皆愛之とは、「仏皆」の二字は、猶お我皆が言うがごとし。仏の字は経家阿難、或いは翻訳者の語と見ルベシ

●摧滅衆惡とは、仏、大悲を以ちて衆生を教化し、五惡をして造らざらしめんと欲するを、「摧滅衆惡」と云う。是の故に、若し上来の所説を、衆生、之れを受

持するときは則ち自から衆惡を摧滅するなり。

●棄捐所思とは、世間の妄惑、五惡を作さんと欲する思なり。濁世衆生の所思は皆、五惡ナレバ、直ちに所思と云うなり。

●道法とは、即ち五善を指すなり。

●仏言汝今等とは、此れ従り已下は如来の大悲、止むことを得ず、更に重ねて丁寧に修捨を勧めたまうなり。誠に親の子ヲ異見スルニ親切ナルガ如シ。其の子タルモノ、能ク之れを聞き、能ク之れを受けよ。クドクドシキコトト思ウベカラズ。今、仏説の鄭重ナルモ何トゾ衆生ヲ捨惡修善セシメント思し召す大悲の深重ナルヨリ説き玉ウなり。必ず重々に之れを聞き、イヨイヨ修捨の心ヲ生ズベキモノなり。「汝今」とは弥勒を上古として諸天人民及び滅後の衆生に告げ玉ウ。

●得仏経語とは、此の『無量寿経』を指すなり。

●当熟思之とは、熟の字の意は、此の所説をトクト合点セヨトなり。ザツト聴キテ早合点ヲスベカラズ。捨惡持善の旨ヲ熟して思ウベシトなり。若し自身修する

ことを得れば、妻子・眷属・一村・一聚洛乃至一天下ニモ及ぶスベキなり、ト次『301a』下の経文、即ち其の次第なり。

●主上とは、先づは天子ヲ挙ぐ。然りと雖ども、意ハ家一軒の主人及び總じて上たる者に通ずと広く見るべし。

●率化とは、郭知玄が云わく、「率は之れを導引するなり〔302〕」〔301〕上。「化」とは教化なり。

●転相とは、段段に教化するを「転相」と曰う

●勅令とは、勅命令命なり。孫愔が云わく、「勅は、君父の命なり。法なり〔303〕」〔301〕上。『彙』に、「勅、又た、勅に作る。又た、勅は勅に同じ。俗字なり〔304〕」。勅の字の注に、「天子の制書〔305〕」と。『事物起原』巻の二に曰わく、「勅は三代よりして上王の言なり。典謨訓誥誓命有り。凡そ六等、其の總、之れを書と謂う。漢の初め、儀則四品を定む。其の四に云わく、〈戒勅令勅、是れなり〉。是れより帝王の命令、始めて勅と称す。勅の名、此に定まる〔306〕」〔301〕上。『字彙』、勅の

字注に、粗、之れを出す〔307〕。今、云わく、『經』に勅令と雖も、意は広く万人に亘ると見るべきなり。

●各自端守とは、興の云わく、「邪を匡し、正を守るが故に〔308〕」〔307〕上。今、云わく、此の一句は味わうべし。他人のツケヤキバニテハ埒明か又なり。「各自」の二字、字眼なり。

●尊聖敬善とは、能持の善人を聖と曰う。所持の善法を善と曰う。或いは聖と善と、俱に人に約して見ルベシ

●仁慈博愛とは、「仁慈」の二字、儒仏の語を取り合わせて訳スルなり。靈芝『觀經疏』下に曰わく。「愛を推して物に及ぼし、博く施して衆を濟う。故に仁慈と曰う。儒家には、以ちて君子の徳と為す〔309〕と。『正觀記』に云わく、「恩を施す。人を濟う、易しとす。思うる所は、博きこと能わず。博く濟う、猶お易しとす。思うる所は衆きこと能わず。堯舜も尚お其の難きことを思めり、況や余人をや〔310〕」〔308〕上。『論語』「雍也」に曰わく、「如し博く民に施して能く衆を濟うこと有らば、何如。仁と謂うべきか。子の曰わく、

何ぞ仁を事とせん、必ずや聖か。堯舜も其れ猶お諸を病めり。夫れ、仁者は己れ立
 たんと欲して人を立つ。己れ達せんと欲して人を達す〔80〕。又た、「憲問」に第
 七卷、四十一紙、曰わく、「己を脩めて以ちて百姓を安んずるは、堯舜も其れ猶お
 諸を病めり〔81〕」。又た、「顔淵」第六卷、廿紙に曰わく、「己に克ちて礼に復るを
 仁と為す。一日、己に克ちて礼に復れば、天下、仁に帰せん〔82〕」。『子華子』「尽心
 下」に曰わく、「仁は其の愛する所を以ちて、其の愛せざる所に及ばず。不仁は其
 の愛せざる所を以ちて、其の愛する所に及す〔83〕」。『論語』「雍也」の註に曰わく、

「仁は理を以ちて言う、上下に通ず。聖は地を以ちて言う。則ち其の極に達するの名
 なり。言うところは此れ、何ぞ仁に止まん。必なり。聖人、之を能くせんや。則ち
 堯舜の聖と雖ども其の心、猶お此れに足らざる所有るなり。己を以ちて、人に及ば
 ず、仁者の心なり。此に於きて、之れを觀じ、以ちて天理の周流して間無きことを
 見るべし。仁の体を状じ、此れより切なるは莫し〔84〕」。已上。太公が曰
 わく、「仁慈ある者は寿し、凶暴なる者は亡す〔85〕」と。
 衛伯が曰わく、「寛く恵し、博く愛するは身を敬すの
 基。勤め学ぶ者は身を立つるの本」と『科注』〔86〕。博愛
 とは『孝経』「三才章」に曰わく、之れに先ずるに、博愛
 を以ちてすれば、民、其の親を遺ること莫し〔87〕」。已上。
 韓退之、『原道』に曰わく、「博愛す。之れを仁と謂う

〔82〕 此の語に議論有り。程子・朱子及び宋儒、皆、此の義を識る〔88〕。仁の
 沙汰、尚ヲ次下、五十一左「興仁」の処〔89〕に併せ見るべし。今、云わく、
 我に親しき者を愛するは狭し。親疎を愛し、偏頗ナキ
 ヲ博愛と云うなり。

●虧負とは、「虧」は、音、希。欠なり。「負」は、音、付。
 背なり。問う。上の自行には、広く「諸天人民」と云
 う。今、何ぞ唯、「主上」のみを挙ぐるや。答う。上
 の一人、善を好まるときは、則ち下の万民、其の化に
 率がうを以ちての故に〔90〕」。『科注』『論語』「子路篇」第七卷、
 六紙に、子、曰わく、「上、礼を好めば、則ち、民、敢
 て敬せざること莫し。上、義を好めば、則ち、民、敢
 て服せずということ莫し。上、信を好めば、則ち、民、
 敢て情を用いざること莫し〔91〕」と。『子華子』「離婁上篇」
 第四卷、廿二紙の曰わく、「君、仁なれば、仁ならざること
 莫し。君、義なれば、義ならざること莫し。君、正し
 ければ、正しからざること莫し。一たび君を正しうし
 て、国定まる〔92〕」。

●拔断生死衆惡之本とは、衆惡、即ち本なり。爾るに、

生死は苦道、衆悪は業道にして、業・苦の二道を挙ぐと雖も、亦た煩惱を撰して三道と見るべし。此れ、業は惑に従り、感ずるが故に。此の時は、生死は果、衆悪は因なり。畢竟、生死を拔断すと見るべし。又た、**〔502a〕**生死・衆悪と言ふは、業の本を抜くとも見るなり。此れ、業は煩惱に由りて起こる故に。此のときハ、唯、業を、生死・衆悪の本、と云うなり。又た、生死は煩惱、衆悪は業とも見る。次下に苦道を挙ぐる故に。此のときハ、三道と見るに、又た、向の如く、生死・衆悪を唯、業と見て、次下の苦道と与に業・苦の二道とも見るなり。

●汝等於是等とは、此の自行の中に、六波羅蜜を挙ぐるなり。「於是」とは、娑婆世界を指すなり。

●広植徳本とは、此の一句は、総じて六度を標す。「布施」已下は別説なり。今、云わく、「植」の字は、本の字よりヨリ出づル語なり。木の本を植うルニテモ、ウエラスル気味なり。植うレバ、其の根ヨリ必ず枝葉、盛んにナルモノなり。

●布施惠とは、即ち檀度なり。仁慈、先づ被むるを、之れを布施と謂う。財物、後に与う、之れを施惠と謂う。

●勿犯道禁とは、即ち戒度なり。仏道の為の故に、諸悪を制禁す。之れを道禁と謂う。

●忍辱等とは、忍辱・精進は進度。一心は禪度。心、一境に住して、散乱せざるが故に。智慧は智度なり。

六波羅蜜は自他に通ず。故に、以ちて、自行とす。今、云わく、上来、六度を挙げて之れを勧む。然るに、今時の凡夫、五善を勧むることは、一分の道理も有り。

六波羅蜜を勧むること、凡夫、何ぞ、之れを修するに堪えんや、と言ふの時、凡そ六度の行は、万善を括る所の行の本が故に、凡夫にも、十信にも、十住にも、十行にも、十回向にも、十地にも、皆、悉く之れを修する事なり。但し、位に随い、分に随い、其の品有るべし。譬えば、綾羅錦繡にて形を覆い、絹紬にて形を覆い、木綿にて形を覆い、薦TM048701にて形を覆うがごとし。初地〔502b〕上の苦〔502b〕薩の六度は、錦を

著るが如し。三賢は絹紬を著るが如し。十信は木綿を著るが如し。凡夫の六度は、筵薦を纏うが如し。貧人は襤褸を著も、著る物と思うなり。然るに、仏道修行スル人は、分に随いてソレゾレ六度有るべし。所詮、誰も誰も出離・生死の志有れば、自ら一分の六度は行ズルモノなり。但シ、一向専修の行者は、強いて請い求めヨト云う義ニハ非ず。今、経文は、自然の六度ヲ説けり。此の義、世間ニテ多く、人の誤まる事なり。能く能く心に之れを思うべし。爾るに、称名の行者も、自然の六度は有るモノなり。其の由は、貧窮乞人を見て、之れを憐れみ、一錢を施し、或いは亦た、他に称名の行を教うるは、即ち法施ニテ、此れ檀波羅蜜なり。念仏の行人も相応に止悪するときは、此れ戒波羅蜜なり。違縁に妨げられず、別解・別行・異学・異見に破壊せられず等は忍辱波羅蜜なり。日課、三万・六万を行じ、懈怠せざるは、精進波羅蜜なり。心を一境に住して、一心に称名するは、此れ、等持定の一分なれば、禪波羅蜜なり。因果を知り、出離

を思い、厭欣心を生ずる等は智波羅蜜なり。皆、是れ分相応の六度なり。浄土の行人、謬解すべからず。宜しく、其れ、之れを思うべし念仏の行六度撰不撰の事、西宗要一五巻終〔807〕、同「口筆」下、卅八紙〔807〕。

●**転相教化**とは、六度は自他に通ずるが故に、六度を以ちて、亦た他を教化するなり。

●**為徳立善**とは、「徳」は五徳なり。五悪を翻じて徳とす。即ち現在世に約して之れを言う。「善」は五善なり。即ち未来に約して之れを言う。爾るに五善、尚お未来まで有る故に、今、出離の果を取りて方に寄せて云うなり。『科』に正比較とは、此は〔508〕穢土に對して比較する文なり。故に上に「於是」と云う。心を付けて見るベシ。

●**正心正意**とは、此の文は種種に見様アルベシ。義寂の意は、「能く菩提に回向するを正心とし、諸有を希願せざるを正意とす」〔802〕已上。又た一義に、仏国を願ずるを正心とす。人天を願ぜざるを正意とす〔803〕。又た一義に、五悪に趣かざるを正心とし、五善を修す

るを正意とす〔90〕。

●齋戒清淨とは、八齋戒なり。故に「一日一夜」と云う。誤犯無きを「清淨」と云う。今、在家の故に「齋戒」と云うなり。正しく比較せば、穢土は齋戒の一善、浄土は多善。穢土は一日一夜、浄土は百歳なり。

●勝在無量寿国為善百歳とは、『思益梵天所問經』「光明品」偈に曰わく、「若し人、淨国に於きて、戒を持ちて一劫に満つれども、此の土、須臾の間、慈を行ずるを最勝とす。乃至浄土多億劫に、法を受持し解説するに、此の娑婆世界に於きて、且従り食に至るは勝なり。我れ、喜樂国を見、及び安樂国を見るに、此の中に苦惱無し。亦た苦惱の名も無し。彼に於きて功德を作す。未だ以ちて奇とするに足らず。此の煩惱の処に於きて、能く不可の事を忍び、亦た他に此の法を教ゆ。其の福最勝と為す〔91〕」と。問う。穢土の修行、若し殊勝ならば、此に在りて修すべし、何ぞ浄土を願わん。答う。『要集』「下末、五紙に云うが如し。」此の『經』は、但、修行の難易を顕す。善根の勝劣を顕すに非ず〔92〕「二云。」

意の云わく、若し善体に約さば、彼、勝、此、劣なり。今、勝を説くは但、是れ修行の難易に約すのみ。『金剛般若經』に云わく、「仏世の信解、未だ勝とするに足らず。滅後を勝と為す〔93〕」「已上。」

●無為自然とは、極樂国土は『論』の「性功德」に依るに〔94〕、無為自然なること、其の理、明らかなり。上の經文にも、「無為自然次於泥〔95b〕」「洹之道〔96〕」已上と説く。『論語』「衛の靈公」に曰わく、「無為にして治むる者、其れ舜なるか〔97〕」「注」に曰わく、「無為にして治する者は、聖人。徳、盛んにして、民、化す。其の作為する所有るを待たず。獨り舜を稱する者は、堯の後を紹きて、又た人を得、以ちて衆職に任ず。故に尤も其の為すこと有るの跡を見ず〔98〕」。

●無毛髮之惡とは、『前漢書』「谷永伝」に曰わく、「毛髮の辜無し〔99〕」。

●於此修善とは、上来、「比較顕勝」に明す所の布恩施惠等の六波羅蜜、及び齋等なり但し〔100〕「音讀」の釈〔93〕、其の義、穏かならず。

●十日十夜とは、此れ、修善の時節を明す。『鼓音声王陀羅尼經』に曰わく、「十日十夜、散乱を除去し、

念仏を精勤し習修し乃至若し能く心をして念念に絶えざらしむれば、十日の中、必ず阿弥陀仏を見ることを得ん。極まりて十日に至れば、必ず所願を果す[70]と。慈雲の『懺願儀』[75]に、此の経と今の文と、一合して正修の意を明す。其の義、応に知るべし。扱、比喩顯勝するに、上の一日一夜は極少の少を挙げ。此の十日十夜は極少の満を挙げ。訳人の筆体、上来一經の説相に準ず。応に知るべし。

●勝於他方諸仏国土とは、是れ淨穢の土に通ずと見るべし。其の義、次下に之れを弁するが如し。

●他方仏國為善者多為惡者少とは、『鈔』に二義有り。謂わく、「仏國の言は、広く淨土及び好世の土に亘る。好世の土には少惡有るが故に、(為惡者少)と云う。『善生經』第五廿紙に云うが如し。〈彌勒の出でたまう時に、百年の受齋、我が世の一日一夜に如かず。何を以ちての故に。我が時の衆生は、五濁を具する故[76]〉と已上。彌勒の仏土、五濁無しと雖も、豈に造惡無からんや。之れに準じて知るべし。又た、解すらく、唯、淨土な

り。例せば、次上の如し。但し、惡少と言うは、相對して説くのみ。謂わく、穢土の中には[50a]惡多く、善少なし。之れに對して且く淨土の中には善多惡少と云う。其れ、實には淨土には造惡無きなり[70]。今、云わく、次上は極樂なるが故に「無毛髮之惡」と云う。他方諸仏の国土の中には、亦た穢土有るが故に「為惡者少」と云う。爾れば今、淨穢に通ず。『鈔』の初義、依用なり「好世土」とは、『釋鈔』廿四卷、十八紙に云わく、「好世濁世等とは、『悲華經』に準ずるに、人壽二萬歲已後を濁世と名づく。從上は好世なり[78]」(已上。或いは云わく、八万四千已前なり。扱、『鈔』の当文の下に『寶積經』五十八を引きて按ずるに、經文の中に「所獲功德尚多於彼」と云う[80]。是れ則ち善根の体に就きて其の勝劣を論ず。今の經意と、別異なり。若し一同と云はば、上の所引の『要集』の義[79]と相違す。思察すべし。

●唯此間多惡とは、濁世劫末なるが故に。

●無有自然とは、福德の自然を言うに、穢土の善は自然に非ざるが故に。

●求欲とは、貪欲なり。

●欺給とは、『彙』に「欺は詐なり。給は詒と同じ。

欺誑なり『三』。イツハリ、アザムキ、タブラカスなり。

●心勞形困飲苦食毒とは、義寂の云わく、「心、六塵に攀緣す。故に勞す。形、四方に馳走す。故に困しむ。既に八苦の水を飲み、復た三毒の味を食らう『三』」已上。今、云わく、飲食トハ、親しく受けタルヲ喩えて云エリ。凡そ親しきこと、舌上に物ヲ味ウホド親しキハ無きなり。

●恩務とは、「恩」とは、急遽なり。世渡り人イソガハシキ貌を云うなり次上、廿六紙ニモ「恩々」と云う。「務」は、『広韻』に「事務なり、専ら力むるなり」[713]。

●寧息とは、『広韻』に「寧は安なり」[714]。『同韻』に、「息は止なり」[715]『増韻』亦た同じ[716]。

●吾哀汝等等とは、已下は仏の現在世を挙げて勧むるなり。

●苦心等とは、已下は説法の益を明す。

●誨諭とは、『玉篇』に、「誨、教なり」。「諭は曉なり」[717]。

●教令修善とは、次上に弁ずるが如し。六度・斎戒等

なり。

●授与経法とは、是れ、必しも淨教に局らず、亦た聖道『304b』一切の教に通ず。上の修善、亦た爾なり。若し淨教に約せば、凡聖往生は三輩の器に随いて開化道引すること、上の所説の如し。問う。次下の滅惡を勧むる文に準ずるに、応に是れ五戒なるべし。答う。経文の説次、実に所問の如し。然れども、経の本旨、正には則ち本願念仏、傍には則ち諸行なり。

●莫不承用とは、如来因位難行及び現在教化の恩を感じる衆生、承用せざること莫きの道理なり。

●仏所遊履等とは、已下は住世の益を明すなり。仏、在世の時は、五天竺國、徧く遊履し玉ウなり。然れども、亦た末代に通ずべし。縦い仏滅後と雖も、衆生、若し此の経を受持し、説の如く修行せば、正に此の益有るべし。経法の流布は則ち仏の法身の遊履なるが故に。然れば則ち五惡を捨てて五善を修せば、一国一郡乃至、一天下、皆、悉く安穩ならんのみ。尚お、次に之れを弁ず。「遊履」とは、『広韻』に「游は浮なり、

教なり〔8〕。亦た、遊に作る。「履」は踐なり。『説文』に、

「足の依る所なり〔9〕」。又た、『彙』並びに『玉』に「遊は遨遊〔20〕」と。『小補韻会』に、「遨遊は行なり〔21〕」。

『彙』に「游は浮行なり。流に順いて下るなり〔22〕」。

●国邑丘聚とは、クニ・ムラ・サト及び聚洛と云うこ

となり。国とは、『増韻』及び『彙』に、「小を邦と曰う。大を国と曰う〔23〕」已上。又た、『周礼』には、「大

を邦と曰う。小を国と曰う〔24〕」已上。又た、邦と国と通称なり。邑は、『周礼』に、「四井を邑とす。方二

里なり。九夫を井とす。方一里なり〔25〕」。『説文』に、

「八家は一井なり〔26〕」『孟子大全』五卷、十五紙に云わく、「前漢」『食貨志』に、「六尺を歩とす。歩百を畝とす。畝百を夫とす。夫三を屋と云う。屋三

を井とす。井は方一里、是れを九夫とす。八家、之れを共にす。各おの私田百畝公

田十畝を受く。是れを八百八十畝と為す。余の二十畝は以て虚舎とす〔27〕」(已上)。新安の陳氏が云うに、「二十畝分、八家と為すなり。家ごとに各おの二畝半以

ちて田を治むる時の居る所とす」(『大全』同処)『周礼註疏』四十二卷、二紙、註に曰わく、「九夫を井とす。井は、方一里九夫所治の田なり〔28〕」(已上)『505a』上。『孟子』「滕文公上篇」に曰わく、「方里にして井す。井は、九百畝。其の中を公田と

す。八家、皆、百畝を私にして、同じく公田を養う。公事、畢りて、然して後に取

えて私事を治す。野人と別する所以なり〔29〕」。『集注』三卷、十三紙、又た曰わく、

「郷田、井を同くす〔30〕」。注に、「井を同くるは八家なり〔31〕」。同処、已上。

今、云わく、制田の法、三代各異なり。夏の時は、一夫、田五十畝を受く。殷時は七十畝を受く。周の時は、

百畝を受く。尚お、委しくは『孟子』に見えたり同卷、

八紙〔32〕。

周の井田の制

私	私	私
私	公	私
私	私	私

九夫を井とす。方一里なり。八家は一井なり。謂わく、八家を合わせて一井とす。八家、各おの百畝を治む。公田の百畝を加えて、合九百畝なり。是れを九夫

とす。即ち一井なり。『漢武正韻』に曰わく、「九百畝を井と曰うは是なり〔33〕」。

『公羊伝』の注疏に、「古は六尺を歩とす。三百歩を里とす。又た、方一里、計るに十二万九千六百歩〔34〕」。又た『字彙』には「路程三百六十歩を以て一里とす

〔35〕」。里の註、往きて見よ。『風俗通』を引く。又た、『左伝』三卷、卅紙に曰わく、「凡そ邑に宗廟先君の田、有るを都と曰う。田無きを邑と曰う〔36〕」已上。又た、『周礼』は、「四

井を邑と為す^{【78】}と已上、字彙「邑注^{【79】}」。丘とは、『彙』

に、「阜なり。聚なり^{【70】}」。『春秋丘甲』の註に第廿二卷

二紙、「四邑を丘とす。丘は、十六井、戎馬一匹牛三頭

を出す^{【74】}」『彙』の丘の注、同じ^{【80】}。又た、『周礼』「地官」

にも「四邑を丘と為す^{【78】}」と。「聚」とは『彙』に、「会

なり。居なり^{【81】}」。『説文』に、「邑落を聚と曰う^{【82】}」

『彙』、同じ^{【83】}。『小補韻会』にも、「邑落を聚と曰う^{【84】}」。

『前漢書音義』に、「大いなるを郷と曰う。小なるを聚

と曰う^{【85】}」已上。『史記』「五帝本紀」に曰わく、「居る所、

聚と成る^{【79】}」已上。今、二云わく、聚とは聚落なり。『広

雅』に。「落は居なり^{【80】}」已上。謂わく、人、聚居す

る所なり聚の聚は上声、聚落の聚は去声。

● 靡不蒙化とは、諸悪莫作衆^{【50】}善奉行の教化を蒙らずということ靡きなり。

● 天下和順等とは、君臣・父子・夫婦の三綱、礼儀に有るが故に。『覺経』^{【四卷、十二紙に曰わく、】}「君、承り

て奉行し、改め化して善を為し、齋戒精思し、自らを浄め、位に居りて、嚴慄に教勅し、衆を率いて善を為

し、道禁を奉行し、令言正しからしむれば、臣、其の

君に事えて、忠直に令を受けて、敢えて違負せず。父

子、言令、孝順に承受し、兄弟・夫婦・宗親・朋友・

上下、相い令し言を順じ理に和し、尊卑大小転た相い

敬事するに礼を以ちてし、義の如くにして相い違負せ

ず。『孝経』に曰わく、「天下和平にして災害生

ぜず、禍乱起こらず。故に明王の、孝を以ちて天下を

治むること、此の如し^{【86】}」。『詩』に曰わく、「徳行

を学ぶこと有れば、四国、之れに順ず^{【87】}」と。

● 日月清明等とは、此れ、国に七難無きことを明す。

『薬師本願経』^{【十一紙に七難を説きて曰わく、】}「民衆疾疫の難、他方侵逼の難、自界反逆の難、星宿変怪の難、

日月薄蝕の難、非時風雨の難、過時不雨の難^{【88】}と云云。『日月清明』とは、第五難の無きなり。此の中に第四

難無きことを撰む。

● 風雨以時とは、六七難無きなり。
● 災厲不起とは、第一の難無きなり。
● 兵戈無用とは、二三の難無きなり。又た『仁王経』

に七難を説くなり『易』之れを襲す。因みに、『周礼』の「春官」に、「祗禘、十輝の法を掌る。以ちて妖祥を觀て吉凶を弁ず。謂わく、一には禘謂わく、陰陽氣、相侵なり。二には象謂わく、日の旁の光氣、赤鳥の如し。三には鑄謂わく、日の旁の雲氣、日を刺貫す。四には監謂わく、雲氣溢て、日に臨みて覆う。五には閏謂わく、日月、蝕陰無し。六には瞽謂わく、日月、光無く、輝き、灰色の如し。七には弥謂わく、雲氣、色、日を貫き過ぐる。八には叙謂わく、雲氣、色、欠缺して、山岩の形の如し。九には躋謂わく、地氣、蒸騰して、天に亘り、種々の色有り。十には想謂わく、雜氣、濫浸して、鳥獸魚人形の如し。今、取意して『Soga』之れを写す『易』。『文體明弁』廿六卷、九紙に曰わく、「漢の魏相が曰わく、〈臣、聞く。『易』に曰わく、天地は順を以ちて動ず。故に日月を過ぎず。四時忒わらず。聖王は順を以ちて動ず。故に刑罰、清くして、民、服す。天地の変化は必ず陰陽に繇る。陰陽の分は日を以ちて紀とし、冬夏の至には、則ち八風の序、立ち、万物の性、成る。各おの常識有り。相い干すことを得ず『易』。已上。

●風雨以時とは、『周礼』の「春官」に、保章氏、十

有二風を以ちて天地の和を察す。管衡、曰わく、「太平の世には五日一風、十日一雨。風、条を鳴らさず、雨、塊を破らず『易』。『左伝』昭公に曰わく、「春、凄風無く、秋、苦雨無し『易』。『京房易伝』に、「太平の時は凡そ歲ごとに三十六雨あり。此休徵時、之の若く応ず『易』」応に一歲に七十二風有べし。今、云わく、「日月清明風雨以時」とは、四時、節に応じ、夏熟寒寒、其の序乱れず。五穀成就するは則ち清明なり。総じて日月星のごとき、国に災い有るときは、則ち必ず種種の怪異を生ず。無きときは、則ち清明なり。智者大師『金光明文句』七、本、廿五紙、「五日一風、十日一雨、老者は壤を撃ち、小者は竹馬に騎る『易』」と言うが如きは、実に「日月清明風雨以時」なるのみ。

●災厲とは、『説文』並びに『広韻』に、天火を災と曰う『易』。『左伝』も亦た同じ『易』。『弘決』五に云わく、『洪範五行伝』に云わく、〈凡そ害有る者、皆、名づけて災とす『易』。已上。『彙』に、「災は禍害なり『易』。『厲』とは『左伝』に云わく、「厲は悪鬼なり『易』。興の云

わく、「疫厲なり」[57]。已上、『壘』に同じ[58]。『釈名』に

云わく、「病氣、流行して人に中るなり」[59]。『唐書』「張

巡伝」に、巡が曰わく、「死して当に厲鬼と為りて以ち

て賊を殺すべし」[70]。

●兵戈無用とは、漢の吾丘寿王「文体明登」廿七卷に曰わく、

「古は、五兵を作りて以ちて相い害するに非ず。以ち

て[506]。暴を禁じ邪を討つなり。安居するときは則

ち以ちて猛獸を制し、非常に備え、事、有るときは則

ち以ちて守衛を設けて行陣に施す」[5]と已上。五兵

とは、刀・弓・劔・弩・戟、是れなり。或いは、弓・

矢・矛・戈・戟「抱朴子」『雜處篇』に出ず[62]。又た『前漢五丘寿王

伝の注』に、矛・戟・弓・劔・戈なり。矛は長さ二丈を以ちて兵車に建つ。是れ蚩

尤が作る所[73]。『説文』に「管子の説」[74]と。戟は『周礼』に、「長さ丈六

尺、広さ寸有半」[75]。『管子』に、「伯高が曰わく、雍孤の山、水を発して金を出す。

蚩尤、受けて、之れを制して以ちて雍孤の戟と為す」[76]。爰は王子年が『拾遺記』

に、「庖犧、戈を造り、以ちて武を飾る」[77]。『説文』に、「爰は平頭の戟なり」[78]。

『注』に、徐が曰わく、「戟は小爰上に向うときは則ち戟と為す。之を平くるときは、

則ち戈と為す」[79]。『周礼の注』に、「戈は長さ六尺二寸」[80]。『同疏』に云わく、

「戈は両刃、長さ六尺六寸」[81]。已上。『小補韻会』「説文」を引く。全同[82]。

『壘』に、「世本に、蚩尤、金を以ちて兵を作る」[83]。『兵』は、『広韻』に、

「戎なり」[84]。『増韻』に、「戎器なり」[85]。『老子』「天佳」兵

章「頭書、上卷、四十三紙に曰わく、「兵は不祥の器なり。君

子の器に非ず。已むことを得ずして之れを用う」[86]と。

『章句』「河上公の注」なり。上卷、廿五紙に曰わく、「兵は精神を

驚し、和氣を濁す。不善人の器なり。当に修飭すべか

らず。兵、動く則是、害する所有るが故に、万物に之

れを悪まざることに有ること無きなり」[87]。已上。『呉越

春秋』に、范蠡が云わく、「夫れ、人君の勇は逆徳なり。

兵とは凶器なり。争は国の末なり」[88]。已上。『韓子外

伝』に曰わく、「孔子喟然として嘆じて曰わく、〈三子、

各おの爾が志を言え〉。顔淵が曰わく、〈願くは、明王

聖主を得て之れが相とならん。城郭、治まらず、溝池、

鑿たず、陰陽、和調せしむ。家ごとに給し、人ごとに

足りて、庫兵を鑄て、以ちて農器とせん〉。孔子の曰

わく、〈大志かな」[89]。『性靈集』「便蒙」一卷、廿四紙[90]。古人

の云わく、「馬を華山の陽に帰し、牛を桃林の野に放ち、

古劔、空しく田を耕すの器を鑄る。新弓、徒らに弃て、糸を添ぐつむの車を造る」初の二句は『書経』下、五紙「武成の篇」

「[6]。『礼記』三卷、五十紙「樂記篇」の語なり」[7]。今、云わく、「兵

戈」とは、「兵」は総、「戈」は別なり。兵に五類有れば、今、総別並挙す。今時、軍兵と云うは、所持の物を以ちて能持の「[6]」人に名づく。故に兵をツハモノト訓ズルなり。

●崇徳とは、『論語』「顔淵」に曰わく、「子張、徳を崇うし惑を弁せんことを問う。子の曰わく、忠信を主とし、義に徃るは徳を崇するなり」[8]「注」に、忠信主する

則は、本、立つ。義に徃る則は日新なり「[9]」[10]。今は則ち、仁を興し、礼を修するを、言いて崇徳と為す。

●興仁とは、又た曰わく、「顔淵に仁を問う。子の曰わく、己に克ちて、礼に復るを、仁と為す。一日己に克ちて礼に復れば、天下仁に帰す」[11]「注」に、仁は本心の

全徳、己は身の私欲を謂うなり。礼は天理の節文なり。仁を為すは其の心の徳を全くする所なり。蓋し心の全徳、天理に非ざること莫し。而れども亦た、人欲に壞せざる能わず。故に仁を為す者、必ず以ちて私欲に勝ち、礼に復る有らば、則ち事

皆、天理にして、而して本心の徳、復た我れに全たし。又た言わく、一日も己に克ちて礼に復るときは、則ち天下の人、皆、其の仁に与す。極めて其の効の甚はた速にして、至りて大なることを言う。又た言わく、仁を為すこと、己に由り、他人の能く預る所に非ず「[12]」(云々)。

●務修礼讓とは、「礼讓」とは礼儀讓推を言う。讓とは『彙』に、「謙なり、退なり」[13]。人を先にして、己を後にする、之れを讓と謂う。「孟子註」に、「讓は

推して以ちて人に与う」[14]。『論語』「里仁」に曰わく、「子の曰わく、能く礼讓を以ちて国を為めば、何んか有らん。能く礼讓を以ちて国を為めずんば、礼を何如んせん」[15]「註」に、「讓は礼の実なり。何有とは、言うところは、難からざるなり。言うところは、礼の実有りて、以ちて国を為めば、則ち何の難きこと、之れ有らん。夫れ、仁は本心の全徳にして愛の理

なり。礼とは天理節文にして心の敬なり。讓とは礼の実、所謂、恭敬辭讓の心なり。『孟子』に曰わく、「辭讓の心は礼の端なり」[16]。今、云わく、礼は謂わく、貴み讓なり。讓は謂わく、賢を推すの言なり「鈔意」[17]。上来、「崇徳興仁務修礼讓」とは、国に道有るの貌な

り。斯の如く、其の功、偏に是れ仏遊履の徳なり。此の『經』に隨順せば、亦た此の徳有るべし。誠に天下の人民、五惡を作らずんば、何んぞ堯舜の代に差わんや。我、今、五常の中に於きて仁と礼との二を挙げて、余を摂す。即ち是れ仏家の五善なるのみ。『合讚』に、『問う。[507] 仏、遊履する所、国豊かに、民安んじ、何の所以有りて、其れ此の如くなるや。答う。世聖の徳、尚お能く天地に応じ、陰陽を和す。況や又た出世の大聖無漏の徳、何ぞ疑訝を其の間に容れんや。是れ即ち、衆生、能く仏化を受く。是の故に自然に此の勝益有り。故に上の文に、「摩不蒙化」と云う。以ちて知るべし。問う。世間の聖賢、世を治めるの法、布きて、方策に有り。出世の法王、亦た其の教有りや。答う。我が釈門に於きて、今、一二を挙げて之れを指示す。即ち『王法政論經』一卷、九紙の經なり。所引は初紙、全文、及び『增一阿含』第八を引く十九。各おの文に至りて見るべし。且つ、夫れ、内教の五戒、外典の五常、彼此の説、符節を合するが如し。以の故に、仏化に隨順

して、五戒を持つときは則ち国豊に民安きこと、掌を指すが如し。昔、(宋の文帝、其の臣、何尚之に謂いて曰わく、適たま顏延之、宗炳が論を著わすを見れば、仏法を發明すること甚だ名理と為す。並に是れ人意を開獎す。若し率土の浜をして、皆、此の化を感ぜしむれば、朕は則ち、垂拱して坐がら、太平を致す。夫れ、復た何の事があらん。尚之、因りて進みて曰わく、「夫れ百家の郷、十人、五戒を持せば、即ち十人淳謹ならん。千室の邑、百人十善を修すときは則ち百人和睦せん。此の風教を持ちて、以ちて寰区に周せば、編戸億千にして則ち仁人百万ならん。夫れ能く一善を行ずるときは、則ち一惡を去り、一惡を去るときは則ち一刑を息む。一刑、家に息み、万刑、国に息まば、則ち陛下の言、坐がら太平を致さんこと、是なり[508]」と。然れども仏化の五戒は出世の方便、其の功、終に無上道に帰せしむ。豈に世の五常と日を同じくして[508]論んぜんや。又た、仏教に於きて、『法華・仁王・金光明』は則ち、鎮護国家の聖典とす。然るに、

舒明帝、釈の惠隱に詔して、今の『經』を以ちて、始めて宮に講ぜしめ、災を息む。此れも亦た、鎮護の益有るを以ちてなり。今、念仏に約して、治国の義を解せば、弥陀法王を仁勝者と号す。所念の仏、既に是れ仁者なれば、能念の人、自から当に仁を興すべし。功德の熏する所、豈に然らざらんや。仏、へ大信心者即是如来〔88〕と説きたまふ〔北本涅槃 卅二卷 十五紙。其れ之の謂なり。問う。国豊民安は仏世の時に在り。仏滅後に於きて、亦た其の益有りや。答う。若し教法有れば、即ち仏世に同ず。仏世に同ずるを以ちて、自ら其の益有り。淄州ヲ義軒七末の云わく、へ値仏と言うは、仏の教法有り。他に從いて聴聞するを、亦た値仏と名づく〔89〕と。『遺教經』に曰わく、へ我が滅後に於きて、当に波羅提木叉を尊重し珍敬すべし。当に知るべし。此れ則ち是れ汝が大師なり。若し我れ世に住すとも、此に異なること無からん〔90〕。今、念仏三昧を行ず。亦た仏世と異なること無し。知る所以は、『觀念法門』に『弥陀經』を引きて云わく、へ一心に専ら阿弥陀仏

を念じて、往生を願する者は、此の人、常に六方恒沙等の仏、共に來りて護念することを得る〔91〕と。以ちて知るべし」と已上〔合盧〕〔92〕。然るに、今『經』の「天和順」等の四句、及び次上の「苦心誨諭〔93〕」等の四句の文は、往昔、倭姫命そのかみやまとひめののみこと託宣之語に在り。神宮の秘書、『玉基本紀』と号するものに出でたり。爰に近ごろ、勢陽の竜尚舎先生、家、世々に祠職して、博く神籍の遺編を搜り、親り、神蔵の秘典を窺う。卒に此の宣文を考得して、『神国決疑編』一卷を著して、之れを注解して、〔94〕世に行なう。『玉基本紀』に曰わく、「目入彦五十狹茅天皇いりめひこいそさけの注に「垂仁天皇」即位廿六年丁巳冬十一月、新嘗にいなめの会祭の夜、神主部・物忌・八十氏等に詔すらく、吾、今夜、太神之威命を承わりて、託宣する所なり注に「倭の姫の命、太神ノ託を承りて、神主部・物忌等に宣す。神主部・物忌等、慎みて懈ること無く、正明に聞け。人は乃ち天下の神物なり奈利。須く静謐を掌るべし志。心ろは乃ち神明之主たり他利。心神を傷ること莫れ礼。神乗は祈禱を以ちて、先とし、冥加は正直を以

ちて本とす須。其の本誓に任せて、皆、大道を得せし

むは者、天の下、和ぎ順い、日月精やく明かに、風雨

時を以ちてし、国豊かに民安し。注に上四句双卷経の文。但し、

精と清と字異なるのみ。或いは烏焉馬の誤りか。故に神人、混沌之

始めを守り、仏法之恩を屏せ。総じて、神代には仁者、

人心聖くして、常なり。直にして正し。地神之末、天

の下、四方の人夫等を、其の心神黒して、有無之異名

を分かつ。心走り使わして、安き時有ること無し。心

蔵傷れ、神散去る。神散るときは、則ち身喪ぶ。人は

天地之靈氣を受けて、靈氣之化する所を尊ばず、神明

之光胤を種きながら、神明之禁令を信ぜず。故に生死

長夜の闇に沈みて、根の国・底の国に吟さまよう注に「生死長夜

闇とは、内教の談。既に内典に用う。則ち、根の国・底の国も亦た、地獄に為て解

すべし。茲に因りて、皇天注に「皇天とは、天照皇大神、天の御中主尊

に代わり奉り、西天真人注に「西天真人とは、釈迦牟尼仏なり。『列

子』に曰わく、「西方に大聖人も亦た、同意」[80]と。苦心ねんごなるをもち

て、誨え諭して、教えて善を修せしめて、器に随いて

法を授けしより注に上の三句は仏經の正文以來た、太神は、本

居に帰る、託宣を止め給う注に仏法東被之由緒、茲に在り[80]

と。尚舎の曰わく、「此の宣文を読み、疑噎頓かに

消す。猶を疾風之「Sora」雲霧を排くがごとくに相い

似たり。因りて謂へり、「仏法の東被は、人力の加す

る所に非ず。誠に冥慮の然らしむる者なり。宜なるか

な。天下に充洽することや。『大般若経』第三百二に

曰わく、「甚深般若波羅蜜多、我れ滅度し已りて後時

後分の後、五百歳に東北方に於きて当に広く流布すべ

し「[81]」と注に「日域は天竺の東北に方に当る。此の土の流布、良に以有るなり。

神は、西天教法は皇天に代わり奉る之義を（のたま）い、

仏は東北方、当に深法流布之域と為るべし。神宣・仏

説、符節を合したるが如し。亦た妙ならずや「[82]」と。

已上「神国決疑編」上卷三四五紙。又た「寶基本記」は神宮之極秘、十二記有り。

之れを神威十二卷と謂う。神威とは、調の御倉に納め奉る之書なるを以ちてなり。

其の調の御倉に御正体の仮櫃の内にを納め奉る。「秘記」十二卷を納め奉る所以に「神

威十二卷」といなり。「寶基本記」も亦十二卷の其一なり「[83]」と（已上「決疑編」）。

今、私に云わく、上の宣文の注に言「皇天」と言は、天照皇太神、天御中主尊「[84]」

とは、「決疑編」中卷、三紙引「天田の命の調伝」に曰わく、「止由氣皇太神は、則

ち、日天子なり。亦た天御中主神と名づく〔85〕と（已上）。然れば、則ち、外宮豊受太神宮か。但し、彼は神と云い、今は尊と云う。又た、天御中主尊という有り。此は臣下の祖神にして大織冠鎌足の遠祖なり。孰が是なることを知らず。右は、『帝王正統録』〔86〕に出ず。又た、宣文に、「天神は、本居に帰る、託宣を止め給う〔87〕」とは、昔、恵心僧都、伊勢太神宮へ参り、七ヶ日籠居。ハツル夜の夢に、寶殿の御戸タチマチニ開ケテ、ユウシケナル貴女一人出玉ヘリ。示して曰わく、「太神宮は本覺の都に帰りオハシス。コレハ、御留守に侍る者なり。末代の衆生、出離要道を尋ぬル事アラバ、弥陀仏を念ゼヨトススムベキヨシ、仰せ置かれ侍ベル」ト。此の事、思ひ合わスベシ。『言芳詠』中巻四紙「念仏」の下に出でタリ〔88〕。又た、尚舍、『大般若經』の説を出だす〔89〕。此の義、『釈書』第三十卷十一紙に委しく之れを弁す〔90〕。又た、『大般若』五百八巻に出たり〔91〕。謹みて按ずるに、浄土正依の『經』には、三十代欽明天皇十三壬申の年將來なり。十一代垂仁天皇廿六丁巳の年より、欽明十三年に至るまで、凡そ五百五十六年を歴たり。奇なるかな、妙なるかな。未だ渡らざる經文、宣文と合う。不可思議の中の不可思議なり。誠に神仏両道同体大悲、誰か之れを誣いらんや。孰も思ひは、肝に銘じ、髓に徹し、威涙、抑えがたく、唯、仰えて信ずるのみ。

● **甚於父母念子とは、今日の面々ドモモ皆、是れ念子の内なり。** オロソカニ思ウベカラズ。

● **降化とは、「降」は「下るなり。貶なり」**『字彙』〔92〕。又た、降伏の意なり。「化」は教化なり。道を以ちて〔93〕人を誨ゆる、之れを教と謂う。上行下移、之れを化と謂う。又た、化は変化なり。

● **以善攻悪とは、「攻」は『彙』に「撃なり、伐なり、又た專治なり」**〔94〕。『論語』の「為政」に「子の曰わく、異端を攻るは、斯れ害なるのみ」〔95〕已上、攻は一説にセムルノ意モアリ。『習書』に「知新日録」を引く〔96〕。見よ。一本、「改」に作る。改は革たむるなり。易なり。今は攻の本を用ゆ。言うところは五善を以ちて五悪を攻むるなり。

● **獲五徳とは、現在の五善なり。興師の云わく、「五悪を滅するが故に五徳を獲。痛焼を離るるが故に無為の安樂に昇る」**〔97〕已上。今、云わく、無為の安樂は即ち浄土の樂を指すなり。

● **吾去世後とは、已下は滅後を挙げて勧めたまう。是れ、如来滅後の大乘なり。**

● **經道漸滅とは、正法すら尚おちちて在世に如かず。何に況や像・末をや。故に「漸滅」と云う。**『俱舍』廿

九卷、六紙。『頌疏』廿九卷、終に云うが如し。「既に知りぬ。如

来の正法の寿、漸次に淪亡して喉に至るが如し。是れ、諸もろの煩惱の力、増する時、応に解脱を求めて放逸すること勿るべし」[85]「已上。

●復為衆悪とは、「復」とは、世尊、此の教化を説示セザル已前の如くに復ると云う意なり。爾れば此の『無量寿経』を説き給わザル前方を指すことなり。

●還如前法とは、上に準えて其の意、応に知るべし。

●久後転劇とは、此の句は、亦た未来を指す。末世の今、実に爾なり。当今の世人、造悪、転た熾にして、設い聖典を学ぶも、多く名利の為にす。因りて鬪諍を緯として出離を求めず。嗚呼、如来の懸説、誠諦にして虚しからず。悲しいかな『資持記』下四之三卷、廿九紙に云わく、「智論」に云わく、外典を習うこと、刀を以ちて泥を割るに、泥、成ずる所無くして自ら損するが如し。又た、日光を視るに人の眼を暗からしむるが如し」[86]。已上。

●我但為汝とは、弥勒及び諸天人民を指すなり。

●転相教誡等とは、是の説の如きは縦い末 [510a] 世

ナリトモ、各おの分に随いて此の『無量寿経』を説きて修捨を勧めよとなり。

●甚苦とは、苦は謂わく、苦心なり。上の勧善の文に、「苦心誨諭」[87]と云うが如し。

●実爾とは、五痛五焼等を指す。弥勒、世人の造悪痛焼苦報、実に虚しからざることを領解したまえるなり。

●受仏重誨とは、上に於きて、三毒の過失を指示して教えて修捨せしむ。今、復た五悪五善を拵説して、重ねて修捨を勧む。故に「重誨」と云う。又た重き示誨と見テモ義、通すべし次上、卅二紙二処弁スルガ如し。然れども、今は、平声、「復なり」の訓を用うべし。『大阿弥陀経』下卅八紙に云わく、「仏、皆、慈哀して悉く之れを度脱したまう。皆、言う、仏の重教を受けて、請う、展転し相い教えて敢て違犯せず」[88]『覺経』四卷、十三紙、全く同じ[89]と。『科』に、「二、明智恵」とは、「序分義」に曰わく、「悲化に依りて智慧の門を顕開す」[90]と已上。悲智の前後、委しくは下巻の初め[91]に之れを弁ずるが如し。『科』に「挙得失顕智慧」とは、得は化生、失は胎生なり。

仏告阿難等とは、已下は弥陀の五智を説示す。謂わく、爾陀世尊、五智を証得したまう。是の故に、能く一切凡聖を撰す。上來所撰の功、五智に由る。若し衆生有りて五智を疑う者は、胎に隨して厄を受く。五智を信ずる者は、自然に化生し、大利を得るなり已上、『鈔』の意^{〔82〕}。今、云わく、上來、悲化に於きて種種の事有る。釈迦世尊、弥陀の悲化を説きて、或いは凡聖の往生を明し、或いは厭欣の境界を明し、或いは捨患修善を勧む。皆、是れ人をして勸進せしめんと欲しての故なり。自下は弥陀如来の五智を明す。此の正覺の五智に依らざれば、衆生撰化の義を成ずること無し。上來の悲化、〔510b〕皆、此の智恵に由りて成ずる所なり。以の故に、五智を信じ、五智を疑う、其の得失、著明なること、行者、旨を得て、応に之れを知るべし。爾るに悲化・智恵は同時に行じ、俱時に發す。然りと雖も、十方撰化、弥陀の本意なるが故に、經文は且く説必次第セリ。又た、有るが云わく、『天經開書』第八^{〔82〕}、「上來の所説の淨土の事、只、是れ聞説のみにして、未だ

眼見に及ばず。世尊、此に至りて在世滅後の疑滯を除かんが為に、威神力を以ちて在会の衆をして現然として彼の土の依正を眼見して、信解を決定せしむ。是れ即ち、『觀經』の「光台現土^{〔83〕}」、「小經」の「觀相聽言^{〔83〕}」に似同す。皆、是れ、仏慈、衆生を成就するの嘉謀なり。故に流通分に「吾れ、今、諸の衆生の為に此の經法を説く。無量寿仏及び其の国土の一切所有を見せしめ、我が滅度の後たるを以ちて復た疑惑を生ずることを得ること無からん^{〔83〕}」、と云う

●汝起等とは、『覺經』^{四卷、十三紙}に曰わく、「仏の言わく、若し、起ちて更に袈裟を被て、西に向いて拜し、日没の処に當りて無量清淨仏の為に礼を作し、頭面を以ちて地に著け、南無無量清淨平等覺と言ふべし^{〔84〕}」已上。吾が宗、念仏を以ちて阿難の所行とす。蓋し、此の文に本づくのみ。今、云わく、「汝起」等は、告命の言なり。「起」とは、西竺^三、大人に向うの法なり。「史」とは、言うところは、今、トテモ威儀アシキニハ非ざレドモ、別して、ト云う気味なり。

●十方国土等とは、諸仏、尚お嘆ず。汝、阿難、豈に礼せざらんや。

●無著無碍とは、如来の徳号なり。仏、因位に於きて、志、無所著なれば、果上、益ます爾なり。故に、「無著」と云う。悲化自在の故に「無碍」と云う。又た、仏は二執、[511a]已に断ず。故に無著と云ゆ。所縛已に無し。故に無碍と云う。又た、無著無礙とは、即ち正覚の名なり。正覚清浄平等なるが故に仏を無著無碍と名づく。畢竟、仏の徳号、無著無碍と云うなり。

●自言世尊とは、釈迦を指すなり。此は阿難、釈迦陀二尊の仏力の加被を請いたまうなり。

●願見彼仏等とは、阿難、彼の土を見んと願するに、四の因由有り。義寂の云わく、「上来、広く阿弥陀仏の身土の因果を説きたまう。衆、皆、聞くことを得。勝智上流は皆、信解すと雖も、劣惠下輩は未だ決定する能わず。又た、耳聞は眼見にかかず。是の故に此の下に阿弥陀仏威神の力を加え、此の大衆をして皆、眼に彼の国の事を見て、上の所聞、決定して不慮なるこ

とを信ずることを得せしむ。又た、彼の国の嚴浄の土を見て、各各に往生の業を勤修せしめんと欲す。又た、胎化の二生を見て猶預の心を捨て、修因を決定せしめんと欲す[80]已上。

●即時とは、二仏の大悲、合してソノマ、現じ給ウなり。

●放大光明とは、無碍光の故に照さざる所無し。『論』に曰わく、「尽十方無碍光如来[81]」と。又は、現起光なり。阿難等の為に、別して照し給うが故に。

●金剛圀山とは、鉄圀山を指すなり具には次上の土六紙の處に之れを弁するが如し。謂わく、十万億仏刹の中の所有の金剛山等なり。

●大小諸山とは、七金山等なり。一切所有となり。草木樹林山河大地等なり。

●皆同一色は、皆、変じて一金色と成るなり。『觀經』の説に準ずるに、同一の金色ならん。「第七觀」に云わく、「光明、熾盛にして、具に見るべからず。百千の閻浮檀金の[511b]色も比と為すことを得ず[82]已上。

今、ソレゾレノ色も皆、金色の光明に奪わるるなり。

●劫水弥満世界とは、此は劫末の時、第二禪已下の世界を云うなり。大の三災の中、水災、是れなり。『俱舍論』十二卷、十八紙、『頌疏』五卷、廿紙に曰わく、「第三静慮を水災の頂とす。此の下は水の為に浸爛せらるる故に

〔831〕。

●其中万物とは、上、二禪自り、下、奈落に至る。

●混瀆とは、『彙』に「混は音、黄。瀆は音、養。混瀆は水の深広なる貌〔832〕」。又た、孫愔が云わく、「大波の貌」〔切韻〕五卷、孫愔増修して目して『広韻』と曰う。「浩汚」とは、

『広韻』に「浩汚は大水の貌〔833〕」。『玉』に曰わく、「浩々は、水、盛なるなり」。爾るに汗の字、汗は翰。人液なり。汚、音は烏異音タマリミツト訓ず。然るを古来、カント読み来れり。カン、アセナリ。本、ワの音なり。『惠琳』、其の外の音義、皆、コウワト有り。今時、読み誤れり。

●如須弥山王とは、『論』に、上首功德を讃じて曰わく、「須弥山王の如く、勝妙にして過ぎたる者無し〔834〕」と。

●此会とは、靈山会上なり。

●四衆とは、若し『無量寿会』に依りて下、十三紙曰わく、「比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷、悉く見たてまつる〔835〕」と。又た、『莊嚴経』に下、七紙曰わく、「爾の時會中の苾芻・苾芻尼・優婆塞・優婆夷、及び天竜八部、人・非人、皆、見る〔836〕」と。或いは、発起・影響・当機・結縁の四衆と言うべし。普賢・弥勒等の大士は、権謀

智鑿し、法王を匡輔し其の益を成すること有るが故に。●彼見此土とは、「彼」は浄土を指す。「此」は靈山会座なり。

●亦復如是とは、同一金色なり。扱は、斯の如きの二尊の大悲、浄土を見せしめたまう事は、何故ぞナレバ、上来、具に阿弥陀仏の浄〔837〕土及び摂化の事を説きたまうに、聞きて疑わずと雖も、イマダ慥かに落著せず。故に方便を以ちて現量に見せしめたまう。又た、彼の土は既に是れ実の報土なり。凡夫の往生は絶えて能わざる所なり。是の故に自身に於きても、尚お、疑惑生ずべし。爾るに、疑者は胎生、信者は化生。現前

に此の差別を見せしめんが為なり。又た、一念十念得生の義、此の疑を断ぜしめんが為なり。其の由は凡夫

の往生は、仏願力に乗じてタダスル往生ナレバ、一念トテモ更に疑うべきに非ず。既に流通に「則是具足無上功德〔525〕」と説く。宗家も『観念門』に本願の文を

積したまう。「乗我願力」の一句を添えたまへり〔526〕。

若し自の修行力を以ちて、生ズルことナラバ疑もコソ

セメ。是の故に、向阿『壽命本願抄』上に言わく、「尋常の人ヲのモワクハ、甲斐無く、タダ己が志、己が行の功

ニテ生レンズルヨウニ心エテ、一向を仏の御力とノミ

ハ思ハヌコソおおけなき無応おおけなき氣事ニテ侍レ〔527〕ト。是の如き

等の道理アルガ故に眼見せしめたまうなり。次に説

きて、「仏の言わく、吾れ今、諸もろの衆生の為に此

の経法を説き、無量寿仏及び其の国土の一切の所有を

見せしむ。為すべき所の者をば、皆、之れを求むべし。

我が滅度の後なるを以ちて復た疑惑を生ずることを得

ること無らん〔528〕」と言たまう。此の文を以ちて、前

後の経意を領解すべきのみ次上、五十三石、阿難、敬礼を勧むるの

下、及び阿難、啓請して見んことを求む。「願見彼仏〔529〕」等の下、四由、今と同意なり。其の義、応に知るべし。

爾時仏告阿難等とは、已下は信疑得失を明す。夫れ信を以ちては即ち仏〔530〕前に生じ、暫信の者は胎中に生ず。誠に三心の中には、深心最も肝要なり。往生淨土は、但、信心に在り。故に信疑得失の旨を説きたまうなり。

●阿難及慈氏とは、弥勒大士は是れ影響衆の主、阿難尊者は当機の首なるが故に、此の二聖に対して物を勧めて淨土の因を修せしむ。故に今、二大聖に告命したまうなり已上、興の意〔531〕。『莊嚴經』に曰わく、「阿難、曰して言く、彼の仏の淨利、未曾有なることを得。我、亦た願樂して彼の土に生ぜん〔532〕」已上。阿難を以ちて、当機の上首とするは、蓋し是の謂なり。

●從地已上とは、極楽七宝の地上を指すなり。

●至淨居天とは、此土に因順して説く。謂わく、飛行の菩薩は空に在す。故に且く仮りて淨居天と言う。淨居天とは、此の天の上に大自在天有りて亦たは色究

竟と名づく。亦たは有頂天と名づく慈覺『金剛頂經の疏』二卷
 十四紙〔86〕。『名義集』二卷、八紙〔81〕。

●微妙嚴淨等とは、上卷の中の依報の所説に当たる。

●自然之物とは、「物」は宮殿・樓觀・池流・華樹及び樂器等の類を指すなり。此れ皆、阿弥陀如来無漏心中所現の故に「自然」と云う。

●唯然已見とは、此の唯然の言は、『法華玄贊』の意ニテ〔88〕、「唯」は承、「然」は諾の字訓ニテ解すべきなり。上卷に言う所の「唯然」〔88〕というヨリハ、ヤスク見るべし。扱、斯の一段の文は、撰淨土の願成就の相を觀見す。

●汝寧とは、「寧」は猶お若のごとし、モシノ意に見よ。願の詞には見るべからず。

●大音等とは、下卷の初め、「班宣法時」〔89〕の文に当る。報仏の音声、辺際無き故に、「布一切」と云う。

然るに『覺經』及び『大阿弥陀經』には但、「見光」〔90〕

と云ひ、『無量』〔518〕『寿会』には「化鳥説法」〔91〕と説き、『莊嚴經』には「聖衆説法」〔92〕と言ふ。異

訳の不同は今に適^{はじ}たるに非ず。問う。見仏の衆、悉く聞くべきや。答う。既に仏体を見る、何ぞ聞くことを隔てんや。此の一段は面に法身の願成就を証成するなり。

●唯然已聞とは、阿難は仕合わせ人ニテ、二仏の大悲に依りて穢土に在りて此の如く淨土無漏の境界を見聞したまう。面面ドモモ、若し罪業滅し、障り、尽くれば、決定して見聞スベシ。必シモ見聞せられざる事、打捨て思ふべカラズ。縦い一生の中、見聞せざれども、臨終のときハ必定して見聞したてまつるべし。但、頼むべし、願うべし。

●彼国人民等とは、此れ亦た穢土に因順して人民と説く。即ち三輩生を指す。三輩生の人は五智を疑わず、本願念仏を信ずる信心往生の人なり。故に仏前に在てもも宮殿に乗じながら徧く十方に至るなり。此の一段、撰衆生の願成就の相を眼対するなり。

●有胎生者とは、彼の辺地を指す。辺地と胎生と同体異名なり。『略論』に曰わく、「五百歳の中に於きて常

に仏を見ず、経法を聞かず、菩薩・声聞・聖衆を見ず。安樂国土に之れを辺地と謂い、亦た胎生と曰う。辺地とは言うところは、其の五百歳の中、三宝を見聞せざる義、辺地の難に同じ。或いは亦た安樂国土に於きて最も其の辺に在り。胎生とは譬えば、胎生の人、初生の時、人法未だ成ぜざるが如し。辺は其の難を言い、胎は其の闇を言う。此の二の名、皆、此を借りて彼に況するのみ。是れ八難の中の辺地に非ず。亦た胞胎中の胎生にも非ず。何を以ちてか之れを知る。安樂国土は一向「[513b]」化生するが故に「[8c]」已上。今、云わく、先づ辺地というは極樂の傍に在りて、此方の辺土の者、都の土風景、亦たは人の威儀作法を見ざる、知らざるが如く、極樂浄土に在りても常に見仏聞法せざるなり。之れを譬えて言わば、京の者ナレども、都の人の風俗を知らず、人の交りヲモセザル者を毀りて田舎人と云うが如し。此れを辺地と云うなり。今、斯に胎生と云うも亦た毀りて名づクルなり。又た喩えば、人、胎中に在りて父母を知らざるが如し。今も彼の宮殿に在り

て見聞する所無きを胎生と云うなり。爾るに此れ等は、人は罪福因果の理を信すれども、仏の五智に於きて疑惑して信ぜず。是の故に罪福を信じて善本を修習すと雖も、疑惑の心、雜起するを以ちて、所修の善根清淨なることを得ず。或いは自らの往生を疑い暫く心行を闕く。此れ機に於きて一分、信ぜざる所有るが故に、中間に退轉す。是れ皆、自らの疑惑の過に由りて辺胎に墮すなり次上卅二紙の處に亦た之れを弁す。合せ見よ。

●或百由旬等とは、疑に輕重有り。所居をして大小有らしむることを致すなり。「或」の字ニテ二三由旬有ること、心に知るべし。

●如切利天上とは、是れ分喩なり。

何因何縁とは、性相の意は因親疎縁ナレども、爰は因に由り縁に由る。俱に由と見るべし。

●胎生化生とは、上の文の所説の凡夫往生に総じて二類有り。一には、三輩は信心往生、即ち勸る所なり。

二には、辺地は疑惑往生、是れ誠むる所なり。阿難、已に、彼の二類を見ると曰う。弥勒は亦た二類の因縁

を問う。然るに胎生とは、次上の第四問の「彼国人民」等の文を指す。是れ即ち辺地なり。辺地往生は「54a」実に化生なりと雖も、疑惑の過に由りて久しく闇に住す。故に毀りて胎生と名づく。化生と言うは第三問の「彼国人民乗百千由旬」等の文を指す。即ち是れ三輩なり。三輩生の人は五智を信するが故に、華内に在りと雖も、闇に処せざるが故に胎と名づけず已上『鈔』88。

●以疑惑心とは、此れは機を疑う惑なり。若し仏を疑う惑は一向に生ぜざるなり。此の機は自の妄念に依りて、自の罪障を疑うアマリ、ワルサニ往生もイカガト疑いて暫く念仏を止むる等なり。此の如くの疑惑の人は中悔スレども、亦た思うに、三惡道もオソロシキ故に、復た立ち還りて修する類なり。

イツマデモ修すると云わば、信の方なり。凡そ此の疑の起くる事は自身の勤を以ちて往生ズルト思う故に疑も生ズルことなり。自身の力を以ちて生ズルトナラバ、縦使い自身を断つ事、分分段段に、日日、百年を尽すホドノ勤苦スルとも、生ズルことハ絶えて能わざる事なり。既に実報生なるが故に。然るに称名ニテ生ズルト云うハ、唯、仏願力に乗じて往生はスルことなり。

●願生彼国とは、澄円の云わく、「疑心往生は余経に説かず、他宗に談せず。唯、弥陀尊のみ不共別門にして信者を救い、疑者をも撰す。故に超勝の名有り誰れか仰頼せざらん89」と

●不了仏智等とは、已下は別して弥陀の五智を明す。「不了」とは、謂わく、阿弥陀如来には不可思議神力有りて、其の大願、大業、大力、能く凡夫を撰して往生サセシメ給う事を解せざるを不了と云うなり。此れ疑惑して信忍すること能わず、故に不了と云う。了は決なり、恵なり。然るに今了と云うは、信了を謂う。

是れ信解なり。言うところは、今、仏智等を一一に学解して悟了するには非ず。只、解了にして不思議の願力、衆生を摂すると、心に合点スルマデなり。是れ信解の分齊にて、唯、凡心を以ちて仏力の不思議ナルことヲ思量スルヲ了と云うなり。「仏智」とは二転の妙果の中には菩提の智なり。此に諸師の異解有り。曇鸞、淨影、法位、元暁は仏智を總とす。余の四を別とす。然るに別の中に於きて、法位、元暁、及び憬興は今の四智を大円等の四智に配当す。中に於きて亦た興師は、総別の義を破して別立して『仏地經』の中の五法に配釈す。又た鸞師、影師は四智に配さず。但、「仏智は四智の総智、四智の仏智の所開なり」と。今は鸞師に依る。宗の高祖なるが故に。諸師、多く鸞師の義に朋なり。今、言うところは、仏智は総智、総智は四智の智を統ぶ。即ち仏所得の仏果の智なり。之れを分くれば、四智と為るなり。然るに此の仏智は浄土の本源なり。故に『論』には「一法句〔877〕」ト説キ、元祖大師は「他力の実体〔882〕」と云う意の云わく、仏智は權実二智の総

智、説きて權焉実焉と云うべからず。強いて之れを論ず。弥陀の実智なり。四智は他力の化用。仏智の開く所にして乃ち權智なり。又た、『鈔』に云わく、「知るべし。鸞師亦た聖典に契つことを〔883〕」。有るが云わく、問う。何を以ちて鸞師、四智に配せず。釈義、聖典に契わんや。答う。四智・五智は諸仏の通総なり。今『經』の五智は、他力の体用なれば、五智即ち名号にして、各々の五智に非ず。亦た是れ通総に非ず。又た諸經論の四智・五智は今『經』所説の五智所具なり。今『經』の仏智は能具なり。何んぞ能具を以ちて所具に配せんや。又た諸師、四智五智に配するときは、何も性相各論なり。先づ四智を『唯識論』に依る者、彼れ既に性相別なり當途の如し。又た、『仏地經』『仏地論』に依らば、彼れ亦た、性相別なり。謂わく、彼の清浄法界智は、是れ所依性にして理即ち智なれども、性宗の如く歸入を許さず、体凝然なり。四智は是れ能依なること明す。何ぞ性相不離權実相即の五智に配するや。上来の三義は『弁事』作者の解因を今、茲に記す〔884〕

弁事』七卷、廿紙 [870]。今、云わく、清淨法界は、問う、理智の中には、何ぞや。答う、相宗の意は理なり。然るに興師は仏智を以ちて彼に配するなり。是れ智性なるが故に、理を呼んで、智と名づく。例せば、『楞伽經』の中には識性を兼説して八九種種識 [871] と釈するが如し、若し性宗に拠らば、理全智なり。故に法界体性智と云う。是の故に梁の『撰論』十卷、四紙に云わく、「釈して云わく、真如は一切法の中に於きて、最勝たり。真如を緣するに由るて無分別智を起す。是れ真如の所流なり [872]」 [白上] 『要集記』八卷、卅一紙、『指麾抄』廿四卷、四十八紙、『本書』下末、卅五紙、并に今の『見聞』七卷、四十二紙 [873]、合わせ見れば。又た若し密家の意に依りて之れを解せば、『秘藏記』上、五紙、法界体性智を釈して云わく、「三密差別、數、利塵に過ぐ。之れを法界と名づく。諸法の所依なり。故に体と曰う。法然不壞なるが故に名づけて性と為す。決断分明なり。以ちて智と為すことを得 [874]」 [白上]。

● **不思議智とは、不可思不可議智と言う事なり。因位の可思可議に非ず。** 仏果の上の智は、心念を以ちて、慮んばかること能わず。言量を以ちても議すること能わず。『略論』『科註』十五紙に曰わく、「仏の智力は、能く少を以ちて多とす六字の少、多善と作し、多を以ちて少とす多罪、一念の為に滅せらる、近を以ちて遠とす下中品、獄火の近、化

去りて遠たり、遠を以ちて近とす十萬億刹の遠、刹那に即ち至る、輕を以ちて重とす称名 [515b] 輕に似る。功德、最も重し、重を以ちて輕とす重罪即ち滅す。業繫たらず、長をもちて短とす遠劫流転の長き、一生解脱の短き、短を以ちて長とす凡夫壽命、短し。壽命無量、長し、是の如き等の仏智、無量無辺不可思議なり [875]。今、云わく、是れ皆、阿弥陀如来正覺の智の所為なり。

● **不可称智とは、『略論』に曰わく、「仏智は稱謂を絶す。相い相待するに非ず [876]」** 已上。今、云わく、総の名は、必ず相待す。不覺に待して、覺と名づく。然るに、此の智、玄かに稱説を絶す。相待有ること無し。故に名号を念じて往生を得。阿弥陀の名、稱説すべからず。故に「不可称智」と云う。

● **大乘仏智とは、『略論』に曰わく、「法として知りたまわずということ無く、煩惱として断せずということ無く、善として備らずということ無く、衆生として度せずということ無し [877]」** 已上。今、云わく、此の智力、広く悲智を含みて、大いに衆生を運載す。譬え

ば、大車の如く、亦た大船の如し。一切善惡の凡夫、悉く大船に乗じて、生死海を渡り、五乗、齊しく大車に載せて、揀むこと無し。故に大乘広智と云う。乗とは運載の義なり。

●無等無倫最上勝智とは、『略論』に曰わく、「凡夫の智は、虚妄なり。仏智は、如実なり。虚・実、玄かに殊なり。理、等を得ること無し。故に無等と云う。声聞・辟支仏は、所知有らんと欲すれば、入定して、方に知る。出定しては知らず。又た、知れども亦た、限り有り。仏は如実三昧を得。常に深定に在りて、徧く万法の二と無二を照したまう。深法、倫に非ず。故に無倫と云う。八地已上の菩薩は、報生三昧を得、用ちて出入無しと雖も、而も、習氣の微熏ありて、三昧、極めて明淨ならず。仏智に形待するに、猶お有上とす。仏は、智斷具足して、法の如く照す。法無量[516a] 故に照も亦た、無量なり。譬えば、函、大なれば、蓋も亦た大なるが如し。故に最上と言うなり[878] 已上。今、云わく、此の二句、亦た展転して、義

を成す。謂わく、仏智は等しき者無きを以ちての故に、無倫なり。無倫を以ちての故に最上勝なり。亦た、最上の勝を以ちての故に無倫なり。無倫を以ちての故に無等なり。爾るに、此の智力、実に玄絶にして、因人智に超えたり。信行すれば、必ず得生するのみ上來『略論』及び『捨因記』中、十八紙[878]の意。鈔主の云わく、「要を取りて之れを言わば、邪思惟を起こして仏に度生の神力有ることを信ぜず。是の故に疑いて云わく、称名、徳無し。礼讚・觀察・帰依・供養・亦復た是の如し。是れを不了と名づく[878]と已上。然れば、縦い、一文不知の者も、仏本願に乗じて、決定して往生すと信ず。是れ、此の智を了する者なり。サレバ、我等アシキトテモ、必ず疑うべからず。ヨキトテモ亦た、誇るべからず。皆、是れ、仏智不可思議神力の所為なり。

●疑惑不信とは、「疑惑、一に非ず。具には『略論』の如し[878]。夫れ、本願の秘術、衆生を摂化したまう。亡慮すべて、此の智の作用に非ざること無し。是の故に、疑途、復た万轍と雖も、畢竟、此の智を了せざるに非

ざること無し。今且く、鎮西所述の四種の疑心を挙出す〔88〕。所謂、破戒の故に疑う。散心の故に疑う。造罪の故に疑う。又た、愚魯の男女、願・非願を弁せず、五智の名字をも知らず。此の輩の、猶予も、亦た、此の智を疑うに非ざること無しなり。抑そも、上来の五智は、我門の要義なり。請う、学者、其れ、審らかに

思え〔89〕。已上〔合讀〕。今、云わく、此の四種の疑、不思議智を疑うに過ぎず、其の疑相、『探要記』に出だすが如し。第十四卷上紙。不思議智を疑うの相を釈して云わく、「吾れは是れ流転生〔516〕死の凡夫。無始の罪業、勝えて言うべからず。如何ぞ、一生已来の修福をもちて、輒く滅除することを得て、浄土に生ずべき〔90〕」。又た、十七紙云わく、「余の三智は、邪惠の

者の作なり。頑愚の疑には非ず。故に且く一を示す。

五智を疑う相は、『略論』の解及び憬興等の如し〔91〕と。

●然猶信罪福とは、「是れ智を疑うと雖も、猶お、罪は悪道に墮し、福は善処に生ずることを信ず。因果を撥せず。故に復た善を修して往生を願するなり。其の

復た善を修して往生を願することは、即ち智を信するなり。是れ、則ち次の如く、『覺経』に所謂、〈暫不信暫信〔92〕の相なり〉。已上〔合讀〕〔93〕。今、云わく、『探要記』十四十七左に云わく、具には『伝通記』〔定記〕一卷五十四紙〔94〕の中に『覺経』等を引きて疑心の者の往生の義を解するが如し〔95〕。

●修習善本とは、念仏及び諸行に通ずべし。『鈔』四十七紙に云わく、「謂わく、智を疑う時、仏の神力、衆生を度することをが故に、念仏諸行、俱に修すべからず。罪福を信する日、仏力を信する故に其の性習に隨いて、何の行を修すべき。但し諸もろの人師、同じく称名に約して疑相を積することは、且く要行に従う。

余行を遮するに非ず〔96〕云云。今、云わく、諸師は五智は即名号と。謂わく、名号を信すれば、五智を了するに当たる。鈔主五十二紙左は、五智は総して度生の神力と判ず。謂わく、「仏に度生の神力有ることを信じて称名帰依すれば、五智を了するに当たる」〔97〕と〔名義弁事〕七卷の十九紙の意〔98〕。『探要記』十四十七に云わく、

「所修、念仏の一善に局らず。異訳の經の中に、泛く布施持戒等の善を明せり。彼の『略論』は[88]、且く、要行に就きて唯、念仏を挙げ[89]」已上。

●此諸衆生等とは、已下は疑惑者の往生を明す。此れ自ら疑惑して自ら含華するなり。

●生 [517a] 彼宮殿とは、信福の果なり。

●寿五百歳とは、『覺經』三卷、九紙に曰わく、「是の間の五百歳[88]」と。興師の云わく、「此の方の年数なり。故に余本、皆、是の間に於きて五百歳と云うなり[89]」。

●常不見仏等とは、疑惑の果なり。修因の昔、信疑、相い雜わる故に、得果の今、純淨を得ず。

●若有衆生等とは、已下は信者の往生を明す。即ち三輩生なり。此れ皆、化生なり。化生なりと雖も、流轉の化生に非ず。無而忽有の故に、且く化生と言うなり。

●明信等とは、問う。如上の五智は甚深難解なり。淺識下愚、奈何ぞ明かに信ぜん。答う。設い如來の五智を解信せずとも、単に仏の度生の神力有ることを信

じて、疑わず、称念帰依し、善を修し、往生を願う者、亦た、了智に同じ。故に明信と云う。今、云わく、「論註」下、四紙に曰わく、「彼の無碍光如來の名号は、能

く衆生の一切の無明を破し、能く衆生の一切の志願を満す。然るに称名憶念するも而も無明、由お在りて所願を満さざる者有り。何者、如実に修行せずして、名義と相應せざるに由るが故なり。云何なるをか如実に修行せずして名義と相應せずとす。謂わく、如來は是れ実相身、是れ為物身なりと知らざればなり[88]」已上。『記』四九紙に云わく、「実相身とは、是れ理仏に非ず。無碍光の体を名づけて実相と曰う。迷虚に対するを以ちてなり。為物身とは、阿弥陀仏の大悲摂物、之れを為物と謂う。実相は是れ義、為物は是れ名なり。若し、夫れ愚鈍の行者、仏に威力有ることを信ずれば、即ち実相身を知るなり。大悲摂物を信せば、即ち為物身を知るなり[89]」取意。

●作諸功德とは、[517b] 念仏及び諸余の善に通ず。

●自然化生とは、是れ三輩の中の上機、九品の中の

上々品を挙ぐるなり。中下輩及び上中品已下、亦た含華有りと雖も、今は只、疑惑の含華を説くに對する前なるが故に、故らに上輩及び上々品の機を挙げて信者を欣わしむ。其の中下輩及び上中品已下は、華開已後の得益なり。『經』の「須臾之頃」の文、蓋し此の意を顯すのみ。

●如諸菩薩とは、旧住の菩薩を指すなり。菩薩を挙げて信者の往生に同ぜしむ。

復次慈氏等とは、已下は勝劣を挙げて勸め玉ウなり。

●諸大菩薩とは、応に広く地前・地上に通ずべし。今、菩薩の化生を挙ぐることは、三輩も亦た同じく化生なるが故に、之れを挙げて三輩の人の勝るることを知らしむなり。

●及諸菩薩とは、仏及び諸菩薩と有るべし。仏の字を加えて見るべし。斯の文は、局りて此れ所供養。故に当卷五、大聖往詣の下の文、併せ見るべし。

●命終得生とは、地前の菩薩は必ず命終すべし。地上は不定なり。或いは直に往詣する有り。十方往詣の

如し。或いは命終する有り。竜樹等の如し。今は、且く命終を取りて化生の義を成ずるのみ。若し地上に約せば、今は七地已前、悲増菩薩に約す。智増の菩薩は、初地従り直に変易身を受くる故に。悲増の菩薩は初地従り七地に至るまで、分段生を受くるなり。護法の正義は、智増菩薩は七地の時、命終せずして転じて直ちに變易身をかけて淨土に生ずるなり。但し、今は命終すべき菩薩に約す。此の義、性相の論判、地「518a」上に就きて此の二類有るなり。

●彌勒当知等とは、是れ、聖を引きて以ちて凡夫の化生をして殊勝ならしむ。故に「彌勒当知」と云う。「化生の勝を歎するに、此に三義有り。一に云わく、是れ凡夫の化生を歎す。凡夫、華中に化生する所以は、彼の化生する者は是れ凡夫なりと雖も、大菩薩の如く、智惠勝るるが故に。仏智を信するは、智の用なるが故に。一に云わく、是れ菩薩の化生を歎す。彼の大菩薩、化生を受くる所以は、智惠勝るるが故に。如来内証の智徳を解了するは、是れ智の能なるが故に、彼の菩薩

の如く、凡夫の化生も亦復、是の如く、智恵有るが故に、自然に化生す。一に云わく、凡聖を論ぜず、総じて化生を讚す。問う。九品の化生に華合の障有るが如く、大菩薩の化生も亦た華合有りや。答う。華合の障無し。然る所以は、只、華上に生ず。上品の人すら猶お須臾に華、開く。況や又た、大菩薩をや〔901〕上乗、

「鈔」の意。

●皆無智恵とは、仏智を了せず、疑惑有るが故に。誠に往生浄土は、唯、信の一法大事のみ。

●菩薩法式とは、上求下化、之れを法式と謂う。之れを知らざるが故に、六度を行ぜず。故に「不得修習功德」といふ。六度の行を名づけて功德とす。『宝積經』

下、十六紙に云わく、「菩薩の威儀法則を知らず〔902〕」已上と。

今、云わく、若し華中より出づれば、則ち積累徳本なれども、今、胎中に在り。故に爾すること能わざるなり。

仏語弥勒等とは、已下は如来、喩に寄せて胎生の過を説きたまう。夫れ、往生を障うる、只、是れ疑惑なり。

是の故に如来、喩を設けて丁寧に勸誡あり。此の一段、前後の文、能く能く〔910〕思熟せよ。願生浄土の人は一念の疑惑も生ずること勿れ。実に三心は至要なることなり。行者、其れ之れを思ふべし。

●張設牀帳とは、「張」は『彙』に「弓弦を施くなり。又た、開なり、設なり。又た、陳設なり〔903〕」。「設」は『彙』に「置なり、陳なり、張施なり〔904〕」。「牀」は床と同じ。『彙』に「臥榻なり〔905〕」。「説文」に「身の坐を安ずる者なり〔906〕」。「通俗文」に「三尺五を榻板と曰う。独坐を秤と曰う。八尺を牀と曰う〔907〕」。「帳」は『彙』に「幃なり、帷なり、幕なり〔908〕」。「説文」に云わく、「張なり〔909〕」。「釈名」にも「張なり〔910〕」と。床上に施くなり。

●懸諸繪幡とは、此は柱カクシノ類なり。

●諸小王子とは、是れ千子の中の小王子なり。「内」とは、『彙』に「入なり〔911〕」。又た、古、納の字に作る。『孟子』「万章」上、第五卷、十八紙に曰わく、「已れ推して之れを溝中に内るが若し〔912〕」『集註』に「内、音、納〔913〕」と。

『論語』「堯曰篇」、第十卷、十五に曰わく、「出納の吝なる、之れを有司と謂う」[914]。

●繫以金鎖とは、『玉積経』下、十六紙に曰わく、「閻浮の金の鎖を以ちて其の両足を繋ぐ」[915]。

●牀褥とは、「褥」は『彙』に、「音、肉、藉なり」[916]。

『増韻』に「襦褥なり」[917]。『切韻』に曰わく、「曹憲曰わく、蓐は厚なり」[918]。按ずるに、臥す所と蓐を謂う。今、亦た褥に作る。武玄之が曰わく、「衣なり」[919]。『玉篇』に「氈褥なり」[920]。『大部補注』に云わく、「蓐とは、華氈の類なり」[921]。

●於意云何とは、弥勒の意を指して言うなり。

●寧とは、猶お若のごとし。今は若しノ意に見ルベシ。

●求諸大力とは、言うところは有力威勢の人に頼みて彼の宮室を出でんことを求むなり。『無量寿会』下、十六紙に云わく、「常に解脱を思い諸もろの親識、居士、宰官、長者、近臣に求む」[922]。

●亦復如是とは、合譬の文なるが故に。

●以疑惑仏智故とは、得罪王に合す。

●生彼宮殿とは、内宮中に合す。

●無 [519a] 有刑罰等とは、無之少に合す。

●不見三宝とは、繫金鎖に合す。

●不得供養とは、仏を供養して、の意なり。

●以此為苦とは、此れ苦しみ有りと為すことは、胎生を化生に望めて且く名づけて苦とす。例せば、下智証を上智証に望みて苦とするが如し。名づけて苦とすと雖も、是れ苦受には非ざるなり。

●雖有余樂とは、供給飲食衣服牀褥華香伎樂に合す。

●猶不樂被処とは、蜜樂彼に合す。言うところは、華中に住著せざるなり。然れども文に合せざる有り。今、試みに之れを合せば、転輪聖王を弥陀仏に譬え、別有宮室は三輩の外に別に辺地有るに譬うるなり。種種莊嚴は、辺地の相に譬え、諸小王子は疑惑の人に譬う上

来 合譬 皆「鈔」の意 [923]。

●若此衆生等とは、自下は重ねて上の猶不樂彼処の意を宣説したまうなり。

●識其本罪等とは、仏の五智を疑う。之れを本罪と謂

う。十悪等には非ざるなり。厭離の心を生ず。之れを

悔責と謂う。悪作の心には非ざるなり。『正理論』に
準ずるに、厭欣は唯、是れ善の心所なるが故に『鈔』当

卷、三紙左「光記」を引く処〔8〕、往きて見よ。今、云わく悔責は

元來悪作なり。爾れば爰も悪作かと云うに、諸仏浄土
に悪作無シト云うが故に悪作に非ず。只、是れ善と相
応する厭離の心なり。問う。悔責を起こすは、彼の胎
生に於きて是れ始めの心とやせん。將た終わりの心と
やせん。答う。今、文勢を看るときは、五百歳の終に

宿障微薄にして其の本罪を識る。而して、悔責を生じ、
悔責に依るが故に、障、尽きて、即ち仏所に到ること
を得る。即得の言の表する所、応に是れ終心なるべき
が故に。『略論』に云わく、「五百年の末に方に罪を識
りて悔いるのみ〔9〕」。又た、必ずしも五〔10〕百
歳の終に局らず。故に嘉祥の云わく、「深自悔責とは、
必ずしも一種ならず、若し能く悔いれば即ち出づ。悔
いざれば、必ず五百歳を満たすこと明す〔11〕」已上。
● 弥勒当知とは、得失、既に分かルルカラハ、汝、当

に知るべし、と云う意なり。

● 菩薩生疑惑者とは、菩薩、何ぞ疑惑を生ぜん。今は
大乘の凡夫を菩薩と名づく。大乘心を生じて浄土に
願生する者は、モハヤ菩薩ナルガ故なり。又た、文面
に約して之れを言わば、或いは是れ縦説ならん。謂わ
く、菩薩すら尚お、疑惑を生ず。況や凡夫をや。是の
故に当に明かに諸仏の無上智慧を信ずべし。若し菩薩
なりとも疑惑を生ぜば、大利を失せりとす。但し、後
義、宜きか。

● 為失大利とは、三宝を見ざるを「失大利」と名づく。
胎生の過なるが故に、念仏を大利と為すが如きには非
ずなり。『千手経』に云わく、「若し此の陀羅尼に於き
て、疑を生じて信ぜざる者は、当に知るべし、其の人
は、永く大利を失し、百千万劫の中に悪趣に論転して
出期有ること無く、常に仏を見ず、法を聞かず、僧を
觀ざらん〔12〕」已上。即ち其の例なり。

● 明信諸仏等とは、意、弥陀を指す。仏平等なり。
故に今、「諸仏」と曰う。『觀經』に「諸仏如来是法界

身^{〔32〕}と説くが如し。又た、通別か。

彌勒菩薩等とは、已下、菩薩の往生を挙げ、凡夫を勧めしめたまうなり。

●於此世界は、此の娑婆を指す。即ち、三千大千世界百億の須弥の南方なり。是れ、釈迦一仏の所化に限る。前仏後仏の所化を論ずるに非ず。「六十七億」とは、『覺經』^{四卷、十五紙に「七百二十億〔32〕」}と云う『天阿弥陀經』^{下、三十紙〔30〕、之と同じ。『宝積經』下、十七紙に「七十二億〔31〕」}と云う。『莊嚴經』^{下、九紙に「七十二俱胝那由他〔32〕」}と説く。訳人の見別、和会すべからず。下、皆、之れに倣え。

●不退菩薩等とは、広く三賢已上の、位・行・念の三不退を指すなり。問う。若し爾らば、何ぞ「次如彌勒」と云うや。彌勒は応に是れ十地の満なるべし。故に「次如」は、応に是れ隣次の義なるべき故に。答う。且く上位を挙げて下位を損すなり。今、云わく、言うところは、彌勒は是れ、等覺なり。等覺ホドニハアラザレども、其の次の上位の菩薩達と云うことなり。故

に「次」と曰う。問う。不退の菩薩、彼土に往生す

る、何意有りや。答う。若し仏に約せば、本願有るが故に。『宝積經』^{下、廿紙十四仏国の往生を説き已り}

て云わく、「彼の無量寿仏、昔し菩薩の道を行ぜし時、有情を成就す。悉く皆、当に極樂世界に生ずべし。儔昔、発す所の思願を憶念するに、皆、成満することを得る〔33〕」と已上。此の中に亦た撰菩薩の願、有るが故に。若し機に約せば、此れ応に自熟・熟他・本縁の三義有るべし。自熟とは、『大論』^{卅八卷、廿五紙に云うが}如し。「問うて曰わく、菩薩の法、応に衆生を度すべし。何を以ちてか但、清淨無量寿仏の世界の中に至る。答えて曰わく、菩薩に二種有り。一には慈悲心有りて多く衆生の為にす。二には多く諸仏の功德を集む。諸仏の功德を集むることを樂う者は、一乗清淨の無量寿世界に至る。多く衆生の為にする者は、仏法僧無き処に至る〔33〕」と已上。今、彼に生ずる者は第二、是れなり。又た『論註』に云わく、「此の菩薩、安樂淨土に願生す。即ち阿弥陀仏を見たてまつる時、地上の諸菩薩と畢竟

して、身、等しく、法、等し。竜樹菩薩・婆敷槃頭菩薩の輩〔320a〕、彼に願生するは、当に此れが為なるべきのみ〔38〕。熟他とは、『法華玄義』六の二卷、九紙に云わく、「応身、生を受くるに其の意、三有り。一に熟他の為。二に自熟の為。三に本縁の為。一に熟他とは、只、業生の為、善根微弱にして自ら発すること能わず。諸の菩薩等、先に得度すと雖も、彼の迷闇を啓みて、慈力、応を起して二十五有に入りて、導師と為り、諸もろの実行を引きて仏前に向わしむ。二に自成の為に來たるとは、法身の菩薩、道に進むこと定無し。或いは生身に從いて道に進み、或いは法身に從いて道に進む。三に本縁の為に牽かるとは、本は此の仏に從いて初めて道心を発せば、亦た此の仏に從いて不退の地に住す。仏、尚お自ら分段に入りて仏事を施作す。有縁の者、何ぞ來ららざることを得ん〔39b〕」。此に此の説に準じて今の三義を知るべし上〔40a〕〔40b〕。

●諸小行菩薩とは、十信の菩薩を名づけて小行とす。不退に対するが故に。『覺經』に云うが如し。「阿惟越

致の菩薩」、「其の余の諸菩薩〔38c〕」と。既に其の余と云う。且た下の文に準ずるに、三賢已上不退の菩薩を大菩薩と云う。明らかに知りぬ、退位十信の菩薩を名づけて小行とす。

●少功德者とは、地前薄地の微善及び、今日邪定聚の凡夫の善までを指して小功德と言ふ。經文に、「小行菩薩及び小功德者」と言うが故に探要記十四卷、二紙に云わく、「大小の菩薩を除きての外の凡夫所修を皆、小福と名づく〔39c〕」と。又た、感師の意群疑七卷、二紙に云わく、「数、少きを小と云う。謂わく、唯、念仏にして余善無きが故に〔39d〕」。若し此の義に準ぜば、縦い余行と雖も、唯、一行ならば此の中に収むべきか。問う。今は菩薩を撰す。何ぞ下凡を交えん。答う。是れ因明なり。

●我刹と〔320b〕は、刹は梵語、具には刹摩と云う。此には土田と翻す。クニト訓ズレバ国土の事なり。

●他方仏土等とは、他方の仏土の菩薩等も亦復た、是の如く言う事なり。

●其第一仏等とは、「問う。十三の次第は諸仏出世の

前後に約すとやせん、將た方に約すとやせん。答う。

此の義知り難し。『宝積經』の下、十七紙中に、東北方の宝蔵仏と云うと雖も、而も余仏に於きて未だ方処を説かず^{〔三〕}。其の文、猶お聞し。又た出世の前後、未だ文証を得ず。豈に輒く定めんや。若し是れ数を挙げんと欲して一二と説きたまうか^{〔四〕}。今、云わく、強いて意、有るに非ず。只、是れ列の次第、乱れざらしめん為の故に第一・第二と曰う。鈔主の義、甘心スベシ。

●名曰遠照とは、已下の仏号及び菩薩の数、諸釈、同じからず。然るに、『大阿弥陀經』に仏名、梵を存ず。余訳は皆、漢なり。知らんと欲せば、經を閲せよ。

●皆当とは、是れ当生を挙げて已今の往生を知らしむるなり。

●其第十二仏等とは、問う。第十二に於きて、菩薩の徳を嘆ず。何意有りや。答う。彼の土の菩薩所修の徳行、余土に勝るが故に。『宝積經』下、十八紙に云わく、「勝華如来の國中従り、五百の菩薩有りて、大精進を

具し、一乘を發趣し、七日の中に於きて、能く衆生を

して百千億耶由他劫の生死の流転を離れしむ。彼等も亦た、当に極樂界に生ずべし^{〔五〕}。已上。之れに準じて今を解するに、「皆不退転」已下は自行の勝を明す。中に於きて「智恵勇猛」は智徳、「供養諸仏」は福德なり。「於七日」已下は化他勝を明す。此に二義有り。初義は化他なり。謂わく大士の所修は利物を懷と為す。利物不退なる、之れを堅固と謂う。此の義のトキハ百千億劫を撰取す。大士、修する所の堅固の法なりと点す。乃ち百千億劫流転の衆生と見るなり。後の義は自行超越を説く。謂わく、文に百千億劫に、大士、修する所の堅固の法を撰取すと言ふ。是れ其の意なり。此の義のトキハ、「皆不退転」已下の文勢、自他を分つべからざるなり。例せば釈迦の九劫を超越したまうが如し^{此のときハ印板の点なり}。但し二義の中には後義、宜しきか。又た玄忠の『讚』に曰わく「十方仏土菩薩衆、及び諸比丘、安樂に生ずるもの、無量無數にして計るべからず。已生今生當も亦た然なり。皆、曾

し無量の仏を供養し、百千堅固の法を撰取す。是の如くの大士悉く往生したまえり。是の故に阿弥陀を頂礼したてまつる〔四四〕と、此の讚説に依るに、一仏土の菩薩の徳を挙げて余の仏土の菩薩の徳を顕すなり。又た『経』は当生を説き、『讚』は已今に通ず。此は是れ、『宝積』に下、十八紙「若已到今到当到〔四五〕」と説くが故に。

●大菩薩衆とは、三賢已上、不退の大士なり

●諸小菩薩とは、十信退位なり。問う。十二仏国の中に何ぞ小菩薩等を挙げざる。答う。十四仏国中の初後に之れを挙げて中間を知らしむなり。

●及比丘等とは、比丘等の四衆と言う事なり。

●十四仏国中とは、釈迦所領の土を加えて、十四仏国と云う〔要集記〕八巻、八紙に云わく、「此の国を加るが故に〔四六〕」。

●我但説等とは、「但」の字の意、は余法を説かざるの義なり。言は但、往生者の名のみを説くに、昼夜一劫すとも尚お竟ること能わず。名号とは、上の第一遠照等の如き名号なり。

●昼夜一劫等とは、『宝積経』下、十八紙に曰わく、「阿逸多、

我れ若し具に諸方の菩薩の極樂界に生ずることを説かんに、若しくは已に到り今到り当に到りて、為に無量寿仏等を供養、礼拝、瞻仰する者、但、其の名を説かんに、劫を窮むとも、尽きざらん〔四七〕」と已上。是れ則ち世尊、往生の者、多きことを指示して、聞者をして欣求の心を増すなり興師〔四八〕の意なり。十方仏土中唯有往生法とは、其れ亦た斯の謂いか合讃師の解〔四九〕。

●略説之耳とは、劫を窮むれども尽きざるに、我れ今、汝が為に之れを説くこと、実に九牛の一毛、巨海の一滴の如し。故に「略説之耳」と曰う。上来、斯に至りて、先づ、此の『無量寿経』は畢りぬ。

仏語弥勒等とは、上来は正宗、已下は流通なり。上来、万行往生を説くと雖も、仏の本願に望むれば、意、衆生をして一向に専ら弥陀仏の名を称しむるに在り。故に但、称名の一行を流通したまうなり。然るに、二仏各おの、随自・随他の二意有り。弥陀随他の前には、撰機の願有り。随自の時、諸行を廢して念仏を取る。釈迦も亦た爾り。随他の前には、且く機の樂欲に随い

て、諸行を説きたまうと雖も、随自の時は、唯、念仏の一行を説きたまう。上には、一向と説き、斯に至りて、彼の仏名号と言いて、余事を説かず。爾らば、經文の始終、合して本意を顕わす。サレバ此の『經』上・

下兩卷の体は、念仏なり。是の故に、今、流通に至りて、本意とする所の一向専念の称名を以ちて、弥勒に流通したまうなり。元祖『天経』の云わく、「助念及び諸行を廢して、但念仏を明すとは、謂わく、第十八願及び成就の文に於きては、但念仏往生を明し、来迎等の願及び、『52a』三輩の文には、助念往生・諸行往生を明す。此れに由りて、諸もろの往生の行を修する者、疑を懷きて決し難し。故に、流通に至りて、則ち助念・諸行の二門を廢して、但念仏往生を明すなり」[52b]「鈔」に、此の処に於きて今『經』付属有無の問答有り[52c]と雖も、次下、聞経得益の処に至りて、之れを弁すべし。

●**歡喜踊躍**とは、是れ安心なり。聞きて奉行し、心に法味を得。故に喜躍を生ず。上の『經』文に「信心歡喜乃至一念[52d]」と云う。以ちて知るべし。今、云わ

く、仏の名号を聞きて、順次の往生を遂げんと思わば、誠に歡喜踊躍スベキ事なり。按ずるに、歡喜踊躍の処には、必ず三心具足の義有るべし。其の三心具足従り、乃至一念と起行が発るべきなり。

●**乃至一念**とは、元祖『天経』に云わく、「一念を挙げて十念等に況すとは、謂わく、此の文、但、下品の一念往生を明すのみに非ず。兼て上中二品の往生を明す。当に知るべし。一念猶お往生す、況や十念おや。十念尚お往生す、況や多念おや。一日猶お往生す、況や七日おや。七日尚お往生す、況や一月おや。一月尚お往生す、況や一夏九旬おや。一夏尚お往生す、況や一年おや。一年尚お往生す、況や一生おや[52e]」。

●**為得大利**とは、『選択』に曰わく、「此の大利とは、是れ小利に対するの言なり。然れば則ち、菩提心等の諸行を以ちて小利と為し、乃至一念を以ちて大利と為す[52f]」已上。今、云わく、此の名号の体、万徳を即する故に、嘆じて、大利とす。当に知るべし。余善、皆、小利なることを。今の文の意の云わく、乃至一念

まで、既に無漏の報土に生ず。此れは是れ、大利を得たる人と知るべしと、弥勒に宣べ玉ウなり。夫れ、実には菩薩の修行地にて、『292b』之れを言わば、薄地の凡夫、進みて十信に入り、十千劫を逕て、十住の初住に至る。而して、初住自り一大阿僧祇劫を歴て十回向の終りに至り、而して、漸やく初地に至る。此の時、正に報土に生ずるなり。然るに、一世の称名にて、報土に生ずることを得るは、誠に謂いつべし、是れ大利なり。又た、無上功德なり。

●無上功德とは、『選択』に曰わく、「又た、無上功德とは、是れ有上に対するの言なり。余行を以ちて有上とす。念仏を以ちて無上とす〔291〕」已上。今、云わく、即ち是れ名の処に必ず義の功德有り。名体不離、名義具足して之れを得る故に、「則是具足無上功德」と曰う云云。合讚師、云わく、「上來は是れ浄土門の諸行に約して比論する所なり。『定善義』に曰わく、〈自余の衆行も是れ善と名づくとも雖も、若し念仏に比すれば全く比校に非ず〔295〕〉。或が曰わく、『選択大綱抄』中、廿四紙、華

嚴を解する者は、法界唯心を以ちて無上とす。般若を解する者は第一義空を以ちて無上とす。法華を解する者は十如実相を以ちて無上とす。涅槃を解する者は仏性常住を以ちて無上とす。各おの余法を以ちて有上とす。聖道、是の如し。浄土も亦た爾なり。浄土を解する者は本願称名を以ちて無上とす。自余の諸行を有上とす〔292〕〔293〕次下に釈して云わく、「聖道に亦た弥陀の念仏有り、浄土に亦た事理の観法有り。行体は互いに通ずとも雖も、妙解は宗に隨いて別なり。行は妙解に依りて改転するなり。然れば則ち、若し行体に約して求取せば、所廢の諸行、諸宗に互るべし。若し安心に約して求取せば、所廢の万行、唯、自宗に局すべし。

今は浄土心行相須に就きて廢立するが故に、只、浄土門の中の諸行に約して有上無上等を定判す〔290〕。『無上功德念仏奇特集』付録或同に云わく、『稱讚經』には不可思議功德名号と宣べたまえり。夫れ功德は大吉祥の〔292a〕義なり。梵語の室利を此に訳して功德トス。亦たは功祚とも吉祥とも翻す。祚も亦た吉祥の義なり。サレバ功德と吉祥とは梵音、互いに通ず。是の故に摩訶室利提婆訶を、新には大吉祥天女と翻し、旧には大功徳天と訳す。蒲州の『最勝祥疏』第五〔290〕

に見えたり。曼殊室利の新訳も抄吉祥と云い、旧翻には妙徳と云う。当に知ルベシ。功徳と吉祥、其の義、同じキコトヲ。然れば則ち、弥陀の名号は是れ不可思議の大吉祥、是れ無上の大吉祥ナルヲヤ。

●設有大火等とは、『仁王經』に曰わく、「劫火、洞然として、大千、俱に懷す。須弥・巨海、磨滅し余無し」と。即ち此の時を指して「大火充滿三千」等と曰う。謂わく、若し人有りて仏名を説くを聞かば、設い大火の三千世界に充滿すること有りともし、身命を惜しまず、直に透過して仏名を聞けとなり。是れは聞法の志、切なることを歎す。謂わく、劫火、三千を焼く。誰か烟を陵いで名を聞かん。仮令の語を設けて聞名の真要を顯す〔83〕『禮讚纂要』中之二卷、十紙。

●要當過此とは、大火充滿三千を指して「此」と曰う。
●聞是經法とは、「經法」とは此の『無量壽經』を指す。即ち仏名を聞くなり。爾るに『禮讚』に「直に過ぎて仏名を聞く〔83〕」と云う。今は能詮に従いて「聞經」と曰うなり。今、云わく、大利を得、無上功徳を具

する所の經なり。実に遇い難き經法なれば、必ず大火を過ぎて應に此の經を聞くべし、と。遇い難き現証は、我等、無始已來、是の經に遇わず。縦使い遇うと雖も、亦た信ぜざる故に、尚お、今日に至るまで、流轉相續せり。曾て此の經に遇へば、定めて得生淨土の人爲るべきか。其れ法師有りて若し此の經を説かば、要す當に〔83〕大火を過ぎて是の經法を聞くべしと言うの文なり。

●歡喜信樂とは、往生の安心なり。此れ、三心具足シタル質だの顯タルノミ。「信樂」とは深心の一を挙げ、て前後の二を撰するなり。

●受持読誦等とは、上の一句は安心、此の二句は起行なり。中に於きて「受持読誦」とは、能詮の教を持す。即ち読誦等なり。

●如説修行とは、所詮の行を修す。是れ弥陀の行なり。
●所以者何とは、意の云わく、此の法を聞くは、皆、因縁有るが故に。彼の大通智勝仏の十六王子、父に代りて法華を説きたまう。爾れ従り已來、五百塵点劫に

結縁するが故に聞法を得るが如し。

●多有菩薩等とは、「聖を挙げて凡を励ます。或いは設い菩薩と雖も、弥陀に縁無くば、則ち本願の深益を聞くべからざるなり。彼の菩薩、願生に自熟・熟他・本縁の三義有り。其の本縁に反りて今説を知るべし〔964〕」已上、「〔965〕」。今、云わく、今時、聖道の人、甚だ修行力有りて而も此の法を聞くことを樂わざる者有るが如し。此れは是れ、因縁無き故なり。

●聞此經者とは、此れ、經を聞きて即ち説の如く修行する者を言うなり。

●無上道とは、仏果なり。彼国に生ずれば則ち早作仏するが故なり。

●終不退転とは、問う。何が故ぞ往生彼国と云わざるや。答う。無上道に於きて退転せざること、往生に由る故に、其の所期を挙ぐるが故に、往生彼国と曰わす。今、云わく、「終不退転」の一句、最も甘心すべき事なり。若し、此の經を聞きて信樂受持し、説の如くに修行する者は、彼の国に生ずることを得て、無上道

に於きて終に退転せじ。然れば則ち、不退転と言うは、称念して一び生ずれば、〔924〕「長く三途人天に帰らず」と言う事なり。不退の位とマデハ云うベカラザレドモ、不退の徳を得ルカラハ、終には仏果を期す。爾れば我等、今日、一声称仏スルヨリ、無上菩提マデハ、終に退転せざるなり。実にタノモシキ事なり。

●専心信受持誦説行とは、言うところは多聞有りと雖も、若し修行せずんば不聞と等し。故に当に専心に受持し、如説に修行すべし。「説行」の二字、「説のごとく行ず」ト点ズベシ。

●仏言吾今とは、一本に「仏言」の二字無し。鈔主の所覽は二字無き本なり〔967〕。

●為諸衆生とは、聖道の網に漏れたる所の今日の衆生を云うなり。

●説此經法とは、正宗の説を指す。意の云わく、衆生の為の故に大悲本懷の此の經を説きたまう。

●令見等とは、阿難等の所見の依正を指す。

●所當為とは、是れ往生の心行なり。是れ即ち其の信

心を勧む。化生を受くるが故に、等しく※信者の往生を挙げ、疑者の往生を誡む。

●皆可求之とは、信を以ちて求むるなり。

●無得以我等とは、正く疑心を誡む。胎生を受くるが故に。已に胎化を見せしむ。豈に捨求せざらんや。今、云わく、滅度の後の衆生は、彼の胎化の土を見ざるが故に、尚お、更に之れを疑いて恐らくは心行を廢せん。是の故に殊に之れを誡むのみ。「無得」の二字、『鈔』には「不得」に作る^{〔98〕}。所覽の異りか。

●当来之世等とは、先づ三時の差別を弁じて、此の文を解せん。所謂、三時は即ち正・像・末なり。之れに就きて諸説不同なり。且く、一説に依るに正法五百年・像法千年・末法万年なり『玄記』二卷一紙^{〔99〕}。正・像・末を判するに即ち四説有り。其の釈、委悉なり。往きて見よ。[521b]『探要記』七卷、四十一紙に云わく、『月藏智度毘尼母』等には、如来正法五百年と明す。『天悲』及び『俱舍』等には、一千年と説く。『伝通記』に委細に分別するが如し^{〔98〕}。南岳の願文に準ずるに、初紙曰わく、「正法は甲戌年従り癸巳の年に至る。五百歳を足満して止住す。像法は、

甲午の歳従り癸酉年に至りて一千歳を足満して止住す。末法は、甲戌の年従り癸丑の年に至りて一万歳を足満して止住す。末法に入りて九千八百年を過ぎて後、月光菩薩、真丹国に出でて説法し大いに衆生を度するごと、五十二年を満じ入涅槃後、『首楞嚴經』『般舟三昧』、先づ滅して現ぜず。余経、次第に滅し、『無量寿經』のみ後に在り。百年住すことを得て、大いに衆生を度す^{〔98〕}。已上。但し此の願文の意は、世尊入滅八十歳にして、翌年八十二歳自り之れを取る。世尊入滅は壬申年なるが故に。又た、『統記』廿二卷、七紙^{〔99〕}、合わせ見よ。又た、教・行・証有るを名づけて正法とす。教有り、行有り、証無きは、像法なり。行・証無くして、但、教有るは、末法なり。此の三、皆、過ぐるを名づけて経道滅尽の世とす。然るに、経道滅尽に就きて法滅の時を判すること、諸師の異解なり。道綽・善導・淨影・慈恩・義寂及び法位等は、皆、末法万年と言ふ。憬・興の如きは、尊者慶友の説ける『法住記』に依りて、増劫七万歳の後を指す。扱、興師『婆文書』下、『法住記』に依りて、増劫七万歳の後を指すと言ふは、

『彼の記』に曰わく、「十六大阿羅漢、正法を護持して有情を饒益す。此の南瞻部州に至りて人寿極長より十歳に至りて刀兵劫起きて互いに相い誅戮す。仏法、爾の時、当に暫く滅没すべし。刀兵劫の後、人寿漸増して百歳の位に至りて此の州の人等、前の刀兵残害の苦悩を厭い、復た修善を樂う。〔52〕時に此の十六大阿羅漢、諸もろの眷属と与に復た人中に來。無上の正法を顯説して稱揚す。無量の衆を度し、其をして出家せしめ諸もろの有情の為に饒益の事を作す。是の如く乃至此洲の人、寿六万歳の時、無上の正法、世間に流行し、熾然として息むこと無し。後、人寿七万歳の時に至りて、無上の正法、方に永く滅没す〔53〕」已上。今

『引文私考』〔52〕の所引を写す。又た、『探要記』七卷、四十二紙、之れを引く〔53〕。但し、『群疑論』三卷、廿三紙〔54〕、、『決疑抄』三卷、十五紙所引〔55〕、彼の

記、前文なり。興師、此の説に依りて増劫七万歳の後を指す〔56〕と存し給うなり。然るに、感師、二家の義を引きて是非を判ぜず。各おの一義に拠る。並びに相違せず。但し、『西宗要口筆』下、七紙、「大師は、弥陀の垂迹、

慈恩は観音の化現、所解軽やかからず。以ちて依憑とす〔57〕」。宗家『礼讚』の云わく、「万年三宝滅此経住百年〔58〕」と。慈恩『西方要法』の云わく、「末法万年余教悉滅弥陀一教利物偏増〔59〕」。しかのみならず。『善見律』十八卷五紙に曰わく、「万年の後、経書、文字滅尽す。但、現に鬚頭袈裟有るのみ〔60〕」。問う。何を以ちて末法万年と定むことを得る。誰か知る、正法の滅する時。所依の『大経』に未だ末法の説有らず。九百年の世親論

『俱舍第九卷、次上五十三紙。『経道滅尽』の處、之れを引く。『鈔』は四十三紙〔61〕

に云わく、「既に知りぬ、如來の正法、寿、漸次に淪亡して喉に至るが如し〔62〕」と。故に経道滅尽は応に是れ正法滅なるべし。是こを以ちて同本異訳の『無量寿会』下、十九紙。に云わく、「若し來世、正法滅せんとする時に於きて、当に衆生有りて諸もろの善本を植えて能く是の如くの廣大の法門を得べし〔63〕」。又た『平等覚経』・『大阿弥陀経』に、同じく「我れ般泥洹し去りて後、経道留止すること千歳、千歳の後、経道断絶せん。我れ皆、慈哀して特に是の経法を留めて止

住すること百歳〔88〕と説けり。〔89〕此の如き現文、猶お像法に在り。豈に人師の情量に替らんや。答う。弥陀の教益、尤とも末法に在り。理・教、共に成ず。何ぞ初めに留めて末俗の衆をして苦海に沈ましめんや。異訳、正しからず。今に適いたるに非ず已上、要集記〔三卷、卅九紙〔88〕。指塵鈔九卷、廿紙〔88〕。及び今の鈔の意なり〔89〕。〕阿師、義を成して云わく、「若し彼經の千歳の後、經道断絶の文を以ちて正とすれば、千年已後、經道有るべからず。而るに今二千三百余歳、尚お經卷有り。何ぞ断絶と云わんや〔88〕」〔三藏義見聞六卷、卅二紙、尚お前後委釈有り。往きて見よ。〕『鈔』の意の云わく、抑そも法滅に暫滅・永滅有り。「今、道理を案するに、若し暫滅の後、此の經留らば、永滅の後も亦た之れを留むべし。諸余の經教、既に両度興る。濟凡の要法、何ぞ再び興らざらん。釈尊、濟凡の慈悲、永滅の後の衆生を捨つべからざる故に〔88〕」已上。阿師『直牒』に七卷云わく、「相伝に云わく、釈尊の遺教、二度び興り、二度び滅す。謂わく、阿難結集の色の經卷は、末法万年の後に滅し、羅漢伝

持の仏法は六万歳の末に滅す。二度の法滅に、淨教、各おの百年留ると意得れば、難無き事なり。感師、二義を引きて是非せざるは、恐らくは此の意を存するか〔90〕。但し羅漢伝持の法滅の後の百歳には、舍利と淨教と共に住すと見たり〔90〕。扱、「經道滅尽」とは、經と所説の道と俱に滅するが故に、道滅す。道は因なり。四乗の道、悉く滅すと。言うところは、聖道の經道、滅尽して余無しと。

●我以慈悲哀愍とは、釈尊の慈悲、殊に常没を愍む。

然るに常没の出離は但、往生に在り。往生の勝因、念仏に過ぎたるは無し。是の故に特り此の經を留めて百歳を利益す。即ち是れ釈尊出世の本懐なり。出世の本〔88〕懐は即ち是れ大悲本懐なり。記主の云わく〔決疑鈔三卷〕「小教は先に滅し、聖道は次に滅し、淨土は後に滅す。当に知るべし、此の經は終窮の極説なり。諸仏の大悲は重苦の者に於きてす。大悲の本懐、豈、此の教に非ざらんや〔89〕」已上。又た、鈔主の云わく、『涅槃經』に云わく、(譬えば一人に七子有り。是の

七子の中に一子病遇えり。父母の心、平等ならざるに非ず。然れども病子に於きて、心、則ち偏に多きが如し。如来も亦た爾なり〔選〕と曰上。釈尊慈父の大悲は偏に常没の病子を愍れむ。病子の出離、唯、往生に在り。往生の化道、此の經に於きて遂げたまう。濟凡の大悲、豈、遺る所有らんや。是こを以ちて『經』の始めに云わく、〈如来、無尽の大悲を以ちて三界を矜哀す。所以に世に出興して光ろく道教を闡き、群萌を拯けんと欲し、恵に眞実の利を以ちてす〉と。『經』の終に云わく、〈我、慈悲を以ちて哀愍して特に此の經を留む〉と。無尽の大悲と慈悲哀愍と同じく是れ子を念うの慈悲よりも甚だしなり。此の極悲を以ちて之れを説きて之れを留む。大悲の本懐、之れを以ちて知るべし〔98〕『選択大綱鈔』中、廿八紙。『聖西大意』初紙・四紙〔99〕、其の意、亦た同じ。

●特留此經とは、此れに就きて、經卷止住・念仏止住の二義の有り。俱に元祖の御義なり。初義の意は、『經』には「特留此經」と云う。釈には「此經住百年」

と云う。經釈共に同じく此の經と云う。故に『選択』に云わく、「念仏を留めんが為に殊に此の經を留む〔選〕」と。明らかに知りぬ、此の經卷を留むるは、念仏を留めんが為なり。經、若し留まらずんば、念仏何を以ちて留むることを得ん。故に經卷止住と云う「直標、師仰の義を止め、之れを証するに、『選択』篇目、特留念仏を標するに就きて、問答を施して、答の中の直釈を引き、經卷止住の証と爲す〔三云〕。今、私に按ずるに此の御答の釈、還りて念仏止住の証と爲すべし。經卷止住の証と成じ難し。既に經の所詮を積するが故に。然れば則ち『選択』の意、兩処の釈を以ちて經卷・念仏二義の止住、俱に其の意を含む。これを曰う。『私記』の意も亦た二義を含む、と。『選択』及び『私記』能く熟讀して其の意を得べし。又た『西宗要』の釈に至りて、其の義意、尚お分明なり。次下に之れを弁す。上來、愚案、是非を知らず。學者、思積すべし。又た一義の意は、其の實には念仏を留め、經道滅尽せんに、何ぞ此の『經』を漏らさん。此の『經』は滅すと雖ども、念仏の一行は人の口中に留めて住すること百歳たるべし。又た經卷、設い留むとも、誦持するの人ナシ。故に知りぬ、滅すべし。念仏は易行にして人口に留むるべし。元祖の云わく〔天經釈〕、「始皇の五經

を焼き、而も誦を失せずして、尚お人口に在り弥陀の

名を称すること以ちて之れを例すべし〔386〕と。是れ

を念仏止住と云う〔387〕秦始皇、書を焼き、儒を埋む。但、其の『毛詩』のみ人の

の口の中に留まる。『史記』始皇三十四年の記に、李斯、上書して云わく、「今の諸生、

今を師せず、古を学び、以ちて当世を非り、鬻旨を惑乱す。臣、史官に請うて、秦

記に非らざるを、皆、之れを焼く。天下に詩書百家の書を蔵むるもの有り、皆、守

尉に課す。之れを雑焼す。又た廬生俱生、謀りて曰わく、始皇、剛戾なり。仙を求

むべからず。乃ち亡げ去る。始皇、怒りて之れを控すること、四百六十四人。之れ

を咸陽に坑にす〔已上〕。『三體詩』上の六十二紙、「七言絶句増注」に之れを出だす。

然るに『直牒』に、「若し初に依りて次の義を会せば、

『私記』は且く所詮に約す。能詮、何ぞ捨てん。若し

次に依りて、初義を会せば、且く能詮に約して、所詮

を顕さんが為なり〔388〕。爾るに先師伝には、二義の

中に経を留むるを正とす。既に経釈に、共に此経と云

う。義意分明に色の経卷に非ずして、何んぞや〔已上〕。此

の義、師仰の意。問師の云わく、「若し爾らば特留此経は三

経に通ずるや。謂わく、文は局り、義は通ず。例せ

ば『小経』証誠の念仏の如し〔上承〕『直牒』七卷廿三紙を取意〔389〕。

委しく知らんと欲せば、彼を披せよ。又た『西宗要』三三紙に云わ

く、「尋ねて云わく、特留此経とは現文の如くに二卷

の『経』を留め給うを特留此経と云うか、ハタ経文の

中に念仏と云うを以ちて留むると云うか、如何。答う。

先先の如く、二義有りと法然上人仰せられて、一には

経を留めたまえり、大聖の慈悲の力、余経は此土に縁

無きが故に滅すと雖ども、仏力然らしめて、此の『経』

は此の土に縁有るが故に特り此の『経』を留むと云う。

二には念仏を留むと云うなり。実には経は滅し給えど

も、所詮、念仏を以ちて詮と為す。秦の始皇の時、書

をば焼くと雖ども、『詩』は人の口に在りと云うが如く、

経は滅すと雖ども、南無阿弥陀仏は人の口に云い伝わ

るか。後義を難じて云わく、設い色の経卷なりと雖ど

も、釈迦如来、慈悲の術力を以ちて之れを留めん時、

何ぞ之れを留めざらんや。是こを以ちて善導〔万年三

宝滅、此経住百年〔390〕と釈し玉エリ。経卷も留むる

べしと、聞こえたり、如何。答う。何れも苦しからず。

私に申して云わく。百歳の間、初めは経も有りと雖え

ども、終には滅して念仏斗り口に留ると意得べく候か。

師の云わく、爾なり。又た、云わく、色の経巻をも留め給う。念仏も留むる。爾の時は舍利も留まる【1000】と已上。鎮西相伝の御義、斯の如し。此の御義を以て特留此経を意得べき者なり。本より大師、二義を存したまう。然れば上來にも談するが如し。『選撰』は経

卷止住、『私記』は念仏止住と二偏存し難し。『選撰』『私記』各おの俱に二義を含むと見えたり。其の旨、著明なり。請う學者、之れを察せよ。今、私に按ずるに、大聖の慈悲、特り此の『経』を留む。有縁要法、亦た人口に留まるのみ。「特」は興師の云わく、「特」は独なり【1001】。

●止住百歳とは、今家と慈恩とは、末法万年後の百歳に約し、興師は十六羅漢傳持の終わり、増劫七万歳の後百歳に約す。而も、末法万年の後の百歳の義を破す。然れども、興師の解は、尽理の義に非ず。故に今、此義を取らず。記主『西宗要口筆』下三紙、釈して云わく、「興師の義は、経道滅尽の言ばを痛みて、『法住記』に依るなり。然れども、尽理の義に非ず。釈尊の遺法、再び興り、再び滅す。色の経巻の滅するに就きて、

経道滅尽と云わす【1002】云云。此の釈義を以て、旨を得。解すべし。

●其有衆生とは、法藏已後十歳の衆生なり。若し、彼の時に約せば、則ち、今時は、猶お仏在世の如し。豈に【527b】勤めざるべけんや。淨影『疏』下、四十六紙の云わく、「法滅尽の時の後の二百年、聞く者の、尚お利益を得て淨土に往生す。況や、今、聞かん者おや。何ぞ生ぜざること有らん【1003】已上。憬興『法苑珠林』下、四十四紙の云わく、「法滅尽の後、尚お聞ききて益を獲て淨土に往生す。況や、今、聞く者おや【1004】已上『探要記』七卷

四十五紙【1005】。元祖の云わく、「彼の三宝滅尽の時の念仏とは、当時の御房達とクラブレバ、当時の御房達は、仏の如し。彼の時の人の命は、タダ十歳なり。戒・定・恵の三字、タダ名ヲダニモ聞カズ。総ジテイフバカリ。ナキモノドモノ来迎にアヅカルベキ道理を知リナガラ、我が身ノ捨てラレマイラスベキ様ヲバ、何ニシテカ案ジ出スベキ」『和語灯』四卷、四十紙【1006】。又た云わく、「其の時の衆生は、三宝の名をダニ聞くコトナシ。諸の聖教は竜宮に隠レテ、一卷モ止マルモノナシ。只、

邪惡・無信サカリナル衆生ノミ有リテ、皆、惡道落ち
又ベシ」『同』三卷、卅一紙〔1007〕。

●皆可得度とは、言う所の得度は、即ち往生を指すなり。

●難値難見とは、値仏難を明す。淨影の云わく、「生じて仏の時に当る。之れを名づけて値とす。目に觀るを見と称す。此れ皆、難きなり〔1008〕。

●難得難聞とは、教の聞き難きことを明す。影の云わく、「手に經卷を得る。之れを名づけて得とす。耳に聽くを聞と曰う。亦た領すべし。誦を得とするのみ。滾を聞と稱す。此等、皆、難し〔1009〕。

●菩薩勝法等とは、其の行法を明す。之れを聞くも亦た難し。言う所の勝法は、大乘法を言うなり。

●遇善知識等とは、修行の難を明す。善知識に遇いて、能く行することも亦た難し。扱、此等の類、面々共は皆、〔588a〕之れを遁れて、之れを得たり。若し、此の時に修せずして、徒らに出離を虚しくせば、亦た其れ、何れの日ゾヤ。行者、之れを思え。

●若聞斯經等とは、是の如きの難を以ちての故に、若し斯の『經』を聞きて、信樂し、受持する者は、決定して此度に、淨土に生ずることを得べきのみ。

●難中之難無過此難とは、此の難を超えて往生する者は、誠に希有、難思の人なり。淨影の云うが如し、「前の三に約対して、此の『經』の中の修学、最も難きことを明す。余義余法は、処処に宣説し、淨土を開顯し、人に往生を教えるは、独ち此の一經のみ。是れを最も難とす〔1010〕已上。鈔主の云わく、「前三と言うは、見

仏の難を除く〔1011〕と。今、云わく、按ずるに、見仏・聞法・修行の三難か。難の言は六有りとも雖も、見仏・聞法・修行の三を出さざるが故に。又た、合讚師の云わく、「前の四難に対して、此の『經』の中に、修学最難なることを明す。『小經』に、所謂（一切世間難信之法〔1012〕と、今と、全く同じ。『薬師經』に曰わく、〈諸仏の境界は、誠に信じ難しとす。矧んや又た、弥陀願力凡入報土の事をや。難が中の難、良に以え有るかな〔1013〕〔1014〕。上來三解、取捨、學者の意に任す。「我法」とは、

影の云わく、「此の經法を挙ぐ〔1015〕と已上。又た、天經開書」八「釈尊本懷、正しく此の教法に在り。故に我法と云う〔1016〕」。

●如是作とは、影の云わく、「此の『經』に宣説する弥陀如来修願修行得身得土を如是作と名づく〔1017〕已上。爾れば弥陀因位の願行身土を指して、作と云うも、亦た可なり。上來所説、一經の始終、作の説教を出でず。若し随自に約せば念仏往生の作なり。

●如是説とは、世尊、上來、衆生の為に弥陀願行身土の相を宣説したまうを如是説と云う。

●如是〔529a〕教とは、又た、世尊、上來、捨惡持善を勧めて人に往生の法を教示したまうを如是教と云う〔上來、皆、淨影の意〔1018〕。興師の釈〔1019〕、亦た大同。又た『合讚』に云わく、「濁世に示現して八相作仏するを如是作と名づく。是れ、『小經』に「能為甚難希有之事能於濁世得阿耨菩提〔1020〕」と説くが如し。彼の次下の文に「為諸衆生説是一切世間難信之法〔1021〕」と言は、此の次の句、如是説如是教に当たる〔1022〕。

●**应当信順如法修行**とは、当に本願を信じて説の如く修行して往生を得べし。皆發無上正覺之心とは、淨影以為えらく、「阿弥陀仏の發願修行、淨仏国土、成就衆生を聞きて、之れに齊しからんことを思う。是れを「正覺之心」と名づく〔1023〕。鈔主の云わく、「又た此に往生の願有るべし。今、果報願を挙げて華報願を撰す。『宝積經』下、廿一紙に云わく、「四万億那由他百千の衆生有り。無上菩提に於きて未だ曾て發心せず。今、始初めて發し、諸の善根を種え、極樂世界に生じて阿弥陀仏を見たてまつらんと願す〔1024〕。『莊嚴經』下、十二紙〔1025〕、之れに同じ。扱、此処に於きて弥勒對して付属の語有るべきなり。然るに之無し。經家、或いは翻譯家、之れを略すか。『觀經』『小經』、皆、付属有り。此の經、何ぞ無からん。既に上の流通に、弥勒に命じて大火を過ぎて經を聞きて受持せんと云えり。豈に付嘱に非ずや。故に元祖〔天經觀〕に云わく、「此の經の説次、即ち『觀經』に念仏を付属するに似たり〔1026〕」已上。況や『宝積經』下、十八紙に曰わく、「今、此

の法門を汝に付囑す。受持し誦誦して希有の心を生じ、大衆の中に於きて他の為に開示せよ〔1027〕已上。又た、次に〔1294〕曰わく、「汝、阿逸多。我れ、此の法門を以ちて汝に囑累す。汝、当に修行して滅没せしむること無かるべし。是の如きの、廣大微妙の法門は一切諸仏の称讚する所なり。是の故に、我れ、今、為に大囑累す。当に是の法をして久住して滅せざらしむべし〔1028〕已上。合讀、此れ下末卷、五十五紙〔1029〕鈔七卷、六十紙〔1030〕。

●得清浄法眼とは、是れ小乗の初果を得るなり。「四

真諦を見るを浄法眼と名づく〔1031〕影師。『維摩経』注経

一卷、三十六紙に曰わく、「三万二千の天、及び人、遠塵離

垢して法眼浄を得たり〔1032〕已上。肇の云わく、「法眼

浄とは、須陀洹道なり。始めて道跡を見るが故に法眼

の名を得。塵垢は八十八の結なり已上。但し法眼浄は名、大小に

通ず。大乘は初地に入得するを法眼浄と名づく。小乗、初果を得るを法眼浄と名づく

〔1033〕〔1575〕。『鈔直』に「乗要決」并に今「鈔見聞」七卷の五十三紙を引く。

合せ見よ。

●得阿那含果とは、是れ第三果を得るなり。

●漏尽意解とは、是れ第四果を得るなり。「漏尽」とは、是れ障尽なり。「意解」とは、即ち智満なり。『莊嚴経』下、十紙に曰わく、「八百の苾芻、漏尽意解し、心、解脱を得る〔1034〕と已上。『維摩経』に曰わく、「八千の比丘、漏尽意解す〔1035〕と已上。肇の曰わく、「漏尽とは九十八結漏、既に尽く。故に意、解脱を得、阿羅漢を成ずるなり〔1036〕已上。問う。大乘経を聞く、何ぞ小果を得ん。答う。此の義、前の大意の中に弁ずるが如し已上。鈔〔1037〕。意の云わく、此の経の所説、娑婆の穢悪を厭うべきことを勧めたまうに有り。大小、俱に聞けども、大機は之れを聞きて、度生の心を発し、即ち大果を証す。小機は之れを聞きて、還りて宿習を発し、且く小果を証す。例せば、『無量義経』の時、所開の権法を聞きて即ち小益を得るが如し。然れども、小機、大乘を解せずというには非ず。例せば、台宗所談の解円行漸の如し〔1038〕已上。鈔一〔1295〕卷、四紙の意。問う。小果を証する人、往生を願するや。答う。阿難、既に願ず『莊嚴経』に云わく、「阿難、白して言く、彼の仏の淨利は

未曾有なることを得。我れ、亦た願樂して、彼の国に生ず [1008] [已上。』鈔

次上、四十五紙、之れを引く [1009]。余人、亦た然り。況や此の

經を聞きて皆、歡喜を生じ、豈に願ざざらんや [1010]

已上。』鈔。扱、今、小乗の得益を明すに、四果の中、第

二果を略する事は、四果を挙ぐべしと雖も、若し是れ自然の略か。又た、一義に云わく、今は三界見思の両

惑を断尽する等の者位に約して初三四果を挙ぐ。謂わ

く、三界の見惑を断尽して初果を得。故に先づ之れを

挙ぐ。思惑の中に於きて欲界九品思惑を断尽して第三

果を得。故に亦た之れを挙ぐ。上二界九品の思惑を断

尽して第四果を得。故に亦た之れを挙ぐ。然るに第二

果、欲界九品の思惑の中、漸く第六品までを断ず。未

だ欲界思惑を断尽せざる位なり。是の故に、第二果を

略するか今『鈔見聞』七卷、五十二紙の意 [1011]。

●得不退転とは、『鈔』に云わく「三賢位なり [1012]

已上。今、云わく、此の義、未だ穩かならず。三賢已

上の不退に通ずべし。既に此土往生の菩薩、三不退に

通ず。聞經得益の菩薩、無生、何ぞ賢位に限らん。何

に況や『經』の会座に於きて何ぞ只、大乘の衆のみ有

りて三賢已上の菩薩無からん。其の上に經に簡別の言

有り。上には「無量衆生」と云う。是れ凡夫なるべし。

次に小聖を挙ぐ。後に菩薩と云う。浅自り深に至る。

其の位、差別す。定めて知りぬ、三賢已上の菩薩なる

べし。又た、信位有らんをば遮せず已上、見聞 同趣 [1013]。

●以弘誓功德等とは、淨影の云わく、「大乘の衆生、

弥陀仏の威徳、広大なることを聞きて、堅心に願求す。

故に不退を得。此の多惡を聞きて、誓いて濟度せんと

欲するを、誓目嚴と名づく。斯に由りて果を果す。故

に將來に於きて [130a] 当に正覺を成ずべし [1014] 懼

興之れに同じ [1015]。鈔主、云わく、此れ亦た心に往生願

有るべし [1016] 已上。是の故に『莊嚴經』下、十二紙に曰

わく、「復た四十俱胝百千那由他の人有りて阿耨多羅

三藐三菩提心を発し、諸の善根を種え、皆、極樂世界

に往生して無量寿仏を見たてまつらんと願す [1017]。

●爾時三千等とは、如来の化周なり。所説の眞実不虛

を表し、物をして信ぜしめんが為の故なり。能く神力

を以ちて此れ等の瑞を現す。「百千音楽」とは、『宝積經』下、廿二紙に曰わく、「無量億那由他百千天人、同時の音楽、鼓せずして自ら鳴り、天の曼陀羅華を雨らし、没して膝に至る。乃至、阿迦膩吒天、皆、種種の殊妙の供養を作す」〔1069〕と曰上。

●**紛紛**とは、憬興の云わく、「乱墜の状なり」〔1070〕。問う。余の經の説を看るに、聞經の得益は正宗の中に在り。現瑞は序に在り。今、何ぞ俱に流通の中に在るや。答う。得益の遅速は必ず同じかるべからず。今『經』の聴衆は流通の終りに於きて其の益を得るか。序分の中に光顔の奇瑞有り〔1071〕。流通の今、亦た此の瑞相を現す。当に知るべし、仏意、鄭重を表するなり。

●**長老**とは、元照『小経義疏』十紙に云わく、「徳、重く、臘、高し。故に長老と称す」〔1072〕。

●**一切大衆**とは、異訳には天竜等の雜類衆を列す。今、「一切大衆」の句の中に彼を撰して見るべし。『莊嚴經』に曰わく、「天竜八部一切大衆」〔1073〕と。『覺經』に曰わく、「諸天帝釈人民」〔1074〕と。

●**靡不歡喜**とは、鈔主、云わく、「大衆、弥陀の願を聞き、釈尊の恩を荷い、自ら大益を得る、何ぞ歡喜せざらん」〔1075〕。

無量寿経随聞講録卷下之二終

義山良照『無量寿経随聞講録』卷下之二（『浄土宗全書』第一四卷所收）の書き下し文である。訓読に当たり、

- ・字体及び仮名遣いは、新字体、現代仮名遣いに改めた。
- ・原則として『浄土』本に付された訓点に従ったが、一部改めたところもある。
- ・所釈の『無量寿経』本文は、『浄土』では「●」に続いて示される。本書き下しでは、●の前に改行を加え、『無量寿経』本文を太字にて示した。
- ・割注が多用されているが、書き下し文でそれを再現すると極めて読みにくい。本書き下しでは、ポイントを下げて示した。
- ・内の数字は『浄土』一四巻の頁数である。
- ・今回、出典等の注記が100を超えてしまった。繁を避けるため、注番号（数字）のみを残し、注記本文は割愛した。

24日

- ・ 教学研究Ⅱ (佛敎大学)

26日

- ・ 寺院の公益性研究①仏敎福祉研究
(静岡敎区海福寺)

30日

- ・ 開宗850年に向けて②過疎対策研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)
- ・ 開宗850年に向けて①事業テーマ研究会
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
- ・ 浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
- ・ 教学研究Ⅰ(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)

31日

- ・ 開宗850年に向けて②過疎対策研究会
(総合研究所)

- ・ 教学研究Ⅱ (佛敎大学)
16日
- ・ 広報のあり方について
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・ 開宗850年に向けて①事業テーマ研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・ 浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
17日
- ・ 教学研究Ⅱ (佛敎大学)
18日
- ・ 布敎研究会 (総合研究所)
19日
- ・ 教学研究Ⅰ (総合研究所)
- ・ 浄土宗基本典籍の翻訳(日常勤行式)
(佛敎大学)
24日
- ・ 浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
- ・ 教学研究Ⅱ (佛敎大学)
26日
- ・ 開宗850年に向けて①事業テーマ研究会
(総合研究所)
- ・ 寺院の公益性研究①仏敎福祉研究
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)

3月

- 2日
- ・ 教学研究Ⅰ (総合研究所)
- ・ 開宗850年に向けて①事業テーマ研究会
(総合研究所)
- ・ 浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
- 3日
- ・ 教学研究Ⅱ (佛敎大学)

- 4日
- ・ 法式研究会(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)
4日～5日
- ・ 寺院の公益性研究②災害対応研究
(岩手県釜石市)
9日
- ・ 開宗850年に向けて②過疎対策研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・ 布敎研究会 (総合研究所)
10日
- ・ 教学研究Ⅱ (佛敎大学)
11日
- ・ 浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
16日
- ・ 敎化センターのあり方について
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
- ・ 広報のあり方について
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
- ・ 開宗850年に向けて①事業テーマ研究会
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
- ・ 浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
17日
- ・ 教学研究Ⅱ (佛敎大学)
18日
- ・ 浄土宗基本典籍の翻訳(日常勤行式)
(佛敎大学)
- 23日
- ・ 開宗850年に向けて②過疎対策研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・ 開宗850年に向けて①事業テーマ研究会
(総合研究所)
- ・ 浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)

(佛敎大学)

(総合研究所)

1月

- 13日
 - ・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
 - ・広報のあり方について
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
 - ・開宗850年に向けて②過疎対策研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
 - ・教学研究Ⅱ (佛敎大学)
 - ・浄土宗基本典籍の翻訳(日常勤行式)
(佛敎大学)
- 14日
 - ・布敎研究会 (総合研究所)
- 15日
 - ・法式研究会 (総合研究所)
- 19日
 - ・開宗850年に向けて①事業テーマ研究会
(総合研究所)
 - ・広報のあり方について
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
 - ・開宗850年に向けて①事業テーマ研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
 - ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
- 20日
 - ・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
 - ・教学研究Ⅱ (佛敎大学)
- 26日
 - ・開宗850年に向けて②過疎対策研究会
(総合研究所)
 - ・教化センターのあり方について
(浄土宗宗務庁 東京第2応接室)
 - ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化

- ・寺院の公益性研究①仏敎福祉研究
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- 27日
 - ・法式研究会 (埼玉敎区勝願寺)
 - ・教学研究Ⅱ (佛敎大学)
- 29日
 - ・布敎研究会 (総合研究所)

2月

- 2日
 - ・開宗850年に向けて②過疎対策研究会
(総合研究所)
 - ・広報のあり方について
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
 - ・寺院の公益性研究②災害対応研究
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
 - ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
- 3日
 - ・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
 - ・教学研究Ⅱ (佛敎大学)
- 4日
 - ・浄土宗基本典籍の翻訳(日常勤行式)
(佛敎大学)
- 9日
 - ・布敎研究会
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
 - ・開宗850年に向けて②過疎対策研究会
(総合研究所)
 - ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
- 10日
 - ・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)

- ・開宗850年に向けて②過疎対策研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
- ・寺院の公益性研究①仏教福祉研究
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
28日
- ・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)

11月

- 4日
- ・総合研究所シンポジウム
「僧侶-いかにあるべきか-」
(浄土宗宗務庁 京都講堂)
- 7日
- ・開宗850年に向けて①事業テーマ研究会
(浄土真宗本願寺派 聞法会館)
- 10日
- ・開宗850年に向けて②過疎対策研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・教化センターのあり方について
(浄土宗宗務庁 東京第2応接室)
- ・開宗850年に向けて①事業テーマ研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
- ・寺院の公益性研究①仏教福祉研究
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・法式研究会 (総合研究所)
17日
- ・開宗850年に向けて②過疎対策研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
18日
- ・教学研究Ⅱ (佛敎大学)

- ・浄土宗基本典籍の翻訳(日常勤行式)
(佛敎大学)
19日
- ・布敎研究会 (総合研究所)
24日
- ・広報のあり方について (総合研究所)

12月

- 1日
- ・教学研究Ⅰ (総合研究所)
3日
- ・教化センターのあり方について
(浄土宗宗務庁 東京第2応接室)
5日
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
- 8日
- ・開宗850年に向けて②過疎対策研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・広報のあり方について (総合研究所)
9日
- ・布敎研究会(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
- ・教学研究Ⅱ (佛敎大学)
16日
- ・教学研究Ⅱ (佛敎大学)
18日
- ・布敎研究会 (総合研究所)
22日
- ・開宗850年に向けて①事業テーマ研究会
(総合研究所)
- ・寺院の公益性研究①仏教福祉研究
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
- ・浄土宗基本典籍の翻訳(日常勤行式)

- (浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(浄土宗宗務庁 東京第1・2会議室)
- 26日
- ・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
- 28日
- ・布教研究会(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)

9月

- 1日
- ・開宗850年に向けて②過疎対策研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- 2日
- ・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
- 3日
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
- 8日
- ・教学研究Ⅰ (総合研究所)
- ・開宗850年に向けて②過疎対策研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・寺院の公益性研究②災害対応研究
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
- 9日
- ・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
- 10日
- ・法式研究会(浄土宗宗務庁 京都第3会議室)
- 16日
- ・教学研究Ⅱ (佛敎大学)
- ・浄土宗基本典籍の翻訳(日常勤行式)
(佛敎大学)
- 22日

- ・開宗850年に向けて②過疎対策研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- 29日
- ・開宗850年に向けて②過疎対策研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・教学研究Ⅰ (総合研究所)
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
- ・寺院の公益性研究①仏敎福祉研究
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- 30日
- ・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
- ・布教研究会(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)

10月

- 7日
- ・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
- 12日
- ・寺院の公益性研究①仏敎福祉研究
(同朋大学)
- 14日
- ・教学研究Ⅱ (佛敎大学)
- ・浄土宗基本典籍の翻訳(日常勤行式)
(佛敎大学)
- 15日
- ・布教研究会(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
- 20日
- ・開宗850年に向けて①事業テーマ研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
- 21日
- ・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
- 27日

8日

- ・ 教学研究Ⅱ (佛教学大学)

9日

- ・ 布教研究会(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)

15日

- ・ 教学研究Ⅱ (佛教学大学)
- ・ 浄土宗基本典籍の翻訳(日常勤行式)
(佛教学大学)

22日

- ・ 布教研究会 (総合研究所)

24日

- ・ 浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)

25日

- ・ 寺院の公益性研究②災害対応研究
(総合研究所)

28日

- ・ 開宗850年に向けて②過疎対策研究会
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
- ・ 開宗850年に向けて①事業テーマ研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・ 寺院の公益性研究①仏教福祉研究
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
- ・ 法式研究会 (大本山増上寺)
- ・ 教化センターのあり方について
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)

29日

- ・ 布教研究会 (総合研究所)
- ・ 浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)

30日

- ・ 広報のあり方について
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)

8月

4日

- ・ 開宗850年に向けて②過疎対策研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)

- ・ 広報のあり方について
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)

- ・ 教化センターのあり方について
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)

- ・ 浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)

5日

- ・ 浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)

6日

- ・ 寺院の公益性研究②災害対応研究
(大本山増上寺)

- ・ 寺院の公益性研究②災害対応研究
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)

11日

- ・ 開宗850年に向けて②過疎対策研究会
(総合研究所)

12日

- ・ 浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)

18日

- ・ 開宗850年に向けて②過疎対策研究会
(総合研究所)

- ・ 広報のあり方について
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)

- ・ 浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)

19日

- ・ 寺院の公益性研究②災害対応研究
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)

25日

- ・ 開宗850年に向けて②過疎対策研究会

(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)

13日

- ・浄土宗基本典籍の英訳研究会

(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)

16日

- ・開宗850年に向けて②過疎対策研究会

(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)

- ・教学研究Ⅰ (総合研究所)
- ・法式研究会 (総合研究所)
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化 (総合研究所)
- ・浄土宗基本典籍の英訳研究会

(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)

17日

- ・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
- ・教学研究Ⅱ (佛教大学)
- ・浄土宗基本典籍の翻訳(日常勤行式) (佛教大学)

18日

- ・布教研究会 (総合研究所)
- ・浄土宗基本典籍の英訳研究会 (浄土宗宗務庁 東京第1応接室)

20日

- ・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)

23日

- ・広報のあり方について (総合研究所)
- ・開宗850年に向けて①事業テーマ研究会 (浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・寺院の公益性研究①仏教福祉研究 (浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
- ・法式研究会 (総合研究所)
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化 (総合研究所)
- ・浄土宗基本典籍の英訳研究会 (浄土宗宗務庁 東京第1応接室)

24日

- ・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
- ・教学研究Ⅱ (佛教大学)
- ・浄土宗基本典籍の翻訳(日常勤行式) (佛教大学)

25日

- ・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)

26日

- ・布教研究会 (総合研究所)
- ・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)

27日

- ・浄土宗基本典籍の英訳研究会 (福岡教区弘善寺)

28日

- ・浄土宗基本典籍の英訳研究会 (福岡教区弘善寺)

7月

1日

- ・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
- ・教学研究Ⅱ (佛教大学)
- ・布教研究会 (総合研究所)

2日

- ・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)

3日

- ・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)

7日

- ・開宗850年に向けて②過疎対策研究会 (浄土宗宗務庁 東京第1応接室)
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化 (総合研究所)
- ・法式研究会 (総合研究所)
- ・教化センターのあり方について (浄土宗宗務庁 東京第1会議室)

5月

- 8日
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
- 9日
- ・布教研究会 (総合研究所)
- 12日
- ・開宗850年に向けて②過疎対策研究会
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
 - ・教学研究Ⅰ (総合研究所)
 - ・開宗850年に向けて①事業テーマ研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
 - ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
 - ・寺院の公益性研究①仏教福祉研究
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- 13日
- ・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
 - ・教学研究Ⅱ (佛教学)
 - ・浄土宗基本典籍の翻訳(日常勤行式)
(浄土宗宗務庁 京都)
 - ・浄土宗基本典籍の翻訳(日常勤行式)
(佛教学)
- 19日
- ・開宗850年に向けて②過疎対策研究会
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
 - ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
- 20日
- ・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
 - ・教化センターのあり方について
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
 - ・教学研究Ⅱ (佛教学)

26日

- ・広報のあり方について
(立正佼成会事務庁舎)
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)

6月

- 2日
- ・開宗850年に向けて②過疎対策研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)
 - ・寺院の公益性研究②災害対応研究
(東京都)
 - ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
- 3日
- ・広報のあり方について
(曹洞宗宗務庁)
 - ・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
- 4日
- ・広報のあり方について (真如苑応現院)
- 9日
- ・教化センターのあり方について
(大本山増上寺「松の間」)
 - ・法式研究会(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
 - ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
 - ・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
- 10日
- ・布教研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
 - ・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
 - ・教学研究Ⅱ (佛教学)
- 12日
- ・浄土宗基本典籍の英訳研究会

平成26年度 浄土宗総合研究所活動一覧

4月		(佛教大学)
1日		16日
・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)		・布教研究会 (総合研究所)
3日		・法式研究会 (浄土宗宗務庁 京都)
・布教研究会 (総合研究所)		21日
7日		・開宗850年に向けて②過疎対策研究会 (浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
・開宗850年に向けて②過疎対策研究会 (総合研究所)		・教学研究Ⅰ (総合研究所)
・広報のあり方について (総合研究所)		・広報のあり方について (浄土宗宗務庁 東京第1応接室)
8日		・浄土宗基本典籍の電子テキスト化 (総合研究所)
・布教研究会 (総合研究所)		・開宗850年に向けて①事業テーマ研究会 (浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
14日		22日
・開宗850年に向けて②過疎対策研究会 (浄土宗宗務庁 東京第2会議室)		・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
・教化センターのあり方について (浄土宗宗務庁 東京第1会議室)		・教学研究Ⅱ (佛教大学)
・教学研究Ⅰ (総合研究所)		23日
・寺院の公益性研究②災害対応研究 (浄土宗宗務庁 東京第2会議室)		・広報のあり方について (浄土真宗本願寺派宗務所)
・浄土宗基本典籍の電子テキスト化 (総合研究所)		25日
・寺院の公益性研究①仏教福祉研究 (浄土宗宗務庁 東京第2会議室)		・布教研究会 (総合研究所)
・法式研究会 (大本山増上寺)		28日
15日		・開宗850年に向けて②過疎対策研究会 (浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)		・教学研究Ⅰ (総合研究所)
・教学研究Ⅱ (佛教大学)		・浄土宗基本典籍の電子テキスト化 (総合研究所)
・浄土宗基本典籍の翻訳(日常勤行式)		・布教研究会 (総合研究所)

【基礎研究】基礎研究プロジェクト 教学研究Ⅰ（東京）

主 務	柴田泰山		
研究員	石川琢道	市川定敬	齊藤舜健
	曾根宣雄		
嘱託研究員	坂上雅翁	石上壽應	工藤量導

【基礎研究】基礎研究プロジェクト 教学研究Ⅱ（京都分室）

研究代表	藤本浄彦		
主 務	齊藤舜健		
研究員	上田千年	井野周隆	市川定敬
	田中芳道		
嘱託研究員	曾田俊弘	伊藤茂樹	八橋秀法
	南 宏信	米澤実江子	
研究スタッフ	西本明央	角野玄樹	岩谷隆法
	永田真隆		

【応用研究】応用研究プロジェクト 浄土宗基本典籍の英訳研究

主 務	戸松義晴		
研究員	佐藤堅正	市川定敬	
嘱託研究員	北條竜士	石田一裕	Jonathan Watts
研究スタッフ	佐藤良純	小林正道	小林惇道
	高瀬顕功	島 恭裕	岩田斎肇
	Karen Mack		

【応用研究】応用研究プロジェクト 浄土宗基本典籍の翻訳（日常勤行式）

研究代表	戸松義晴		
主 務	市川定敬		
研究員	齊藤舜健	上田千年	井野周隆
	田中芳道		
嘱託研究員	八橋秀法	南 宏信	米澤実江子
研究スタッフ	薊 法明	西本明央	前田信剛
	角野玄樹		

【基礎研究】基礎研究プロジェクト 法式研究

研究代表	坂上典翁		
主 務	中野孝昭		
研究員	西城宗隆	柴田泰山	荒木信道
嘱託研究員	熊井康雄	中野晃了	田中康真
	山本晴雄	清水秀浩	大澤亮我
	八橋秀法	板倉宏昌	工藤量導
研究スタッフ	廣本栄康	渡辺裕章	八尾敬俊

【基礎研究】基礎研究プロジェクト 布教研究

研究代表	今岡達雄		
主 務	後藤真法		
研究員	宮入良光	八木英哉	
嘱託研究員	大高源明	工藤量導	
研究スタッフ	中川正業	藤井正史	宮田恒順

【総合研究】総合研究プロジェクト 寺院の公益性研究①仏教福祉研究

研究代表	石川到覚		
主 務	曾根宣雄		
研究員	上田千年		
嘱託研究員	曾田俊弘	吉水岳彦	坂上雅翁
	藤森雄介	郡嶋昭示	
研究スタッフ	石川基樹	永田真隆	大河内大博
	渡邊義昭	菊池 結	丹羽信誠
	鷲見宗信		

【総合研究】総合研究プロジェクト 寺院の公益性研究②災害対応研究

研究代表	今岡達雄		
主 務	宮坂直樹		
研究員	戸松義晴	袖山榮輝	曾根宣雄
	東海林良昌	吉田淳雄	
嘱託研究員	郡嶋昭示		
研究スタッフ	小川有閑	高瀬顕功	小林淳道
	問芝志保		

【応用研究】応用研究プロジェクト 法然上人御法語集第5集

主 務	林田康順		
研究員	石川琢道	佐藤堅正	東海林良昌
	袖山榮輝	曾根宣雄	和田典善
嘱託研究員	吉水岳彦	石上壽應	郡嶋昭示
	工藤量導	石田一裕	
研究スタッフ	大橋雄人		

【応用研究】応用研究プロジェクト 浄土宗基本典籍の電子テキスト化

主 務	佐藤堅正		
研究員	後藤真法	柴田泰山	石川琢道
	齊藤舜健	市川定敬	
嘱託研究員	石田一裕		
研究スタッフ	大橋雄人	小林淳道	佐藤慈明
	長谷川希里		

平成26年度 研究課題別スタッフ一覧

【総合研究】総合研究プロジェクト 広報のあり方について

主 務	戸松義晴		
研究員	名和清隆	東海林良昌	
嘱託研究員	工藤量導	Jonathan Watts	
研究スタッフ	大蔵健司		

【総合研究】総合研究プロジェクト 教化センターのあり方について

主 務	今岡達雄		
研究員	袖山榮輝	宮坂直樹	八木英哉
嘱託研究員	石田一裕		
研究スタッフ	島田絵加		

【総合研究】総合研究プロジェクト 開宗850年に向けて①事業テーマ研究

主 務	袖山榮輝		
研究員	後藤真法	佐藤堅正	荒木信道
	和田典善	石川琢道	宮坂直樹
	宮入良光	井野周隆	
嘱託研究員	郡嶋昭示	江島尚俊	
研究スタッフ	島恭裕		

【総合研究】総合研究プロジェクト 開宗850年に向けて②過疎対策研究

研究代表	武田道生		
主 務	名和清隆		
研究員	東海林良昌	宮坂直樹	
嘱託研究員	工藤量導	石田一裕	鍵小野和敬
	石上壽應		

平成26年度 研究プロジェクト一覧

【総合研究】	総合研究プロジェクト	1	広報のあり方について	
		2	教化センターのあり方について	
		3	開宗850年に向けて	①事業テーマ研究
				②過疎対策研究
4	寺院の公益性研究	①仏教福祉研究		
		②災害対応研究		
【応用研究】	応用研究プロジェクト	5	法然上人御法語集第5集	
		6	浄土宗基本典籍の電子テキスト化	
		7	浄土宗基本典籍の英訳研究	
		8	浄土宗基本典籍の翻訳（日常勤行式）	
【基礎研究】	基礎研究プロジェクト	9	法式研究	
		10	布教研究	
		11	教学研究Ⅰ（東京）	
		12	教学研究Ⅱ（京都分室）	

総合研究所運営委員会名簿

(平成27年3月31日現在)

委員（役職）

豊岡鎌尔（宗務総長）
山本正廣（教学局長）
浦野瑞明（財務局長）
宮林雄彦（社会国際局長）
岡本宣丈（文化局長）
藤本浄彦（総合研究所長）
今岡達雄（総合研究所副所長）
戸松義晴（総合研究所主任研究員）

委員

小澤憲珠
松岡玄龍
田中勝道
西村實則
廣瀬卓爾
福原隆善
西山精司
田中信道

浄土宗総合研究所研究員一覧

(平成27年3月31日現在)

〒105-0011 東京都港区芝公園4-7-4 明照会館4階

電話 03-5472-6571 (代表) FAX 03-3438-4033

〈分室〉

〒603-8301 京都市北区紫野北花ノ坊町96 佛教大学内

電話 075-495-8143 FAX 075-495-8193

ホームページアドレス <http://www.jsri.jp/>

所長	藤本浄彦
副所長	今岡達雄
主任研究員	戸松義晴
専任研究員	後藤真法・齊藤舜健・西城宗隆・袖山榮輝
研究員	荒木信道・石川琢道・市川定敬・井野周隆・上田千年・佐藤堅正 柴田泰山・東海林良昌・曾根宣雄・武田道生・田中芳道・中野孝昭 名和清隆・林田康順・宮入良光・宮坂直樹・八木英哉・吉田淳雄 和田典善
常勤嘱託研究員	石田一裕・工藤量導・郡嶋昭示・米澤実江子・Jonathan Watts
嘱託研究員	石上壽應・板倉宏昌・伊藤茂樹・江島尚俊・大澤亮我・大高源明 鍵小野和敬・熊井康雄・坂上雅翁・坂上典翁・清水秀浩・曾田俊弘 田中康真・北條竜士・藤森雄介・中野晃了・南 宏信・八橋秀法 山本晴雄・吉水岳彦
研究スタッフ	薊 法明・大蔵健司・岩田斎肇・石川到覚・石川基樹・岩谷隆法 大河内大博・大橋雄人・小川有閑・角野玄樹・菊池 結・小林淳道 小林正道・佐藤慈明・佐藤良純・島 恭裕・島田絵加・問芝志保 高瀬顕功・田中美喜・中川正業・永田真隆・西本明央・丹羽信誠 長谷川希里・廣本榮康・前田信剛・宮田恒順・藤井正史・八尾敬俊 鷺見宗信・渡邊義昭・渡辺裕章・Karen Mack
客員研究員	石上善應・長谷川匡俊

編集後記

- ▽平成26年度の研究を表した教化研究第26号をお届けします。
- ▽研究ノートは、開宗850年に向けて②過疎対策研究プロジェクト『過疎地域における寺院活動の現状と課題⑥—北海道第一教区・第二教区の場合—』、寺院の公益性研究①仏教福祉研究プロジェクト『浄土宗における社会实践—その理念と実践者について—』・『颯田本真尼を支えた人々とその背景』・『援助者によるクライアントの「受容」をめぐる—法然の凡夫観をてがかりに—』、教学研究Ⅱ（京都分室）プロジェクト『無量寿経随聞講録 卷下之二』を掲載します。
- ▽その他の研究継続中のものも含め、それぞれの概要や研究経過等を「研究活動報告」に記載しました。

教化研究 第26号

平成27年12月1日 発行

発行人 藤本 浄彦

編集・発行 浄土宗総合研究所

〒105-0011 東京都港区芝公園4-7-4 明照会館内
電話(03) 5472-6571 (代表) FAX(03) 3438-4033

制作・DTP 共立社印刷所
印刷・製本

JOURNAL OF JODO SHU EDIFICATION STUDIES

教化研究